

## 予算特別委員会

2月26日（月）午後2時18分開議

- 議題1 委員長の互選について
  - 2 座席の指定について
  - 3 副委員長の互選について
  - 4 予算審査の順序について
  - 5 その他

○出席委員（12名）

1番	佐藤弘美	委員	2番	竹内隆哲	委員
3番	橋本将	委員	4番	宮本大裕	委員
5番	小林智	委員	6番	藤野和美	委員
7番	吉本秀二	委員	8番	青柳賢治	委員
9番	畠山美幸	委員	10番	川口浩史	委員
11番	渋谷登美子	委員	12番	狩守勝義	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

---

○森 一人議長 それでは、ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

初めての委員会でありますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の吉本秀二委員さんに臨時委員長をお願いいたしたいと思います。

〔吉本秀二臨時委員長、委員長席に着席〕

○吉本秀二臨時委員長 年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

---

◎開会の宣告

○吉本秀二臨時委員長 ただいまから委員会を開会いたします。

(午後 2時18分)

---

◎委員長の互選

○吉本秀二臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

慣例により、副議長が委員長職を務めることになっております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本秀二臨時委員長 ご異議なしと認めます。

よって、狛守委員を委員長とすることにいたします。

ただいま委員長に当選されました狛守委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

○狛守勝義委員長 ただいまご指名いただきました狛守勝義でございます。皆様のご協力によりまして、しっかりと、またしっかりと審議をスムーズに進めていきたいと思っておりますので、どうかご協力をよろしくをお願いいたします。

○吉本秀二臨時委員長 ありがとうございます。

それでは、委員長を交代いたします。

〔狛守勝義委員長、委員長席に着席〕

---

◎座席の指定

○狛守勝義委員長 それでは、座席の指定を行います。

座席は、議席番号順といたしたいと思います。なお、最終番席は委員長席とさせていただきます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、指定いたします。1番席、佐藤弘美委員、2番席、竹内隆哲委員、3番席、橋本将委

員、4番席、宮本大裕委員、5番席、小林智委員、6番席、藤野和美委員、7番席、吉本秀二委員、8番席、青柳賢治委員、9番席、畠山美幸委員、10番席、川口浩史委員、11番席、渋谷登美子委員、そして最後の12番席、狛守勝義でございます。

---

◎副委員長の互選

○狛守勝義委員長 これより副委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

青柳委員。

○青柳賢治委員 指名推選でいかがでしょうか。

○狛守勝義委員長 指名推選という声がありましたので、副委員長の選挙は指名推選の方法によることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

副委員長の選挙は、指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をお願いいたします。。

青柳委員。

○青柳賢治委員 新人の議員の宮本大裕委員にお願いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 ただいま宮本大裕委員が副委員長に指名されました。

ただいま指名された宮本大裕委員を副委員長と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

よって、宮本大裕委員が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました宮本大裕委員から就任のご挨拶をお願いいたします。

○宮本大裕副委員長 ご指名をいただきました宮本大裕でございます。狛守委員長をはじめ諸先輩方のご指導を賜りまして、予算特別委員会の副委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○狛守勝義委員長 ありがとうございます。

---

◎予算審査の順序について

○狛守勝義委員長 次に、予算審査の順序についてお諮りしたいと思います。

お手元に令和6年度予算審査予定表をお配りいたしました。

審査の順序は配付した表のとおりでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は配付した表のとおりといたします。

---

◎閉会の宣告

○狹守勝義委員長 これにて委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 2時24分)

## 予算特別委員会

3月11日（月）午前9時30分開議

議題1 「議案第16号 令和6年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（11名）

1番	佐藤弘美	委員	3番	橋本将	委員
4番	宮本大裕	委員	5番	小林智	委員
6番	藤野和美	委員	7番	吉本秀二	委員
8番	青柳賢治	委員	9番	畠山美幸	委員
10番	川口浩史	委員	11番	渋谷登美子	委員
12番	狩守勝義	委員			

○欠席委員（1名）

2番 竹内隆哲 委員

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

---

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
石橋正仁	総務課庶務・人事担当副課長
金子守	総務課財政契約担当副課長
安藤浩敬	地域支援課長
根岸隆行	地域支援課人権・安全安心担当副課長
加藤憲史	地域支援課政策創生担当主席主査
山口綾子	地域支援課政策創生担当主席主査
岡野富春	税務課長
内田富恵	税務課課税担当副課長
小松英喜	税務課収納対策室長
贄田秀男	町民課長
柳澤純子	町民課戸籍・住民担当副課長

吉	田	信	子	町民課保険・年金担当副課長
太	田	直	人	福祉課長
藤	野	広	之	福祉課社会福祉担当副課長
内	田	淳	也	福祉課児童福祉担当副課長
菅	原	広	子	健康いきいき課長
金	子	美	都	健康いきいき課健康管理担当副課長
儘	田	直	子	健康いきいき保健担当主査
近	藤	久	代	健康生きがい課長
簾	藤	久	史	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
川	上		力	長寿生きがい課包括支援担当副課長
大	島	真	弓	会計管理者兼会計課長
大	島	行	代	会計課会計用度担当主席主査
下	村		治	教育委員会教育長

---

◎委員長挨拶

○狛守勝義委員長 皆さん、おはようございます。今日は、予算特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席いただき、誠にありがとうございます。

---

◎議長挨拶

○狛守勝義委員長 それでは、ここで森議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。お願いします。

○森 一人議長 改めまして、おはようございます。本日から始まる予算特別委員会、大変ご苦労さまです。委員の皆様におかれましては、慎重なる予算審議をお願いいたします。

以上です。

○狛守勝義委員長 ありがとうございます。

---

◎町長挨拶

○狛守勝義委員長 続きまして、佐久間町長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願います。

○佐久間孝光町長 おはようございます。本日から予算特別委員会がスタートするわけでありませけれども、執行側といたしましても、皆様方からの質疑をしっかりと真摯に受け止め、そして誠意を持って対応してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○狛守勝義委員長 ありがとうございます。

---

◎開会の宣告

○狛守勝義委員長 ただいま出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、よって、予算特別委員会は成立いたしました。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○狛守勝義委員長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○狛守勝義委員長 ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第16号 令和6年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第17号 令和6年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第18号 令和6

年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第19号 令和6年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第20号 令和6年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び議案第21号 令和6年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案6件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の予算審査表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、この委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長からの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りいたします。

議案第16号 令和6年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査表に基づき、課局ごとに行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。

審査の進行具合によりましては、2日目の日程を繰り上げます。

また、議案第17号 令和6年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から議案第21号 令和6年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件までの審査は、歳入歳出を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第21号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、議案第16号 令和6年度嵐山町一般会計予算議定について、総括質疑をする委員は、明日、3月12日火曜日の午後1時までには委員長へ届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会への傍聴の申出がある場合は、原則許可いたしたいと思いますので、ご了承願います。

委員の皆様申し上げます。質疑は、質疑発言通告書に基づいて行います。委員は、通告書に基づいて質疑のみ簡明に発言するよう心がけてください。また、質疑の回数は3回までとしますので、ご了承願います。重複する質疑については、同じ内容の質疑答弁の繰り返しにならないよう、先に質疑した方への回答で納得得られる場合、再質疑からお願いいたします。再質疑の際、「先ほど聞き漏らしてしまったので確認したい」や「先ほどの答弁の確認ですが」など、答弁済みの回答についての確認はご遠慮いただきたいと思います。最後に、重複する質疑について、前の方の答弁で納得が得られた場合、質疑を取り消すことは可能といたします。

◎議案第16号の質疑

○狛守勝義委員長 議案第16号 令和6年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

議会事務局に関する部分の質疑はありませんでしたので、税務課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、小林委員、質疑をどうぞ。

○小林 智委員 それでは、私から質疑のほうを進めさせていただきたいと思います。通告書に従って申し上げます。

まず、固定資産税、償却資産のうち、太陽光発電設備に係る件数、金額についてお伺いします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、償却資産につきまして、申告方式が2種類ありますので、合計申告、一品申告という2種類がございますが、合計申告につきましては、内容の把握ができず、抽出ができないため、今回のお答えにつきましては、一品申告で分かる範囲でのお答えとさせていただきます。

3月7日時点の試算により、一品申告により把握できるものの件数といたしまして、134件、金額にいたしまして約2,400万円となります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 小林委員。

○小林 智委員 件数分からないということなのですが、それでは、太陽光設備に関して償却資産の課税をした先の件数、申告された先数というのはお分かりになるのでしょうか。

それと、まず直近の3年程度で新規の発生がどのくらいあるか、お分かりになりましたら教えていただきたいと思っております。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 お答えさせていただきます。

申告した先数なのですが、全体としては分からないということで、申し訳ございません。

それと、新規の数字につきましては、過去3年ということなのですが、今回把握した数字なのですが、5件でございます。金額にして約100万円程度ということになります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 小林委員。

○小林 智委員 今回5件と、これはまず今回はということ、令和5年度でということなのでしょ

うか、1年分ということなのではないかというのがまず1つです。

それから、償却資産全体像が把握できていないということなのですから、これは償却資産台帳とか、おつけになっているのではないかなと思うのですけれども、合計申告だと、それについても分からない。個々には分からないけれども、その1社で、1社といいますか、1つの先で年度ごとに分かれたものの合算で申告されてしまうということなのではないでしょうか。そうするとそのところの検証というのとはできないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 お答えさせていただきます。

5件につきましては、5年度の、5年度といいます、6年の1月1日現在の申告で今把握しているものでございます。

それと、把握ができないということなのですから、やはり合計申告でも明細がついている会社さんについていない会社さんがございますので、そういったところで抽出ができませんので、確かに正確な検証ができないというのが現状でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員。

○藤野和美委員 それでは、参考資料の12ページ、この固定資産税の金額の中で、花見台工業団地関連の金額見込みがどのくらいかということと。

もう一つ、固定資産税、今年度のあれが16億7,189万ということなのですが、令和5年度の下の方、固定資産税、令和5年度の最終予算額が17億2,570万1,000円ということになっております。この金額は最終予算額、そして今回の当初の予算がこれだけの約500万、これだけの差がありますので、その辺のちょっと理由についてお伺いしたいと思います。

それから、予算書の90ページ、資産税の賦課事業ですけれども、この事業に対して前年度に対して856万減額されております。その理由についてお聞きいたします。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、すみません。まず、2問目のほうからお答えさせていただければと思いますが、資産税賦課事業の減額の理由なのですから、昨年は航空写真が約500万程度、それと固定資産評価システムのほうの入替え作業がございまして、そちらで400万程度ございました。あと、評価替えに関する事務等も数十万円程度ございましたので、そちらが5年度としては毎年ある事業ではないということで増額されていまして関係で、6年度に関しては通常の業務になりましたので、差額は出ております。

すみません。1問目についてもう一度よろしいでしょうか。

○狛守勝義委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 花見台です。工業団地関連の金額です。これは、昨年もお聞きしておりますので、その内容です。

もう一つは、やっぱり12ページの固定資産税の関係で、令和5年度の下の表、2段目の表ですけれども、最終予算額が17億2,500云々かんぬんになっているわけですけれども、今年度の、令和6年度の当初予算額が16億ということで、この辺がちょっと金額が、最初予算額がこれだけあったにもかかわらず、当初にこれだけ減額が要するにされていると、その辺の理由、それだけです。そういうことです。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 申し訳ございません。

そうしましたら、花見台の工業団地の金額の見込みなのですけれども、約4億8,900万円と見込んでおります。内訳につきまして、土地が約8,100万円、家屋が約2億100万円、償却が約2億600万円という内訳でございます。

それと、委員さんのおっしゃるとおり、数字のほうのなぜ下がっているのかということなのですが、6年度につきましては、評価替えの年でありまして、家屋の評価が下がってくるということと、あと償却資産につきましても減少してくるということがありまして、その差が減っているものであると考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、評価替えが今回あるということで、前年度との評価が減額されている傾向になっているということなのでしょうか。

○狛守勝義委員長 もうそれだけでいいのですか。

○藤野和美委員 はい。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 はい。当初につきましては、例年下がってくるものでありますので、下げた方向で試算のほうをさせていただいております。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 91ページの新規の定額減税に伴う住民税システム改修業務です。この内容、そしてその事業実施の詳細ということなのですけれども、現時点で分かっている範囲で結構でございます。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、この定額減税の事業につきましては、令和6年度分の個人住民税所得割の額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を行うというもので、年税額から控除する方法で減税する内容となります。こちらの控除の時期につきましては、令和6年度になりますが、給与所得に係る特別徴収につきましては、例年6月の開始を7月から開始することとして、7月の特別徴収分から控除することとされております。公的年金の所得に係る特別徴収につきましては、令和6年の10月分から控除するということとされております。

続きまして、普通徴収につきましては、6月の第1期分の納付額から控除することとされております。こちらでもし控除し切れない分につきましては、次回以降の税額から控除するということで示されております。以上のことを実施するために今回のシステム改修をすることとなっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうしますと、通常のこの定額減税が実施されることになっても、今の例えば個人の普通徴収の場合も、それから特別徴収で計算入れ込む場合も、町のほうの何というのかな、仕事ということでは、通常業務と同じような形で出せていけるということに理解してよろしいのでしょうか、それともちょっとずれがあるのかな、その辺だけちょっと、違いがあるかどうかだけ。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 お答えいたします。

町の業務といたしましては、特別徴収の通知が例年よりも少し遅れるかなと思っております。そのため、多分通常ですと、5月の連休明けぐらいには送るのですがけれども、それでは間に合わないということで、きっと特別徴収のほうを7月からということですから関係で、通知を送るのですがけれども、一応5月中には送らなければいけないということになっております。変わるところは以上と考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、特別徴収の方だけちょっとずれがあるということで、普通徴収については、もう賦課していくときに、もう1万円なりの減税が行われて役場のほうから出ていくということによろしいですか。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 はい、そのとおりでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、予算書の16ページ、町税の個人の分が7,600万ほどの減額見込みになっておりますが、理由を伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 お答えさせていただきます。

個人町民税額の減額の理由につきましては、今もお話しさせていただきましたとおり、定額減税によるもので大体合算なのですけれども、8,000万ほど減額になるということで見込みまして計算しているものと、それともう一つ、東日本大震災の復興税が令和5年度まで10年間あったのですけれども、ここで終了することにより、その影響額としてマイナス460万程度減額ということで、減ったということになっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

では、続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 個人の定額減税は全町民が受けられるのか。また、減額の理由なのですけれども、一般的に賃金が上がっていない。それ以上に物価が上がっている。その対策のためだというふうに言われているのですけれども、その理由だけなのか。では、違うふうに関心していたのかな。今「えっ」という感じで見えていたので。そちらのちょっと用意した、では答弁を伺いたいと思います。

2つ目に、法人の均等割は増、法人税割は減と見た理由について。

3つ目に、地方税電子化対応業務、二輪車の電子化、地方税電子申告導入支援業務、この3つが出てきていますね。これは、何かをご説明いただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、第1問目の定額減税は全町民が受けられるのか。また、減額はこの理由だけかということなのですけれども、まず今回の定額減税につきましては、前年の合計所得金額が1,805万円以下、給与収入のみの場合は、給与収入2,000万円以下に相当するもので、所得割のある納税義務者が対象となります。

それと、こちらで準備した回答は、個人町民税額の減額の理由について準備をしていたのですけれども、今、畠山委員にお答えしたとおりの定額減税と東日本大震災の復興税により、町民税のほうは減額をしたということで準備をしておりました。

続いて、2問目ですけれども、法人均等割は増、法人税割は減と見た理由ということでございますが、均等割につきましては、法人数が408社から430社に22社程度増加したことに伴い、均等割は増額と見込みました。法人税割につきましては、こちらは実績から毎年推計しているものでありま

して、実績がちょっと減少傾向にありましたので、減としております。

続いて、第3問目です。地方税電子化対応業務、二輪車の電子化、地方税電子申告導入支援業務とは何かということですが、こちらにつきましては、申告や申請手続のオンライン化に向けた取組のシステム改修となっております。令和4年度税制改正におきまして、地方税手続のデジタル化としてeLTAXを通じた電子申告、申請の手続や電子納付の対象税目、納税手段を拡大するということが明記されました。この一環といたしまして、令和6年度につきましては、個人住民税に係る申告等の手続の電子化、今、1点目です。2点目につきましては、二輪車等に係る申告手続の簡略化、3点目につきましては、鉱山税や、その他法定外税との申告等の手続の簡略化ということで、全てオンライン化の整備をするということで、全国的に行うものでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 定額減税の関係なのですが、納税者が減税を受けられるという説明でしたね。そうすると納税をしていない低所得者の方は、減税の恩恵は受けられないという理解でよろしいのでしょうか。

それから、電子化業務の関係なのですが、これに町内の事業所というのはほぼ対応、ほぼというと、どのくらい対応できているのか、ちょっと伺いたと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 まず、1問目です。納税者の方が対象とされているのですが、低所得者の方ということですが、非課税の方と均等割の方につきましては、定額減税ではなく、給付金のほうで対応するというところで説明を受けております。

2点目の電子化のご質問でございますが、町内の事業者がどのくらい利用しているかということなのですが、これをこれからシステム改修をするものですので、ここにつきましては、まだ把握ができておりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員。

○川口浩史委員 非課税の方は、寄附金とおっしゃったですか。

○内田富恵税務課課税担当副課長 給付金です。

○川口浩史委員 ああ、給付金でね、別の。寄附金と聞こえたので、何だろうなと思ったのだけれども、給付金で対応ということだね。分かりました。いいです。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

○川口浩史委員 はい。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 これ法人税の均等割は増でというのは、これは分かりました。法人税割が減になっている。これも分かっているのですけれども、法人税の減は財務省の予測では、実質GDPは1.6%増になっています。賃上げ促進の控除があるわけですから、ここが関わっているのかなと思ったのですけれども、賃上げ促進税控除のある企業数の予測はどのくらいかというのが1点。

それから、軽自動車の環境性能割の台数予測を伺います。

それから、個人町民税の申告時の寄附控除についてどのくらい予測されるか、伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、まず第1問目からです。法人住民税につきましては、先ほどの説明のとおり、実績に基づいて推計をしております。こちらの委員さんのおっしゃる賃上げ促進税控除につきましては、町に申告が来るときには既に法人税額が決定されたもので報告がありますので、その関係でどの程度の企業さんがこちらを法人税のそちらに申請をしているかというのが把握ができませんので、申し訳ございませんが、そちらのほうは把握ができません。

続きまして、第2問目の軽自動車の環境性能割の台数予測なのですけれども、こちらにつきましては、大体約170ぐらいかなということで、年々台数のほうが増えておりますので、こちらのほうで推計をしております。

第3問目ですけれども、個人町民税の申告時の寄附額ということで、今回の申告のことをおっしゃっているのかなと思うのですけれども、まだここにつきましては、申し訳ございませんが、まだちょっとこちらのほうには計算ができませんので、ちなみに令和5年度の課税状況調査の報告をさせていただきたいのですけれども、寄附金としましては、754の方が寄附金額5,237万3,000円ということで課税状況調査で調べをしております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 法人税の減というのは、毎年実績でやっているということですから、実績は実際に減になっていて、法人税自体も減になっていて、それで賃上げ促進で控除というのもそこに入っているのです、ではそこについても分からないということで考えていいということでしょうか。

それと、申告時の寄附控除、令和5年の実績ということで、これはふるさと納税も加わってというふうな形でよろしいのでしょうか。

○狛守勝義委員長 2点でよろしいですか。

○渋谷登美子委員 はい。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 まず、第1問目の法人住民税につきましては、委員さんのおし

やるとおり、もうその控除をした後に町のほうに法人税額として申告が上がってくるので、実際には分からないということです。

続きまして、寄附金につきましては、ふるさと納税を含めた金額で先ほどの金額となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上、質疑はないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前10時00分

---

再 開 午前10時03分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 私からは75ページ、会計管理総務事業の中の事業概要欄に新規として指定金融機関振込等手数料とうたわれています。こちらの内容についてお伺いいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

大島主席主査。

○大島行代会計課会計用度担当主席主査 お答え申し上げます。

指定金融機関振込手数料の内容ということでございますが、令和6年度より指定金融機関である埼玉縣信用金庫への主に嵐山町が行う振込の手数料について、令和5年度までは無料で手続をさせていただいておりましたが、令和6年度からかねてより指定金融機関の申出のございました手数料の支払いということを要望されて、それについてずっと議論してきたところでございまして、埼玉と交渉を重ねてきておりました。その結果、令和6年度より手数料を徴収するという形になりまして、今回計上させていただいたものでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 今の件、確認が1つです。

今、無料というお話がありました。こちらは、どの振込手数料かがちょっと分からなかったのですが、要は同じ支店内での振込手数料のことをおっしゃっているのか、それとも今までほかの支店だとか、ほかの金融機関への振込手数料も無料だったのでしょうか。それをまず1個お聞きしたいと思います。

もう一点は、これのどの程度の影響が出るのかという試算も出ているかと思っておりますので、その影響額についてお伺いいたします。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

大島主席主査。

○大島行代会計課会計用度担当主席主査 お答え申し上げます。

まず、今までは埼玉縣信用金庫を基準といたしまして、他店または同店、同支店に係りまして全て無料でした。これにつきまして令和6年度よりは他行、また埼玉縣信用金庫、また同支店、嵐山支店につきまして全て手数料が発生するということになります。

続きまして、影響額でございます。失礼いたしました。影響額につきましては、今まで0円だったものにつきまして、約500万、細かくいいますと500万6,049円計上してございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 小林委員。

○小林 智委員 すみません。細かい点で申し訳ないのですけれども、もし開示していただけたら、その手数料の実額、1件幾らという実額の恐らく協定とか何か結ばれているのではないかなと思うのですけれども、それをもし教えていただければいいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

大島主席主査。

○大島行代会計課会計用度担当主席主査 お答え申し上げます。

手数料の内訳につきましては、ちょっと細かくなりますので、ご了承ください。まず、振込手数料につきましては、紙と、あといわゆるインターネットバンキング、電子的な振込の2つに大きく分類されます。まず、紙のほうでございますが、紙の振込手数料、こちらは埼玉縣信用金庫同一支店内、いわゆる嵐山支店と嵐山支店への振込ということになるとは思います。こちらにつきましては500円、1件500円です。同じく今、紙です。また紙の本支店への振込につきましても同じく500円、そして紙の他行宛て、埼玉信からほかの金融機関につきましても500円、要は全て500円、振込につきましては500円かかるということになります。ただし、他行宛てにつきましては、令和6年10月1日から内国為替制度というものが金融機関の間で始まります。その手数料が1件当たり62円かかりますので、他行宛ての紙の振込につきましては、令和6年10月1日より562円ということになります。ちなみにこれ全てこれから申し上げますのは、税抜きでご説明させていただきます。

また、続きまして、インターネットバンキング、電子的振込につきましては、全てにおいて1件100円ということになります。これもまた同じように他行宛ての振込手数料につきましては、内国為替制度の手数は必要となりますので、1件62円、他行宛ては10月1日より162円ということになります。

また、もう一件、給与、賞与の振込になります。こちらにつきましても全て同一支店、本支店、他行宛て1件30円ということになります。こちらは、金融機関取引が生じませんので、内国為替制

度の手数料が発生しません。ですので、30円のままということになります。

今回決まりましたことにつきましては、もう一件、手数料のことではないのですが、派出所の窓口営業時間につきましても、今回交渉の対象となりましたが、これは変わらず、今までどおり9時から16時の6時間ということになります。こちらを手数料の内訳として計上させていただいております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きます、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、予算書の23ページと216ページになります。

23ページは、普通交付税の8億500万円の内訳、それと216ページは地方債の当該年度末現在高見込額に対する公債費6億6,353万1,000円の内容が分かれば教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

普通交付税の積算につきましては、予算の策定の段階では国から普通交付税の情報がまだ来ませんので、普通交付税の内訳の詳細な積算については、予算の段階では難しい状況がございます。したがって、普通交付税の積算につきましては、12月下旬に国から公表される地方財政計画や前年度の交付額等を参考に積算を行っている状況でございます。したがって、細かい内訳についてはお答えすることが難しい状況でございます。なお、普通交付税の積算につきましては、交付額の予算割れのほうを防ぐため、厳しめに予算のほうは計上しておるところでございます。

続きます、公債費の内容につきましてお答えいたします。長期債の元金償還金のうち、建設に充当した普通債分の償還が、元金償還金3億394万8,000円、利子償還金1,615万6,000円、災害復旧債の償還が元金償還金431万2,000円、利子償還金6万8,000円、臨時財政対策債等のその他のものが元金償還金3億3,343万1,000円、利子償還金524万6,000円となっております。また、一時借入金の利子として、借入限度額5億円の借入れ期間を1か月分の利子として37万円を計上しておるところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 23ページの普通交付税の関係ですが、分からないということで、内容分からないということなのですね。国から示されていないので、それは当然なのですが、臨時財政対策債の振替分としてどのくらい見込んでいらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

それと、地方債の関係なのですが、私は単純に現在見込高と、それとこれは支払っていく分、それをちょっと比率を調べたところ、公債費との比率を調べたところ、今年度の予算では単純計算で12.05%になっているのですが、5年前はその比率が9.94%程度だったのです。現在高

の見込みと公債費の予算で組まれている分を単純に計算すると、そういうふうパーセントが上がってきているので、これは要するに利率の見直しをして上がっていく分なのか、それを見ていらっしゃるのか、それとも公債費ちょっと多めに前払いで支出して、償還の利率が上がっていつているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 ちょっとお待ちください。お答えいたします。

臨時財政対策債の分としては、交付税のほうに幾ら算入のほうを見込んでいるかということですが、臨時財政対策債の分としまして、来年度交付税の基準財政需要額のほうに算入してと見込んでおる金額は3億2,306万4,000円でございます。

また、公債費のほうの償還金が残高に対する割合が増えている、その辺の理由については、その割合が増えている理由については、公債費の恐らく現在高、その辺が5年前はもう少し高かったのので、今55億円程度となっておりますので、その比率が当然下がってきていますので、それで割合的には増えているのではないかと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 分かりました。

もう一点だけ。臨時財政対策債というのは、後年国から来るということなのですから、これは100%来ているものなのですか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

臨時財政対策債については、100%来ているのかということですが、臨時財政対策債については、起債を起こして、交付税として算入されてくる方法には2種類ございます。そのまま嵐山町が返した金額を基礎数値として、そのまま入ってくる実額算入方式というのですけれども、それとあと、国がある程度全体的な借入れ条件ですとか、償還条件を基に理論的な計算式を基に算入してくる理論償還方式というのがあるのですけれども、臨時財政対策債については、その理論償還方式という形で入ってくることとなります。当然その国が定めた借入れ条件と嵐山町が借りている条件というのは少しも差異があるのですけれども、トータルとして考えると、その年度年度ではちょっとした差異があるのですけれども、トータルとすると全部返し終わるまでにはほぼ100%に近い数字にはなっていると考えているところでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、まず3点ございますけれども、順序はちょっと前後しますけれども、最初に予算の70ページの平和事業について、これが昨年度は5万4,000円計上されておりましたけれども、今回8,000円になっております。その減額された理由についてお聞きいたします。

それから、参考資料の21ページ、起債残高、令和6年度末の予測値が出ております。この55億462万5,000円ということで、前年度から減っておりますけれども、この次の予算書の216ページ、公債費との関係でもありますけれども、公債費のいわゆる負担比率をどのように計算されているかについてお聞きいたします。

それと、216ページの公債費のほうにつきましては、元金償還金、これも減額されているわけですが、この元金償還金、それから長期借入利子、いわゆるこの元金償還金の今後の見通しについてお聞きもいたします。そうですね。これも併せて今後の見通しです。

以上です。

○狛守勝義委員長 2点でいいのですね。

○藤野和美委員 はい。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 では、私のほうからは平和事業の大幅減になった理由ということでお答えさせていただきます。

平和事業につきましては、大幅減になった理由は、報償費でございます。報償費を例年5万円計上させていただいていたのですが、令和6年度は報償費を設定しないで、通信運搬費を設定した形になっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 起債の関係についてお答えいたします。

起債の残高につきましては、令和6年度末の残高見込額が55億462万5,000円となり、令和5年度末見込額に比べ約5億2,000万円程度減少する見込みでございます。減少の理由につきましては、建設事業に充てる町債が昨年度に比べ9,000万円減少したこと、臨時財政対策債が4,200万円減少し、全体では1億3,250万円発行額が減ったことが理由でございます。

公債費負担比率につきましては、当初予算ベースで計算いたしますと、令和6年度は13.4%、昨年度、令和5年度が14.8%でございましたので、1.4%改善しておる状況でございます。公債費、公債費につきましては、令和6年度の長期債の元金償還金は6億4,169万1,000円、利子償還金が2,147万円、合計して6億6,316万1,000円となりまして、前年度と比較して4,459万7,000円の減となるものでございます。償還額が減少した主な理由につきましては、平成15年度に発行した臨時財政対策債の償還の終了が約3,080万円、平成20年度に発行したまちづくり交付金事業債の償還の終了が

1,300万円、それが主な理由でございます。

長期債の今後の元利償還金、公債費の今後の見通しということでございますが、公債費につきましては、令和5年度が7億400万円程度、元利償還金合わせて。そちらのほうがピークになりまして、今後徐々に減少してまいりまして、臨時財政対策債の発行の状況にもよりますが、令和8年度には6億円程度、状況によっては6億円を割るような状況になってくると思います。

利子の見通しなのですけれども、昨今利子のほうが若干上昇傾向にございますので、利子償還金については、発行額がそれほど多くないので、それほど極端に上がるということはないとは思っておりますが、利子については上昇傾向にあるということでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 1点だけ。

長期借入金の利子の件なのですけれども、以前から利子の高いときに借りていったものがあるかと思うのですけれども、その辺のいわゆる今後の償還が、その辺の見通しについてちょっとお聞きします。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

利子の償還の見込みということでございますが、利子については民間の借換えとか、そういったものを考慮する場合、民間の金融機関で借入れ利率が1%以上、そういったものですが、それについては残っているものと12件程度ございます。ただ、こちらの利子についても、借入金額のほうが少ないであったり、借入れ期間についても、もう最長でも令和9年度で終わってしまうようなものですので、特に高額な負担になるような利子というのは町のほうには残っていないのかなと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですね。

会議の途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時25分

---

再 開 午前10時35分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

青柳委員からです。

○青柳賢治委員 小林委員の説明で大体分かりましたけれども、確かにこれだけの金額が増額になるというのは、この新年度の予算でも大変なことだと思って私も見ていました。ただ、その埼玉縣信用金庫との契約だけでの話でしたけれども、嵐山町の場合はほかにもいろんな金融機関があるわ

けでして、嵐山町対金融機関というものの契約になってくるかと思えます。その辺のところは新年度予算ですけれども、今考えられるような影響というのは現時点ではどのように担当課は押さえていらっしゃるのですか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

大島主席主査。

○大島行代会計課会計用度担当主席主査 お答え申し上げます。

問題点ということで、不安点などございますけれども、これが町としては、まずこの費用がこれから先固定費として発生していくこととなりますので、500万円からになって、現時点においては500万円からの金額が固定ということで、何もしないといたしますか、手数料として支払い続けなければならないということはもちろん財政にとって非常に負担になってくる金額にはなると思えます。ただ、これにつきましては、経緯というような話になりますけれども、もう私、現時点で私が知る限り、平成25年度から既にその手数料については埼玉縣信用金庫と協議を繰り返してきております。ほぼ毎年のように行ってきております。

そういった中で、令和3年度に総務省のほうから「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について」という通達がございました。この通達にいろいろな内容があるのですけれども、その中で現時点における公金収納等事務についての適正な経費負担となるような見直しを行うよう要請するというふうに、こちらにつきましては各自治体にも通達されておりますし、金融機関にも同じような通達がなされております。この結果、県内の埼玉りそな銀行、ほとんどが指定金融機関、県内の指定金融機関は埼玉りそな銀行になっておりますが、りそな銀行のほうがいち早く動いておりまして、埼玉りそな銀行を指定金融機関としている県内自治体におきましては、手数料を支払うことになるということで、令和4年8月27日付の読売新聞の埼玉版でも新聞記事がそういうふうに掲載されました。これが令和5年度から始まっております。嵐山町といたしましては、埼玉縣信用金庫との交渉で、なるべくその負担を従来どおりでお願いしたいということで交渉を重ねてまいりました。ただし、そういった経緯がございまして、また金融機関においても、この昨今の経済事情におきまして運営が厳しくなっている中、正規の手数をいただかざるを得ないという強い意思がございまして、かなり突っ込んだ協議はいたしました。けれども、現時点においてはこの手数料で妥結するという事になった次第でございます。

これからそのほか、お恥ずかしい話、先までこれによってどのような問題が生じるかということにつきましては、固定負担以外のことでも、はっきりとした見通しはなかなかできておりません。埼玉りそなを指定金融機関としている自治体におきまして、今年度から始まったばかりでございます。今後慎重にこの行く先、今後も交渉は続けていきます。毎年交渉は続けていきますので、近隣、また県内の状況も見極めながら、慎重に埼玉縣信用金庫と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 分かりました。こういう状況ですので、理解しますけれども、その今、りそな銀行と、それから埼玉縣信用金庫の2個は名前が出てきましたけれども、他行とのそのいわゆる契約というのは特に心配要らないということによろしいのでしょうか。

○狛守勝義委員長 大島会計管理者兼会計課長。

○大島真弓会計管理者兼会計課長 お答えいたします。

埼玉縣信用金庫が嵐山町の指定金融機関になっておりまして、町はその指定金融機関での埼玉縣信用金庫と契約を結んでおります。ほかの金融機関は、収納代理という形で、指定金である埼玉縣信用金庫と契約を結んでその業務を行っておりますので、町と他の金融機関との直接やり取りはありません。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、ちょっと順序が変わりますが、指定金融機関のところの再質問から、もう今まで小林委員と青柳委員が聞いているので、その先をちょっと聞きたいと思います。

先ほど来、紙ベースとインターネットバンキングで……

○狛守勝義委員長 すみません。全部一応質問していただいて。

○畠山美幸委員 質問、順番が指定金融機関を先にさせていただきますということ。

○狛守勝義委員長 それで、まだ1番と3番があるのですよね。

○畠山美幸委員 だから、この再質問を言って、次にちゃんと言いますから、順番変えますという。

○狛守勝義委員長 ああ、そういうことですか。

○畠山美幸委員 はい。すみません。

○狛守勝義委員長 はい。

○畠山美幸委員 指定金融機関の手数料の内容ということはもう分かりましたので、先ほど来答弁で紙とインターネットバンキングでやっているということですが、ATMとかを使っての振込というのはないということによろしいのか、お伺いしたいと思います。

次に、私のやつがページは73ページで、ふるさと納税寄附者謝礼内容、手数料何社、社名などを教えていただきたいと思います。

そして、8ページ、10ページの参考書のところに町民1人当たりの歳出額(性質別・目的別)が36万5,109円ですということで、嵐山町のお一人の負担がこの金額になっているということで、他自治体と比較すると、この金額というのはどのようになっているのか、比企管内ベースで教えていただきたいと思います。

あと、公用車管理事業の内容をお聞きします。

以上、4点です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

大島主席主査。

○大島行代会計課会計用度担当主席主査 それでは、指定金融機関の件についてお答え申し上げます。

委員ご質問のATM振込あるのかということでございますが、ATMから町が債権者の方に振込をすることはございません。インターネットバンキングと申しましたのは、埼玉縣信用金庫が提供するインターネットバンキング、ウェブから行うものになっております。こちらを利用いたしまして、パソコンから埼玉、埼玉縣信用金庫のほうに指示を出しまして、振込が行われるというものになっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私からふるさと納税と、あと町民1人当たりの歳出額についてお答えいたします。

ふるさと納税の寄附者への謝礼につきましては、現在19事業所から147品目の提供を受け、返礼品として提供をしております。返礼品の内容につきましては、カップラーメンや牛丼等の冷凍食品などの食料品やパウチ飲料などの飲料品、ゴルフプレー券やスノーボード等のプレー券、また個人の事業者が提供のお菓子やパン、お酒などとなっております。手数料の内訳につきましては、ポータルサイト利用手数料が11社、業務代行業者への手数料が1件となっております。ポータルサイトにつきましては、ふるさとチョイス、楽天、ふるなび、さとふる、JRE、こちらはJR東日本でございます。セゾン、auPAY、ふるさとプレミアム、ふるさと納税百選、JAL、ANAとなっております。業務代行手数料につきましては、レッドホースコーポレーションとなっております。

続きまして、参考資料のほうの町民1人当たりの歳出額のほうについてお答えいたします。令和6年度当初予算における町民1人当たりの歳出額につきましては、比企郡内の他の6町、小川町、滑川町、鳩山町、吉見町、川島町、ときがわ町と比較いたしますと、小川町よりは高い状況となっております。また、ほかの5町よりは低い状況となっております。町民1人当たりの歳出額につきましては、多額の予算を必要とする建設事業がある場合などは、普通建設事業費が増加することにより、1人当たりの歳出額が増加する要因となります。また、人口が少ない町ほど高くなる傾向にございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうからは公用車管理事業の内容についてお答えさせていただきます。

公用車管理事業の内容ということでございますので、内容については庁用車運転手として、会計

年度任用職員報酬、庁用車運転手の通勤手当としての費用弁償、タイヤ等管理に必要な消耗品費、ガソリン代の燃料費、町所有車両の点検等の費用としての修繕料、損害保険料としての自動車損害保険料、リースしている車両の自動車借上料となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 ちょっと順序変わりますけれども、指定金融機関のATMは使っていないで、埼玉縣信用金庫のインターネットバンキングと紙ベースということでお伺いしました。先ほどインターネットバンキングが1件当たり100円というお話を伺いましたが、ちょっと自治体と個人だと全然違うと思うのですけれども、個人ですとインターネットバンキングで振込は無料だったと思うのですけれども、やはり自治体となると費用がかかってしまうのか。また、振込手数料というものは金額によって値段が300円台、400円台、ちょっと金額上がってくると800円、900円というふうに振込手数料が変わってくるのですけれども、先ほどの答弁ですと、一律で500円（税抜き）ということによるのか、確認したいと思います。

次に、ふるさと納税の件ですけれども、この品目は174品目と言ったかな、19事業者で174、ちょっとよく聞こえなかったけれども、174と言ったような気がするのですが、147……

○狛守勝義委員長 147。

○畠山美幸委員 逆だった。すみません。カップラーメン、牛井とか、パウチとか、この辺は今までどおり何回か聞いている答弁とほぼ同じなのですが、何か令和6年度にこういうものが増えるとか、何かそういう新規のものというのが入っているのか、お伺いしたいと思います。

それで、あとふるさとチョイスだとか、楽天だとか、その会社ですよ、振込する。その会社がLINEとかも何かふるさと納税のあたりとかするのですが、以前境町に行ったときに、もう全てこういうサイトは全部利用して、とにかく皆さんに目につくようにするのだということをお伺いしたので、まだちょっと全部網羅していないだろうなと思いますけれども、1件当たり手数料もかかることですから、厳しいのかなと思いますけれども、令和6年度にこの中、今お話しいただいた中で増やしたものがあるのかどうか、伺いたいと思います。

町民1人当たりの歳出額が嵐山町、ああ、こんなに1人当たりの歳出があるのだなと思ったのですが、小川町が高くて、滑川とか、鳩山とかは嵐山町より低いとおっしゃったわけですから、ではないか、逆。

○狛守勝義委員長 逆。

○畠山美幸委員 小川町が高い。

○狛守勝義委員長 そう。

○畠山美幸委員 滑川、鳩山、吉見、川島とかは低いと言ったのですよね。

○狛守勝義委員長 寄居は安いということです。

○畠山美幸委員 ちょっと待ってください。人口が少ない町ほど高くなるという答弁があったのですが、滑川町さんは嵐山町よりも人口が多くて、建設事業費が上がると上がるというお話もあるのですが、滑川町さんが幾らなのか、分かれば教えていただきたいと思います。

そして、先ほどの75ページの公用車の管理事業は、内容は分かったのですが、公用車に今回低炭素型の車とかを導入する。その公用車の内訳をお伺いしたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

大島主席主査。

○大島行代会計課会計用度担当主席主査 では、指定金融機関の手数料の件についてお答え申し上げます。

まず初めに、個人の振込との比較になるのですが、今回我々が計上させていただいております手数料につきましては、公金事務に係る手数料でございます。ですので、あくまで町から、自治体から債権者様へのお支払いということになりますので、個人の方がATMから振込をするというようなものとまちよっと違う制度のものとなっておりますので、ちょっと違いとしてはそういったところがございます。ですので、2つ目のご質問でございますけれども、件数によらず、全て一律になっております。1件幾らという形で対応させていただいております。

以上です。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、ふるさと納税の件でお答えいたします。

返礼品のほうで令和6年度新しく何か追加するものはここに入っているのかということでございますが、新しく追加するものについては、特に予算の段階では計上のほうは行っておりません。ただ、返礼品のほうについてはどういったものを新しく増やせるかだとか、またいろいろ商品とかも新しい商品とかが出てきた場合は、そういったものを随時追加するようにしております。

あと、ポータルサイトのほうの関係でございますが、令和6年度については先ほど言ったポータルサイト11社、これは今まで令和5年度で追加したものが11社でございます。新たに追加したものはこの中にはございません。ただ、令和6年度につきましては、今日ちょっとネットのニュースとかにも載っていたのですが、アマゾンが新たに仲介のほうに参入してくる見込みがあるということでございますので、こちらのほうとかについては、令和6年度検討のほうはしていく必要があるかなと思っております。

また、町民1人当たりの歳出額のほうにつきましては、こちらは滑川町のほうはどれくらいかというご質問でございますが、滑川町につきましては、令和6年度当初予算の関係が39万5,874円でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうから公用車管理事業のうち、低炭素型車両についてお答えさせていただきます。

E V車の軽がリースで1台、あとプラグインハイブリッド車が所有で1台となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 まず、返礼品のふるさと納税の件ですけれども、新規は6年度は考えていないけれども、随時申込みがあれば検討してくださるのだろうなと思っているのですが、さっきのお話の中に、嵐山町、今、ハウレンソウがすごく頑張っているんじゃないですか。だから、そういう野菜、ハウレンソウとかの野菜の返礼品とかというのは何かあるのか、それともそういうお声がある、ないをお伺いしたいと思います。

そして、公用車の件ですけれども、今回町長の施政方針の中にもたしか公用車、自動車のことが書いてあったかなと思っていたのですが、低炭素型のはE V軽が1台とプラグインが1台ということで、ちょっと台数が少ないなと思ったのですが、全体で何台あって、この2台だけなのか、確認したいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品に嵐山町産のハウレンソウとか、そういったものはどうでしょうかという質問でございますが、ハウレンソウのほうはちょっと今まで町としては検討したことはございません。もしそのようなものが出せるのであれば、積極的に出していきたいと考えておりますので、研究のほうはしていきたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 では、私のほうからは公用車の台数についてお答えさせていただきます。

公用車管理事業に該当する車両の数は41台となっております。あとは上下水道課のほうでそのほか5台あるような状況でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ストレスチェック委託料減になっておりますが、理由を伺いたいと思います。

それから、平和事業の件ですが、先ほど答弁がありまして、報償費を削ったということですがけれども、どのような内容をするので、削ったのか、報償費はもう要らないなということで削ったのか、

伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうからまずストレスチェック委託料を減にした理由についてお答えさせていただきます。

ストレスチェック委託料については、昨年度よりも減少した理由につきまして、算出根拠となる職員数を昨年度よりも少なく見積もったことによります。

続きまして、平和事業についてですが、平和事業の報償費を減らして、来年度何をするかということでございますが、令和6年度については、戦争の悲惨さや平和の尊さを広く町民に啓発し、次代を担う子どもたちに伝えていくために、広島、長崎のほうからパネルをお借りして、パネル展を開催する予定であります。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 職員数を少なく見たというのは、ちょっとどういう理由からなのですか。ストレスをチェックしていくということは私は大変大事なことではないかなと思うのですが、あまり精神的なことで悩んでいる職員は少なくなったという理由からなのですか。どういう理由から少なくなったのか、ちょっと伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 1点だけですか。

石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 ストレスチェック委託料が職員数を減らしたという理由についてですが、こちらが現実的なお話をさせていただきまして、昨年度まで正規職員数を160人、会計年度任用職員数を35人で計上しておりましたが、現実的な人数といたしまして、正規職員数140人、会計年度任用職員数25人で足りるという目算で計上させていただいているという状況でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 どのくらいの職員が昨年はちょっと受けたのか、分かりますか。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 昨年度、令和5年度のストレスチェックの受検者数ですが、正規職員については、136人配布いたしまして、うち96人が受検いたしました。会計年度任用職員さんにつきましては、30人の方に配布させていただきまして、18人の方が受検したといった状況になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 それでは、予算書の19ページで、森林環境譲与税は令和6年度から配分見直しが行われ、700万の増になったわけですがけれども、私有林の森林面積と林業就業者数について伺います。

次に、20ページ、株式譲渡所得割交付金の200万円の増ですが、株価が上昇しているわけですが、3年度分の平均値より案分の交付額は事実上は多くなるのではないかと思うのですが、その点について伺います。

それから、55ページ、し尿券売捌手数料は前年度と同額ですがけれども、これは浄化槽が少し増えているので、そうではないような感じがするのですが、それはどうなのでしょう。

それから、23ページです。地方交付税の算出に、政府のこどもまんなか社会に係る18歳までのこども関連経費が入っていると思うのですが、この算出を伺います。

それから、23ページ、217ページ、226ページですがけれども、地方交付税には令和6年度地方債償還金見込額6億4,169万1,000円のうち、償還額のうちの返還額の算出はどのように考えているのか、伺います。

それと、これ難しいかな。65ページです。会計年度任用職員管理事業のうち、社会保険料の負担の会計年度任用職員及び社会保険料負担のない各課配置予定、そのほか専門性のある職員の配置予定を伺います。

77ページですがけれども、これは再質問になりますけれども、リースの車のうち41台、そのうちEV車が1台、ハイブリッド車が1台ということで、これはそれぞれリースの条件とか、金額が変わってくるのかどうか。そして、リースを今度変えるときには、いつぐらいになったら次に変えることができるのかということ伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私のほうから財政に関する部分の質問に対してお答えいたします。

まず初めに、森林環境譲与税の件でございますが、私有林の人工林面積につきましては、2020年農業センサスの数値における157ヘクタールとなっております。林業従事者数につきましては、令和2年度国勢調査の数値、1名となっております。

続きまして、株式等譲渡所得割交付金の件につきましてお答えいたします。こちらにつきましては、令和6年度地方財政計画における収入見込額を基に算出しており、令和6年度は前年度比148%増となっているため、その数値を参考に200万円増の700万円と見込み、予算に計上をしております。株価上昇により収入見込額よりも実際の収入が増えることも予想されますが、株式については大きく値下がりする場合もございますので、予算としては厳しめに見込み、計上のほうは行っておりません。

続きまして、地方交付税の政府のこどもまんなか社会の関係についてお答えいたします。令和6

年度の普通交付税の算定項目に新たに子ども・子育て費を創設し、こども未来戦略に掲げる子ども・子育て支援加速化プランに基づく地方公共団体の財政需要、地方公共団体が地域の実情に応じて独自に実施する子ども・子育て政策のソフト事業に係る財政需要等を算出することとしております。こども関連経費の算出額につきましては、国から詳細な情報が示されていないため、現段階では算出は難しい状況でございます。詳細な金額につきましては、本年7月に行われる普通交付税の算定後にはっきりした数字が示しできると考えております。

続きまして、地方交付税のうち、地方債の中で交付税に算入されてくる額は幾らかということでございますが、令和6年度の町債の償還に対する普通交付税の算入見込額については、元利償還金6億6,316万1,000円のうち、3億8,264万4,000円、率にして57.7%が普通交付税の基準財政需要額に算入される見込みでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうからまず会計年度任用職員管理事業についてお答えさせていただきます。

社会保険料負担のある会計年度任用職員と、あと負担のない職員、あと専門性のある職員の配置予定ということでございます。まだ正規職員の人事配置が決まっていない状況のため、会計年度任用職員の人数も決定はしておりませんが、会計年度任用職員管理事業の中で社会保険料を負担する職員については、44名で今考えております。また、社会保険料を負担しない職員については、72名で考えておるような状況でございます。専門性のある職員ということで、定義がちょっと曖昧なところがありますが、資格が必要な職種ということでお答えさせていただきますと、44人と72人を合計した116人のうち92人ということで考えております。以上です。

続きまして、公用車管理事業の内容についてお答えさせていただきます。公用車のEV車の導入については、リース替えのタイミングで各課の公用車のニーズを見ながら行っておるような状況でございます。先ほど申し上げたとおり、令和5年度に軽自動車のEVのほうを1台導入したところでございますが、令和6年度のリース替えについては、現場系の課の車両や幼稚園バス等特殊な車両がリース替えで見込まれておるため、見合わせる予定でおります。令和7年度以降のリース替えにおいて、EVの導入を進めたいと考えておりますが、令和7年度もちょっと見込みがないような形で、令和8年度以降にならないとEVの導入ができるような車両が現在のところ見込まれないような状況でございます。契約内容については、基本的にはリース料が変わる程度で結んでいるような状況でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 大島主席主査。

○大島行代会計課会計用度担当主席主査 私のほうからはし尿券販売手数料の件についてお答え申し

上げます。

し尿券の積算につきましては、例年し尿券販売枚数の実績を基に積算しております。販売枚数につきましては、令和元年度から見てみましても、実績自体に大きな変化がございません。同じように積算していきますと、額としてこのような額になりますので、例年ちょっと同じ額が続いてしまっている状況です。会計課におきましては、委員ご指摘のように、浄化槽のほうが確かに増えているかとは思いますが、その浄化槽の増減については、会計課のほうではちょっと分からない状態でございます。あくまでも販売枚数についてし尿券の積算をしておりますので、浄化槽の増減については、ちょっとお答え申し上げることができません。申し訳ございません。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 森林環境譲与税なのですが、これは私有林の面積というのは変更はないですよ。そして、林業従事者も1名ということで、全体的に埼玉県の中でこれほどの程度の扱いになるのか、パーセンテージになるのか、比率というのは分かりますか。決して嵐山町が森林面積が多いとは思わないのですが、その点について伺いたいと思います。

それから、これは株価のほうはいいですよ、しょうがないので。

その次、すみません。地方交付税の中に、こどもの関係の算出根拠がなくて、7月に新たに交付税に入ってくるということで、私はこれは結構国にとって大きな目玉になってきていると思うのですが、これで予測しているという事業というのは、入ってくるために予測している事業というのは当然あると思っていたのですが、それはないというふうに考えていいのかどうか、伺います。

それから、地方交付税の返還金の件、55.4%で、それはそうするとその返還金がなければ46.6%ぐらいに実質の地方交付税は今の額の8億か、46%ぐらいになって、4億円ぐらいしか地方交付税は実際には入ってこないということで考えていいのかどうか、伺います。

それと、会計年度任用職員ですけれども、176人のうち、実質の会計年度任用職員のうち、何らかの資格のある方が92人ということは、これは何らかの資格のある方というのはよく分からないのですけれども、例えば図書館司書、それから保育士、幼稚園教諭、それから学校の支援員等は何もないのかもしれないのですが、そういった形の資格がある方は、実際には会計年度任用職員で92人いらっしゃるというふうなことで、その方たちが各課に配置されているというふうに考えてよろしいのですか。それを伺います。

それとあと、公用車管理事業なのですが、現場サイドのものにEV車が入らないというのは、リース会社の中にそういった例えば軽トラとか、そういったものがない。それから、幼稚園バスですけれども、幼稚園バスもそういったものがないというふうに考えるということでしょうか。ほかにも小型バスなんかはあると思って見ていたのですが、リース会社にはないということ

で、そういうふうな把握している会社がないということで、令和8年度までは実際には6年、7年なくて、8年度まではEV車は1台だけというふうな考え方でよいのかどうか、伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

森林環境譲与税の件でございますが、森林環境譲与税は嵐山町の状況なのですけれども、埼玉県内の23町村、そのうち嵐山町は森林環境譲与税が下から数えて5番目でございます。金額的には少ないほうの部類だと思っております。

それで、地方交付税の政府のこども関連経費の算出額については、何も資料のほうはないのかということでございますが、こちらについては国からこういった費用が1,000億円程度地方財政計画に盛り込まれて、その関係でソフト事業のほうで普通交付税のほうに算入されてくるという情報は当然でございます。その中で、測定単位については、基礎となる数字、こちらについては18歳以下の人口、それを基に算定するという情報は来ております。それで、現在交付税の算定においては、社会福祉費だとか、保健衛生費、その他の教育費、そういったところにこども関連の施策がまばらに少しずつ入っている状況でございますので、それをそこから抜き出して、今度新しくこども関連経費として、子ども・子育て費というものを追加して、その1,000億をプラスした形で交付してくる。ただ、その18歳以下の人口という割合が出ていますのですけれども、必ずしもその18歳以下の人口がそのまま割合として入ってくるのではなくて、当然小さい団体については、1人の子どもに対して1人の職員が張りついたり、経費が割高になりますから、そういったものについても補正措置を講じて入ってくる形になりますので、現在その補正措置がどうだとか、その単位費用がどうなるかとか、そういった情報については一切町のほうには来ておらないので、その辺については算出のほうは難しいという状況でございます。

それと、交付税です。元利償還金の交付税措置の関係でございますが、基準財政需要額のほうにその金額が入っているということは、当然それがゼロになれば交付税というものは基準財政需要額がそのまま減るので、交付税は減ります。ただ、現実的にどうかというと、算入されてくる中には、臨時財政対策債の分が多くを占めています。臨時財政対策債のその元利償還金が減ってくれば、当然交付税も落ちてくるような形にはなります。ただ、現実的にはまだ臨時財政対策債は償還が20年と長いものでございますので、昨今はすごく発行額は減っていますけれども、多く発行していた時期のものが残っていますので、極端に交付税がそれによって下がってくるということはないと考えております。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうからまず会計年度任用職員管理事業についてお答えさせていただきます。

まず、先ほど私のほうで答弁させていただきました数字がもしかすると間違っていて言っていたかもしれないので、改めて述べさせていただきます。社会保険料を負担する予定の職員が44人、負担しない職員については72人、合計116人、そのうち専門性のある職員ということで、資格が必要な職種ということで29人ということでお答えさせていただいたつもりだったのですが、多分ちょっと私のほうで口が曲がっていたのかもしれないので、申し訳ございません。それで、その職員の配置については、おっしゃるとおり各課のほうにその29人のほうを配置させていただいているような状況でございます。

続きまして、公用車管理事業についてですが、こちらはおっしゃるとおり、7年度、8年度はちょっと予定ができないような状況ではあるのですが、町は当然カーボンニュートラルの関係、宣言もしてございますので、いち早く少しずつ変えていきたいというのが本音なのですけれども、私も調べたのですが、トラック等、なかなかそういった車両がないような状況、あとはリース替えのタイミングがそこにちょうど合わないというような状況で、非常にちょっと苦しいところで、あとはメーカーさん、リース会社さんのほうのそういった車両の出方を見て、できるようだったら、そのタイミングですのような方向で各課と調整を図っていただけると考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上、質疑がないようですので、総務課及び会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみでございます。

休 憩 午前11時20分

---

再 開 午前11時21分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、質問させていただきます。

53ページ、企業版ふるさと納税寄附金、こちらの科目について、これ1,000円計上されておりますけれども、取組の現在の状況と、その見込みについて伺います。

続いて、71ページ、電子自治体推進事業、こちらについての電算委託料があるのですけれども、この内訳、内容について伺います。

同じく71ページの電子自治体推進事業、コンサルティング委託料があります。こちらの内訳、特に相手先数とか、相手先、それから契約内容、これについて伺います。

もう一点、電子自治体推進事業、13の使用料の内訳、こちらの内容について伺います。

さらに、その下の71ページ、電子自治体推進事業、機械器具借上料についても内訳、内容について

て教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私より企業版ふるさと納税につきましてお答えさせていただきます。

まず、予算の1,000円というのは、科目設定ということで、こちらに企業版ふるさと納税を寄附を受け入れる枠をつくらせていただいたと、そのような形でご理解いただければと思っております。

続きまして、取組の状況ということでお答えさせていただきます。企業版ふるさと納税につきましては、12月より町のホームページに「企業の皆様へ」という提案書という形で作らせていただいて、そこから嵐山町の場合はスタートしたというような形でご理解いただければと存じます。

ただ、ホームページで掲載しているだけでは当然寄附のほうは集まりませんので、何かしなくてはいけないということで、まず第1弾としまして、マッチングの支援、寄附業者さんをいろいろ紹介していただける形の事業者さんが数社ありますので、そちらにマッチングの契約を結んでいただけませんかという形で、こちらからアプローチをかけまして、現在5社ほどマッチング支援契約というのを締結しております。全て成功報酬ということですので、寄附額の10%でしたら、10万円の寄附でしたら大体10%もしくは20%、10%でしたら1万円が10%の消費税と、1万1,000円と、そのような形、全て成功報酬というような形の5社ほど結ばせていただいております。幸いなことにです。幸いなことに2社ほど既に寄附の申出をいただきまして、10万円が1社、100万円が1社、収入としては110万円、2社ともマッチング支援事業者からの紹介ということでしたので、手数料が入りまして、110万円の収入に対しまして、手数料を引いた額が97万9,000円、こちらが実利というような形で、残りの額が手数料と、そのような形でご理解いただければと存じます。来年も引き続きマッチング事業者等と契約を締結しながら、少しいイベント等の研修会のほうに参加して、実際に企業の担当者の方とお話をする機会とか、そういったことを始めていこうかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 それでは、私のほうから電子自治体推進事業のほうの電算委託料、それからコンサルティング委託料、それから使用料、機械器具借上料の関係についてお答えさせていただきます。

まず、電算委託料の内訳、内容ということでございますが、まず電算委託料のほうは内訳としましては、内部情報系の職員が使うL G W A N系のシステムに関する様々な業務のものが計上されているものであります。この中には、そもそもサーバーですとか、そういった機器関連のものもあれば、それに関する保守、それから出先機関とネットワークをつないで、つなぐところの部分のネットワークの費用、それからそれに携わる保守といったものが細かく提示されております。金額につ

きましては、およそですが、1,600万程度全てでかかっているものであります。

それから、そのほかに統合型校務支援システムの共同調達、昨年度も一般質問のほういただいたりはしておりますが、こちらは上里町と2町で共同調達したシステムの構築費、こちらも運用始まっておりますが、こちらが2,100万程度年間要しております。

それから、第5次LGWANの設定業務変更業務ということで、今年度まだ業務としてはありませんが、現在使っている第4次LGWANの更新というのが今年度予定されておりますので、それに伴う各種設定変更に必要な経費が必要になりますので、100万円ほど計上させていただいております。

また、防災用公衆無線LANの保守ということで、屋外の杉山城、バーベキュー場に設置されている防災用のほうの公衆無線LANの保守ということで、39万円ほど計上させていただいております。

続きまして、電子コンサルティング委託料の内訳、内容ということでございますが、こちらはアドバイザー契約ということで月額8万掛ける税ということで、105万6,000円の費用となっております。内容につきましては、毎月の基幹系業務、それから情報系の業務に関する打合せ、それから職員の全員研修、幹部職員対象の研修も含めた研修、それから外部監査、個人情報に関するところの外部監査、また各種、各課でシステム更新の際、最近プロポーザルが多いのですが、その際の事前の相談または要件提起、また審査というところに携わっていただいております。また、他の自治体のほうのアドバイザー契約も数多くお持ちになりますので、そちらのほうの情報を共有させていただいて、いろんな情報交換をさせていただいているところであります。

続きまして、使用料の内訳のほうをご説明させていただきます。使用料のほうにつきましては、先ほどご説明しました第5次LGWANに関して、クラウドサービスの利用料ということで今、計上させていただいておりますが、こちらはシステム標準化対応に伴って、第5次LGWANの回線を使った場合に、そのガバメントクラウドとの接続に関する費用というのが国のほうから提示されております。こちらに関する費用、それからマイクロソフト365のライセンス利用料、こちらは職員が使うパソコンでいう、何というのでしょうか。分かりやすく言うと、マイクロソフトのOfficeですとか、ワードですとか、エクセルですとか、そういったOfficeのライセンスの費用が計上されております。それと、県のセキュリティクラウドに関して、ドメイン、town.ranzan.saitama.jpというドメインがあるのですが、こちらの管理費用、それからZoomのライセンス、こういった形になっております。

最後に、機械器具借上料の内訳、内容ということですが、こちらは一番最初の電算委託料のところでご説明させていただきました情報系に関するシステムの機器のリース料ですとか、職員が机上で使っているパソコンのレンタルリース料、それから現在運用している第4次LGWANの接続のルーターのリース料、それと情報セキュリティ強化対策事業ということで、県のセキュリティクラ

ウドを通じてインターネットをつないでいるのですが、それに関する機器に関するリース料等になっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、ふるさと納税なのですが、企業版ふるさと納税なのですが、こちらのほう、見込みがそろそろ動き始めているということなのですが、大変企業版ふるさと納税は一般のと違って、多分事務局のほうも大変な思いしておつくりになったのだと思います。提案型ですから、これはなかなか難しく、予算書の中では科目設定しかなかったのですが、見込みとして動き始めているということでございます。この見込額、先ほど言っていました。これ目標額というのもあったではないかと思うのですが、目標対比でどうだったのかというのを、今時点でどんな状況なのかというのを教えていただけたらと思います。

それから、次、電子自治体のほうなのですが、まずコンサル委託料のほうです。こちらは、月額で契約されているということで、恐らく長年経験のある方を契約されているのかなというところなのですが、これは実際どのような形でというか、月1回来ていただくとか、あるいはリモートでやっていらっしゃるとか、そういう形で具体的にどういうコンサルの体制を取られているのかということと、この中で要はプロポーザル方式の内容、中身の点検だとか、そういったこと、あるいは情報共有というふうにお話しいただいたのですが、この辺のところ、行政のほうから見た費用対効果といいますか、その辺を今現在でどう捉えているのか。要するにこれは必要なのかというところなのですが、その辺についてどういうふうに捉えているのかというのをちょっと聞かせていただけたらと思います。

それから、あまり細かいところに入らないようにしたいのですが、機器借上げのPC、各職員が使っていらっしゃる恐らく端末といいますか、クライアントのことなのだろうと思いますが、総台数がどの程度なのかというのは教えていただけたらと思います。

それから、使用料につきましては、これは川口委員も後で質問もあろうと思いますが、マイクロソフトのライセンス、マイクロソフト社が多分これライセンス形態また変えてきたせいなのかと思うのですが、この中にさっきワードとかエクセルとかというお話がありましたけれども、契約のやり方によって、どこまで使えるのかというのがあるのだと思うのです。例えばデータベースソフトまでいけるのですよとか、当然パワポなんかは入っているのだと思うのですが、どういうところまで全職員が使えるのかどうかというところなんです。

それと、そのライセンス数です。さっきクライアント台数のこともちょっと聞きましたけれども、職員数だとか、そういうことだと思うのですが、ライセンス数、何本ぐらいで契約されるのか、その辺について教えていただけたらと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 企業版ふるさと納税につきましてお答えさせていただきます。

先ほど申しあげました110万円の寄附につきましては、今年度3月に寄附をいただいたものでして、今年度の目標はなかったのですけれども、ありがたいことにマッチング企業さんが紹介をいただきまして、寄附に結びついたというような形でございます。来年度につきましては、県内の市町村見ますと、目標額を予算計上しているところと、科目設定だけというところで、大体2パターンに分かれておりまして、嵐山町につきましては、科目設定という形でやらせていただきました。来年度の目標につきましても、額というのは正直あまり今の時点でなかなか見込めないのだから分らないのですが、マッチング企業さんが主催する、紹介する、お見合いする会みたいなのが、県も主催等で幾つかあるので、そういうものに行って、直接企業のその寄附を担当する方とお話をするとかをして、何とか企業がどう考えているのかというのをつかめると、多分先々にかなと思って、いつか大きな事業を行うときには、1本に絞って寄附を募るとか、そういう時期も予想されますので、今は企業さんの気持ちとかをつかんでみたい。自然と額は伸びてくるのかなというか、具体的な額申しあげられないのですが、そのような形で考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 では、私のほうから順次ご説明させていただきます。

まず、コンサルティング事業に関して何回か体制、費用対効果も含めた検証はどうなのかというところだったと思いますが、まず回数については定例として必ず開催しているものは、1回開催しております。こちらは、基幹系に携わっている業者さん、それから情報系のシステムを構築していただいている業者さん、それと過去情報、私の今のポジションに携わった主要な職員が3代ぐらい前まで集まって、過去構築した方もいらっしゃいますし、非常時の対応等も含めて、そこの定例1回のところで情報共有をさせていただくというような体制で協議をさせていただいております。そのほかということ個別に例えば各課からお電話番号いただいておりますので、個別に気軽にお電話を差し上げたり、またはプロポーザルがある年にはやはり要件定義というのは、自治体の事務職員で要件定義するというのは、よほどの知識がないとなかなかできません。ただ、ある程度つくった要件定義に対して、似たようなものをやっぱりほかの自治体でもプロポーザル実施なさっていますので、そのときの視点、それから総務省のアドバイザーでもありますので、そういった視点からご指摘だとか、相談というのを順次対応していただいているというところになります。

それと、費用対効果を含めた必要性も含めてということですが、やはりなかなか通常こういったアドバイザー契約をどんどこと結ぶかということも含めて、ほかの自治体も含めてなかなかないというふうに捉えています。何というのでしょうか。何百万もかけてお願いすれば、そ

ういう専門のコンサルティング事業者というのは数社ございますが、果たしてそこに委託することと比較することはできないのですが、我々としましては、現在かなりの費用対効果も含めてありがたく契約させていただいているというところになります。

続きまして、職員のPCの台数という、パソコンの総台数というところですが、今、予備機も含めて195台で運用を行っております。こちらもちよっと1回の契約での総台数ではございませんが、総台数ということになると195台という形になります。

続きまして、使用料のマイクロソフト365のライセンスの関係ということですが、川口委員さんのほうからもこの後ご質問いただいているところではありますが、内容としましては、ライセンス形態によってその使えるソフトの内容が様々なのですが、今回契約するのは、Officeに特化した法人ライセンスのほうの利用を想定しておりますので、あくまでワード、エクセル、パワーポイントをベースに、それからそのライセンスの形態の中にはpublisherですとか、それからアクセスも含まれております。ただ、これが多分価格帯域的には一番安い365の帯域になると思いますので、そちらの導入を検討しているところでもあります。ライセンスにつきましては、先ほど195台という形をパソコン台数をお答えいたしました。やはり設定用のライセンスですとか、予備のライセンスがどうしても必要になりますので、現在200を想定しております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 必要なものは聞きましたので、以上で終わりにします。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員。

○藤野和美委員 私のは予算書の70ページ、住民・税情報システム管理事業について、その中で今回増額1,919万1,000円されております。その内容、それから、電算委託料が5,891万8,000円計上されております。その内容についてお聞きいたします。

それと、78ページ、嵐山まもり隊支援事業ですけれども、今年度の支援事業の支援の内容はどういうものを予定しているかということをお聞きいたします。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 それでは、お答えさせていただきます。

住民・税情報システム運用管理事業の主な増額分というご質問だったと思います。こちらにつきましては、一番大きい増額の理由としては、システム標準化に伴う対応電算委託料というのが主な増の理由になっております。こちらは、国庫補助入る予定になっておりますが、実際のまだ正確な金額、申し訳ありません。町村共同化事業の中で標準化対応につきましては検討しておりまして、そちらで要件定義も含めまして、今現在20町村の加盟町村で集合体で月1回の定例会の中で協議し

ているところであります。その中で示された費用というものが今年度分ということで示されてお  
まして、そちらのほうが主な増の理由になっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、お答えします。

まもり隊支援事業の支援内容ということでございますけれども、支援内容についてはまもり隊と  
して活動してくださっているグループに対する消耗品の部分、草刈り機のチップソー替え刃だ  
とか、混合ガソリンだとか、そういったものが主になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 電算委託料の内容についてまだご答弁いただけていないのですけれども。

○狛守勝義委員長 答弁をお願いします。

加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 電算委託料の内容ということでございますが、すみま  
せん。ちょっと細かくなってしまうところもありますので、少しまとめさせていただきますが、電  
算委託料の内容につきましては、先ほどお話しさせていただいた共同化事業で構築している基幹系  
業務の各種サーバーですとか、機器ですとか、それに伴う保守に関する様々な費用、それからそこ  
に関する基幹系業務のデータセンターを結ぶネットワーク関係、それに関する保守、それと標準準  
拠システム、先ほどお話しさせていただいたシステム標準化に関する業務委託、以上になります。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、ちょっと細かい内訳でなくて、20町村ですか、で共同でやっている  
と、共同している中の分担としてこの金額を設定しているというふうに理解していいのでしょうか。

○狛守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 お答えさせていただきます。

あくまでこの共同調達したのは、範囲は全町村同じような条件で調達しておりますので、そこに  
係る例えばその職員数に応じて端末数の増減があったりだとか、そういった費用の何というのでし  
ょう。差はあるのですが、基本的な利用料形式になりますので、共同化で現在運用しているシステ  
ムに関しては基本的には同じような利用料体系で運用させていただいているというところでは  
す。ただ、当初構築した当時は、やはり例えば皆さん、ばらばらな事業者さんを基幹系で運用しているも  
のをクラウド化したものですから、例えばデータの移行費に関して、事業者さんによってかなり  
高額で差分がありますので、そういったものも変な話、ならして、ある程度の案分率を乗じて費用  
負担を各町村で行ったという形になっております。

標準化、システム標準化のほうに関しましては、現行昨年度ちょっとお話をさせていただいたと

ころもあります。現行の今、ベンダーの株式会社TKCさんで行くということがもう町村会のほうで決定しております。こちらについても同じような費用案分ですとか、導入の形態ですとかというような利用の内容になっております。ただ、システムの中については、共同化で入れているシステム数と、標準化で求められているシステムには若干差異がありますので、その部分については若干ちょっと違いがあるのかなというところになります。

以上になります。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、この事業に関してはまだ今後少し調整というか、流動化というか、その余地があると。来年度についても金額が逆に増えていくという可能性も当然見通しですけども、この今の進捗状況等考えますと、それについてちょっとお聞きだけしておきます。

○狛守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 お答えさせていただきます。

システム標準化のほうに関しましては、やはりご存じのとおり、国が示す仕様書というものが一応提示はされた形になっていますが、その後やはり対象とするシステムが追加になったりですとか、個々のシステムの仕様書の細かい内容のところ、そういったところで我々ではちょっと理解ができない部分もありますが、事業者さんのほうでそのシステム標準化に合わせたいろいろな変更が必要になると思います。その辺と、あとはまだ決定はしておりませんが、現在先行事業ということで、全国で一番最初に、初めてガバメントクラウド上で本稼働を迎えた美里町、川島町の先行事業の実証実験が現在終わったような状況です。そこを見ると、やはりネットワーク、回線費というのがそこは自治体の負担というふうに国は言っているのですが、やっぱり大幅に現行より増えてしまうというところももう検証結果として出ております。その部分がどういう形で国は言っているのか、国のほうは3割下がるだろうという大前提で言っているわけなのですが、もともと共同化でクラウド化しているものにさらに3割というのは、ちょうどやっぱり当てはまらなくて、今後その改正に関するところの費用というのが読めないところで、上がる可能性があると思っております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、ページ数85ページ、比企郡市人権フェスティバルの内容、場所についてお伺いいたします。

○狛守勝義委員長 根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、お答えいたします。

比企郡市人権フェスティバル事業についてですが、これは比企管内の8つの自治体で会場及び主担当、その年の担当を持ち回りで実施をしている事業なのですが、今年度は嵐山町が主担当になります。ですので、会場地はヌエックです。ヌエックが会場になります。

内容については、人権に係る講演、それと各自治体にある集会所等の団体の舞台発表、それから作品展示等と人権に係る啓発普及事業をイベントとして実施するものです。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 今回、嵐山町が幹事町村ということで、ヌエックで開催されるということが今分かりましたけれども、今回ヌエックのいろんな問題もあって、比企郡市8自治体が集まってできるイベントであるわけですから、大々的に人権の問題をアピールしていただきたいかなと思っているところです。

それで、先ほど作品展示、啓発普及というお話がありましたけれども、多分教育部門のほうでは人権の作文ですとか、ポスターですとか、この比企管内8自治体に書いていただくようなお考えというものはあるのでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、お答えいたします。

例年ですと、人権作文等、前回8年前に嵐山町で実施したときも人権作文、そのときは大妻の中学生ですか、それから小学生、菅谷の小学生だったかな、お二人に壇上で読み上げていただいております。ただ、昨年度は、昨年度滑川町が幹事だったのですが、滑川町のときは恐らく時間の関係もあって、今までは午前、お昼をまたいで、午後2時とか3時ぐらいまでイベントを実施しておったのですが、昨年度から短縮をしまして、午前中で全てのイベントが終了という形になったので、前回は滑川町が幹事のときは人権作文がなかったのです。その部分も含めて今年度は、今年度もお昼までで、午前中の半日の予定では今のところ話は進んでおるのですが、その人権作文の部分も含めて、ちょっと今後検討していきたいと思っております。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 時間の今お話がありましたけれども、お昼までで終わってしまうということは、朝9時とか、10時とか、本当に2時間か3時間程度しかできないということになってしまうのかなと思いました。ほかの自治体の過去の2023年のを見ますと、割と午後の2、3時ぐらいまでやって、ヌエックですと、あの広さですから、各市町村があそこに集って、出店とか、そういうテナントなんかも出して、お料理というか、その地元の郷土愛の何かお料理なんかも出して、あと海外の小川町なんか、インドの方とか、いらっしゃって、カレーとか何とか売っているお店も嵐山だってありますし、今回嵐山には玉ノ岡中学校の近くに引っ越してこられた方もいらっしゃったりとか、外国人も多くいるので、声をかければそういうことができるだろうなと思ったので、そういう飲食を伴ったイベントなどはお考えにならないのか。あと、時期、真夏だと暑過ぎますし、あまり寒いときもあれなのだけれども、割と12月頃に何か人権のイベントをやっているところが多いような気がす

るのですが、時期はいつ見込んでいらっしゃるのか、2点お伺います。

○狛守勝義委員長 根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 お答えします。

まずは時期です。時期については6年度は10月を予定しております。

それから、飲食です。午後もという形で、飲食とか、そういった何ですか、出店というのですか、出店ですか、そういったものも含めてということなのですけれども、実際どういった経緯で半日開催になったかという流れでいきますと、まず埼玉県内のその協議会、嵐山町というか、比企管内の場合は比企でその8つの自治体で協議会をつくっているのですが、県内で幾つかの協議会があって、その協議会の中で同じような形で毎年持ち回りで主担当を決めて実施しているのですけれども、実際県内の協議会の中でもやはり半日開催のところのほうが多いのです。今までの流れです。コロナになってから余計にそういった形になってきたのかなと。それも含めて昨年度から半日ということで実施をしている現状なのですけれども、そういった午後も出店、飲食を含めた出店も含めてとなりますと、またちょっと嵐山単独ではなくて、協議会のほうで議論をしなければならない部分もありますので、ちょっとその辺は宿題というか、検討という形でさせていただきます。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 ぜひ協議していただきたいと思います。やはりせっかく来ていただいて、やっぱり食べるものがあると人って集まりやすいのだけれども、ただ講演とかというだけだと、さっき講演もなさるといってお話があったのだけれども、今、嵐山町にはウクライナのほうから引っ越して住んでいらっしゃる方とかがいますし、ご本人に確認しないとあまり大勢の方の前で講演するというのはやはり慣れていない方だと厳しいかもしれないのだけれども、やはりそういう視点も考えていったほうがいいのかと思っておりますので、いろいろ検討していただきたいと思います。

時期は10月ということで、季節的にもいいときですから、ぜひ前向きにいろいろ、お昼で終わるのではなく、お昼を越して嵐山ヌエックという場所がいいところであり、またこういうところの拠点になるのだというのを見せるいい機会かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、午前中というお話ですが、去年も大体13時半とか、そこまで延ばしております。比企の中で話をして、どうしても午後を挟んでしまうと、お昼を挟んでしまうと、午後のお客様が帰ってしまったりとか、いろいろこれはもう長年の課題でしたので、あえてお昼を挟まずに、1時半までやろうとかという、それが昨年の実績でしたので、恐らくこれはもう比企でこうやろうというふうに決めたので、そのところは、お昼を挟むとやっぱりなかなか今までも苦しかったものですから、

そういう形で、時間は13時ぐらいをめどかとか、終わりの時間はまだこれから、例えば先ほどの人権作文を入れるとすると、それにプラスもう15分とかと、時間を組んでいきますので、具体的に何時までではないのですが、12時で終わることではないという形でご理解をいただければと思っています。

講演につきましては、せっかくヌエックでやるので、できれば女性に関する内容でやりたいというふうに、ヌエックらしいといえますか、まだこれから本当に話を詰めるのですが、内容によってはヌエックのほうで後援といえますか、一緒に少し入っていただけるという話もいただいているので、一応打合せに行ったときはヌエックさんが乗れる内容でやりたいのだと、そうすると当然女性問題関係ですよという形で、男女共同参画というのですか、女性というか、男女共同参画の内容でという形で、ヌエックさんももしよかったらという形でいただいていますので、やっぱりヌエックらしいというか、ヌエックでやるからにはの内容にしたいと、今はそのように考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 会議の途中でございますが、ここで暫時休憩したいと思います。

休 憩 正 午

---

再 開 午後 1時25分

○狛守勝義委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開させていただきます。

川口委員からの質疑ということでよろしくお願いたします。

○川口浩史委員 1点目は、内部情報システム機器更新業務とは何でしょうか。

2つ目に、庁舎内Wi-Fiはどの程度設置されるのでしょうか。

3つ目に、マイクロソフト365ライセンス使用料とは何でしょうか。

4つ目に、運転免許補助金がつきました。条件はあるのか、伺いたいと思います。

そして、最後に、防災キャンプ、この内容と実施時期を伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 では、私のほうから内部情報系システム更新業務、それから庁舎内Wi-Fi、マイクロソフト365の関係に関してお答えさせていただきます。

まず、内部情報系システム更新業務につきましては、こちらは職員がふだん業務で利用するL G W A N環境下でのシステム一式の更新業務というふうになっております。主な内容につきましては、本庁舎のサーバー室に設置されている関連サーバーネットワーク関係機器、それから様々なセキュリティ対策に関するもの、マイクロソフト関係のO SやO f f i c eなどのアプリケーション、それから職員が利用しているグループウェア、資産管理等の更新業務になっております。

続きまして、庁舎内Wi-Fiについて何か所かというご質問に関してお答えさせていただきます。

こちらは、現在庁舎のロビーに設置されているWi-Fiに関しまして、入替えを1か所予定をしております。

続きまして、3点目、マイクロソフト365についてお答えさせていただきます。こちらは、職員が利用しているマイクロソフトOfficeが現在今後順次サポートが終了を迎えるということで、このOfficeを継続利用していくために、マイクロソフト365というものに切り替えていくものになっております。内容につきましては、ワードですとか、エクセル、それからパワーポイント、こちらが主になりますが、そういったものがだんだん職員が業務で利用しているソフトウェアに関しての総称になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、私のほうからは運転免許の補助金についてまずお答えさせていただきます。

これは、道路交通法の直近の2回の改正、平成19年の3月、それと平成29年の3月に直近道路交通法が一部改正されておるかなと思うのですが、このときに運転できる車両の車の重量の制限がかかっております。まず、平成19年3月から29年3月までに免許を取得した方については、運転できる車両が5トン未満です。29年3月以降に取得した方については、3.5トン未満という重量の規制が制限がかかっております。今現在、嵐山消防団の団員のうち、普通自動車の免許が5トン未満です。5トン未満の条件が制限がついておる団員が今現在10名います。この10名が今、消防車両が運転できないという状況になっておりますので、団員の団からの要望も踏まえまして、この5トン未満の制限がかかっている団員たちに対して、運転免許5トン未満の制限を解除する団員について、約半分、2分の1を補助したいというふうに考えております。条件は、嵐山消防団のうち、普通自動車の免許が5トン未満の者ということでございます。以上です。

続きまして、防災キャンプです。防災キャンプについてお答えいたします。この防災キャンプにつきましては、まず目的、目的については、アウトドア体験等を通じて災害発生時の避難生活を疑似体験、疑似体験するというを目的に防災とキャンプの要素を取り入れた1泊、実際に宿泊をしてみて、実際外に宿泊をしたいと考えております。今現在、現時点で、今、場所は学校橋の河原の下で今、結構キャンパーがいっぱい来ている。平日でも結構来ているかなと思うのですが、あそこの場所の一角、一角を今現在計画しております。

内容です。内容につきましては、まだ現段階ではいろんな課の中でもこういうのがいいだろうとか、こうしたほうがいいのかとか、いろいろ議論をしている段階ではありますが、今現段階では、例えばまず1泊してみると。実際にテントを張って1泊する。その中で例えば近くに川もありますし、近くの大蔵地区には災害協力井戸というのが17、8件かな、あるのですけれども、そ

この井戸水を実際に例えば小型の浄水器などでろ過して飲んでみるとか、それから例えばトイレ、今、能登地震でも話題になっているトイレ、災害用トイレ、それからマンホールトイレ、そういったものを実際に使ってみる。それから、電源の供給としては、実際にプラグインハイブリッドの青パト、青パトが今、アウトランダーが町のほうで所有しているのですけれども、そういったものを電源として使ってみるとか、それからポータブルガスコンロ、ガスコンロありますよね、小さい家庭でも使えるような。ああいったものを使って例えばお湯を沸かしてビニール袋の中にお米入れて、お米を炊いてみるとか、そういったものも考えています。また、学びだけでなく、ちょっと楽しみの要素というのですか、そういったものも少し取り入れてみたいなどは思っているのですけれども、その中で例えばたき火をして、そこでデザートみたいな形で、マシュマロをあぶって食べてみたりとか、そういったものも少し今、議論の中では出ています。

あとは、対象なのですけれども、今回対象については、今まで各地区を指定して、この地区、この地区とかと、菅谷地区で川島地区とか指定したりはしていたのですけれども、今回はそういったものは決めないで、例えば今までの防災訓練だと、割と地区を指定して、高齢の方たちが中心、割と年配の方たちが役員さんだとかが中心になって来ていただいたかなと思うのですけれども、今回については、もうちょっと若い層というのですか、実際にキャンプを楽しんでいる層だとか、あとは現段階ではまだまだ議論の段階なのですけれども、ファミリー層だとか、そういったところを対象にしてもいいのではないかなというふうな議論も出ています。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員。

○川口浩史委員 内部情報システム機器の更新ですけれども、そうするとこれは更新だけで新しいものは何も、何もという言い方は悪いのですけれども、ないということで理解してよろしいのですか。ちょっとそれを伺いたいと思います。

それから、Wi-Fiなのですが、これもロビーの入替えだけで、ほかのところを増やすということではないわけなのですね。増やす計画はないということでもあるのですか。ちょっと伺いたいと思います。

マイクロソフトのこの使用料が発生したというのがちょっと私、経緯が分からないので、我々も、一般個人も今後そうすると使用料が発生するのかなと思ったのですけれども、こういう団体組織だけではなくて。ちょっと経緯が分かりますか。この使用料どうして発生するようになったのか。

それから、運転免許なのですが、団員であって、免許がない人、要はそういう人が対象だという理解でよろしいのですか。それで、こういうのは以前、以前というか、何年間かは、以前って、これではないですよ。この仕事をやってくれとか、返済不要にしますよとかとあったと思うのですよね。これではないですよ、ほかのことで。いろんな補助金もらって、何年間かやったら返済はないのですけれども。これは、そうするとそういう条件はついてはいないということなのですね。免許

取ったら「もう辞めます」と言ったら、「分かりました」でもうオーケーになるということなので  
すか。そのときにはあまりにも早く辞めたら、半額返してくれとか、そういうようなことはない  
ということによろしいのか、伺いたいと思います。

防災キャンプなのですが、学校橋の一角だと、ちょっと人数がさほど多くないのだろうと思う  
のです。どうなのだろうな。もう少し多くできないかなと。あそこを全部借りてしまうと、ちょっ  
とほかの人が来るのが来られなくなってしまうから、どうなのだろうな。もっと規模を大きく  
したほうがよいのではないかなとちょっと聞いていて思いました。

それで、こういう防災キャンプというのは、どこか全国的にももうやって、防災の知識を持って  
もらってやるということがもうなっているのですかね、防災知識を持ってもらうということが  
目的で。嵐山もこれを取り入れようとなったのか、伺いたいと思います。ちなみに人数が何人くら  
いになるのか、この一角というのが、伺いたいと。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 まず、内部情報系システムに関して新たなものがある  
のか、ないのかというご質問だと思いますが、基本的には内容につきましては、同様のものです。  
ただし、この機器を、機器類というのでしょうか、もう5年前に構築したものになりますので、当  
然5年間というのは、結構このIT関連というのでは、本当にもう一世代前というような環境にな  
っております。昨今やはり前には想定していなかったセキュリティ関係、外部からの攻撃ですとか、  
様々なものが進化しております。それに伴って導入する機器一つ一つが毎年更新されていって、そ  
れに関わるものというのは、やはり強化版というのを当然入れざるを得ないので入れる形になっ  
ています。

その一番のもう一つの理由として、先ほど委員さんからご質問のありましたマイクロソフトの  
365というのが1つポイントとして挙がってきます。こちらは、今まではよく一般のご家庭でパソコ  
ンを購入した場合には、マイクロソフトのOfficeですとか、OSというのは、バンドルとい  
って、もう組み込まれて販売されている形態が多いかと思えます。こちらは、買い切りライセン  
スということで、要するに1回権利を買えば、もう持ちっ放しで、後の更新は自己責任ですよとい  
うふうな形になっています。行政でやはり取り扱うソフトになりますので、マイクロソフトのほう  
は今、要するにこの365というのに切り替えて、利用料形式で最新のセキュリティー、それから最新  
の機能を常に提供する形というライセンス形態に大きく変換しています。こちらを利用するに当た  
って、どうしても常に更新するためのスイッチですとか、仕組みというのは新たに言えば追加で  
導入しているというところが大きな違いになります。あとは基本的な内容、グループウェアにしま  
しても、メールの管理にしましても、ファイルサーバーの構成にしましても、変更はございません。

続きまして、Wi-Fiの増やす計画はあるのかというところでございます。こちらは、あくまで

今、庁舎のロビーにあるものは、2つ利用形態がございまして、1個は庁舎建設当時に一般の方にもというのが一つではあったのですが、やはり災害時、職員ですとか、そういった者がWi-Fi環境を利用するため、どうしても1か所必要なものになっております。ただ、防災で入れるものというのは、平時の活用というのがやはり同居できちんと有効活用しないと、やっぱり投資としてはあまりよくないのかなというところもありますので、今回、今まではちょっと複雑なライセンス認証が必要だったWi-Fiではなくて、以前渋谷委員さんのほうからもご質問があったとは思いますが、今出ているコンセント型のWi-Fiを導入して、もう少し幅広く一般の方にも活用していただけるのではないかという形で、今回1か所入替えという形で計上しているものになります。

最後に、使用料の発生、ライセンス形態というところは、ちょっと今、ご説明させていただいたところもございまして、川口委員ご質問のとおり、ライセンス形態には個人向けと法人向け、大きくそれは買い切りライセンスについても、マイクロソフト365みたいに利用料形式で購入するものも基本的には構成は一緒です。ですので、料金という面では、どうしても一緒のものではないので、なかなか単純に比較はできないのですが、今後自治体は特にマイクロソフト365のほうに順次切り替えていくものというふうに考えてございます。

以上になります。

○狛守勝義委員長 根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、免許の関係です。これ条件ということでご質問でしたけれども、これについては特に取っただけで辞めたから返してもらいだとか、そういった条件は設けておりません。というのは、あくまで消防団から推薦を受けて、受けた団員について補助をさせていただくということですので、そういった条件は設けておりません。

続きまして、防災キャンプです。こういった事業、例えば全国的にやられているのかというご質問でした。実際の避難所を使って屋内でそういった疑似体験というか、宿泊を伴ったもの、訓練については幾つかやられているところがあるのかなとは思いますが、実際に外で、屋外でテントを張ってこういった訓練をするというのは、かなり数が少ないと思われまして。

それから、参加人数です。参加人数についてちょっと少ないのではないかとご質問でしたけれども、これについてはやはりキャンプスペースの一角を使って、お借りしてやるわけなのですが、実際に外でテントを張って宿泊等疑似体験をするということで、やはりあまり大人数は難しいのかなというふうに思います。今現段階では10組程度を想定をしています。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、よろしいですか。

○川口浩史委員 はい。

○狛守勝義委員長 では、続きまして、渋谷委員、お願いします。

○渋谷登美子委員 79ページの男女共同参画推進事業の減の理由を伺います。

それと、169ページですけれども、防災対策事業の消耗品、福祉関連、乳児関連についての詳細を伺います。一般質問聞いていて、ちょっとこれはまずいのではないかなと思ったことがあったので、伺います。

171ページ、先ほどの防災訓練新規事業の防災キャンプ事業の開催時期・地区の予定なのです。これは、分かったのですが、私はこのテントをどこから持ってくるのかということと、それから学校の校庭とか、そういうふうなところでやったほうがいいのではないかなというふうに思ったのですが、これは不可能なのかしらねと思います。というのは、あそこはちょっとと思いました。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、男女共同参画事業の減の理由ということでございますが、こちらに関しては減になったものというのが消耗品の2万2,000円分なのです。消耗品の部分なのです。実際、今回次年度は先ほどお話しした人権フェスティバルがございますので、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、せっかくヌエックで開催しますので、その中で例えば男女共同参画に係るものとか、女性の人権に係るものとか、そういったものもPR、啓発等できればと考えております。予算については、その男女共同参画の部分も含めて、そちらに、その人権フェスティバルのほうの予算に組み込んであります。というのは、人権フェスティバルで使った分については、県の人権啓発推進委託金という形で80万円補助が出ますので、今回はそちらのほうでPRしたいなというふうに考えています。

引き続き、防災対策事業の消耗品です。こちらに関しましては、福祉関連、乳児関連ということですよ。今現在、乳児関連については、粉ミルク180袋、それから哺乳瓶の20本、それから子ども用のおむつ、こちらが760枚ですか、それからおむつ拭きも含めた体拭きというのですか、お尻拭きも兼ねているのですけれども、これが5,000枚ほど、それからおむつ等の取替え手袋も2,100枚ほど、福祉関連という形でいいますと、大人用のおむつ、こちらも1,000枚弱ぐらい、あとは例えば液体歯磨きなんかも5,000個ほどは備蓄しております。新年度に関しては、新年度のこの防災対策事業の消耗品に関しては、食料に関する備蓄、食料に関する備蓄がほとんどでございます。福祉関連、それから乳児関連については、今現在の先ほど申し上げた備蓄の中でやりくりできるのではないかとはいふうには考えています。

それから、続きまして、防災キャンプです。防災キャンプについては、場所ですね。場所が学校の校庭でというご質問でしたけれども、やはり学校の校庭ですと、例えばスポーツ少年団なんかも練習等、週末を予定しているので、そういったもので使われている部分があるのかなと思います。今回、河原ということですので、他のキャンパーもいらっしゃいますけれども、完全に真ん中のあの防災キャンプエリアを2つに区切って、片方の部分を使えるような形で今話を進めておりますの

で、学校よりもできればキャンプエリアを使いたいなというふうに考えています。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 男女共同参画の推進事業なのですが、人権フェスティバルと一緒に組み合わせてやるということで、とてもありがたいと思うのですが、今、ヌエックを使うのに、男女共同参画の機能を強化するために移転すると言っているのですよね。だから、男女共同参画の機能を強化するというのを嵐山町ではどうやったら機能を強化できるのか分からないのですけれども、取りあえず80万円を使うということでもいいのだらうと思うのですけれども、具体的にはこの委員会の費用と報償費でどのようなことを、一緒に人権フェスティバルを考えていくということをやっているのか、その点についてどのようなことを考えて、この委員報償を出しているのか、伺いたいと思います。

それと、防災対策事業なのですが、これ私特に気になったのは、乳児関連の災害支援で、乳児は粉ミルクと、それから哺乳瓶だと、実際には煮沸消毒するので、これ無理なのです。できないということがだんだん、阪神・淡路大震災でも少し言われていて、東日本大震災でも分かってきて、能登でもこれが非常に大きな問題になっていて、それでも煮沸消毒ができないので、紙コップでやるというのです。その紙コップでどうやってやるのだらうというふうなのは分からないのですけれども、こういった部分をもう少し丁寧に調査して、実際にそういうふうなNPOがあつて、それでやっていて、そのキューブで私も見たのですが、これかなり深刻な問題で、お尻拭きとか、そういうふうな形では間に合わない。実際に沐浴させなくてはいけないので、赤ちゃん自体は1人の赤ちゃんに24リットル最低、粉ミルクですが、母乳ではない赤ちゃんは24リットル食事をするというのですか、ために必要なのだそうです。24リットルの水もペットボトルでもらうと、硬水だと、もう下痢してしまう可能性があつて、東日本大震災のときに東京都でやっぱりセシウムが入ったのですよね、水道水に。それで一時水はストップして、皆さんにペットボトルが配られたのですけれども、ペットボトルが硬水だったもので、軟水のペットボトルを探すというので、お水を探すというので、すごく大変だったのです。そういったことも含めて一度考えられて、乳児のことに関してはアセスメント表があるらしいのですよね、何が必要かというのを。そういったことまでもチェックされるようなシステムがあつたほうがいいかなと思って、今回入れて見ました、質疑に。

それから、福祉関連なのですが、在宅の方が多分避難されるというふうな感じで考えるのです。そうすると在宅の方に実際にどのようなものが必要か、何が必要かというのを聞いてみるということから始めていかないと、食料支援はある程度皆さん、すぐに3日分ぐらいだったら、どんどん来るらしいのだけれども、福祉関連に関してはやはりちょっと個々のケースが違うので、それはなさってからやったほうがいいかなと思って、食料も、食品関連ということだったので、それについて伺いたいと思います。

防災訓練のキャンプ場なのですが、学校が無理で、やっぱり私はちょっとあそこの河原でやるというのは、本当にいかにも楽しく遊べていいなと思うのですけれども、そうではない形に持っていくのには、もう一ひねりあったほうがいいのかなど思っていて、学校が難しければ、B&Gの運動場、そういうふうな形でもよいのかなと考えるのですが、ちょっとキャンプ場でと、本当にキャンプになってしまうなど思っているのですけれども、その点はいかがでしょう。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 お答えいたします。

まず、委員報償の部分ですか、男女共同参画の。こちらについては、5年度、今年度も審議会を開いたのですけれども、来年度ももちろん審議会を開きまして、例えば人権フェスティバルの中でそういった男女共同参画とか、女性の人権に係る部分というのを今年度はぜひ啓発、PRしたいということ、その中でお話をさせていただきたいというふうには考えています。

それから、人権フェスティバルの中の報償という意味では、講師の報償費というか、講師の委託料で考えています。以上です。

それから、災害備蓄の乳児の関係ですか、こちらにつきましては、確かに紙コップでの授乳の方法というのが今、自分もその部分についてはあまり認識がなかったのですけれども、紙コップを使って実際に乳児の口に当てて、お母さん抱っこして飲ませる方法というのものもあるようです。それから、乳児の例えば必要品のアセスメントというのですか、こういったものが必要だという、そういったことも踏まえて、その辺の実際備蓄品の中で、食料についてはかなり計画的に今現在買い足して備蓄をしていっておるのですが、その我々の認識の中でまだ乳児とか、あと高齢者に関する備蓄の部分とかは、まだちょっと弱い部分があるのかなとは思っていますので、その辺も含めて検討してまいりたいと思っております。

それから、キャンプです。防災キャンプの部分、これは今回やはり初の試みでもありますので、まずは人数も10組程度に絞って、場所もキャンプエリア、河原のキャンプエリアのような場所で実際にやってみて、まだまだ我々も実際に1泊してみ、疑似体験をしてみ、気づきがあるのかなとは思っていますので、そういった部分を我々職員も今後の防災対策に生かせればなというふうには考えています。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、いいですか。よろしいですか。

○渋谷登美子委員 はい。

○狛守勝義委員長 以上、質疑はないようですので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。入替えのみでございます。

休 憩 午後 2時03分

---

再 開 午後 2時05分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 では、予算書の31ページなのですけれども、保険税軽減の対象の予定件数を伺います。

それと、予算書の39ページ、産前産後保険税負担金の科目設定なのですけれども、国保の被保険者には次年度の出産予定が見込みが見込まれていないということではないのですけれども、国保会計で出産育児一時金が250万円予算措置がされているのですけれども、この科目設定は何かということ伺います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、1つ目の質問からですが、保険税軽減の対象予定件数ということで、まず7割、5割、2割の順で申し上げます。医療後期支援分として683名、507名、394名で、介護分といたしまして、同じく7割、5割、2割の順でお答えいたします。275名、148名、83名となっております。

続きまして、2問目の質問でございます。産前産後の科目設定ということですが、この法令上、今年の1月1日から施行になりまして、令和5年度に限り11月以降の出産予定の方がいなかったため、令和5年度の対象者がいなかったため、どのくらいの収入の方がということで見込んでいいのかというのが、見込むその予算額みのほうがちょっと難しかったため、令和6年度に関しましては、取りあえず科目設定という形でさせていただきました。国保会計のほうにつきまして250万ということですが、それは例年どおり、一応過去の平均値ということで5名分ということに上げてさせていただきました。

以上です。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 保険税の軽減の予定件数、これは本年度に比較するとどのくらいの差があるのか、伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 1点でよろしいですか。

○渋谷登美子委員 いいです。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

前年度と比較しまして、全体で131名、前年度に比べまして減っているということでございます。  
以上です。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 減ということは、要するに国保会計の被保険者が少なくなってきたから減というふうな形で見えていいのですか。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 はい、委員さんのお見込みのとおりでございます。  
以上です。

○狹守勝義委員長 よろしいですね。

以上、質疑はないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午後 2時08分

---

再 開 午後 2時09分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、福祉課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、宮本委員。

○宮本大裕委員 それでは、119ページになります。児童福祉総務事業、第3期子ども・子育て支援事業計画等策定業務委託料の内訳についてお尋ねしたいと思います。

○狹守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、第3期子ども・子育て支援事業計画等策定業務委託料の内訳でございますが、令和5年度、6年度の2年契約となっております。令和5年度につきましては、ニーズ調査分として173万8,000円、令和6年度計画策定分について486万2,000円、それと、こども計画の追加策定分としまして165万円の計上でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

もうよろしいのですか。

○宮本大裕委員 いいです。

○狹守勝義委員長 続きまして、橋本委員。

○橋本 将委員 102ページの介護給付・訓練等給付事業について、前年度は4,983万9,000円増であったが、今年度は1,628万1,000円増にとどまった理由は。

続きまして、120ページ、子ども・子育て支援事業、前年度から約1.9倍の増額となった理由は。

同じく、120ページ、子ども家庭支援センター運営事業、前年比約25%削減された理由は。

お尋ねいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 介護給付・訓練等給付事業についてお答えさせていただきます。

令和5年度の増加の理由なのですが、こちらは令和4年度のコロナ克服新時代開拓のための経済対策におきまして、介護職員の収入を3%程度、月額にして9,000円程度引き上げるために、介護職員処遇改善支援事業が実施されました。その後、令和4年10月から福祉・介護職員のベースアップを目的として、臨時の介護給付・訓練等給付報酬改定が行われたため、これを受けまして、令和5年度の当初予算は令和4年度当初から大幅な増額となったものです。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 私のほうからは2点お答えさせていただきます。

まず、子ども・子育て支援事業計画の増額の理由でございます。主な増額の科目といたしましては、会計年度任用職員の報酬が前年度より325万円の増額となっております。また、会計年度任用職員の期末勤勉手当、こちらが合わせて229万8,000円が新規予算として計上しております。こちらにつきましては、令和6年度の新規事業として、子育て広場「レピ」にて一時預かり保育を実施するための人件費の増額分となっております。

続きまして、子ども家庭支援センターの運営事業の減額の理由についてお答えさせていただきます。令和6年度につきましては、センターに主席支援員を配置しないため、その人件費である会計年度任用職員報酬360万8,000円の減額が主な理由でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 介護給付・訓練等給付事業の件でお尋ねします。

令和5年度はそういうベースアップがあったということですが、今年度、令和6年の増の分の理由をお聞かせください。

○狛守勝義委員長 1点だけでよろしいのですか。

○橋本 将委員 そうですね。子ども・子育て支援事業の会計年度さんが325万あって、あと229万、これは人数は何人増えたか、お尋ねします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 令和6年度の増加理由についてお答えいたします。

各メニューごとに増減はあるのですが、主なものを申し上げますと、グループホーム、こちらを1,810万円増の9,466万円として計上いたしました。こちらは、利用人数を令和5年の35人か

ら4人増の42人として積算したものです。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、お答えいたします。

人数については3名で変わっておりません。ただ、増額の理由としましては、勤務日数と時間数の大幅な増という形になります。子育て広場「レピ」につきましては、現在週3日、月曜日と木曜日、金曜日で行っておりまして、それが来年度一時預かり事業をやることで、火曜日、水日も勤務をすることになりますので、その分の増額となっております。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、吉本委員。

○吉本秀二委員 それでは、102ページ、介護給付・訓練等給付事業の積算の内容をちょっと教えていただきたいと思います。

それと、106ページ、電算委託料の165万の事業で、令和6年度の課税で新たに該当する世帯とあるのですけれども、これはどういう内容なのか、ちょっと教えてください。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

令和6年度の主な増加理由ですと、ちょっとメニューの数が多いので、主立ったものだけ申し上げますと、身体介護、こちらが2,579万2,000円、家事援助、こちらが1,432万9,000円、短期入所、こちらが637万4,000円、施設入所支援が2,984万5,000円、就労継続支援B型が1億936万8,000円、就労移行支援、こちらが770万7,000円などとなっております。

続きまして、電算委託料165万4,000円の事業について、新たに該当となる世帯ということですが、こちらは対象世帯といたしましては、令和5年度は住民税、所得税割が課税されており、令和6年度に新たに非課税に、または均等割のみ課税になった世帯が対象となっています。こちらは、世帯の転入であるとか、収入の落ち込み、それから世帯員の構成の変化によって非課税となる世帯が想定されておりますが、こちらはまだ住民税の課税の時期が来ておりませんので、実際に課税計算がされないと、実態を把握することがちょっと困難でございますので、現段階ではまだ世帯数を具体的には把握できておりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 それでは、最初の関係なのですけれども、これは生活サポート事業、1つは詳細を教えてくださいと思うのですけれども。

それともう一つは、未定であるということなのですけれども、判明するのは何月頃になりそうな

のか、その辺の予測はつくのでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 生活サポート事業との相違ですか。生活サポート事業というのは、こちらの介護給付・訓練等給付事業とは全く別物でございまして、例えば1時間当たり利用料500円で通院等の移送であるとか、そういったサービスを提供していただける事業になっております。ですので、この介護給付・訓練等給付というのは全く別物です。

続きまして、こちらの事業の開始時期ですけれども、国として目安としているのは、基準日が6月3日を目安としています。その後課税計算を基にして世帯状況等を把握いたしまして、早ければ7月上旬ぐらいに皆さんにご通知ができるのかなというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 太田課長。

○太田直人福祉課長 給付金ですが、今、藤野副課長がお答えしたとおりで、まず税務課のほうの6年度の課税状況が把握できないことには始まらないということ、国のほうでは早急にとということですので、課税状況が分かり次第、システムのほうの委託料を取っていますので、システム改修をその前に実施して、課税状況が分かり次第、それを抽出していくということですので、早ければ今申し上げたとおり、7月以降には順次できるかなという想定なのですけれども。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、予算書の104ページ、障害者生活支援事業の生活サポート事業費補助金について、これほとんど前年と同じぐらいかと思うのですけれども、非常にこの今年度の状況というのがこれまでとほとんど変わりがなく推移しているのかどうか。その辺ちょっと今年度の見通しについて改めてお聞かせください。

それから、予算書の106ページ、先ほど吉本委員も触れられていることなのですが、この物価高騰の支給事業の中で、これはちょっと確認なのですが、これが今、この予算書の中で電算委託料としてここに計上されていますけれども、これは本体のいわゆるその支給費に対する費用というのがこれは入っていないわけですが、それについてどういう状態なのかというのをこれは確認をしたいと思います。

それから、118ページ、子ども医療費の給付事業ですけれども、これが今回増額されております、1,000万超の。この理由をお聞かせください。

それから、同じく118ページ、障害児通所支援事業、これも増額されております。この増額の中身、理由というか、お聞かせください。

それから、120ページの子ども・子育て支援事業について、これも増額の理由をお聞きしたかったのですが、これは既に橋本委員のところでお答えをいただいていますので、これは結構です。

それから、同じく120ページ、子ども家庭支援センターの運営事業について、この減額理由についてお聞きするつもりでございましたけれども、これも先ほどの橋本委員のお答えの中でもういただいていますので、これは結構です。

それから、120ページの児童措置費、これも子どものための教育・保育給付事業、これが減額、それから児童手当、特例給付金支給事業、これも減額されております。これについて減額の理由をお聞かせください。

それから、122ページの保育所費です。これも保育所費のところでは減額がされております。この理由についてお聞かせください。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 まず、生活サポート事業の現在の状況についてお答えをさせていただきます。

こちらは、令和2年度、令和3年度に町内の生活サポート事業所が運営を開始したこともありまして、町内の事業者さんについては利用者を少しずつ伸ばしている状況でございます。令和4年度の実績と令和5年度の現在までの実績見込みを比較しますと、最大で約1.1%程度の伸びになると思われまして。また、令和6年度におきましては、コロナ明けということも考慮しまして、令和5年度の実績見込みから約1.1倍程度の増を見込みまして、377万9,000円とさせていただいたところでございます。

続きまして、物価高騰対応重点支援給付金の本体の給付費についてになります。こちらは、課税計算がされませんと、全体の規模感が把握できませんので、こちらについては給付費につきましては、6月補正にて対応する予定を考えております。

続きまして、障害児通所支援事業についてです。主な増加の理由といたしますと、放課後等デイサービスの利用の増加がございまして。令和5年度当初は放課後等デイサービスの利用は36人として計上しておりますけれども、令和6年度は38人ということで、また月の利用回数も増加させまして、サービスの増加ということで見込んでおります。ちなみにこちらは放課後等デイサービスの分の事業費が5,938万6,000円ということで、1,700万円少々の増加を見込んでおるところです。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず初めに、こども医療費給付事業の増額理由でございまして。こちらにつきましては、まずこど

も医療費の積算につきましては、例年当該年度の実績に基づいて積算しております、令和6年度予算につきましても、令和5年度の実績に基づいて積算しているところでございます。ただ、委員さんご承知のとおり、令和5年度につきましても、予算のほうが当初予算不足しております、12月、また本会議の3月議会でも増額の補正をさせていただいたところでございます。主な増額の要因といたしましては、令和4年度の10月から実施された県内現物支給があります。こちらが実施されたことによりまして、県内の医療機関に受診の際に、窓口での支払いがなくなったこととなります。気軽に受診ができた、またこども医療費の請求漏れがなくなったというところが一番の原因なのではないかと考えております。

また、もう一つが、令和5年の5月から新型コロナウイルス感染症が5類になったことに伴いまして、人の移動が多くなり、新型コロナやインフルエンザ等の感染症の児童が大変多くなったと。それで受診が多くなったということが要因として考えられると考えております。

続きまして、児童措置費の減額理由についてお答えいたします。まず、子どものための教育・保育事業給付費ですが、委託料が3億675万9,720円で、前年より872万1,121円の減となっております。また、地域型給付費の負担金が3,121万5,721円で、1,017万4,508円の減というのが主な原因でございますが、いずれにいたしましても、少子化に伴う保育園の利用者の減というのが主な理由となりまして、実際にまず委託料のところでございます。委託料につきましては、認可保育所への委託料となっております、こちらが令和6年度積算では244人ということで、前年と比べて6人減しております。

続きまして、減にはなっていないのです。微量なのですが、負担金の中で施設型給付費負担金、こちらにつきましても令和6年度は19名の利用ということで、前年度と比べて13名少なくなっております。また、地域型保育給付、こちらにつきましても、令和6年度は14名ということで、前年より3名減となっているのが現状でございます。

続きまして、児童手当特例給付事業でございますが、児童手当が1億8,624万円で、前年度と比べて1,206万円の減、特例給付が270万円で54万円の減となっております。前年比で児童手当が85人、特例給付が9人の減となっているのが主な減額理由でございます。

続きまして、保育所費でございます。保育所費の特別保育対策等促進事業費補助金の減額理由についてお答えをいたします。主な理由は、一時預かり事業260万1,000円が前年より354万9,000円の減額となったものです。これは、令和5年度に嵐山若草保育園で実施していた一時預かり保育事業が令和6年度から子育て広場「レピ」と嵐丸ひろばの2か所で実施することに伴いまして、その嵐丸ひろばに対する補助金となります。配置保育士が嵐山若草保育園では専任保育士2名を配置しておりましたが、嵐丸ひろばでは専任保育士1名、兼任保育士1名となるまで補助金の減額となったものです。

以上です。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 では、それでは順次お聞きいたします。

生活サポートについては、前年比1.1ということでやっているわけですが、この中の事業所、これを実際に行っている事業所と、それから利用人数、それについても分かれば教えてください。

それから、児童措置費のところですが、全体としては人数の減というところで、等々保育関係もそうだと思うのですが、かなりの人数が減っているということで、これはそうなりますと、要するに保育所に入れないという、その保育所に入れない方は今年度は、令和6年度はいなかったと、いないというふうに理解してよろしいのでしょうか。それだけお聞きいたします。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 生活サポートの利用状況等についてお答えをさせていただきます。

現在、主に利用されている事業所は、町内外含めて6か所、6事業所ございます。うち町内の事業所が2か所になっています。利用人数につきましてですが、令和5年度の時点で登録している方が228名、その中で実際に利用されている方が現在のところ43名というふうになっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 保育所の待機児童でございますが、令和6年度、ここ数年なのですが、保育所の待機児童はゼロとなっております。むしろ保育所の中では定員割れをしている保育所も出始めていますので、今後はその待機児童対策というよりは、その部分での問題が生じてくるかと考えております。

以上です。

○藤野和美委員 では、結構です。

○狹守勝義委員長 会議の途中でございますが、ここで休憩いたします。

休 憩 午後 2時35分

---

再 開 午後 2時45分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、青柳委員、質疑をどうぞ。

○青柳賢治委員 ここ、再となっているのですけれども、今までの議論聞いていると、この107ページの1人4万円を上限とすると書いてあるわけなのですけれども、いろいろな説明の中で、6月補正で大体その本体的なものが出てくるということは分かったのですが、この1人4万円を上限とするということは、段階的ないわゆる金額の計算がいろいろあるのか、それともこの制度自体がもう一

律いわゆるこの恩恵を受けられなかった方に1人4万円というふうな決まりになるのか、その辺ちょっと教えてください。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

こちらは、定額減税の恩恵を十分に受けられない方、計算式をちょっと申し上げないと中身分からないかなと思いますので、長くなりますけれども、ちょっと申し上げます。こちらは、まず算出方法なのですけれども、まず最初に所得税と住民税の所得割分について、それぞれ定額減税可能額というのを算出します。定額減税できるマックスの金額ということです。こちらの金額は、所得税分3万円、個人住民税所得割分1万円、合わせて4万円です。掛ける本人プラス扶養親族の人数になっています。お一人世帯で非課税の方の場合には4万円掛ける1人、お二人世帯でご本人とお子さん1人で、お子さんを扶養に取っているという場合には、4万円掛ける2人ということで、8万円の定額減税を受けることができます。まず、こちらを出します。次に、それらから令和6年度分の推計の所得税額、実際に課税されるであろう所得税額と住民税所得割額、これを差し引きます。そうしますと税控除の恩恵を受けられない分が算数しますと残ると思います。こちらを1万円単位に切り上げたものが給付額という形になります。国ではこちらの基準日を6月3日を税額の計算の基準日の目安というふうに示しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 かなり複雑な計算になるので、これも6月のほぼ出そろったところでその対象になる人たちを引き上げて、そしてその人たちに報告するというようなことで捉えておいてよろしいでしょうか。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 国では算出の基準日を6月3日頃ということで目安をしております。給付費の6月補正でできれば計上したいというふうに考えております。税のデータが出そろるのが、それよりももう少し前ですので、税の情報が利用可能になり次第、可能な限り正確な数字を見込んで6月の補正に計上したいというふうに考えております。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 ナンバー110番の件は、先ほど藤野委員の答弁で分かったのですが、18歳までに令和3年10月から一般質問したときに、町長のほうから令和4年度からやっていますよというお話ございましたが、18歳までの見込みは相変わらず令和4年、5年変わらずの見込みで入れたのか、お伺いしたいと思います。

それと、111番のページ数121のファミサポ病児・緊急預かり事業の内容ですが、お伺いします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 まず、こども医療費についてお答えいたします。

こども医療費につきましては、18歳の分も見越して計算しております。実際にまず町が令和3年度の10月に高校生までの支給拡大を行いました。令和4年度に今度は県内の現物支給行ったということで、実際に現物支給の件数というの伸びてきているのが現状です。令和3年度においては、2万125件現物支給がありまして、逆に償還払いが1,360件ございました。令和4年度につきましても、現物支給が2万3,133件ありまして、償還件数が1,756件ありました。ここで、10月からの県内現物支給が始まったことによって、この令和5年度、途中までの実績なのですが、がらっと変わってきておりまして、今現在でも現物支給の件数がもう2万6,385件で、逆に償還件数は797件とがくんと減ってきているような状況であります。そういったことから大分浸透してきているのかなという気はしますけれども、いずれにしても当初予算の予算には見込んでおります。

続いて、ファミサポの病児・緊急預かり事業の内容についてお答えいたします。ファミリーサポートの病児・緊急預かり事業につきましては、病児・病後児のお預かり、また保育所からの急な呼び出しのお迎え、保護者が体調不良等で保育が困難なときにお預かりする等のご利用がいただけるようになっております。使用する際には、事前に登録というのが必要にはなりますが、当日にご利用することが可能な事業となっております。対象児童につきましては、ゼロ歳から小学6年生までです。嵐山町の今年度の利用実績ですが、病児のお預かりの実績はございません。緊急のサポートにつきましては、今のところ9件実績があるところです。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 ナンバー110のほうは、見込みが入っているのは分かるのですが、18歳だから、令和3年10月から始まって、大体高校生、中学卒業から高校生までのその3年の人たちの見込みはどのくらいで見込んでいるのか、伺いたいと思います。

それで、111番のほうは内容は私も分かっていたのですが、一応聞かせていただきましたが、今のお話ですと、病児受付がなくて、緊急のほうは9件だったとありますが、このファミサポで早朝ですとか、夜間などのお預かりもたしかできたのではないのかなと思うのですが、嵐山町においては、早朝とか夜間のお預かりというのはやっているのか。この9件の内訳はどのような内容だったのか。決算ではないので、いいです。一応早朝と夜間の受付があるのか、ないのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 まず、こども医療費なのですが、高校生の分につきましては、その分を含めて増額してありますので、その増額分が高校分に主になっているというふうに考えて

いただければと思います。

あと、早朝のファミサポの利用なのですが、嵐山町において実績はございません。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 物価高高騰支援の世帯数と子どもの人数をお聞きしたいと思います。

それから、物価高高騰支援のこの新該当の部分ですけれども、いつまでの期間が対象なのか、うか。

続いて、定額減税の恩恵を受けないのも、いつまでの期間が対象なのか、伺いたいと思います。

こども医療費の件ですけれども、ただいままでのお答えを聞いていまして、私は全額現物支給だと思っていたのですが、償還があるわけなのですか。まだちょっとどういう形で償還が残るのか、伺いたいと思います。

学童保育所、これは待機児童はゼロということでありましたので、結構です。

嵐丸ひろばの駐車場、平米当たりの単価をお聞きしたいと思います。

子ども家庭支援センターはいいです。結構です。

こども医療費がそうですよ。こども医療費は、これは渋谷さんだ。ごめん、ごめん。何で私が2つ質問するのかなと。ごめん、ごめん。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 3つの給付金の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、物価高高騰支援の世帯数と子どもの人数についてなのですが、こちらは予算計上させていただいたのが、まず1世帯当たり10万円掛ける450世帯で4,500万円を計上させていただきました。

続いて、児童1人当たり5万円掛ける260人で1,300万円を計上させていただきました。

続きまして、物価高高騰の新該当のいつまでの期間が対象かというお話ですけれども、こちらは先ほども申し上げましたけれども、基準日が決まっております、6月3日を国は目安とする基準日としておりまして、このときにいらっしゃる方が対象となってきます。

同様に、定額減税の恩恵を受けない給付のほうにつきましても、基準日が同様に6月3日を国は想定しております、このときにいる町民の方を対象としておるものです。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、こども医療費の償還分の内容につきましてお答えさせていただきます。先ほど来出てきておりますが、県内の医療機関にかかる場合には、窓口の支払いがなくなるということですので、ま

ず県外の医療機関にかかった場合には、こちらは償還払いとなります。あと、高額医療に該当するようなものにつきましては、県内の医療機関であっても償還払いの対象となっております。あともう一つは、補装具、医療機関で身体を補助するための補装具、そういったところを購入した場合には償還払いという形の対象となっております。

続きまして、嵐丸ひろばの駐車場の平米当たりの単価でございます。現在、嵐丸ひろば駐車場は、駅西口の工事に伴いまして、令和3年度より利用しております。契約内容は、1台当たり月額3,500円で16台お借りしております。武蔵嵐山駅前西口地区駅前広場整備の代替地として、まちづくり整備課が地権者と交渉しまして、契約をしております。令和4年度からまちづくり整備課から福祉課へ事務の移譲がなされたものでありまして、福祉課として平米単価というのは把握していませんが、実際にこの契約書の中でも平米単価での契約ではなくて、あくまでも1台当たり月額幾らという形で契約しているところです。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、よろしいですか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 195番はいいです。そして、196番は、これもいいです。そして、197番ですけども、これ120ページで、長いこといろいろ書いてあるのですけれども、子どものための教育・保育給付事業ですけども、3歳児未満と、3歳から5歳児の年齢前の人数と給付額を伺いますということと。

あと、121ページ、子ども家庭支援センターの会計年度任用職員の人数を伺います。

それから、123ページ、児童手当の対象人数を伺いたいと思います。これは、1万円の方と3歳以前の方が第3子が1万5,000円で、それぞれ数を伺いたいと思います。

これでおしまい。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、まず子どものための教育・保育の3歳未満、3歳以上、年齢ごとの人数、給付額ということでお答えさせていただきます。

まず、人数につきましては、委託料のところですが、乳児、ゼロ歳児が延べ人数になりますが、156人、1、2歳児で888人、3歳児で564人、4歳児以上で1,284人、続いて施設型給付でございます。ゼロ歳児が3人、1、2歳児が14人、3歳児が60人、4歳児以上が120人、地域型がゼロ歳児が60人、1、2歳児が108人になっておりまして、それぞれ金額につきましては、大変申し訳ありません。3歳以上と3歳未満という形でお答えさせていただければと思います。まず、委託料につきましては、3歳以上が1億4,223万880円、3歳未満が1億6,453万5,840円となっております。次に、施設型のほうでございます。施設型は3歳以上のみで1,371万7,554円、逆に地域型につきましては、3歳未満

となりますが、3,121万5,720円でございます。

続きまして、子ども家庭センター会計年度任用職員の人数でございます。こちらにつきましては、令和6年度は常勤支援員1名、非常勤支援員2名を予定しております。

続いて、児童手当の対象人数でございますが、金額と被用者等区分ごとに延べ人数であります。数のほうを報告いたします。まず、被用者のところでございます。被用者のゼロ歳から3歳児未満、これ1万5,000円のところでございます。これが169名、3歳以上小学生未満の第1子、第2子で1万円のところでございます。こちらが634人、3歳以上小学生未満の第3子以降が1万5,000円の部分です。こちらが67人、中学生の第1子から第3子、こちらが275人になります。あと、特例給付の5,000円のところが40人となります。続いて、非被用者です。ゼロ歳から3歳未満児でございます。こちらは、1万5,000円のところが18人、3歳以上小学生未満のところの第1子、第2子、1万円の部分が114人、3歳以上小学生未満の第3子以降1万5,000円のところが24人、中学生、第1子、第3子以降のところにつきましては、1万円の部分が51人、特例給付の非被用者5,000円のところが5人、最後に施設入所者のところは、中学生のところのみになりますが、61人ということで、合計しまして1,458人で、すみません。先ほど私、延べ人数と申し上げたのですが、これも延べ人数ではなくて、実人数になります。失礼いたしました。

以上になります。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。保育費のほうですけれども、結局これはゼロ歳児が延べ人数で156人と3人とで、ゼロ歳児は現在保育園に入っていらっしゃる予定の方というのはどのぐらいいらっしゃるって、1、2歳児はどのくらいでというのは、大体3歳児だと560とあれで、延べ人数ですよ。延べ人数だから、実際にどのくらいの人数になるのか分からないのですけれども、伺いたいと思います。

それと、子ども家庭支援センターの職員が結局正職員になるのです。常勤が1人で、それから非常勤が2人という形で、これで間に合うというか、そのような形でしか運営ができないということなのかどうか、伺いたいと思います。

あと、児童手当に関しては、ちょっと……。

以上でお願いします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 まず、子どものための教育・保育でございますが、ちょっと先ほど言った人数というのは、あくまでも積算したときの人数ですので、実際にここの今の段階では、来年、令和6年度の新規の入所の人数が定まっておりますので、そちらの人数をご報告させていただきたいと思います。

まず、年齢ごとで申し訳ないのですが、お答えさせていただきます。まず、ゼロ歳児が13人、これ前年と比べて4名減っております。1歳児が32人で、前年よりも11人減っております。2歳児が51人、前年よりも9人増えております。3歳児が47人で、前年よりも6人減っております。4歳児が同じく47人で、前年よりも7人減っております。5歳児が54人で、前年よりも3人減っております。トータルしまして244人で、22人のマイナスということになっております。

続いて、子ども家庭センターの運営についてのご質問だと思います。まず、現在の子ども家庭支援センターの運営形態、まず2つ機能を有しております、1つは子どもの居場所という形でお子様をお預かりして、いろんな宿題をやったりとか、一緒に遊んだりとか、そういった支援をしている部分と、あとは国で言う子ども・子育て支援総合支援拠点の相談部分、その2つの部分の機能を今有しております、今現在は3名の支援員でやっているところ、年度当初は4名でやっていたのですけれども、やっているような状況です。令和6年度から嵐山町子ども家庭センター、今度子ども家庭センターが設置されます。これは、増進センターの母子保健担当が持っている子育て世帯包括支援センターの機能と、あと今お話ししました子ども家庭支援センターのその拠点部門の相談部門の機能、これを一緒にして子ども家庭センターという形で来年度からは本町のほうで福祉課と健康いきいき課のほうでというような形でやっていくので、相談事業のところは本町のほうに移るような形になります。来年度のB&Gのほうのセンターにつきましては、子どもの居場所事業を中心としてやっていくという中で、この常勤1人、支援員2人というところで、お子様をお預かりして支援をしていくというところで考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 保育園の状況なのですが、これで244人で、実際の嵐山町の保育園の定員というのはどのくらいだったかなと今思っているのですけれども、これでそれでだんだん定員割れができてくるというのは、ゼロ歳児ぐらいから定員割れが出てくるのですか。どこら辺から定員割れが出てくるのか、その予測というのがあると伺いたいと思います。

それと、子ども家庭支援センターですけれども、今現在不登校の部分も入っているというふうに聞いていますが、それは相談部門ではなくて、居場所事業という形で考えて、そこの部分は常勤1人と支援員2人の中でやっていくということで、居場所事業としてそれをやっていくという形で進めていて、そこに来ていらっしゃるお子さんというのはどのくらいを予測しているのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 まず、保育園の状況でございます。先ほど年齢ごとの来年度の人数を示したところなのですが、今度は保育園ごと、町内の保育園ごとの入所状況をお示したいと思います。こちらにつきましては、町内ではなくて、管外からの委託も含めての人数になるの

ですが、ご報告させていただきます。

まず、東昌保育園が定員60に対して、来年度66名入ります。東昌第二につきましては、定員71に対して、同じく71名入所予定です。嵐山若草保育園は、定員71に対して67人が入ります。嵐山しらこぼと保育園は、定員40に対して33名が入ります。たいよう保育所につきましては、地域枠として5名のところを7人入ることになります。そのほかに逆に嵐山町から町外に管外委託という形で行く方が16名います。そういうような状況でありまして、定員割れしているのが現在2つの園ということになります。どの辺の年齢層がというところなのですが、実際に割れてくるのは、3歳以上ですか、定員の実際の人数、受入れ人数が3、4、5歳が人数が多いので、その部分の定員割れが一番多いです。逆にゼロ、1、2歳はそもそも枠が少ないので、実際この6月においても、特に先ほども言いましたが、2歳児のところの部分がこの山が、この年代が嵐山町多くて、本当にかつかつで、何とか定員オーバーをして保育所さんをお願いをして受入れをしてもらっているというところが現状です。

次に、子ども家庭センターでございます。委員さんご指摘のとおり、不登校児童につきましては、子どもの居場所事業の中に含まれていると考えておりますので、引き続きセンターのほうで受入れをしたいというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 子ども家庭支援センターの子どもさんが居場所事業としてやってくる人数の予測  
……

○狛守勝義委員長 すみません。もう3回の質疑。

○渋谷登美子委員 いや、今の答弁漏れなのだよね。

○狛守勝義委員長 答弁漏れ。すみません。はい、どうぞ。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 大変失礼いたしました。

利用の人数の見込みなのですけれども、今、不登校児童につきましては、最終的に今通っているのは、3、4名だというふうに承知しております。実際に不登校のお子様を全部あそこの施設でというふうには当然考えておりませんし、あくまでも選択肢の一つとしてというところで、今選択しただいているのが3名か4名ぐらいの、来年度もそのくらいになるのかなと。小学生につきましても、4、5名ぐらいを大体ローテーションしてやっているような状況であります。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で質疑が終わりましたので、福祉課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午後 3時13分

再 開 午後 3時15分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康いきいき課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 127ページ、この新規ということで健康いきいきプラン策定とあります。その内容についてお尋ねしておきます。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えさせていただきます。

健康いきいきプランは、健康増進、食育、自殺対策、歯科口腔保健の各計画から構成されております。現行のプランが平成27年度から令和6年度までの10年を計画期間としていることから、令和7年度以降の計画を策定するものでございます。具体的な業務といたしましては、前計画目標値の検証、評価、アンケート調査と分析、策定委員会の運営、策定業務となります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 今の説明で分かりましたけれども、そうすると具体的に今回その令和7年から取り組むいわゆるその経費というのは、ここには計上されていないのだけれども、それについてはいかがなのですか、それとも課の中でできてしまうということですか、その計画そのものが。このいきいきプランというものが。その辺お尋ねしておきます。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 今回歳出予算内容といたしまして、委員会の開催時における委員報償、アンケート用封筒等の消耗品費、アンケート調査郵送のための通信運営費を計上させていただいております。こちら委託料に関しては、計上ございませんが、見直しされた現在の計画自体がコンサルタントなしで策定をされておるため、委託に関する予算の計上はないことになります。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私のほうからは2点で、43ページにございます熱中症予防対策事業と自殺対策強化事業についてお伺いいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、43ページ、熱中症予防対策事業でございますが、こちらが効果的な熱中症対策支援事業に要する経費に対し、補助率2分の1で交付されるものでございます。今回、令和6年4月1日に気候変動適用法の改正がございます。この改正にのっとりまして、努力義務ではございますが、いわ

ゆるクールシェルター、暑いさなかに避難をしていただく施設というものが位置づけられておりますが、こちらを指定する予定でございます。こちらの指定に係ります需用費、消耗品等、こちらに対しての補助を受けるものでございます。

続きまして、自殺対策強化事業でございます。こちらに関しては、補助対象となる事業メニューが多々ございますが、嵐山町では令和6年度は講師によるゲートキーパー講習を実施する予定でございます。歳出の予算といたしましては、健康づくり事業におきまして、報償費、報償金に計上をさせていただきます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 クールシェルターの設置ということで、消耗品費になりますよというお話でした。

何か所ぐらいにそちら設置をするのか、お伺いしたいと思います。

次の自殺のほうなのですけれども、こちらは毎月ぐらいに、どちらでやるのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 まず、熱中症の関係でございますが、クールシェルターに関しては、今、公共施設1か所ないし2か所を想定しております。

次に、自殺対策のゲートキーパー研修でございますが、こちらに関しては例えばなのですが、保健推進員さんなど一般の方向けということを考えておりまして、まだ具体的な実施月は想定しておりません。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 もう大丈夫です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 健康いきいきプラン、先ほど答弁聞いていて、いや、すごいなと思って、自分たちでつくってしまうのかということをおもいました。大したものだなということをお評価したいと思います。こういう委託に出さないで、自分たちでつくるというのは、近隣もそうなのですか。ちょっと分かたら伺いたいと思います。

それから、アンケートはどのくらいの人数を取る予定なのか、伺いたいと思います。

2つ目に、給水ポンプ更新工事、これちょっとどういうものか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 まず、いきいきプランに関するほかの市町村の近隣はということですが、実際にコンサルタントに委託してつくっているところもありますし、

職員自らでつくっているところもあります。多くはコンサルタントが入っていると認識しております。

次に、プランのアンケートということでございますが、アンケート調査、今の計画を策定するとき、見直しをしたときにもアンケートを取っておりまして、その傾向と比較をするため、前回調査と同じ一般1,000人、無作為抽出の1,000人の方と幼稚園児の保護者及び小学校5年生と中学校2年生の方を想定しております。

それから、給水ポンプに関してでございますが、給水ポンプは現在増進センターの中に給水するためのポンプでございまして、こちらが経年劣化をしておりますので、更新するという内容になっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 いきいきプランのほうは分かりました。

給水ポンプというのは、どういう必要性があつてついているものなのですか。水道で来たものを、あそこはあるのだから、タンクはあるのだから分からないですけれども、そこに揚げるのにポンプが必要だとか、ちょっとその理由なのですか。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えをさせていただきます。

まず、水道管から増進センターに入るときには、まず貯水槽というところに一旦水をためます。そちらからポンプを利用して、増進センターの中に送り込むわけでございますが、このポンプがもし作動しなくなった場合は、増進センターの中の全館の給水がストップしてしまいますので、手洗い、トイレ、一切水が出ないという状況でございます。こちらを更新させていただく理由といたしましては、当然センターの中に断水になってしまうということは、実際に職員の不便だけではなく、お子さんの健診等も行っていますので、そういったときにも不便を要するというので、壊れる前に更新をさせていただくものでございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 貯水槽は何、上にあるのかな。どこにあるのかな。そこに送るのにポンプが必要だということですね。そこから施設に送るのにポンプが必要だと、そういうことなのか。ちょっとではそこをお願いしたいのと。

ポンプは経年、経年というか、もう大体壊れるような時期になっているのですよと、だから壊れる前に更新するのですよということなのですか。ちょっと壊れたこともあるのか。壊れてはいないけれども、時期がもう壊れる時期だから交換するのか、ちょっと伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、貯水槽に関しては1階部分でございます。屋外になります。増進センターの外ということになります。そちらから館内に水を送るためにポンプが必要になります。このポンプでございますが、壊れる前にもお話しいただいておりますが、令和2年度、それから令和3年度に既に漏水という形で修繕をしたり、オーバーホールを1回しているような経緯がございます。このポンプ自体、現在ついているポンプは、既に生産終了となっております、後継機を交換するものになりますが、こちらの機器に関しても在庫があれば数日等で取り付けることができますが、もし在庫がない場合は生産をしてからつけるということになりますので、相当数、1か月以上、複数月かかってしまうということが恐れられておりますので、今回更新をさせていただくものでございます。

○狛守勝義委員長 続きます、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 200番のほうは分かりましたので、いいです。

そして、201番になりますけれども、予防接種事故発生調査委員会の科目設定がされた場合、発生した場合の人数と回数予定を伺いたいと思います。これは、12月の全協か何かでコロナの方が1人出てきまして、その際に7人か、すみません。ちょっと今。電話相談はあったけれども、その後はないということだったのですが、実際にドクターが診察して、その医療に関わる診断書を出さなければ申請にはならないわけですよね。そこの部分で問題があるのかなと思って、私もちょっと「あれっ」と思って聞いていたのですけれども、その点はどのような形で設置されているのか、伺いたいと思います。

202番はいいです。

そして、203番の母子予防接種事業のHPVワクチンの予定数と積極的勧奨が今始まっているのだと思うのですけれども、その方法について伺います。

それから、131ページの出産・子育て応援給付金事業ですが、これも会計年度任用職員の予定人数を伺います。

もう一つ、133ページです。母子衛生総務事業会計年度任用職員の予定人数を伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 順次お答えをさせていただきます。

まず、125ページの予防接種事故発生調査委員会のことでございますが、こちらに関しては今現在、申請を受けているところではございません。予防接種健康被害の申請がなされた場合のため、あらかじめ予算に科目設定をしたということでございます。また、今までに健康被害に関しての相談が現在5件来ております。そこから、申請に関する具体的なご相談というのはまだないのですが、相談があったときには当然真摯に対応させていただきたいと考えております。また、この委員会の回数ということでございますが、申請、令和5年度を例に挙げますと、申請が1件ございました。そこに対しての委員会は1回の開催ということでした。

次に、129ページ、母子予防接種事業に関してのものでございます。こちらは、予算計上といたしましては、2価のサーバリックスと4価のガーダシルが30人、9価のシルガードが80人で計上をさせていただきます。また、令和5年度に関しては、年間3回の勧奨を通知で申し上げます。まず、年度当初に小6から高1の対象者に案内通知、次に年度途中で高1対象に案内通知、キャッチアップの世代に未接種者の方に案内通知を発送いたしました。6年度に関しましても、同様に考えるところでございます。

次に、131ページ、出産・子育て応援給付金事業の会計年度任用職員でございますが、こちらは専門職2人を予定しております。

次に、133ページ、母子衛生総務事業会計年度任用職員の予定数は、専門職1名でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 HPVワクチンの予定数、積極的勧奨の方法は、これはかなり進んできているなと思っているのですけれども、これに関して2021年度か何か、被害者のほうから薬害に関してこれは問題があるのではないかという通知が来たと思うのですけれども、それに関しては全く考慮しないという形で今進んでいるということで考えていいのですか。それが1点。

それから、出産・子育て応援給付金事業の会計年度任用職員は、これは専門職2名ということですが、これは具体的には相談事業という形になるのでしょうか。

それから、母子衛生会計年度任用職員も具体的に1名ということで、これも相談事業という形で考えていいのでしょうか、伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 まず、HPVワクチンの関係でございますが、通知の中、同封物といたしまして、厚労省の作成されたリーフレット、予防接種の健康被害救済制度が記載してあります内容を同封をさせていただきます。こちらにもよくその効果とリスクに関してお読みいただきたいということで通知を申し上げます。

次に、出産・子育て応援給付金事業の2人でございますが、保健師が1名、看護師が1名でございます。こちらに関しては相談事業だけでなく、妊婦健診、新生児訪問、乳幼児相談、そして補助金の関係の事務も行うということで予定しております。

次に、母子衛生総務事業費の専門職は、保健師1名になります。こちらに関しても乳幼児健診、3歳児健診、そして相談全般ということで承る予定でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 HPVワクチンの厚労省のリーフレットって非常に問題が大きいもので、これは実際には10代、20代の方は子宮頸がんで亡くなっている人というのは非常に少ないのですけれども、

それで70代の方が亡くなっているのですけれども、そのところは書いてなくて、亡くなっていますという形と、それとこれで予防できますというふうな形でできているのです。その問題点というのは、薬害オンブズマンのほうから多分指摘がされていたと思うのですけれども、その文書は各市町村に配布されているはずなのですが、それについては全く考慮されていないということで考えていいのですか。

○狛守勝義委員長 1点でいいですか。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

厚労省からの通知につきましては、全く考慮していないというわけではなくて、先ほど副課長のほうからもお話したとおり、厚労省から来ている通知を同封させていただいているところです。オンブズマンからの通知につきましては、それは考慮していないところでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で質疑は終了いたしましたので、健康いきいき課に関する部分の質疑を結びたいと思います。

休憩を取りたいと思います。

休 憩 午後 3時34分

---

再 開 午後 3時45分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日最後の審査は長寿生きがい課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、宮本委員、質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 110ページになります。高齢者運転免許証自主返納支援事業についてです。返納者数、その積算根拠をお尋ねしたいと思います。お願いします。

○狛守勝義委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えさせていただきます。

令和5年度の実績に基づきまして積算をしております。1か月平均約6人の申請がございますので、1年間で72人を見込んでおります。

以上です。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 この数というのは、年々増えているというか、そういう状況にあるのでしょうか。

また、この補助、補助というのはどんなところに補助が充てられているのか、お願いします。

○狛守勝義委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、人数ですが、令和5年度が2月末現在で63人です、今年度が。昨年度が87人、令和3年度が72人でございます。年によってはもう右肩上がりが増えていくという感じではなくて、年によってばらつきがございます。

それと、補助の内容なのですが、免許を返納してから6か月以内に申請をいただいた方に500円のタクシー券を15枚、こちらは1年間有効な券でございます。年度またぎもオーケーです。その15枚のタクシー券で、それプラス運転経歴証明書、こちらは今、発行に1,100円かかるのですが、そのうちの1,000円を助成しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

○宮本大裕委員 はい。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 予算書の110ページ、高齢者外出支援事業についてですが、これが前年比に対して355万9,000円増やしているわけですが、今年度の想定人数、それから今年度も補正を何度か組んで増額しているわけですが、その年度の中でこの事業に対して、そのような令和5年度と同じような対処をしていくつもりがあるのか、お聞きしておきます。

それから、同じく110ページ、高齢者補聴器購入費助成事業でございます。令和5年度から補正等で新規事業でも始まったわけですが、この来年度も人数の見通しと、同じくこれもかなり町民が期待している事業でございますので、増えていく中で、外出支援事業と同じように、その人数に対して対処していく、そのような事業として考えているかどうかをお聞きしておきます。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 まず、高齢者外出支援事業につきましてお答えをさせていただきます。

藤野委員さんおっしゃるように、令和5年度と比較しまして350万円の増で1,500万円ということになってございます。人数につきましては、令和5年度が今現在、2月末現在で1,110人の申請でございます。令和4年度、昨年度が1年間で1,071人の申請でございました。3月も若干申請する方がいらっしゃるのですが、昨年は3月が3人でした。それほどは増えないかなと思っていますので、申請人数としては令和5年度とほぼ同じを見込んでおりまして、令和5年度が補正後で今、1,500万円ですので、今年度と同じ金額の1,500万円を当初予算で計上させていただきました。

以上です。

○狛守勝義委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、私からは110、111ページの高齢者補聴器購入費助成事業に

ついてお答えいたします。

令和6年度の助成金は15人分を計上いたしました。令和5年度は予定どおり10人に交付いたしました。申請をされた方が14人、そのうち耳鼻科を受診したところ、対象とならなかった方が5人いらっしゃいましたので、キャンセル待ちの方も申請することができました。ただ、定員に達した後3、4件問合せがあったということも鑑みまして、令和6年度は5人増やして、15人で計上しておりますので、現時点では補正は考えておりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 高齢者外出支援事業、これが大体令和5年度の補正も含めての、入れて1,500ということになったということでございますけれども、これも補聴器と同じように、今後当然増えていくということも想定されるわけです。そのときにそういう対処していくと、事業としてその増加に対して対処していくという考えはあるかどうか。先ほどお聞きしていますけれども、再度ちょっとお聞きしておきます。

○狛守勝義委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

現在の高齢者外出支援事業につきましては、現在の方法で実施をしております。令和7年度に向けて状況を見ているところでございます。そういうところで評価等をしながら実施してまいりますので、費用に関しましては、今の状況であれば、財政が許す限りは財源の確保等も工夫して実施していきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 タクシー券ですけれども、増える根拠は分かりました。どうなのですか。地域間格差というのはかなり少なくなっていくというふうに見ているのでしょうか。

続いて、補聴器なのですけれども、これも答弁聞いて分かりましたけれども、昨年が10人の枠で14人が申請して、対象外もいたのだということ。答弁あったわけですから、今回は1年間ですから、1年間で15人ですから、枠をやっぱり超えてしまうのかなと、超えることが強いのではないかなと思うのです。そのときにやはり公平性、補助を受けられる人、受けられない人というふうな差が出ないことが大事ではないかなと思うのですけれども、補正をその段階ではオーバーするということが分かった段階では補正をしていくお考えがあるのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 それだけですか。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 それでは、私から高齢者外出支援事業につきましてお答えをさせていただきます。

先ほど課長より答弁申し上げましたが、令和7年度までは現行の制度でやっていくことで決まっておりますので、そちらの様子を見ながら今後については考えてみたいと思います。地域間格差につきましても、その辺をまだ今年度の分析はしておりませんが、その地域間格差も含めて令和7年度以降に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

補聴器の予算でございますが、こちらのほうで当初の予算策定に向けて試算した人数は15人分ですので、当初の時点では15人と考えております。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 59ページですけれども、介護予防ケアマネジメント87万6,000円の件数を伺いたいと思います。

それから、111ページ、地域包括支援センター事業の会計年度任用職員の予定数を伺います。

同じく113ページの介護保険総務事業会計年度任用職員の予定数を伺います。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、私のほうから、まず介護予防ケアマネジメント87万6,000円、件数ですね。お答えさせていただきます。

件数につきましては、15件、こちらは継続分として15件、それから新規分として3件分計上いたしました。

続きまして、地域包括支援センター事業会計年度任用職員の予定数についてお答えいたします。専門職で1人を予定しています。

以上です。

○狛守勝義委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、私からナンバー208の介護保険総務事業会計年度任用職員につきましてお答えをさせていただきます。

一般事務で1名を予定しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 介護予防ケアマネジメント87万6,000円は、令和5年度も同じ金額だったのですけれども、この算出は同じというふうを考えていいのかどうか、伺いたいと思います。

それと、地域包括支援センターですけれども、会計年度任用職員の1人で、そしてこれは専門職ということですから、ケアマネージャーになるのですか。どの職種の方が会計年度任用職員になっ

て入ってくるのか。最低3人はいますよね、専門職が。伺いたいと思います。

総務事業の任用職員も1人になっているのですけれども、これもこの方の専門職ほどの専門職になるのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、87万6,000円の理由についてお答えさせていただきます。

こちらのこの金額にしたというのは、今年の1月までにどのぐらいマネジメント料が入ってくるかということで、直近までの金額を計算して10で割って、この15人という数字を出しました。また、新規の3人については、実は3人もいないのです。大体例年ですと1人とか、2人とか、多くて2人ぐらいなので、3人ぐらいは出ていいかなということで、新規分は3人というふうに計上いたしました。

続いて、包括支援センターの会計年度任用職員なのですが、先ほど渋谷委員がおっしゃるように、介護支援専門員、ケアマネさんの方を1人です。

以上です。

○狛守勝義委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 私から介護保険総務事業の会計年度任用職員につきましてお答えをさせていただきます。

一般事務でありますので、特に資格等ない会計年度任用職員になります。恐らく渋谷委員さんがおっしゃるのは、認定調査員だと思うのですが、認定調査員は介護保険特別会計で計上しておりますが、こちらのほうは一般事務になりますので、主に介護認定に関する新規とか、更新とか、そういったことの事務をしていただいております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 地域包括支援センターの専門員に関しては、正規職員で雇用ということは難しい問題があるのですか、その点伺います。

○狛守勝義委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

まず、地域包括支援センターの職員には、主任ケアマネが1人、保健師が1人、社会福祉士が1人ということで決められております。この3職種につきましては、正規職員で実施しておりますが、ケアマネジメント業務がかなり多くございまして、それ以外にもその3職種というのは、総合相談事業も受けなければいけないということで、不足する分を会計年度任用職員でお願いしているような状況でございます。

○狛守勝義委員長 以上で全ての質疑が終了いたしました。

長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いたします。

---

◎散会の宣告

○狛守勝義委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時00分)

## 予算特別委員会

3月12日(火) 午前9時30分開議

議題1 「議案第16号 令和6年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（12名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	小林智	議員	6番	藤野和美	議員
7番	吉本秀二	議員	8番	青柳賢治	議員
9番	畠山美幸	議員	10番	川口浩史	議員
11番	渋谷登美子	議員	12番	狛守勝義	議員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

---

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
金子守	総務課財政契約担当副課長
藤原実	環境課長
千野政昭	環境課環境担当副課長
中村寧	農政課長
飯塚毅	農政課農業振興担当副課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
松浦一高	企業支援課商工・観光担当副課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
島田泰斗	まちづくり整備課副参事
久保雄一	まちづくり整備課道路担当副課長
安在知大	まちづくり整備課都市計画担当副課長
清水延昭	上下水道課長
清水聡行	上下水道課下水道担当副課長

下	村	治	教育委員会教育長
高	橋	喜代美	教育委員会教育総務課長
馬	橋	透	教育委員会生涯学習課長
根	岸	珠美	教育委員会教育総務課教育総務担当副課長
尾	針	雄介	教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長
不	破	克人	教育委員会教育総務課指導主事
吉	井	大輔	教育委員会教育総務課指導主事
鷺	巢	亨	教育委員会学校給食センター所長
田	中	恵子	教育委員会嵐山幼稚園長
新	井	浩二	教育委員会生涯学習課副課長
岡	本	均	教育委員会知識の森嵐山町立図書館長
吉	川	壮司	教育委員会知識の森嵐山町立図書館副館長
中	村	寧	農業委員会事務局農政課長兼務
内	田	雅幸	農業委員会事務局次長

---

◎開議の宣告

○狛守勝義委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○狛守勝義委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

(午前 9時25分)

---

◎議案第16号の質疑

○狛守勝義委員長 議案第16号 令和6年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に長寿生きがい課に関する部分までの質疑が終了いたしております。本日は、環境課及び上下水道課に関する部分の質疑から、通告書に従い行います。

それでは、宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 おはようございます。私のほうからは、トラスト地管理事業、町有地の規模と主な事業についてお尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

もう一つあります。すみません。公園等整備、申し訳ありません。私、ちょっと忘れてしまいました。

○狛守勝義委員長 保護樹木ですね。

○宮本大裕委員 すみません。失礼いたしました。昨日ちょっと夜遅くまで仕事していたもので、申し訳ございません。失礼いたしました。

まず1つ目です。166ページ、トラスト地管理事業、町有地の規模、また主な事業内容についてお尋ねをします。

また、同じく166ページ、保護樹木等管理補助事業、保護樹木の数、それと補助金の割合について、よろしく願いいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、トラスト保全地、第3号地につきましてですけれども、武蔵嵐山溪谷周辺樹林地というこ

とで、平成10年に埼玉県と町が取得したものであり、全体面積が13万5,038平米のうち、町有地分が3万8,249平米となっております。当該事業におきます事業内容につきましては、町有地分のうち1万2,000平米の下草刈り及び枯損木処理が7本となっております。加えまして、トラスト保全第3号地に隣接しました遠山側の入り口付近にあります町有地、山林ですけれども、山林の1万6,038平米のうち、1,000平米の下草刈りを例年シルバー人材センターに作業委託して実施いただいているところです。以上です。

次に、保護樹木等管理事業ですけれども、保護樹木の本数につきましては、菅谷地内の神社敷地に1本、鎌形地内の神社敷地に4本、それから根岸地内の神社敷地に3本、將軍沢地内の神社敷地に1本、同じく將軍沢地内の個人所有が2本、越畑地内のお寺の敷地内に1本、同じ越畑地内の個人所有が2本の計14本となっております。

補助金の単価につきましては、嵐山町の緑を豊かにする条例の規定に基づき、1本当たり5,000円で予算計上の7万円となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 このトラスト地に関してはシルバー人材センターということですが、年間どれぐらい入られているのですか、仕事のほうには、いつからいつまでとか、そういう期間とかというのはあるのですか。

○狛守勝義委員長 もう一点のほうはいいのですか。

○宮本大裕委員 もう一つ、保護樹木のほうですけれども、これは町が直接この樹木の管理に関して何かするということはありますか。補助金だけということなのでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、まずトラスト地の管理事業につきましてですけれども、シルバーさんのほうに委託していますので、シルバーさん、大分ふだん混んでいますので、作業のほうは、可能な時期、年度当初から契約はしているわけなのですが、実際に手のすく時期といたしまして、そこに、何日とは言えないのですが、手の空いている時期にやっていたのが現状です。

それから、保護樹木等管理補助事業につきましては、町としては補助金の交付のみといった形になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、橋本委員。

○橋本 将委員 136ページ、地球温暖化防止事業についてお聞きいたします。

地球温暖化防止に配慮した設備とは、同じく地球温暖化防止事業補助上限額は。

以上、お聞きいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 1点修正といたしますか、先ほどの武蔵嵐山溪谷周辺樹林地の関係ですけれども、このパンフレットには平成9年度取得という形になっているのですけれども、細かくは平成10年3月ということで、表現が難しいのですけれども、なっていますので、よろしくお願いいいたしたいと思います。

それから、地球温暖化防止事業についてご説明させていただきます。今回予算計上させていただきました設備に関しましては、平成29年度まで補助を行ってまいりました地球温暖化防止設備設置補助金のうち、補助対象設備として住宅用太陽光発電システムに加えまして、電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車への充電、そしてそうした自動車から家庭の分電盤を通じた住宅への電力供給が可能となる電気自動車等充電設備、いわゆるV2Hを対象としております。

補助対象経費といたしましては、いずれの設備に関しましても設備に要する経費の2分の1以内で、限度額5万円とさせていただきます。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 2点お聞きします。

その設備は、例えばソーラーパネルとかも配置しているところあると思うのですけれども、修理等の対応はできますかということ。

それと、補助上限額5万円ということですが、申込みを超えた場合は補正はあるのでしょうか。申込件数を超えた場合。お聞きいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 今回予算計上させていただきましたのは、あくまでも新規設置のみということですので、修理ということは考えておりません。

それから、今回、太陽光発電システムが100万円、それからV2Hのほうは100万円ということで、200万円計上させていただきます。当面は予算の範囲内ということで考えておりますけれども、平成29年度までやっていた太陽光の補助金に関しまして、30件ぐらい申請が出ていたこともありますので、そうしますと150万円という形になりますので、補正対応も検討しながら実施していきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 大体、今の説明で分かったのですけれども、1点だけ、ゼロカーボンに向けて、そ

ういった対応かなとも思ったのですけれども、将来的には嵐山町でソーラーをどのくらい入れていこうとか、電気自動車をどのくらいにしていきたいとか、そういった先を見据えた、結構大きな計画というのはあるものなのではないでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

具体的な数字というのは特にないのですけれども、今計画を策定しています第2次嵐山町環境基本計画の中でも、まずは、例えば公用車が今エコカーというところであるのですけれども、それを全台電動車、次世代自動車に替えていこうというところから計画の中に盛り込んでいますので、そうしたことから順次進んでいければというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員。

○藤野和美委員 私のほうは、まず第1に134ページの空き家等管理事業についてでございます。これは昨年も同じことを聞いたかと思うのですが、この費用が昨年も3万3,000円だったのですが、今年はさらに1万円削られて2万3,000円ということでございます。この中身をどういう形で考えているのか、その内容についてお聞きいたします。

それから、地球温暖化防止事業、136ページ、これ予定しておりましたが、これまでの答弁で、これは結構でございます。

1点だけお願いいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

確かに令和6年度の予算といたしましては、5年度の予算と比較して1万円の減という形になっております。空き家に対します緊急対応的な消耗品費が、ただでさえ少なかったわけなのですけれども、その上で1万円減額ということとなってしまいました。その上で、空き家に対する苦情というのが実際に出てくるわけでございますので、費用をかけられない中でも、主に空き家所有者との交渉といたしますか、そういったことがメインになってくるかと思っておりますので、そういった苦情が出ましたら職員が迅速に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 空き家対策は非常に大きな問題ということで、当然共有ができていと思うのですけれども、以前、固定資産税の納税者に案内通知を送るということがあったと思うのです。その印刷費用とか、その辺はどのような形で計上があるのでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

その固定資産税の納税通知書とともに毎年実施させていただいているところなのですが、その費用に関しましては、この空き家の管理事業からではなくて、会計課のほうからコピー用紙をいただいて、職員自らがチラシのほうを業務印刷という形で印刷して同封させていただいていると、そういったところがございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 具体的に苦情というのが、空き家から発生する、要するに周辺への主に樹木等が繁茂しているという苦情が当然あると思うのですが、その対応については緊急的に職員のほうに対応するという形で、その費用は当然この中に入っていないということ。その対応、そういうことが、事案があったときの対応だけ、ちょっと確認しておきます。

○狛守勝義委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

今、委員さんおっしゃいましたとおり、樹木越境、そういったものの苦情が多々入るわけですが、先ほど申し上げましたとおり、所有者と連絡がつけば、例えば越境しているので対応してくださいという話ができるわけなのですが、そうでない案件と申しますか、所有者と連絡がつかない場合は、職員が必要最低限の境界線のところで草刈り等の作業を実施していると、そういったのが現状となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 136ページ、137ページです。小川地区衛生組合負担金ですが、前年比で微増のようになっておりますが、その根拠についてお尋ねしておきます。

同じくその下段ですが、ごみ資源収集運搬事業の増額1,550万円ほどとなっております。この理由についてお尋ねいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

衛生組合の町村負担金は、塵芥処理費とし尿処理費の兼ね合いの下、衛生組合の歳出予算合計から歳入予算合計額を差し引いて算出されており、事業内容が変動することによって毎年度負担金額が変動することとなります。

塵芥処理費負担金につきましては、令和5年度予算と比較して230万5,000円の増となっております。

小川地区管内全体でも683万6,000円の増として算出されております。衛生組合の予算編成方針として、ごみ処理施設については、令和8年度にごみ焼却場の解体に向け、関連する事前業務につき、関係機関と協議しながら内容を精査し、必要な経費のみを計上し、経済情勢の変化に伴い物価及び人件費等が上昇している中、組合事務事業の必要性や費用対効果などを十分精査、検証し、適正な予算執行を図ることとされております。

塵芥処理費負担金が増額となった要因としては、衛生組合での塵芥処理の歳出予算全体で、令和5年度予算と比較しまして2,079万9,000円の増となっている、こういったことが挙げられます。予算の金額的に大きな割合を占める委託料につきましてが1,264万4,000円の増となっており、项目的には不燃物処理業務委託が令和5年度予算と比較して1,407万3,000円の増が挙げられます。その他令和5年度予算には計上されておりましたごみ焼却場解体工事事前調査業務委託が910万8,000円、解体工事基本計画書作成業務委託が484万円、新たに計上されております。また、工事費について、令和5年度予算と比較しまして1,179万4,000円の増となっており、项目的にはテント倉庫修繕工事が1,443万2,000円、令和6年度、新たに計上されていることが挙げられます。

続きまして、ごみ資源収集運搬事業の増額の理由につきましてご説明させていただきます。増額となりました主な理由といたしましては、ごみ資源収集運搬委託料について、当該委託料が7月から6月の長期継続契約であり、4月から6月分は令和5年度契約分として月額398万7,500円掛けることの3か月ということで、令和5年度予算に計上されました令和4年度契約分とを比較すると、収集運搬業者2者、それぞれ41万2,500円の増となり、合計でここで82万5,000円の増となっております。

次に、令和6年度契約分、7月から3月分ですけれども、これまでは燃えるごみの収集作業者を1名で積算しておりましたが、燃えるごみへの発酵不適物の混入防止対策を講じることとして、収集運搬における人員体制の見直しを行いまして、2名、燃えるごみのみ2名で収集作業を行う形で予算計上しましたところ、昨年度予算では1業者当たり400万4,000円掛けることの9か月、これが3,603万6,000円だったものが、481万2,000円掛けることの9か月ということで4,330万8,000円となりまして、ここで727万2,000円の増となりまして、2業者分で1,454万4,000円の増。大部分の増という形になっております。

また、消耗品費として令和5年度予算では、集積所に設置いたしますプラスチックコンテナ、黄色い籠ですけれども、黄色い籠30個の購入費用として8万8,000円が令和5年度では予算計上されておりましたが、令和6年度では同じもの30個ですけれども、購入費用として9万1,000円を計上しましたので、この時点で3,000円の増となり、加えて令和6年度予算では動物死体を運搬するために用いる段ボール、こちらを180枚購入する予算計上しまして、そちらが4万7,000円計上されております。そうしますと、消耗品費で合計5万円の増という形になっております。

トータル、ごみ資源収集運搬委託料で合計1,536万9,000円の増、その他紙類収集運搬委託料で8

万3,000円の増、動物死体収集運搬委託料で5,000円の増、消耗品費が5万円の増ということで、委託料と消耗品費の合計で1,550万7,000円の増となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 塵芥処理費の今説明もありましたけれども、この2億3,256万6,000円が衛生組合で分担された金額だということで説明いただきましたけれども、いろいろな内容が織り込まれていますよね、今説明いただいた中に。そういったものを含んでこの2億3,256万6,000円というのが算出されてきていると思いますけれども、一つ、私、疑問に思うのは、この決算ベースでも去年は2億4,400万ほど出ているわけです。そういう中であって、この2億3,200万という金額で、今のいろいろなことの衛生組合の中の処理が行われていくものも含まれてこの金額でいくということは、ごみの収集をしていく中の工夫だとか、減量政策というようなものがかかりあって、こういう金額で収まっていくのかなというふうに思ったりもしますけれども、その辺はどうなのでしょう。

それと、収集運搬事業になりますけれども、こちらは今聞きますと、確かに1人でごみをどんどん集めていくところも見ていますけれども、もう一人いてくれれば、非常に交通面だとか、そういった面も安心できる。その経費にはなるのだらうと思います。ただ、そうすると、少し集め方、通常の集め方、例えばチェックが入ってくるとか、そんな形の変化もこの予算の中にある程度見込まれているのかどうか、お尋ねしておきます。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 まず、小川地区衛生組合の負担金につきまして、ごみの減量政策ということでよろしいですか。

ごみ資源、収集運搬のほうとも絡んでくるわけなのですけれども、可燃ごみ処理業務委託の検討会の中でも審議されておりますけれども、一つとして、収集できませんシールですか、そちらのほう、今、集中的にといいましょうか、少しでも違反物が入っていたらシールを貼ると。そういったこともやって、町のほうに収集運搬業者から、そのシールを貼った枚数だとかも報告いただいているところですので、そういったことを含めてやっていただいているところであります。

それから、作業員の増員、収集運搬のほうに移ってしまいますけれども、2名に増員といった形で、これまで小川地区管内でも、収集作業員が1名だったというところが、ほかにいなくて、当然安心安全の面を考慮しなければいけないというところで、2名に今回増員させていただいたわけなのですけれども、先ほども言いましたチェックの点につきましても、違反シールを貼ったりだとか、そういったところを集中して、極力、燃えるごみの中に発酵不適物といいましょうか、そういったものが入らないような措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、今の辺りが少し変わってくるので、その辺の町民の皆さんへの周知だったり、その辺についてはどのように予定されておりますか。

○狛守勝義委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えいたします。

町のホームページですとか、それから広報で周知するのは当然のことなわけですけれども、その他、今年度もチラシのほうを作成して、配布といいましょうか、例えばごみカレンダーを配る際にも、そのチラシを混ぜて配布をしたり、当然地区にも配布したりはしたのですけれども、そういったことで一つずつ周知を図って行って、燃えるごみの中に不適物が入らないような措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 温暖化防止補助金、内容と件数ですけれども、これも答えているのですか。まだ答えていない。では、伺います。

2つ目にごみ収集運搬委託料、これは今お聞きしましたので、分かりました。

町長が、この人員の見直しをするというふうに施政方針で述べているわけです。どのようにするのか、伺いたいと思います。

次に、塵芥処理負担金の増は今聞いているのかな。それで、オリックスと10年間の契約ですよ。この金額は変わってくるのか、伺いたいと思います。

続いて、木橋交換、どんな状態になっていて、また何年たったものなのか。

次に、菅谷31号雨水管整備、これはこの前聞いたのですが、お聞きします。内容と場所。川島川の予算がないが、これは改善されているからなのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、温暖化防止の補助金、内容と件数。内容、先ほどもお答えいたしましたけれども、件数、太陽光発電システムが5万円掛けることの20件、それからV2Hが5万円掛けることの20件ということで200万円の予算となっております。

それから、塵芥処理費負担金、こちらの10年間の金額も変わるのかというところですが、10年間の金額といいますのが、オリックス資源循環株式会社との可燃ごみ処理業務委託のことかと思われましても、当該業務委託は処理単価がトン当たり税込み4万4,000円という形になっておりますので、処理量が増加すれば、その分、委託料の額も増えまして、衛生組合への委託料請求額も増えることとなりますので、最終的には衛生組合負担金の増につながるのかと思われまします。

続きまして、木製橋の交換につきましてですけれども、今回予算計上させていただきました木製の橋が千手堂地内、農産物直売所裏にあります、元の味菜工房さんの脇にあります、水路を渡って小千代山緑地に渡るべく架けてある橋のことでありまして、町内で里山保全のボランティア活動をしていただいている方々によりまして、平成17年6月頃に建てていただいたということでありまして。それから12年経過後の平成29年度に修繕工事を行いまして、床板、柱、手すりの取替え工事一式ということを実施いたしまして、さらに約6年が経過した現在の状況といたしまして、橋の土台等に腐食した場所が見受けられると、こういった状況になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 私のほうから少し補足をさせていただきます。

先ほどの塵芥処理負担金の10年間の金額も変わるのかというご質問の中で、オリックスとの可燃ごみ処理の業務委託、10年間結んでおります。先ほどもお話しさせてもらいましたけれども、単価、税込み4万4,000円。この単価4万4,000円は10年間変わらないと。このような協定書を結んでおりますので、4万4,000円は10年間は変わらないと、こういうことでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、私のほうから、菅谷31号線の雨水管整備の内容と場所ということでお答えさせていただきます。

現在、駅西口整備事業が進められておりますが、その事業の範囲外である上流部分となります。主に東武鉄道の変電所がございまして、変電所前とさせていただければと思います。変電所のところに変則的な三差路がございすけれども、そこにある既設の人孔から駅西口整備で敷設された雨水管へ接続するものでございます。内容といたしましては、ボックスカルバート、900掛ける900、約43メートル、雨水人孔2か所を設置する予定という工事になっております。

続きまして、川島川の予算がないが、改善されたかというご質問についてお答えいたします。大変申し訳ございません。予算書163ページを御覧いただければと思います。下段のほうになりますけれども、4目都市下水路、12節の委託料289万3,000円ということで、本年度約90万増額させていただいておりますが、令和6年度につきましても同額で計上をさせていただいております。この委託料が山王沼、大沼、新田沼、委員おっしゃいます川島川の排水路の3排水路の清掃業務を行うための予算ということになります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 答弁漏れがあります。ごみ資源収集運搬委託料の人員の見直しについて。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 失礼しました。ごみ資源収集運搬事業の委託料、先ほどもご説明

しましたけれども、燃えるごみの作業員、これを運転手、作業員という形で、1名から2名に変更させていただいたところです。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 オリックスの契約ですけれども、4万4,000円というのは税込みという意味ですよ。4万円と言っていましたから。ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

木橋なのですけれども、私も見に行ったのですけれども、腐食というのかな、ただ、もうそろそろ替えどきかなとは思いますが、安全面を考えると。そういう意味も含めて、今回はこういう予算を出してきたのかなと思うのですけれども、大体同じようなものを建設するという考えなのですか。今度、木でなくてコンクリートにするとか、何かほかにするのか、そこまで分かっていたら伺いたいと思います。

川島川なのですけれども、このこと、それで大腸菌はどのようなのですか。去年も聞いて、大分下がってはいたわけですが、ただ基準からすると、まだ高いというのもあったわけです。どんなふうな結果だったのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 まず、オリックスの単価のほうからご説明させていただきます。

先ほども申しましたように、4万4,000円というのは税込みという形をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それから、木製橋の関係ですけれども、今現在、小千代山に関しまして、嵐山モウモウ緑の少年団のほうに使用の許可も出しておりますので、橋を渡るに対しても危険だということもありますので、これまでと同様の木製の橋、こちらのほうを建てたいというふうに考えております。

それから、川島川の関係ですけれども、こちらにつきまして、うちの課の水質等調査事業の中で、大腸菌数のほう計らせていただいておりますけれども、今年度の結果といたしましては、5月が、基準が1,000というところだったので、5月が330、7月が270、10月が890、1月が360ということでありましたので、年4回の平均値が463という結果となっておりますので、この上で川島川、河川でありませんので、直接、市野川の環境基準に照らし合わせることはできませんけれども、環境基準としては100ミリリットル以下、100ミリリットル中の1,000という基準は、基準以下であったというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 資源物売却代金、57ページですけれども、610万8,000円の算出を伺います。

それから、ごみ収集運搬事業の先ほどからの答弁を聞いていて分かっているのですけれども、こ

これは、私、前から、なぜ、ほかのも全部1人体制ではなく2人体制にするべきだとずっと思っていたのですけれども、資源プラと、それから缶、瓶、それともう一つは廃プラと粗大ごみになるのですか、それも全て2人体制にするべきで、そのところまで行かないのは、そういった問題点をあまり感じられなかったということですか。ずっと調べていて、ほかの小川地区衛生組合の町村は2人体制が多かったと思うのです。それで、ずっと気になっていたのも、全部なったかなと思ったのも、そうではないということですよ。その点、伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 答えさせていただきます。

まず、資源物売却代金の算出につきましてですけれども、予算編成時、10月末におきます令和5年4月から10月の売却単価の月額平均に基づきまして予算計上しております。アルミ缶が7か月、合計192万256円ということで、割ることの7か月で約27万4,000円月額ということで、12か月で282万円。紙類のほうは、7か月合計165万39円、割ることの7か月ということで約23万5,000円月額ということで、12か月で328万8,000円、合計610万8,000円で予算計上しております。

続きまして、収集運搬事業の2人体制の関係ですけれども、確かに燃えるごみだけ今回2人体制というふうにさせていただきまして、ほかのところも確かに安心安全のことから考えると2名体制にしたいところではあるのですけれども、何分予算が大幅に上がってしまいますので、ひとまずは燃えるごみのみ2名体制ということで予算計上させていただきました。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で質疑が終了いたしましたので、環境課及び上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前10時05分

---

再 開 午前10時06分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、農政課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、2点お願いいたします。

まず、145ページ、土地改良事業の中で、事業概要欄に広野地内農道整備工事がございますけれども、こちらの内容、それからこれに関わる金額も教えていただけたらと思います。

もう一点、林業振興費、風倒被害予防委託の事業内容についてお願いいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、農道整備工事の内容につきまして答弁させていただきます。

農道の排水対策の工事になりまして、U字溝の設置がメインとなります。U字溝の設置に対しまして、表面の雨水をU字溝で受けて、地下水がありますので、それを暗渠排水管で処理する、延長197メートルの工事になります。

続きまして、風倒被害予防委託の事業内容について答弁させていただきます。令和5年度の続きになりますが、町道1ー7号の杉山公民館より玉ノ岡中学校入り口までの道路、東側の間知ブロックの上にあります木です。それと、都幾川の飛び石から千手堂地内のほうに上がりまして、遊歩道右側の木の伐採を予定しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、広野地内の農道整備工事、こちらの土地改良事業等のこれ以外にもかなりの事業をやっているのではないかと思いますので、あえてこの項目だけお出しになっていたのも、たくさんの事業がある中で、何か特別な理由があったのかということが1点お願いいたします。

それから、風倒被害のほうにつきましては、お話を聞くと、道路上に支障が出るようなところであるとか、そういうところの予防保守、そういったことの事業であるというふうに説明ありました。このことは林業振興費でやられるべきものなのか。それとも環境であるとか、あるいは町道の整備であるとか、そういったところから来るべきことなのか、その辺の整備というのはどうなっているのか、お聞かせいただけたらと思います。

以上2点です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、農道整備工事の選定理由について答弁させていただきます。いろいろため池の工事だとか選定してやる事業がある中で、農道等も地元要望等が上がった中で優先順位を決めて事業のほうを実施しております。

続きまして、予算、林業振興費でいいのかどうかにつきましてご回答させていただきます。林業のほうで、やっぱり広報等でも示させていただいているように、通学路だとか、遊歩道沿いの山林をお持ちのところにつきましては、やっぱり枯損木とか、そういった老朽化している木が大分見られるところで、そちらのほうの倒木を未然に防ぐという意味でも、林業のほうで実施のほうをさせていただいております。

以上です。

○狹守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、もう一点だけ、今の林業振興費の関係なのですけれども、恐らく該当のところは民地であると思います。先ほどのような事業について、民地の事業のところにもそういうものは建てられるというところの整備はどのように行われているのか、お願いいたします。

○狹守勝義委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それではお答えいたします。

こちらの林業振興費ですが、森林環境譲与税を使っております。そういった意味でも、先ほど飯塚副課長が答えましたが、林業振興費でやるべき事業と考えております。

また、人的被害を防ぐ場合は、道路の管理者でありますまちづくり整備課がよく把握しておりますので、場所選定については、まちづくり整備課にお願いしているところでございます。

また、民地を当然伐採するわけですが、その場合、施工承認で承諾を取ってやらせていただくということになっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 私からは、146ページの多面的機能支援事業598万8,000円なのですけれども、これはどのような事業になるのか、これをお聞きしたいと思います。

それと、147ページの風倒被害予防委託費、今、小林委員のほうから質問ありましたけれども、これについて、同じ民地に係ると思うので、答えていただいたのですけれども、この森林環境譲与税を使って事前にそちらのほうで、まちづくりではなくて、そちらのほうで調査、事前調査というのですか、この辺は民地で倒木のおそれがあるから、事前にそういう場合には整備させていただいていかというような調査をかけているところもあると思うのです、自治体によっては。そういう点は、そちらでの業務にはならないのかということをお聞きしておきます。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、多面的機能支援事業の内容についてお答えさせていただきます。

多面的機能支援事業につきましては、2つの交付金から構成しております、1つが農地維持支払交付金で、地域資源の基礎的な保全活動である草刈り、泥揚げ等、それとそちらの単価の交付単価が、田が10アール当たり3,000円、畑につきましては10アール当たり2,000円という形です。2つ目が資源向上支払交付金で、地域資源の質的向上を図る共同活動である施設の軽微な補修及び農村環境保全活動になります。交付単価が、田が10アール当たり1,500円、畑につきましては10アール当たり900円になります。

嵐山町では活動組織が8組織で、活動面積のほうは農地維持支払交付金のほう、こちらのほうが

6団体申請しております、すみません、8組織、全部ですね。田んぼのほうは134ヘクタール、畑が6.8ヘクタール、合計で140.8ヘクタール。資源向上支払交付金につきましては、6組織が申請をしております、田んぼで117.5ヘクタール、畑が6ヘクタール、合計123.5ヘクタール。なお、補助率につきましては、国が50%、県が25%で、町が25%の負担ということになっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、風倒木被害予防委託の選定場所についてお答えいたします。

危険場所の把握をする場合は、委員おっしゃったとおりの意向調査、森林環境譲与税を使って意向調査をできるということがございます。この意向調査が、かなり莫大な予算がかかります。嵐山町における森林環境譲与税の交付額が約300万円程度でございます。6年度予算につきましては320万円を見込んでおります。この予算に対しまして意向調査を把握するとなると、ちょっと足りないということもございます。また、この予算規模であれば、先ほど来申し上げております、まちづくり整備課が把握している危険場所の未然防止に努めるのが一番よいのではないかという考えでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 この多面的機能の事業なのですが、平成26年ぐらいから始まっていると思うのですが、それからずっとやっていらっしゃるのだと思うのですが、いろんな各団体でそういう計画を立てて上げてくるということになるのでしょうか、これも優先順位があって、ある程度集まってきた中で、優先して町のほうで実施していく事業になっているのだと思うのですが、そのところ、ちょっと教えていただきたいと思います。

環境譲与税の関係は分かりました。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、多面的のほうについて回答させていただきます。

活動のほうにつきまして、平成19年から事業のほうが始まっております、改良区だとか、土地改良組合さんのほうが母体となりまして、その区域の中で活動を実施しているという形になります。活動の内容につきましては、各組織のほうで優先順位等を決めた中で活動を実施しているというのが現状でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は、142ページの農業者支援事業が前年度に比べて756万3,000円増額しております。その増額している内容についてお聞かせください。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、農業者支援事業の増額750万円の内容について答弁させていただきます。

今年度、農業者フォローアップ事業のところで、水稻農業者につきまして、上限250万円としまして2名の方に補助を実施するという形の中で、そこで500万円増額になっております。そこと、新規就農総合支援事業の補助金の中で、昨年度、女性1名の方の経営開始資金ということで補助していたものが、来年度につきまして、すみません、令和5年度で補正でさせてもらった方です。その方が増えますので、150万円増ということになりますので、その2つでほぼその事業費のほうが増額という形になります。

以上となります。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 フォローアップ事業の内容については、あと畠山委員が質問を予定していますので、これで結構です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、3点について質問させていただきます。

まず、112番は、広野地内の農道整備は、小林委員がお聞きになって内容は分かりましたけれども、場所は役場下のところ、藤野自動車さんの裏というか、あの辺になるのですか。ちょっと場所が分からないので、場所を教えてくださいたいと思います。

123番が、25ページのため池の使用料、3か所の内容でございます。恐らくソーラーパネルかなと思ったのですが、確認、お聞きしたいと思います。

あと、125番目の143ページ、今、藤野委員の質問したところでございますが、女性の農業者1人の方に補助したというお話ですが、何か説明のときは、水稻の農業者の方、営農さんと、今度新しく事業者の方に農機具、機械を買うということで説明を受けたような気がしたので、どのようなものを買うのか、お聞きしようと思って入れておきました。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、農道整備工事の場所についてご説明させていただきます。

場所につきましては、花見台工業団地、旧永嶋商店さんがあった信号から花見台工業団地に入っていく道で、関越のボックスをくぐりまして、宅地前に並行している農道があるのですけれども、そちらの農道になります。

それと、ため池使用料の内容につきましては、おおむらさきゴルフ倶楽部内のため池5か所、堤のほうも含めてです。それと、太陽グリーンエナジーさんの水上太陽光発電所の2か所です。花見台のところと平沢大沼のところという形になります。

続きまして、農業者フォローアップ事業のほうです。こちらのほうが、水稻農業者のほうの補助につきましては、一応先ほどお話しさせていただいた2名、これと新規就農のほうの補助のほうは、ちょっとまた別になります。農業者フォローアップ事業の水稻農業者への補助につきましては、耕作面積がおおむね10ヘクタール以上で、現状維持か面積拡大をするものを対象としまして、機械購入経費の2分の1以内で、上限が250万円で、6年度としましては2名を考えているという形になります。

新規就農者のほうの補助につきましては、新規就農者のほうの補助事業ということで、予算書のほうでいきますと(2)の農業者支援事業の18負担金補助及び交付金のほうの一番下です。新規就農、ページ数が142、143ページのところです。すみません。その農林水産業費の(2)農業者支援事業、節のほうが18負担金補助及び交付金の一番下のところの新規就農総合支援事業補助金、こちらのほうの300万円のところで、女性の方と男性の方、1名ずつが経営開始ということで、150万円ずつをいただくものになります。

以上となります。

○狛守勝義委員長 機械器具の購入の内容が漏れています。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 機械のほうの購入については、実際、まだ交付するものが確定はしておりますので、本議会が通りまして、来年度当初になりましたら、該当者に確認を取った上で補助のほうをしたいと考えております。

以上となります。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 機械器具は分かりました。

新規就農者も今の説明であったわけですね。結構です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 143ページになります。農業再生協議会補助金150万1,000円ですけれども、この事業内容を伺います。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、農業再生協議会補助金の事業内容についてご説明させていただきます。

経営所得安定対策等の推進事務を行っている地域農業再生協議会へ補助するもので、内容としましては、普及推進活動、作物の生産方針等の策定、交付金申請等の事務、営農計画書の確認事務の内容となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 これは地区が決まっているわけですか、今のお話だと。どこの地区になってくるのですか。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 こちらにつきましては嵐山町全域となっております。

○狛守勝義委員長 以上、質疑がないようですので、農政課に対する部分の質疑を終結いたします。ここで休憩といたします。

休 憩 午前10時29分

---

再 開 午前10時45分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、竹内委員、質疑をどうぞ。

○竹内隆哲委員 149ページの18番です。地域商業等活力創出推進委員会補助金予算の根拠をお伺いします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、予算書149ページの地域商業等活力創出推進委員会補助金についてお答えをいたします。

地域商業等活力創出支援事業につきましては、主に市街化区域内の商業等の活性化を目指しまして、嵐山町商工会内に設置されている地域商業と活力創出推進委員会へ補助を行う事業となっております。

補助事業の内容についてですが、町内の商店による朝市の開催に係る経費、お店の方が講師となって専門知識やプロのコツをお店で教えるまちゼミの実施に係る経費、嵐山町に来訪する観光客に地元の飲食店を紹介する飲食店マップを作成する経費、町内の手工芸品を取り扱う事業者が集まるクラフトフェア開催に係る経費を計上してございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 竹内委員、どうぞ。

○竹内隆哲委員 こちらの大企業向けの高額な予算とは別に、個人や小規模な事業に対する補助金について、補正予算で計上する事業者に対して、事業者を利用していただくための補助金に関わる経費がどのような内容になるか、ご説明していただけますか。

○狛守勝義委員長 予算の項。

- 竹内隆哲委員 予算なのですからけれども。
- 狛守勝義委員長 補正ではないし。
- 竹内隆哲委員 補正の内容というのは、まだちょっと違いますか。
- 狛守勝義委員長 はい。
- 竹内隆哲委員 以上で大丈夫です。
- 狛守勝義委員長 では、よろしいですか。
- 竹内隆哲委員 はい。
- 狛守勝義委員長 続きまして、橋本委員。
- 橋本 将委員 予算書150ページから153ページまでのところの観光施設等管理事業についてお聞きします。嵐山溪谷多目的広場造成工事費2,000万円の根拠をお伺いいたします。
- 狛守勝義委員長 答弁を求めます。
- 松浦副課長。
- 松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、予算書150ページの嵐山溪谷観光多目的広場造成工事についてお答えいたします。
- 嵐山溪谷観光多目的広場の造成につきましては、ラベンダー園の県道を挟んだ反対側に位置するラベンダー園駐車場の北西側に位置する福祉施設に面する道路まで拡張いたしまして、観光多目的広場として整備する計画となっております。
- 造成費用2,000万円の内容ですが、約8,500平米の駐車場を兼ねた多目的広場の整備といたしまして、整地、砂利敷きを行うほか、駐車場区画ラインの設置、広場外周のロープ柵の設置、排水のための素掘り側溝の整備、案内看板の設置を行います。また、既存のラベンダー園駐車場の歩道部分について、アスファルト舗装を行う内容となっております。
- 以上です。
- 狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。
- 橋本 将委員 主に駐車場ということなのですからけれども、何台止められる駐車場になるのでしょうか。
- 狛守勝義委員長 松浦副課長。
- 松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。
- 既存の駐車場の部分が今現在60台止められるようになっておりまして、今回多目的広場として整備する部分の駐車台数が282台を予定してございます。合計が342台になる予定でございます。
- 以上です。
- 狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。
- 橋本 将委員 駐車場増設なので、利用料金等の変更はあるのでしょうか。
- 狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 利用料金につきましては、現在の形の1台500円という形で考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 私からは、149ページ、企業誘致事業、企業奨励金交付の状況について、交付先数ほか、伺えたらと思います。お願いします。

○狛守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、予算書の149ページ、企業奨励金の交付状況につきましてお答えいたします。

花見台工業団地に立地をしております株式会社武蔵野フーズの第2工場が拡張となりまして、令和3年1月に建物が完成し、操業が開始されております。こちらの企業誘致条例に基づく奨励金でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 すみません。この企業奨励金の予算2,757万2,000円ですか、これは1社のということですか。それについて伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 小林委員さんおっしゃるとおり1社でございます。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、企業奨励金、これ令和6年度の予算なのですけれども、今後の見込みについて何かありましたらお願いします。

○狛守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

企業誘致条例に基づく企業奨励金につきましては、町内に企業を呼び寄せるといいますか、立地を促すための経費ということで目的をしております、3年度間、固定資産税相当額を交付するという内容になっております。武蔵野フーズの第2工場につきましては、令和6年度の交付が2年度目になっておりますので、ほぼ同様の額が令和7年度につきましても交付を行う予定になろうかと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、同じく企業誘致活動事業について。先ほども小林委員が質問されておりますので、今後の見通しです。武蔵野フーズさん、令和7年度まで続くということですが、今、造成工事等々しておりますので、企業さんについてどういう対象になるのかどうか、お聞きしてお

きます。

それから、150ページの観光施設等管理事業、工事請負費についてです。これも橋本委員がご質問されていますので、1点だけ、その関係で業者の選定方法、それからこれが実際に今年のラベンダーまつりに間に合うのかどうか。その工期についてお聞きします。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、148ページ、企業誘致事業の企業奨励金の今後の見通しについてということでございます。

今、駅前でドラッグストアの建設が完成をしまして、これからオープンがされるという予定で聞いております。嵐山町の企業誘致条例、小売業も対象になっておりまして、今、若干相談等も受けておりますので、駅前通りに立地をするドラッグストアについても企業誘致条例の奨励金に入ってくるのではなかろうかというふうに考えております。

また、今、造成工事を実施しております花見台工業団地拡張地区でございますけれども、12月議会で企業誘致条例の一部改正、ご承認いただいたところでございます。内容が、花見台工業団地の拡張地区については該当するということで改正をいただいておりますので、こちら今現在、3社の企業が立地をする予定になっておりますので、こちらに立地する企業も、条件が合えば交付対象になるのではというふうに考えております。以上でございます。

すみません。ちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。花見台工業団地の拡張地区につきましては、立地企業がほぼ決定をしております、そのうちの2社が製造業、1社が物流業というふうに聞いております。この物流業も、自社で物流を実施するのではなくて、テナント型の物流業というふうに聞いておりますので、この花見台工業団地に拡張する3社のうち1社は企業誘致条例の対象にはならない可能性が出てくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 もう一つあります。

松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、観光施設の多目的広場の業者の選定についてなのですが、こちらのほう、年明けに業者のほうを選定するような見積り等の入札等を行って、今年のラベンダーまつりには間に合うように、駐車場の舗装等までは間に合うような形で利用できるように、間に合わせて工事を行うというふうに考えております。その他の工事については、そこで全て終わりになるか、ちょっと不明なのですが、附帯の工事については、後々、おいおい進めていき、まずは舗装の工事、砂利敷き等を済ませるような形で工事のほう進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 企業奨励金なのですが、先ほども答弁の中でありましたように、昨年の12月議会で花見台を残して廃止にするのではなかったのですか。ちょっとその内容を確認したいと思います。

それから、嵐山溪谷の件なのですが、これは橋本委員から聞いていただいて、駐車場だという説明だったわけです。ただ、多目的広場として設置するわけですので、ほかの利用はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

そして、観光協会の補助金、今年も大幅な金額がついているのですけれども、どのようなものを積み上げてこの金額になったのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、企業奨励金の関係につきましてお答えいたします。

昨年の12月の議会で企業誘致条例の一部改正につきまして議決をいただいたところでございます。こちらの一部改正につきましては、令和6年4月1日から改正条例が施行になるということで、先ほど申しましたドラッグストアについては3月中にオープンをして事業が始まるということで聞いておりますので、従前の改正前の条例が適用になるという考え方でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、嵐山溪谷の多目的広場の駐車場以外の利用についてお答えをさせていただきます。

嵐山溪谷周辺の一帯につきましては、四季の自然を楽しめるエリアとしまして人気のスポットであります。春のさくらまつり、夏のラベンダーまつり、秋の紅葉まつりなど、植物の見頃に合わせて開催するイベントには多くの観光客が訪れております。しかしながら、季節のイベントの端境期におきましては大きな集客事業がなく、年間を通じて嵐山町に人を呼び込む仕掛けづくりが課題となっておりました。そういった問題を解決するために新たな集客イベントとして、そちらのほうで軽トラ市の開催を今のところ検討しておりまして、駐車場として利用していない時期についても、そのような集客イベントを開催する多目的広場の整備を行うものとして多目的広場とさせていただいているところでございます。

続きまして、観光協会の補助金、どのようなものを積み上げてこの金額になったかということで、こちらにつきましては、予算書153ページの嵐山町の観光協会補助金1,475万8,000円の内訳についてですが、初めに観光協会の局長を除いた事務局職員の人件費の半分といたしまして350万円、次に河川利用料、ラベンダー園の賃借料として71万1,000円、次に嵐なびの販売職員1名分の人件費の半分といたしまして176万円、続いてラベンダー園の維持管理に係る経費といたしまし

て820万円、最後に事務所の賃借料といたしまして58万7,000円、以上合計いたしまして1,475万8,000円を計上しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 企業奨励金なのですが、そうすると武蔵野フーズも今年度の関係で、令和3年だから4、5、6となるのかな。新年度予算、3年目で最後になるということなのかな。ちょっとお聞きしたいと思います。

多目的広場なのですけれども、イベントに使いたいというお答えだったわけです。ただ、イベントに使うと当然駐車場が必要になると思うのですけれども、そんなでっかいイベントではないのだよということ考えているわけなのですか。ちょっとそこを伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 株式会社武蔵野フーズの企業奨励金なのですが、今年度、令和5年度からスタートしまして、5、6、7で3年度間ということで予定しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、多目的広場で開催するイベントの規模感についてお答えさせていただきます。

今ご説明をさせていただいたような形で、多目的広場の面積のほうが1万1,765平米あるということで、そちらのほうの一部を利用して、駐車場も兼ねた形で行うとともに、また隣にもバーベキュー場の駐車場ございますので、そちらのほうも利用させていただくというふうに、今のところは考えておるところでございます。

説明については以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 企業奨励金予定企業数なのですが、大体お話を伺って分かったのですけれども、これからですと、少なくとも4回はこの企業奨励金の予算が出てくるというふうに考えてよろしいのですか。それで、川島地区のことにに関して、それは入っていないという形で考えていいのかどうか、伺います。

それから、川島土地区画整理組合設立準備会補助金15万円の事業内容について伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、企業奨励金の関係につきましてお答えいたします。

そうですね。企業数というカウントでいけば、4企業分がこれから予算措置が必要になってくるのかなというふうに思っております。川島地区につきましては、今の段階では対象外ということで考えております。

続きまして、川島地区の149ページの準備会補助金の事業内容ということでございます。川島準備会の運営に係る庶務的な経費ということで考えておまして、総会役員会の開催ですとか、準備会だよりの発行等を予定しておりますので、こちらに係る経費ということで考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 組合設立までにはまだ時間がかかるというふうに、どの程度の時間があるということ考えてもらいいいのでしょうか。

○狛守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 お答えいたします。

川島の事業なのですけれども、今、町の分担、行っている業務といたしまして、農地に係る調整が非常にハードルが高いのだよということで、いろいろなところで説明をさせていただいております。まず、この農地の調整が完了しましたら、次に都市計画手続、都市計画手続が完了したら組合が設立となりまして事業開始という流れになってこようかと思っておりますけれども、まだ年単位で時間がかかるかなというふうに思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上、質疑は終了いたしましたので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前11時05分

---

再 開 午前11時07分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、宮本委員、質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 よろしくお願いたします。私のほうからは、164ページ、都市公園等管理事業、清掃委託料についてお尋ねしたいと思いますけれども、これは主にトイレ掃除とか、そういったことなのか、その場所とか、何か所ぐらいあるのか、そういったことをお尋ねしたいと思います。

もう一つ、166ページ、公園等整備事業、これは前年度比4,600万円減ということで、完全に駅前の公園の工事が終了ということによろしいのか。この間、ちょっと行きましたら、3月15日までということで、まだ業者さんが仕事していたような、そんな状況でしたけれども、その辺をお尋ねし

たいと思います。よろしく申し上げます。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、公園等整備事業につきまして回答させていただきます。

都市公園の管理事業は、事業内容につきましては、除草作業及びトイレ清掃を計上しております。除草作業は都市公園をメインに31か所、トイレ清掃はトイレのある花見台第一公園、第二公園、それから菅谷公園、あと、むさし台の鶴巻運動公園を行っています。また、清掃につきましては、駅前のポケットパーク、駅西公園、おりがみ公園のごみ拾い等も併せて行っています。

続きまして、公園等整備事業の前年比マイナス4,600万円の理由について説明させていただきます。令和5年度は駅西公園及び菅谷公園の改修工事を実施しており、その費用が計上されています。当該事業は令和5年度で終了し、令和6年度は公園改修工事の予定がないため、前年度比でマイナスとなっております。現在、駅西公園のほうの工事につきましては、ゴムチップの舗装の工事をしておりまして、今週中にはそのゴムチップ完了する形の実施状況となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 この清掃業務に関しては、業者は一つというか、シルバー人材とか、そういったところに頼んでいるのでしょうか。

それと、駅前の公園ですけれども、いつから使えるようになるのですか。お願いします。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、回答させていただきます。

除草作業につきましてはシルバー人材センターにお願いしております。トイレのほうの清掃につきましては、町内にごぞいます福祉作業所等に委託をお願いして行っております。

駅西公園のほうの利用の関係なのですけれども、令和6年4月より使えるような形で考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 150ページ、住宅リフォーム補助事業についてお聞きいたします。補助上限額を半額にした理由をお尋ねします。

○狛守勝義委員長 もう一点あるのではないですか。

○橋本 将委員 164ページ、都市公園等管理事業、前年比59万6,000円増の内訳をお尋ねいたします。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、住宅リフォーム事業及び都市公園等管

理事業につきましてお答えさせていただきます。

まず、住宅リフォーム補助事業について説明いたします。本事業は町民の皆様に変な高い関心をしていただき、令和5年度は受付開始後、約1か月で予算上限に達してしまいました。受付終了後も問合せが多数あり、予算上限を理由にお断りする件数も多くありました。予算状況は大変厳しいものですので、補助上限を半額にすることで、より多くの町民の方にこの事業を活用していただきたいと思っております。

続きまして、都市公園管理事業、前年比59万6,000円の増の内訳について説明させていただきます。都市公園管理事業につきましては、都市公園と除草、植木剪定業務の委託内容に、ふだん、まもり隊で行っていただいているむさし台の東側公園で、まもり隊が作業ができない箇所がございます。そういったところの一部を町のほうで新たに予算を計上させていただいて追加しております。

また、菅谷にありますおりがみ公園、あと川島地区にございます明星前の川島公園について、除草の作業回数を増やしております。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 都市公園のほうは承知しました。

住宅リフォーム事業の件でお伺いしますけれども、応募がすぐいっぱいになったということなのですが、商工会からのラインで、9月に10万円というアナウンスあったのですけれども、そのときは枠があったのですか。お尋ねします。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 リフォーム補助金について説明いたします。

最初に当初予算で計上させていただいたものがすぐに終了してしましまして、これだけ反響あるということで、町のほうとしましても町民の方のニーズに答えるために、庁内で相談をさせていただいて補正予算を計上させていただきました。それで、残りの件数、当初予算と同額の補正予算を計上しまして、今回、令和5年度事業実施させていただいたところです。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 私から1点です。156ページ、生活道路整備事業の中の根岸10号線整備の状況についてお伺いいたします。

○狛守勝義委員長 久保副課長、どうぞ。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 それでは、156ページの生活道路根岸10号線についてお答えさせていただきます。

令和6年度事業につきましては、一応工事費のほうを計上させていただいております。令和5年度に用地買収まで全て終わりましたので、このまま工事という形で進めさせていただければと思っ

ております。

以上です。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 昨年から予算計上した事業としていて、用地買収は終わって、いよいよ新年度に事業ということなのですけれども、これは事業の概要について、どんな工事なのかというのをお知らせいただければと思います。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 工事の概要につきましてお答えさせていただきます。

現道が2メートルぐらいの町道になっております。それを今回延長が100メートル、幅員が5メートルに広げるような工事を行わせていただければと思っております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 まず、予算の150ページの住宅リフォーム、これは橋本委員が質問されておりました。

5万円にした理由というのが、件数を増やすということであったわけですけれども、この経済効果が非常に高いということで、ほかの自治体では約10倍ぐらい、10倍以上。ほかの町では400～500万で、約8,000万ぐらいの経済効果があるということで、非常に大きな効果があると思うのです。今後、また当然件数が増えてきたときに、令和5年度と同じように補正を組んででも対処していくというお考えがあるかどうか、そこだけお聞きしておきます。

それと、158ページ、交通安全施設整備費、これが光熱費のところは約1,229万4,000円ということで計上されておりますけれども、これは徐々に省コスト化していく、LED等、このままランニングコストを下げていくということをお考えがあるかどうか、それもちょっとお聞きしておきます。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、リフォーム補助金についてお答えいたします。

まず、経済効果の面からお話ししますと、町内業者が行う工事について補助させていただいておりますが、令和4年度では工事の全体的な金額ということでいきますと約2,850万円、令和5年度ですと4,150万円の工事が行われたという形になっております。今後、補正を行ってまでやるのかというところにつきましては、半額にさせていただいたことによって件数を確保させていただいておりますので、また状況を見て、そのあたりにつきましては検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 道路照明灯の関係でよろしいですか。交通安全ではなくて、道路照明灯、いいですか。

今、LED化、もう既に進めておりまして、LED化はかなり、8割程度行っているところでございます。ただ、道路照明灯で光熱費自体はかなり下がっているかなと考えているところでございます。光熱費については調整費とかありまして、単純にLED化すれば下がるというものもないのですけれども、随分下がっておりますので、これは引き続き行っていきたいと思えます。

逆に、光熱費ではなくて機械借上料、次の道路照明灯設置事業の機械借上料というのが500数万、多分あるというふうに考えます。それは令和7年度には終了しますので、あとこれは全て町のものになりますので、これは全て減ってくるようになりますと、かなり経済効果というか、町のほうにとって効果があるかなと考えているところでございますので、道路照明灯の光熱費自体はさほど変わらないかなと思うのですけれども、このLEDの機械借上料が全て減ってくると。この500万が1年間、下がると考えているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 住宅リフォームの件なのですが、5万にしたということで、ちょっとお考えがあるかなのですが、申請が、工事前、工事後ということで非常に煩雑な。効果は上がっている自治体は工事完了後だけでいいということで、非常に効果が上がっているわけなのです。ですから、その辺もちょっとご検討する余地があるかどうか、それをちょっとお聞きしておきます。

○狛守勝義委員長 もう一点のほうはいいのですか。

○藤野和美委員 それでいいです。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 リフォーム補助金につきましては、工事の内容を補助要綱に基づいてなっているかを確認させていただいておりますので、工事着工前の申請ということでお願いしております。当然のことながら周知の関係で、工事後に、もうやってしまったのだけれどもという話があるのですけれども、やはり補助要綱を定めておりますので、その中で該当する対象工事について補助させていただくということでさせていただいておりますので、現状は事後の補助ということでは考えておりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 159ページ、幹線道路整備事業の土地購入費、物件補償費の規模、内容についてお尋ねしておきます。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 159ページの幹線道路整備事業についてお答えさせていただきます。

令和5年度、6年度で、深谷一嵐山線から産業団地までの工区の土地購入費と物件補償費という形で、一応令和6年度につきましては、令和5年度の不足分の部分を計上させていただいております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、この間、繰越明許のときにもお聞きしましたけれども、いわゆる令和5年度の不足分に相当する部分がこの金額であって、そして例の産業団地の入り口のところまでの土地購入費、物件補償費は確保できたという形でよろしいのでしょうか。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 お答えいたします。

産業団地部分までの全ての土地購入費と物件補償費は、一応これで賄える計算になっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 159ページの橋りょう定期点検21橋と橋りょう長寿命化修繕計画策定の内容をお伺いしたいと思います。

そして、163ページのエリアリノベーション支援事業報償金、消耗品費の内容を伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 159ページの橋りょう点検に関してお答えさせていただきます。

橋りょう点検につきましては、令和6年度、21橋、町全体で70橋、橋りょうがありまして、5年間に分けて一応橋りょう点検を実施しております。今、2巡目が今年度、令和5年度で終了しまして、3巡目の1年目という形で橋りょう点検を実施していければと思っております。

橋りょう点検の長寿命化修繕計画につきましては、2巡目の橋りょう点検が全て終わりましたので、それを一応更新という形で策定をさせていただければと思っております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 163ページのエリアリノベーション支援事業について説明いたします。

令和6年度も継続してエリアプロデューサーが自発的に実施する事業を支援することを目的として実施いたします。報償金としましては、エリアリノベーション事業推進要綱に基づき、エリアリ

ノベーションの趣旨に沿って提案された企画に対して、1事業当たり上限3万円で、またエリアプロデューサーの発掘、また自立を支援することを目的とした講演会等の講師の報償として、合計24万円を計上させていただいております。

消耗品費は、イベント、講演会の開催に当たりまして必要な事務用品等を想定し、2万円を計上させていただいております。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 先ほどの159ページの橋りょう点検のほうですが、関越の橋がありますけれども、あれは今回のこの6年度には入っていなかったかな。どうなのでしょう。

そして、エリアリノベーションは、1事業者3万円の補助で、いろいろとプロデュースしてくれる方を育成するという方にお金を払うということで、内容が分かりましたので、一応これ、さっき24万円ということは、三八、二十四、8人を見込んでいるということによろしいのか、確認したいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 橋りょう点検の関係でお答えさせていただきます。

来年度、令和6年度につきましては、関越に架かっている橋の点検はございません。以前に関越に架かっている橋につきましては令和3年度に行わせていただきましたので、またその5年後に橋りょうの点検を実施する予定となっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 エリアリノベーションについて説明いたします。

24万円の中身につきましては、1事業ということで3万円という形になっておりますが、令和5年度のイベントの状況で話しますと、イベントとして2人の方がエリアプロデューサー的な立場から6回のイベントをしております。昨日、2月24日にこのエリアリノベーションの講演会ということで1回実施させていただいております、7回の実施をしております。ですので、令和6年度につきましても同じような形で事業実施ができればかなと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 159ページのほうだけでよろしいのですけれども、今回点検で、もう危ないなというところが見つかった場合には、工事は翌年からということになるのでしょうか。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 橋りょう点検のほうでお答えさせていただきます。

悪い判定が出ましたら、判定結果が出るのがやはり3月、年度末になりますので、その後、修繕設計を行わせていただきまして、その後、工事になりますので、早ければ次の年に工事できるのですが、大規模な修繕の工事になりますと、委託に1年ぐらいかかってしまっていますので、工事は2年後ぐらいという形にはなってしまうと思います。

以上になります。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 駐輪場の平米当たりの単価を伺いたいと思います。

そして、次にリフォーム補助金ですけれども、何人かの方が聞いていただいて、そうしますと今まではほぼ全額10万円が支給されているような工事だったということなのですか。ちょっとこれ確認ですけれども。あとは結構です。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、85ページ、駐輪場の平米当たり単価につきましてお答えいたします。

武蔵嵐山の駅東側の駐輪場につきましては2か所ございます。2名の方と賃貸借契約をさせていただいております。面積は2か所で約660平米で、賃借料として45万2,000円を計上しております。賃貸借料は固定資産税額等から駐車場の契約額を算出しておりますが、地目によりまして固定資産税額が違います。契約は、おおよそ固定資産税額の3倍程度とっております。単価については、個人との契約になっておりますので、申し訳ございませんが、具体的な金額は控えさせていただきます。

続きまして、リフォーム補助金の10万円満額いつているかということだと思っておりますけれども、こちらにつきましては、リフォームは結構高額な金額になりますので、ほとんどの方が満額の10万円の支給となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 駐輪場の件ですけれども、少し単価が違い過ぎるのではないかなと思ったのは、嵐丸ひろばの単価と駐輪場の単価が大分違うのではないかなと思って、それでお聞きして、そんなに場所が違わないのに差があるのではないかなと思って聞いているのです。嵐丸のところ聞いたら、まちづくりのほうでここ契約したのですよということで、1台3,500円でやっていますということなのですが、面積等、分からなかったのです。ですので、ちょっと私、差があるのではないかなという疑問なので、どうなのですか。実際、差があるわけなのですか。もし差があれば、どうしてそこに差があるのかを伺いたいと思うのです。

○狛守勝義委員長 1点だけでよろしいですか。

○川口浩史委員 1点だけです。

○狹守勝義委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 お答えいたします。

嵐丸ひろばの駐車場につきましては、駅西整備をするに当たりまして、今現在、なっている方が場所を指定されておまして、そこなら移転しても構わないよということでしたので、交渉させていただいて、ほかの場所を探さなくてはいけないということで、いろいろ探させていただきました。それと、嵐丸ひろばの駐車場、今なっているところは、既に駐車場になって貸しているところをお借りさせていただいたので、既に駐車場として貸している単価で契約させていただいたところがございます。こちらの駐輪場につきましては、町が初めから駐輪場として考えておまして、面積当たり幾らということで交渉しましたので、その辺は若干差があるかなど。もともとの経緯が違いますので、ご了承願いたいと考えております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 49ページですけれども、新規区画整理事業により移管を受けた公園、緑地敷地内の物件5万円の件数を伺いたいと思います。

それと、163ページ、平沢土地区画整理事業補助金500万円の事業内容を伺います。

○狹守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、まず49ページの区画整理事業の移管を受けた公園、緑地敷地内の物件の件数についてお答えさせていただきます。施設としては公園3か所、緑地7か所、ポケットパーク2か所のうち、その中に占用物件として電気の電柱及び支線が49件、それから電話の電柱と、あと支線が24件、合計73件となっています。

続きまして、163ページの区画整理事業補助金500万円の事業内容について説明させていただきます。具体的な事業としまして、区画整理事業のほうは清算金の徴収交付事務が順調にいておまして、組合をそろそろ解散に向けた準備ということで、組合の解散認可申請書及び決算報告書、承認申請書の作成業務委託等を予定しております。そちらのほうをこの補助事業の中で想定しております。

以上です。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 電柱が49件と電話のほうで24件で73件ですけれども、これ件数としてはすごく単価が低いのですか、徴収できる単価が。それを伺います。

○狹守勝義委員長 1点だけでいいのですね。

○渋谷登美子委員 はい、いいです。

○狹守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

電気の電柱につきましては1件当たり870円になります。電話柱につきましては1件当たり320円となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で質疑は終了いたしましたので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は13時30分です。

休 憩 午前11時34分

---

再 開 午後 1時30分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、生涯学習課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

○狛守勝義委員長 それでは、橋本委員、質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 206ページ、歴史史料等保存活用管理事業についてお伺いいたします。

印刷製本費57万4,000円のうち、新規の偉人マンガの増刷分は幾らか。同じく、新規偉人マンガの増刷は毎年行うのか。

続きまして、210ページ、スポーツ施設管理事業、前年比896万5,000円減となっており、修繕費5万円である。B&Gアリーナの雨漏りやグラウンドの水道の修繕は完了したのか。

以上3点、お聞きいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 では、お答えいたします。

まず、歴史史料等保存活用管理事業の印刷製本費57万4,000円の件でございます。こちらにつきましては、印刷製本費57万4,000円全額が新規の偉人マンガの印刷分となります。

続きまして、偉人マンガの増刷は毎年行うのかの件につきましてお答えいたします。増刷につきましては、今回の分のみで、その後の増刷予定は現在のところございません。

続きまして、予算書210ページのスポーツ施設管理事業の件をお答えいたします。総合運動公園グラウンドの外水栓工事につきましては、今年度既に完了しておりまして、現在は使用できる状態となっております。

B&Gアリーナの雨漏りにつきましては、承知しておりますが、対処がまだできていない状況でございます。

以上、答弁いたします。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 印刷製本の件は、後も控えていますので、私は結構です。

スポーツ施設管理事業についてお尋ねします。B & Gの雨漏りについては、把握しているということですが、その他の施設について何か修理の予定があるとかはありますでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

B & Gのその他の施設につきましては、修繕の予定は今のところございませんが、雨漏りにつきましては、平成25年度に1回修繕をしております、そのときに完全に直っていないという状況です。雨漏りにつきましては原因究明するのがかなり難しい現状ですので、今後また、ひどくなるようでしたら対応したいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 私から1点お願いします。

予算書82ページ、交流センター改修事業、北部交流センター改修の弁済残額と弁済完了年について伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 では、お答えいたします。

予算書82ページの交流センター改修事業の北部交流センター改修の件でございますが、弁済残額は総額1億9,975万8,529円のうち、令和5年度末までの段階で3,940万7,488円となります。年2回償還をしております、1回の償還額が999万8,845円となり、弁済完了年は令和7年度の予定でございます。

以上、答弁いたします。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 橋本委員と同じ項目でございますけれども、このスポーツ施設管理事業、これが896万5,000円減額されております。この減額の理由をちょっとお聞かせください。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 答弁いたします。

減額の理由ということでございますけれども、前年比896万5,000円減の主な要因といたしましては、平成29年度にスポーツ施設用地公有化事業として総合運動公園及び鎌形野球場の土地を取得した際の埼玉県土地開発公社からの借入金利息込みの合計額3,772万3,675円の償還が令和5年度で完済したことによる公有財産購入費730万7,000円の減額と、令和5年度に計上し実施をした総合運動公園外水栓工事174万9,000円の減額の2件によるものでございます。

以上、答弁といたします。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 増刷が決まったということで、非常にそれに携わられた方たちのご苦勞もよかったなと思います。この冊数、増刷の冊数。それと、小学校等には大体配布は、予定されているものは配られたというふう聞いておりますので、この後、増刷した分をどのように令和6年度予算の中で使っていくのか、お尋ねしておきます。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 答弁いたします。

予算書207ページ、偉人マンガ増刷の冊数と活用についてでございます。増刷分は1,000部で設計をしております。この増刷分につきましては、地域の偉人を広く周知をすることを目的として、一般の購入希望者を対象に有償の配布を予定してございます。販売を予定しております。

以上、答弁といたします。

○狛守勝義委員長 どのように活用するかという。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 活用につきましては、地域の偉人を広く周知をするということ。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 非常に郷土の偉人でもあるわけですが、鎌倉時代の。それで、嵐山を知ってもらい、いいきっかけにもなるわけですし、これを有償で販売するというので、非常に結構なことだと思うのですが、その販売方法というか、例えば嵐山の駅に降りたところにあります、下に。ああいうような売店だとか、どんなふうなところへ販売を進めていこうと思っておりますか。

○狛守勝義委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 お答えいたします。

現在、決定ではございませんけれども、町で直接販売することと、それから観光協会のほうに委託をして販売することを検討しております。その場合には、駅の下の嵐なびのところで販売できるという形になるかと思っておりますので、その辺も含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると1,000部。この後はちょっと予定がないというようなことですが、どの程度の値段で皆さんのところにお分けできるのでしょうか。まだ決まっていないのかな。

○狛守勝義委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 お答えいたします。

販売価格につきましては、実際に委託をして、どの程度の単価でできるかというところがまだ決

まっておりますので、その単価を見てというところと、それから、皆さん、お求めやすい価格がいいと思いますので、1,000円未満の価格を設定したいというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 もう皆さん聞いていただいたのですが、販売の時期はいつになるのでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

販売の時期につきましては、年度当初に印刷製本の委託を実施した場合に、印刷、納品がおよそ1か月程度はかかるというふうに想定しておりますので、連休明けないしは6月以降ぐらいを想定しております。

以上でございます。答弁といたします。

○狛守勝義委員長 続いて、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 207ページの埋蔵文化財の調査なのですが、発掘調査の地区というのはどこになっている。どのようなところで発掘するのか、伺いたいと思います。

それから、209ページです。スポーツ推進委員運営事業ですが、インクルージョンスポーツの普及についての考え方を伺います。

ちょっと戻りまして、図書館になりますけれども、会計年度任用職員の人数を伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

まず、予算書207ページの埋蔵文化財の確認調査、発掘調査の地区についてお答えをさせていただきます。対象となる地区は、町内全域に所在する198か所の埋蔵文化財包蔵地が対象となります。こちらの包蔵地内における開発行為等が行われる場合に確認調査、試掘でございますけれども、確認調査を実施し、遺跡の所在確認をまず行います。遺跡が確認された場合におきましては、開発行為等による遺跡保存への影響を調査し、遺跡が破壊される場合については発掘調査を実施することとなります。令和6年度は、川島地区の都市計画道路平沢川島線延長工事に係る確認調査及び発掘調査として31日分を、一般家庭の建築や企業による開発等に伴う確認調査分として5日分を想定し、予算計上してございます。

続きまして、予算書209ページのスポーツ推進委員運営事業のインクルージョンスポーツの普及についての考えにつきまして答弁をさせていただきます。スポーツ推進委員が主体となって実施している事業のうち、10月に開催の秋のスポーツフェスティバルにおいてインクルージョンスポーツであるポッチャを開催しており、今年度につきましては輪投げも、お年寄りから子どもまで楽しめる

ということで、輪投げについても開催をいたしました。令和6年度におきましても、同様にインクルージョンスポーツの導入を予定してございます。

以上、答弁といたします。

○狛守勝義委員長 吉川副館長。

○吉川壮司教育委員会知識の森嵐山町立図書館副館長 それでは、203ページ、図書館の会計年度任用職員の数についてお答えさせていただきます。

館長1名、窓口等担当の職員8名の合計9名となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 インクルージョンスポーツなのですけれども、これボッチャと輪投げ、新しい種目というのは入れていく予定はないのかどうか、伺いたいと思います。

それから、会計年度任用職員、館長プラス8名で9人になるわけですが、そのうち司書の資格を持っていらっしゃる方というのはどのくらいいらっしゃるのですか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 それでは、私のほうからインクルージョンスポーツの関係、お答えいたします。

新しい種目ということなのですけれども、取りあえずボッチャを、前回の一般質問でもお答えさせていただいたのですけれども、ボッチャの普及を今しているところでして、全町に広まりつつあります。各地区の皆様が集まるときにボッチャとかをやっていただいている、そのときに道具を貸し出したりですとか、スポーツ担当、私のほうで行ってルールを説明したりとか、そういった活動も既に行われていますので、当面はボッチャを広めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉川副館長。

○吉川壮司教育委員会知識の森嵐山町立図書館副館長 それでは、図書館の司書の数につきまして答弁させていただきます。

現在、会計年度任用職員さんの中には、司書の資格を持っている方はいらっしゃいません。任期付として3名の職員が勤務しており、その3名とも司書の資格を持っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上、質疑がないようですので、生涯学習課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。入替えのみでございます。

休 憩 午後 1時45分

---

再 開 午後 1時47分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本日最後の審査は、教育総務課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、佐藤委員、質疑をどうぞ。

○佐藤弘美委員 213ページの廃棄物収集運搬委託料というのは、運搬費用のみのことでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、廃棄物収集運搬委託料の委託内容につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、廃棄物の収集運搬の業務委託ということになります。内容につきまして、可燃ごみ、生ごみ、不燃ごみとなります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤弘美委員 そうしたら、ただごみ屋さんに持っていくだけで、再利用とかは別にしていないということでもよろしいのでしょうか。再利用というか、要は堆肥にするとか、そういうことはなしということでもよろしいですか。

○狛守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 お答えいたします。

現在は新埼玉環境センターに業務委託をしております。給食センターのほうに収集をしていただいて運搬していただいております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤弘美委員 生ごみは量というのは、どのぐらい1日平均して出るものなののでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 生ごみに関しましては、2月の実績によりまして、1日大体48キログラムということになっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 私のほうからは、176ページ、親の学習講座実施事業についてなのですが、これはいつ頃、どこで、どんな内容で行われているのか。これは毎年行われているのか。いつ頃から実施されているのか、そういった事業内容についてお聞きしたいと思います。お願いします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、親の学習講座実施事業についてお答えいたします。

親の学習講座は、例年、就学時健康診断の際に保護者を対象に実施しております。場所につきましては、就学時健診を実施している会場で併せて行っています。

内容に関しましては、外部の指導者を招きまして、家族の在り方ですとか、親の在り方ということを学ぶための事業の内容としております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 これは毎年行われているものですか。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 先ほどの中で答弁漏れがございましたので、いつ頃から行われているかということについて答弁が漏れていたと思いますので、それも含めてお答えします。

今、手元に、この嵐山町で親の学習講座、いつからやっているという正確な記録はございませんが、私が指導主事の頃ですので、10数年前から、もう既にこの事業のほうが行われておりました。

また、この新入児を対象とした親の学習講座というのは毎年実施しているところでございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 私から2点お願いします。

予算書8ページに第2表、債務負担行為があります。嵐山町立小中学校建設事業基本設計業務の契約概要と期間についてお尋ねいたします。

関連として、177ページの18、嵐山町立小中学校再編事業に盛られております。お願いいたします。

○狛守勝義委員長 もう一点は。

○小林 智委員 すみません。もう一点、予算書176ページ、学校教育IT推進事業、新規として町立小学校タブレットPC等更新業務の内容についてお伺いいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 それでは、建設事業、基本設計業務についてお答えいたします。

嵐山町立小中学校建設事業基本設計業務につきましては、契約の概要でございますけれども、嵐山町立小中学校再編基本計画において、現菅谷小学校敷地に建設するとしました新しい学校の基本設計、これを委託する委託業務となっております。

契約の期間でございますけれども、令和6年度、7年度の2か年継続費で実施する予定でございます。

まして、実質の委託契約期間としては12か月程度を見込んでいるところでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 私からは、町立小学校タブレットPC等更新業務の内容ということでお答えさせていただきます。

こちらは、小学校タブレットPC等導入運用業務委託の契約更新になります。この契約は、児童及び教員が使用するタブレット用ソフトやネットワーク周辺機器、各教室に設置してありますモニター等のリース料金を含んでおります。小学校においてタブレット等を活用した授業を推進できますように契約を更新するものになります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 基本設計なのですけれども、新しくできる建物だけの基本設計となるのか。あとは、周辺の菅谷小学校の跡地のところもいろいろ変わってくるのだと思うのですけれども、その辺の範囲です。菅谷小の新しくできる学校の基本設計というお話がありましたけれども、本当にそれだけなのか、周辺のことは一切含まないのか、その辺についてお聞きいたしたいと思います。

それから、もう一点はタブレットPC等更新業務の内容ということなので、タブレットPC自体の更新がもう始まるのかなというふうにちょっと見たものですから、あれについては一斉導入されたので、一斉更新があるとまた大変だなとか、順々にしてもバージョンが変わってしまったりで、いろいろ大変なのではないかなと、ちょっと懸念があったものですから質問させていただきましたけれども、内容的には導入支援計画のソフトの契約の更新ということなので、契約先は開示はできないですか。契約先が分かったら、それと契約期間、何年契約でやっていらっしゃるのかというのをちょっとお伺いいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

島田副参事。

○島田泰斗まちづくり整備課副参事 お答えします。

来年度から行う基本設計については、基本的には菅谷小学校の敷地の中のことでありますので、新しく造る学校の建物と一般的に含まれる外構工事というところまでは基本設計としてはやっていきたいと思っております。そのほかのグラウンドの詳細設計だとか、菅谷中学校の校舎どうするのかというのは、その後の実施設計の中に、計画が決まっていきましたら実施設計の中でやっていきたいと考えています。

以上です。

○狛守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 私のほうからは、タブレットの契約更新の件

で期間についてお答えいたします。

現在の契約につきましては、令和元年8月から令和6年10月までの5年間の長期継続契約になっております。11月からまた長期継続契約で予算のほうに計上させていただきました。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 基本計画については結構でございます。

PCのほうなのですけれども、これはタブレットPCの保守運用ですよ、ソフトウェアと周辺の。本体を除く周辺設備ということです。これハード保守ということだけではなくて、ハードの交換とかもこの中には入っているのでしょうか。そういうことをちょっとお聞きしたいのと、これは5年契約がここで切れます。これは契約先というのは、同一性といいますか、継続性を考えると同一先がいいのかなと思います、こういうのはどういった決め方をされるのか、お聞きしたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 現在の契約につきましては、こちらのほうのハードの関係も保守に含まれております。こちらの関係のタブレットにつきましては、現在は教員が使用しているタブレットになります。児童生徒が使っているタブレットは、こちらはGIGAタブレットを購入したもので、また別のものになるのですけれども、ハードの交換ということであれば、こちらのほうは入っております。

契約先につきましては、先ほど申し上げましたGIGAタブレットが現在、購入またはリース、まだ検討を進めている段階で、いつ購入するかというのも今検討中でございます。こちらを考えまして総合的に判断して、購入先、契約先を検討したいと思っております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 小林委員と同様の件になってしまうのですけれども、大体分かりました。

それで、全体的に小学校で全学年何台ぐらい使われているか。教員は何台なのか、児童は何台なのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

それと、36、37ページの理科教育設備整備費等で50万4,000円が歳入で入っているのですけれども、これは何に使われているのか、教えていただきたいと思えます。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 私のほうから、タブレットの台数ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 教員及び児童生徒全てに行き渡るように配置してございます。児童生徒全ての台数と教員の台数、全てなのですけれども。

○狛守勝義委員長 人数、分かりますか。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 すみません。それでは、人数につきましては、今のところは全児童生徒と全教員に配布しているということで、人数につきましては後で説明させていただきます。

続きまして、理科教育設備費の件でございます。こちらは理科教育の備品購入費の2分の1を国庫補助で受けられるものになりまして、菅谷中学校と玉ノ岡中学校の理科備品の購入に充てるものになります。菅谷中学校はモニター付顕微鏡2台、玉ノ岡中学校はモニター付顕微鏡1台、可動人体付骨格模型1台、人体解剖模型1台を購入予定でございます。

先ほどのタブレットの台数でございますが、現在教員用120台を見込んでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 児童のほうは。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 失礼いたしました。児童の台数は、前回タブレットを購入したのは1,111台でございます。今回の契約の中には、その台数というのは含まれておりませんが、次回、児童生徒のタブレットを購入するに当たっては、生徒の数、そのときの生徒の数を見込んで積算したいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 そうしますと、これは小学校1年生から6年生までとなると思うのですが、学年によって使い方も全然違うと思うのですが、1年1年こうだというような説明は難しいでしょうけれども、低学年ではこういうふうに使っている、中学年ではこうだ、高学年ではこうだと、ある程度、活用の内容を少し教えていただきたいと思います。

それと、理科備品の関係、分かりました。ただ、この予算書の中のどこのページにそれが出ていたのか、ちょっとそれを教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、私から1つ目の質問について回答させていただきます。

小学校の各発達段階における活用ですが、まず低、中、高、全ての学年を通しては、ドリル学習をタブレットで行っております。その学年に即した内容、例えば小学校の低学年でしたら簡単な足し算や掛け算、それからレベルが上がっていき、小学校6年生では分数や少数の入った計算など、

その学年に合ったドリル学習を行っております。

また、学年の発達に応じてというところでは、低学年におきましては、平仮名の学習をしてきたところで、その平仮名を自分の指で表してみるや、簡単な生活科のまとめを写真を撮って簡単な言葉を入れたりしております。学年が進むにつれて、総合的な学習の時間というもので、子どもたちがパワーポイントやスカイメニューというもので発表のプレゼンテーション資料を作り、発表するなどの活用を現在しておるところになります。

以上で答弁となります。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、理科備品の件につきまして歳出のページを申し上げます。

菅谷中学校の管理事業の中になります。ページで申し上げますと191ページ、菅谷中学校管理事業の備品購入費の中の教材用備品購入費でございます。

玉ノ岡中学校は、193ページ、玉ノ岡中学校管理事業の中の備品購入費の教材用備品購入費に入っております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 これは新規の事業だということなので、歳入のほうに書いてあったものですから、私、一生懸命探したのですけれども、ちょっとこの中に新規なり、そういう項目に入れていただければよかったかなと思っています。これは答弁必要ありません。

それと、タブレットの活用、非常に分かりました、よく活用されているということで、よろしくをお願いします。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は、最初の176ページの学校教育IT推進事業、これはPCの、先ほどから出ておりますタブレットの更新事業のことでございます。これは、もういろいろご回答いただいておりますので、この更新が今年度あるということで、このハード、今使っているタブレットそのもののハードの関係、もう少し詳しく教えてください。

というのは、当然これはリースの契約でやっているかなと思うのですけれども、ハードの扱いです。それもレンタルとかリースとか、いろいろ形態があるかなと思うのですけれども、それ、もう一回ちょっと教えていただきたいと思います。その辺のところですね。

それと、次の同じページですが、再編事業、これも基本設計の委託ということで、これは再三質問されておりますので、その上でなのですが、約12か月ということで今回答がありましたけれども、これがいつから開始されて、約12か月ということになりますと、その終了の予定、大体どの辺を予

定しているのか。

それから、基本設計、実施設計という言葉が出ましたけれども、私、前にも質問したことあるのですが、これは菅中のほうなのですが、体育館のところで地下から水が出ているということがちょっと指摘があったのですが、全体として菅谷台地が地下水位が高いということが指摘、いろんな形でされています。ですから、その辺の地盤のところまで、これが入っているのかどうか、それについてお聞きしておきます。

もう一つ、内容との関係で、今年度が2,059万、債務負担行為全体が6,864万ということでありますので、今年度より来年度のほうはかなり金額が多くなっております。ですから、その今年度、来年度の業務の内訳というのがあるのかどうか。その一括として6,864万あつての一部という考えなのか。それのところの区別があるのか、ちょっとお聞きしておきます。

それから、176ページ、統合準備委員会の運営事業についてでございます。これについては、準備委員会がまず正確のところ、要綱設置の委員会なのかどうか。これは確認します。

そして、予定している構成メンバー。それと、その委員会が協議する内容、守備範囲です。守備範囲はどういう守備範囲なのか。

そういうことを庁内でこれまで行ってきた、いわゆるプロジェクトチームというのがあったと思うのですが、プロジェクトチームとの関係。いわゆるプロジェクトチームの機能が統合準備委員会に入る、含まれるのか。別建てで並行して行っていくのかについてお聞きいたします。

それから、198ページ、幼稚園教育振興事業、今回減額されております。その減額されている理由についてお聞かせください。

それから、214ページ、学校給食費補助事業、今回大幅に増額されて、大きな前進があったわけですが、これまで教育委員会としては、学校給食法との関係で、本来保護者が負担すべきものということで、その答弁をずっと長い間、そういう答弁があったのです。ですから、それとの関係の判断、この関係をどういうふうに判断をされているのか、それを教えていただきたいと思ひます。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私からIT推進事業の関係と、それから幼稚園の教育振興事業の関係をお答えいたします。

先ほど小学校の運用業務委託のタブレットの件、リース後ということでお伺いいたしました。リースが終わったらどうなるかということだと思ひますけれども、リース終了後は無償譲渡になります。

続きまして、幼稚園の教育振興事業でございます。こちらにつきましては、対象人数が減って積

算してございますので、そちらの人数が減ったことによる減額になります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 そうしましたら、私のほうから基本設計の委託の関係をお答えさせていただきたいと思います。

12か月程度の業務委託を想定しているわけですが、この契約時期というご質問ですが、この後、契約、お願いする仕様、その精査、調整等を行ってから発注するわけですが、令和11年度の開校を目指して今動いているところから逆算しますと、年度の前半部分には発注をしたいと考えているところでございます。

それから、令和6年度の金額と債務負担行為による7年度の本額との関係性でございますけれども、現在、見積もっている額6,864万円が設計額全体の金額でございますけれども、そのうち令和6年度の予算に計上させていただいた金額につきましては、およそ30%に相当する前払い金、これを想定しての予算計上とさせていただいているところでございます。

○狛守勝義委員長 島田副参事。

○島田泰斗まちづくり整備課副参事 菅谷中学校の地下水の件ですが、こちらについては今回の設計業務で何か対応というのは含まれておりません。ただ、この地下水、体育館のピットに水がたまってしまふよ、というような問題かと思うのですが、これについては体育館の過去の建築時の図面だとか、打合せ記録等を見たところ、もともと工事中に地下水位が高いことは把握していたようで、ピットに水がたまったらポンプでくみ出すというような設計になっておりました。なので、ある程度、水がたまってしまったからといって、直ちに建物がどうこうというものではありませんので、定期的にメンテナンスをしながら使っていけたらいいかなと思います。

それで、菅谷中学校に新しい建物を何か造るということになった場合には、当然同じように地下水の対策を行った上で設計をしていく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 続きまして、統合準備委員会の関係でお答えさせていただきます。

統合準備委員会でございますけれども、この委員会組織につきましては、現時点で要綱設置による委員会を考えております。

また、構成メンバーでございますけれども、まだ決定はしてございませんが、教育総務課内で現時点で考えているところで、各小中学校の保護者を代表する方、未就学児童の保護者を代表する方、それから学校を代表する方、これは検討する議題によって、先生に入っていたり、あるいは事務員さんに出てきて会議に参加してもらったりというようなことを想定しています。それから、

通学路の関係などでは地域を代表する方、その他教育委員会が必要と認める方、こういったメンバーを現在想定しながら準備を進めているところでございます。

検討内容でございますけれども、こちらの統合準備委員会では、学校名、校章、それから校歌や制服、校則、それから今現在、各小中学校で行っている教育カリキュラムのすり合わせ、それから新しい学校での学校行事、スクールバスや自転車通学など通学のことなど、新校開校までに決めなくてはならない件が多々ございますけれども、そういったものを話し、準備、検討、調整を図る委員会として考えているところでございます。

また、プロジェクトチームとの関係はというご質問がございましたけれども、プロジェクトチームは、その検討する内容が複数課にまたがって、町全体として検討していかなくてはならない課題について話し合う場と捉えてございます。ですので、今申し上げましたような新校開校に向けた準備の内容につきましては、プロジェクトチームとはちょっと性格が異なってくる部分があるかと思いますが、内容によってはプロジェクトチームと連携を取りながら進めていかなくてはならない内容も出てくるかと考えているところでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、私からは学校給食費の補助につきましてお答えさせていただきます。

学校給食費の補助につきましては、従来の第2子の半額、第3子以降の全額を補助しておったところですが、令和6年度から第1子の半額補助を実施したいと思い、予算を計上させていただいております。こちらの補助の仕方でございますが、従来どおり保護者の方には一旦給食費を納入していただきまして、後日、補助金として交付する形を取りたいと考えております。ですので、従来どおり保護者の方に給食費、給食を作るにはこのくらいお金がかかるのだ、食材費がこのくらいかかるのだという、そういった意識を持ってもらうということは従来どおりの考えに変わりはありません。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、タブレット、無償譲渡ということは、これまで使っていたものが手に入るというか、そういう状態になるわけですね。それが活用等、よくリースアップしたものを使っていくという、当然あるわけですが、その辺のところについてお考えがどうなのでしょうかと、いうところをお聞きしたいと思います。

それから、基本設計の委託のところですが、私、先ほど菅中のことを申したのは、あくまで例として申し上げたのです。ですから、菅小も近接していますから、菅中と菅小がそんなに大きく違いはないのではないかなというふうに思っているのです。当然菅小も予想されることだと思うのです。

これが実際にやっていった中で、事後で発覚したというのも、また逆に大きな問題にもなっておりまますので、これがやっぱりこの段階でしっかりと調査したほうがというふうなこと、これは前にも質問して、それも一回はその範囲に入っているというお話もあったような気もしたのですが、それについて再度お聞きしておきます。

準備委員会のところで、そうしますと、これは教育委員会の管轄していく内容ということで、町全体に関しては従来どおりということで、並行しながら、連携しながらやっていくということだと思っております。そうしますと、学校統合準備のためですから、期間、どのぐらいの期間をこの委員会自体が想定しているのかということもお聞きしておきたいと思っております。

その点、お願いいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私からはタブレットのリースアップ後の件につきましてお答えいたします。

リースアップしたものはタブレットはどうなるかということなのですが、そちらの検討につきまして、今後、考えていかなければいけないことだと思っております。タブレット自体は使うことはできるかもしれないのですが、契約が切れてしまうと、中に入っているソフトが使えなくなってしまいますので、そちらにつきましては契約更新を必ずしないと授業で使うことができなくなります。

それから、タブレット自体のスペックというのものも、古くなっていくに従いまして落ちていきますので、そちらもそのまま使うことができるかどうかということも、現場の声を参考にしながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 島田副参事。

○島田泰斗まちづくり整備課副参事 地下水の件、菅谷小学校も近いので、設計のときによく注意ということで、ありがとうございます。

実施設計になるのか、基本設計の終わり頃になるのかは、設計の進捗によって判断が必要なのですが、やはり設計において既存の資料で地下水のこととか地盤のことが判断できない場合には、地下水を含めた地質調査、いろいろボーリング調査というものをやっていきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 統合準備委員会がいつまで予定しているのかという件でございますけれども、統合準備委員会の所管する内容、先ほど、私、行事と申し上げ

ましたけれども、開校式典も一応想定してございます。ということでございますので、令和11年の4月に新しい学校がスタートするわけですけれども、スタートしてからも数か月は委員会は続けていくような考えで、今現時点でいるところでございます。

○狛守勝義委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 1点だけ、今、準備委員会の、そうしますとかなり期間が長くなるということになるわけです。そうすると、中の構成メンバーというのが、当然同一メンバーでずっと行くのか。それについて、ちょっとお聞きしておきます。

○狛守勝義委員長 尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 答えいたします。

メンバー、長期間になるけれども、メンバーはというところでございますけれども、充て職とまではいかないですけれども、先ほど、例えば保護者を代表する方をお願いしたいと考えているということをお申し上げました。なので、そういった方が、例えばPTAが中心になってくるかと思うのですけれども、お子さんが卒業してPTAにいないということになれば、新しい方の推薦をPTAに改めてお願いするというようなことで、各所属団体と申しますか、所属から出していただくようなことを考えているところでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 会議の途中でございますが、ここで休憩を取りたいと思います。再開は2時40分といたします。

休 憩 午後 2時25分

---

再 開 午後 2時40分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の前に、先ほどのタブレットの件で、下村教育長より発言を求められておりますので、それを許したいと思います。

下村教育長、どうぞ。

○下村 治教育委員会教育長 委員長にお許しをいただきましたので、これまでの答弁の中の教育用のIT推進事業のタブレットにつきまして、説明が分かりづらいところがございましたので、一旦整理をさせていただきたいかと思っております。

こちらのほうで、タブレットと一言で申しておりましたが、現在、学校には、教員が校務に使う校務用のPC、パソコンと、教員が教育用に使う教育用のタブレットと、それから子どもたちが1人1台持っているGIGAタブレットがございます。今回この事業で上がってございますのは、子ども用のGIGAタブレットではございません。子どもたちのGIGAタブレットは買取りになってございますので、現在この更新については、国全体または県等で更新について協議がなされてい

るところでございます。

今回この更新事業に入っておりますのは、このタブレットを機能するためのネットワークの機器であったり、そういったものと、ここに出てくるタブレットは、あくまで教員の教育用のタブレットのことでございます。今後、GIGAタブレットと教育用のタブレットと校務用PCということで、こちらの言葉のほうを整理しながら回答したいと思いますので、分かりづかったところは大変申し訳なく思っているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○狛守勝義委員長 それでは、質疑を開始したいと思います。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 173ページです。社会科副読本デジタル化業務の内容と活用について、これは補正予算でも多少聞いておりますけれども、お尋ねいたします。

続きまして、177ページ、比企広域電子図書館児童生徒負担金の内容、ここは藤野委員の質疑でかなり細かいことまで出てきましたけれども、ここは再質問から入りますので、この基本設計業務委託というふうになりますと、先ほども出てまいりました約12か月程度とか、それから実施設計というのが当然出てくるわけですから、令和11年の開校までの、いわゆる一つのスケジュール、これを示していただきたいと思っております。

それから、177ページの統合準備委員会、これも今のまた質疑で分かりましたので、再質問から入ります。統合準備委員会の期間というものがかなり長くなるわけですし、この辺の進めていく上で、いわゆる基本設計業務委託料、委託とどのように絡ませていくものなのかどうか。切り離したいになるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私のほうから社会科副読本に関すること、それから比企広域電子図書館児童生徒負担金につきましてお答えさせていただきます。

社会科副読本につきましてですが、社会科副読本は、小学校3年生及び4年生の社会科において使用する教材です。社会科副読本をデジタル化するという事は、紙で製本して配布するという事ではなく、データ化して、児童のタブレットで副読本が読めるようにするものになります。デジタル教科書と同じ操作ができるので、書き込みができたり、写真を拡大して見ることができたり、クリックをして動画を見ることができたりと、ICT教育を推進することができると考えております。

続きまして、比企広域電子図書館児童生徒負担金でございます。こちらは図書館用の電子書籍とは別に、学校用電子書籍として、同時アクセス数に制限のない児童生徒向け読み放題パックの購入代金を児童生徒数で割って金額を積算したのになります。読み放題パックの費用が222万957円、構成7市と町の児童生徒数の人数が1万3,607人、1人当たり163円となりますので、嵐山町の児童

生徒数1,052人で掛けた17万1,709円を負担金としております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 島田副参事。

○島田泰斗まちづくり整備課副参事 学校建築の開校までのスケジュールということなのですが、まだあくまで想定ではありますが、基本設計を令和6年、7年の中で12か月を使って、まず行います。その後の実施設計は令和7年、8年の中で、現時点の想定だと13か月使って行います。その後、最後、工事なのですが、令和9年、10年の2か年の中で、一応工期16か月を現時点では想定しています。ただ、これはあくまで現時点の想定なので、多少増減があらうかと思えます。

以上です。

○狛守勝義委員長 尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 統合準備委員会に関するご質問についてお答えいたします。

基本設計との関連性とかということだったと思うのですが、基本的には、また別個のものとして考えておまして、直接的な関連は現時点では想定しておりません。ただ、統合準備委員会の中で、先生方に入っていただいたりして、いろんなことを決めていくわけですが、新しい学校で、こういう教育活動をしていきたいのだとリクエストがあれば、それに適した設計をお願いしなくてはなりませんから、そういったものを設計の委託業者さんに投げっていくというようなことは当然出てくるかと思えます。

同じように、プロジェクトチームに対しても、統合準備委員会での意見というものは投げかけていく必要があるものにつきましては、発信していきながら柔軟に全体的に調和しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、このデジタル化の社会科副読本というような事業は、今回、嵐山町では初めてということよろしいでしょうか。お尋ねしておきます。

この比企広域の電子図書館は、そうするとeライブラリーとは別の、子どもたち向けの、いわゆるアクセスコードみたいなやつを取って、子どもたちだけが入れるというような形のものかどうかよろしいのでしょうか。

それと、今ここにおおよその工程が出てきましたけれども、設計業務、大体内容はこれで分かりましたので、しっかりと進めていっていただくということしかないのですが、かなり2年ぐらい、12か月なので、この辺も、町、教育委員会が主導になるのでしょうかけれども、町の町民の皆さんへの報告だとか、そんなことは今の時点ではどのように考えていらっしゃるのか。

それと、統合準備委員会の件ですが、こちらは、そうするとかなりの、先ほども出ました

けれども、通学路か何かの問題がかなりあって、地元の区長さんや、それからかなり幅広い方たちにご意見を求めなければならないと思います。その辺について、いわゆる先ほど藤野委員も言っていましたけれども、町のプロジェクトチーム、そういったプロジェクトチーム自体が統合準備委員会の中には入り込むということではなく、あくまでも課をまたぐというような形については、それを相談し合ってやっていくというような、今の時点では考え方なのでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、社会科副読本のデジタル化の件ですが、今年度、初めてになります。

続きまして、比企広域電子図書館の負担金ですが、こちらはeライブラリーとは別のものかということでご質問だったと思います。こちらは比企eライブラリーのクラウドを活用した学校の児童生徒用のものになります。こちら、学校において児童生徒が何人でも同時に見ることができるようなものになっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 島田副参事。

○島田泰斗まちづくり整備課副参事 設計を進めていく中での説明ということなのですが、学校の規模だったり配置といった、町として予算が大きく影響するような事項については、当然プロジェクトだったり、町民の方、議会の方にも何らかの説明が、設計案ができた段階で何らかの説明、報告ができればと考えます。

一方で、間取りの詳細だとか、そういった部分というのは、当事者である子どもとか教職員の方の意見を踏まえて、執行部のほうで責任持って決定していかなければいけないような事項もあろうかと思っておりますので、その都度、決まった事項について判断しながら情報発信もしていけたらと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 統合準備委員会についてのご質問にお答えいたします。

確かに統合準備委員会で検討すべき内容、大変幅広く物があります。現時点で想定しているのは、全ての事柄について全員の委員さんに集まってもらって決めるというわけではなくて、幾つか作業グループを形成して、分野ごと、3あるいは4程度のグループに分けたワーキンググループ的な部会といったものをつくって、幾分絞った内容について議論を深めていただきたいと考えているところです。

プロジェクトチームとの関連性でございますけれども、プロジェクトチームは、委員おっしゃら

れるとおり、複数課にまたがって、言わば町全体で、教育委員会だけでは決められないような事柄が取り扱う内容でございますけれども、例えば通学路あるいはスクールバスも含めた通学路につきましては、統合準備委員会で検討すべき内容と考えておりますけれども、その中で危険箇所の点検等した場合に、ここを改善してほしい、歩道を改善してほしい、いろんなリクエストが出た場合には、プロジェクトチームと申しますか、まちづくり整備課のほうへ連携を取りながらリクエストを投げていったりとかといったことも出てくるかと思っております。同じことが学童保育や何かにも言えているのかなと考えておりますけれども、プロジェクトチームというよりは、関係各所、関係部署との連携を深めながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私は2点なのですが、173ページの社会科副読本につきましては、今、青柳委員のご説明の内容ではほぼ分かったのですが、社会科のお勉強をして、もう50年、私もたっているのですが、今の3、4年生の社会科の副読本で、例えば例題でどのようなお勉強をしているのか、一応内容の確認と、あと動画でも確認ができるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

そして、57ページの幼稚園の預かり保育の参加料の見込み人数と時間、金額を教えてくださいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、私のほうから社会科副読本の内容についてお答えさせていただきます。

主に小学校3年生、4年生の社会科で学ぶことは、自分たちの住んでいる市や町についての内容になります。ですので、身近な地域や嵐山町の様子、続きまして地域に見られる生産や販売の仕事ということで、嵐山町で作られる農産物や嵐山町の販売ですので、まだどの商店を使うかは決まっておりませんが、そこでの販売活動の様子。続きましては、地域の安全を守るということで、嵐山町における消防と警察及び市の様子の移り変わりということで、嵐山町の歴史、そして現状だけでなく、3年生の段階での、これから将来どのような嵐山町になってほしいかということをお勉強いたします。

4年生になりますと、埼玉県の様子になりまして、主に副読本で扱う内容としましては、健康や生活環境を支える事業ということで、水道やごみ、あとは県内の伝統や文化、先人の働きということで、嵐山町の前人についての働きを扱っていきなさいなど。ただ、4年生におきましては、ほかにも都道府県の様子や、あと県内の特色ある地域や自然災害というものもあるのですが、そのことにつきましては、嵐山町の副読本ではなく、補助教材を用いて学習をしております。やはり内容が埼玉県の内容になりますので、県内という視点での学習になりますので、どうしてもここでは副教材を

活用する必要があります。

以上になります。

○狛守勝義委員長 動画については。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 失礼いたしました。動画につきましても、今考えておりますのは、嵐山町の生産や販売に携わる方のインタビュー、あとは嵐山町の伝統芸能に携わる方々のインタビューを収録しまして、それを子どもたちが調べ学習中に、ぼちっと押すとその動画が流れる、そのような副読本に仕上げたいと考えております。

○狛守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 私から、嵐山幼稚園の預かり保育の参加料につきましてお答えさせていただきます。

嵐山幼稚園の預かり保育につきましては、保護者の子育て支援の一環として実施しております。時間につきましては13時30分から16時30分までの間に実施しておりまして、保護者の方の負担は、1回につき100円を負担していただいております。

形状といたしましては、1回につき15人、月15日間を積算しておりまして、8月を除く11か月で計算しておりまして、24万7,000円を見込んでおります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 副読本デジタルですけれども、こちらはよく働くお店とか、企業とか、そういうところに出向いて、子どもたちが小規模のグループでインタビューではないですけれども、そういうものとかにもタブレットをお持ちになって授業をされるということによろしいのか確認と、あと次の幼稚園の預かりですけれども、こちらは大体利用率というのはどのくらいを見込んでいらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 今、委員からご指摘いただいたとおり、社会科見学等でタブレットを活用していきたいというふうに考えております。なので、そのような構成というか、ページも決められたページ数と予算の範囲とございますが、検討して入れていきたいなどは考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 嵐山幼稚園の預かり保育の利用率でございますが、令和5年度の実績ですと大体45%ぐらいになります。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 社会科デジタル、タブレット、電子図書館は、ほかの人が聞きましたので、私のほうは結構です。

小中学校統合建設の関係なのですけれども、基本設計が令和6、7年度で、実施設計が令和7、8年度という答弁だったと思うのですけれども、基本設計と実施設計の違いをちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

それから、金額はどのようにして算出したのか、伺いたいと思います。

続いて、統合準備委員会なのですけれども、メンバーはお聞かせいただきましたので、大体の人数、それと回数、大体分かったらなのですけれども、それと傍聴はできるのか。そして、これは要綱設置で大丈夫なのか。きちんと調べているのか、伺いたいと思います。

続いて、七小、志賀小、玉ノ岡にコミュニティ・スクールを設置するということではありますが、ここも設置することになった経緯について伺いたいと思います。

最後に、給食費の補助、第1子、半額という、ここにしたのはどのような検討の下、されたのか、伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

島田副参事。

○島田泰斗まちづくり整備課副参事 基本設計と実施設計の範囲についてですけれども、基本設計では、令和5年度に実施しました基本計画をベースとしまして、主に平面計画、立面計画、配置計画といったようなところ、基本的な部分についてまとめ、建築基準法の規定だったり、省エネ対応等考慮して、実際に建築される建築物の平面、立面、配置の図面としてまとめるところまでは想定しています。

その後予定されている実施設計については、基本設計で作成した図面のほか、部分詳細図であったり、構造的な図面、設備図面を含めて、実際に工事に必要な図面の作成と、その工事費用の算出のための積算及び建築確認申請等の諸手続を行うのが実施設計となっております。

続いて、基本設計予算の算出根拠なのですけれども、こちら建築士法第25条というところで、国交大臣が委託業務料、標準的なものを算出することになっていまして、同法第22条の3の4というところで委託契約を締結するときはこの基準で算出した金額で締結するように努めなければならないとされていますので、この数字を使わせていただいております。

以上です。

○狹守勝義委員長 尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 統合準備委員会についてお答えいたします。

こちらの委員さんの人数でございますけれども、まだ決定をしておりますが、30人以下ぐらいで想定しているところでございます。

それから、会議の回数ですか、これは議論の進捗具合、進み具合で、ちょっと分からないといったところではございますけれども、期間につきましては、先ほど申し上げたとおり、開校してからしばらく先ぐらいまでを想定しているところでございます。

また、傍聴についてでございますけれども、今時点では公開する方向性で考えているところです。

また、委員会の位置づけでございます。要綱設置の委員会で大丈夫なのかというご指摘だったかと思っておりますけれども、以前、審議会、条例設置で進めさせていただきました。審議会は、教育委員会が諮問して、それに対して答申するというような性格のものでございましたが、今回は開校に当たって必要な事柄を関係者に集まってもらって決めてもらうというような性格でございますので、他市町村、全国的に学校再編が進んでおりまして、この統合準備委員会的な位置づけの委員会、多数でございますけれども、全て要綱あるいは規則で設置された委員会がほとんどと認識しておりますので、問題はないと考えているところでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 私からは、七郷小学校、志賀小学校、玉ノ岡中学校のコミュニティ・スクールの件でお答えいたします。

コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく制度でありまして、嵐山町では令和5年度に菅谷小学校、中学校で一つの学校運営協議会を先行して設置いたしました。令和6年度に、七郷小学校、志賀小学校、玉ノ岡中学校で、各校において学校運営協議会を設置いたします。協議会委員は教育委員会が任命し、校長が作成した学校の基本的な方針についての承認や運営状況等の評価を行いまして、学校の運営全般に対して意見を述べることができます。

予算につきましては、協議会委員の報酬及び費用弁償を各校の教育振興事業に計上してございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、学校給食費の補助につきましてお答えさせていただきます。

学校給食費につきましては、令和5年度、今年度までは、第2子、第3子ということで、多子世帯への負担軽減を目的として実施しておりました。今回、町長のご意向もございしますが、施政方針にありまして、第1子までの補助をすることにより、子育て世帯全般への支援をしようということになりまして、こちらの予算を計上させてもらっているところでございます。ですので、今回は多子世帯から子育て世帯全般への補助をということで検討した次第でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 小中学校統合の建設設計の関係なのですが、これだけの話を聞きますと、6年度に入っていないと間に合わないのかなと思うのですけれども、実際どうなのでしょう。6年度から入っていないと間に合わないということで、6年度前半に発注したいというお話でした。そういうことになるわけなのですか。もう少し後でも大丈夫なのだけれども、早めに発注したいという気持ちがあって前半にというふうになるのですか。ちょっとそこを伺いたいと思います。

それから、給食費の関係なのですが、人数は何人になりますか。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

島田副参事。

○島田泰斗まちづくり整備課副参事 基本設計を前倒しでやるという理由なのですけれども、現在活用を予定している補助事業において事前相談したところ、基本設計については補助対象になる可能性は極めて低いというような回答をいただいています。その中で、町の単費とはなってしまうのですけれども、建物の間取りだとかという非常に大切なことを決めるのが基本設計になりますので、十分に時間をかけて実施するために、令和6年度から時間をかけて実施したいというような趣旨でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、学校給食費補助につきましての今回積算人数につきましてお答えさせていただきます。

第1子、610人、第2子、194人、第3子、28人。今回のこちらの予算には入ってございませんが、準要保護の人数は205人と見まして、全体の小学校、中学校の人数1,037人でございますが、想定される補助人数は832人でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ちょっと給食費の関係、分からなくて、全部が1,037人いて、補助を受けられるのが832人。受けられない人が結構いるということ。200人ぐらいいるということ、そういうことになるのですか。なぜ受けられないのかも含めてお願いします。

○狹守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 説明が不十分で申し訳ございませんでした。

児童生徒の令和6年度の想定している人数が1,037人、そして先ほどお伝えしました205人が準要保護の児童生徒を見込んでおりまして、準要保護の児童生徒につきましては、そちらの制度のほうで給食費を補助しておりますので、その人数を引いた金額で給食費のほうを補助金額として算定しているということでございます。説明が不十分で申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 173ページですけれども、会計年度任用職員報酬が2,027万9,000円、期末手当が260万9,000円、勤勉手当が218万3,000円で、これは予定している人数はどのくらいになるのか、伺います。

それから、173ページの社会活動副読本デジタル化業務委託料、これは私は製本版が非常によくできているので、私は本当にこれはよく活用しているのです。そして、デジタル本の、今伺ったわけですけれども、この著作権はどこになるのか、伺いたいと思います。

それと、もう一つ、175ページの小川町広域適応指導教室負担金98万3,000円の算出の根拠、それと経費総額及び教員数を伺います。

次に、177ページ、先ほどから続いております基本設計業務委託と、それから債務負担行為で基本設計業務委託のほかに次に実施設計があるということです。基本設計は令和6年度の前半部分でやりたいということですが、この関係でいきますと、これはどのような業者選定をするのか。随意契約なのか、指名競争入札なのか、プロポーザルなのか、伺いたいと思います。

その次に、187ページ、菅谷小、七郷小、志賀小の要保護、準要保護の家庭数と人数を伺います。

それと、195ページ、菅谷中、玉ノ岡中の要保護と準要保護の家庭数と人数を伺います。

それから、215ページ、先ほどの第1子の小学校給食費無償化、これは多くの自治体で第1子半額というのを出してきているのです。それは恐らく地方交付税の子ども関連経費として算出される金額を予定していると予測しているのですけれども、これをこちらに持ってきている、一般財源でやっていますからということかどうか、伺います。

それと、187ページです。小中学校とも、トイレ改修経費を全く組んでいない理由を伺います。これはいろんなところからお母さんたちからも言われていて、私も12月議会で一般質問しています。これをなぜやらないのかということです。学校統合を進めるまで、学校のトイレに洋式化はやらないということになって、これに関しては経費を使わないというふうなことで考えているのかどうか、伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私から会計年度任用職員の件、それから社会科副読本の件、それから小川町広域適応指導教室の件、それから菅谷小学校、七郷小学校、志賀小学校の要保護児童生徒の数、菅谷中学校、玉ノ岡中学校の準要保護の人数、それから給食費無償化の件でお答えさせていただきます。

初めに、会計年度任用職員の件になります。会計年度任用職員報酬につきましては、こちらは特別支援学級補助員が8、語学補助員が4、スクールサポートスタッフ、4、学校用務員、4、スク

ールソーシャルワーカー、1、学校司書、1、教育総務課、1でございます。そのうち期末手当、勤勉手当が該当する人数につきまして申し上げます。特別支援学級補助員、3、学校用務員、4、スクールサポートスタッフ、1、学校司書、1ということで計上させていただいております。

続きまして、社会科副読本でございます。こちらの著作権につきましては、嵐山町を想定してございます。

続きまして、小川町広域適応指導教室でございます。こちらの負担金の算出根拠でございます。小川町広域適応指導教室の負担金は、人数割分と均等割分の2つの負担金で算出されております。人数割分は、基礎予算額の50%を児童生徒数で案分した金額になります。均等割額は、基礎予算額の50%を構成5町村で割ったものになります。嵐山町の負担金につきましては、人数割分が50万1,554円、均等割分が48万501円、合計で98万2,054円となっております。教員の人数につきましては3名でございます。

続きまして、菅谷小学校、七郷小学校、志賀小学校の要保護、準要保護の家庭数と人数でございます。家庭数につきましては把握してございませんので、人数についてお答えいたします。菅谷小学校、入学前支給14名、1年生から6年生までで78名、七郷小学校、入学前支給3名、1年生から6年生までで11名、志賀小学校、入学前支給13名、1年生から6年生までで45名で積算してございます。

続きまして、菅谷中学校、玉ノ岡中学校の要保護、準要保護の家庭数と人数でございます。こちらも家庭数につきましては把握してございませんので、人数についてお答えいたします。菅谷中学校、入学前支給17名、1年生から3年生まで39名、玉ノ岡中学校、入学前支給15名、1年生から3年生まで32名で積算しています。

続きまして、小中学校給食費無償化第1子半額補助ということでございますが、こちらの件でございますが、こちらは地方交付税の子ども関連経費ではございません。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 島田副参事。

○島田泰斗まちづくり整備課副参事 基本設計の契約の手法についてお答えします。

まだ庁内でどういった契約手法をやるというのを意思統一できているわけではありませんので、あくまで一般的な話にはなってしまうのですけれども、本町では基本設計の最中においても様々議論しながら建物の仕様を決定していくというようなスキームになろうかと思います。そういった中で、プロポーザル等で契約の段階である程度仕様を決めてしまうような契約方法は、本町の進め方にはちょっとなじまないかなと思いますので、早急な基本設計の着手と、基本設計中においても柔軟に仕様を選択できるように一般的な、現時点では在来的な一般競争入札だとか、そういったことが想定されるかなと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 トイレ改修の件についてお答えいたします。

老朽化している校舎のトイレ環境の改善につきましては、統合に関係なく、教育委員会としても課題として捉えているところでございます。年度末に改めて各校のトイレ状況を調査いたしまして、緊急性の高い1件につきましては、今年度内に洋式化の工事を実施しているところでございます。令和6年度につきましても、補正等によりまして必要な修繕を実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。会計年度任用職員は分かったのですけれども、社会科副読本デジタル化ですけれども、これは嵐山町が著作権を持っているのならば、ホームページで公開することはできるわけです。これは本当に、議員としても小学校3、4年生ぐらいの人たちに分かるものというのは、とても分かりやすいのです。実際にダウンロードして使えるような感じでもありがたいかなと思うのですけれども、その点をぜひ考えていただきたいと思います。

それから、小川町広域適応指導教室なのですけれども、経費総額はいただいているような気がするのですけれども、教員のあれはいただいたのですけれども、その点を伺いたいと思います。

あと、小中学校の基本設計と、それから実施設計は一緒の業者になるわけですよね、今の債務負担行為のやり方で見ると。そうしますと、これは一般競争入札でやったとして6,000万弱ですよね。それを今、なぜ当初予算に上げる必要があるのかということが一番気になっているのですけれども、当初予算でなくても、6月補正でも十分やっていけるだろうというふうに考えていますけれども、その点について伺いたいと思います。

それと、小中学校の給食費の無償化の第1子を半額補助というのは、そうしますと地方交付税の、どっちにしても一般財源になってくるわけですから、これは当たりませんというふうには言えないと思うのですけれども、私は多くの場合、どこの市町村もやっているのは、ここを狙ってやっているだろうなと思って考えているのですけれども、では、ここの部分を今やらなくても、学校トイレのほうに回してもよかったなと思うのはとても強くあるのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

尾針再編・施設担当副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 それでは、先に基本設計の予算計上についてお答えさせていただきたいと思います。

今回計上している金額につきましては、あくまでも基本設計の前払い金を想定した金額です。債務負担行為を起こしました6,864万円が想定している基本設計の積算額でございます。ですので、今

回起こしました債務負担行為、それから前払い金相当額の中に実施設計に関する部分は特に入っていないので、実施設計との関連は今のところないのですが、基本設計が終わって実施設計に移るときに随意契約等で同じ業者さんをお願いするのか、また改めてそこで業者選定を行うのかにつきましては、まだ未定というところでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、小川町広域適応指導教室の、すみません、基礎予算額になります。こちらは480万5,007円でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、給食費の補助とその財源、その財源をトイレ等の工事に回したらよかったのではないかとのご指摘でございましたが、給食費の補助の財源につきましては、教育委員会のほうでお答えできる内容ではないと考えております。ただし、トイレの工事につきましては、先ほど尾針副課長のほうから回答させていただきましたが、令和6年度の補正予算等で必要な計上をいたしまして、工事をできる箇所から必要な箇所につきまして工事をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。これは社会科副読本に関しては、ホームページ上に掲載されていただけということよろしいのでしょうか。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 ホームページに上げることにしましては、まだ幾つか様々な課題、壁がございますので、できることは何かを見つけ、ホームページ等にアップできるように検討していきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 私は、学校トイレの問題というのはかなり深刻な問題だなと思っているのです。これは何度も周りのお母さんたちとか保護者から言われていて、それを全く解決しないで、基本設計の30%の最初の仮契約ですか、その部分を出しているということ自体がちょっと問題だなと思っていて、これを出してくることによって、老朽化のままやっつけていきなさいよ、和式トイレをそのまま使っただけでいきなさいよというふうなことを言っているようなものだなと思っているのです。

12月の一般質問でやっつけて、それでさらに皆さん見に行ったということです。だけれども、結局予算に上がってこなかったということはどういうことを示すかということ、学校に関しては子ども

には優しくない学校をつくっていくのだな、そういうふうに思います。子どもにとって、学校給食費の無償化は子どもが払うわけではないですね。親、保護者の責任です、それは。だから、子育てにとってはいいけれども、子どもはトイレは毎日使うものなのです。それで、いろいろなことが言われていて、言われたために10月に全部見に行っていて、この部分はちょっと幾ら何でも、今、洋式化、家庭の中でトイレの洋式化が済んでいないところというのはありますか。特に女の子なんかは、男の子もそうだというふうに聞いているのですけれども、洋式化のトイレで全部トイレのトレーニングしているのです。和式のトイレで、小学校1年生に上がる子どもが、どこでトイレのトレーニングをするのだろうというふうに思ったときに、これはすぐさまやらなくてはいけないことだというふうに考えたのですけれども、それを当初予算で組まなかったら、もう次はないというふうに私は考えるのですけれども、補正で組んでいきますというのは、すごく何か悠長な感じで、補正で組むのは基本設計の前渡し金ですか、それで十分だなと思っているのです。それをなぜこのような形に持ってきたか、教育委員会として子どもに対しての優しさがあまりになさ過ぎるのではないかと思うのですけれども、その点について伺います。

それと、もう一つ、今の基本設計業務委託は6,000幾らか、債務負担行為の金額全部あって、そしてそのほかに、次に実施計画が7年度にまた出てくるというわけです、今の話だと。8年度か。8年度に実施計画の債務負担行為か何かが出てくるという状況ですよ。そうすると、その間で、今の基本設計、株式会社綜がどの程度まで基本設計に関わっているのか分からないのですけれども、それからさらに随契、それと指名競争、一般競争になってくるのかもしれないけれども、その後、さらに建設という形が入ってきます。建設の契約が入ってくる。そういった流れの中で、不正行為がないというか、ある程度のしっかりしたものが、どの程度、守秘義務が守られていって、それで随契にならないでやっていけるというふうな保証というのがあるのかなと、私、これ見ていて思ったのですけれども、いかがなのですか、やり方として。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 お答え申し上げます。

まず、トイレの問題でございます。やはりトイレの環境改善ということについては、本当に今まで進んでこなかったことに関しては、やはり策としてはよくなかったなと思っているところでございます。私も学校のトイレを見て回りました。その中で、やはり統合が見えている中で、全てのトイレを洋式化するというのが、これは経費もかかりますし、無理だと思います。和式トイレ、これができる子どもがいると思います。でも、委員おっしゃるように、洋式トイレが今ほとんど主流になっている中で、当初には組めなかったのですけれども、きちんとトイレのほうにつきましては、まずはトイレの環境が非常に、機能が駄目になったところは洋式に直していく。または、洋式率の低い学校については、補正等を使ってでも計画的に幾つかのトイレを洋式化することによって、少

しでも子どもたちの環境改善を図ってまいりたいと思います。決して子どもたちをないがしろにということはありませんが、それでも予算の範囲がございます。その中で、各学校で子どもたちが本当に困ってしまって、トイレに行けないですとか、そんなことのないように、可能な範囲で補正等で予算を獲得してでも改修については進めてまいりたいと思います。

また、契約の関係の基本設計の関係でございますが、こちらにつきましては、まだきちんと庁内でも、こういった形で行うということの意思統一が取れていることではございません。そんな中で、これからどこに対しても不正や後ろめたさのないよう、公正な方法できちんとした契約、その契約の履行、そういったところまで進みますようにきちんと、教育委員会だけではなくて町全体に関わることでございますので、しっかりと話し合いをしながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 以上、質疑は終了しましたので、教育総務課に関する部分の質疑を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○狛守勝義委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時34分)

## 予算特別委員会

3月13日（水）午前9時30分開議

議題1 「議案第16号 令和6年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（12名）

1番	佐藤弘美	委員	2番	竹内隆哲	委員
3番	橋本将	委員	4番	宮本大裕	委員
5番	小林智	委員	6番	藤野和美	委員
7番	吉本秀二	委員	8番	青柳賢治	委員
9番	畠山美幸	委員	10番	川口浩史	委員
11番	渋谷登美子	委員	12番	狩守勝義	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

---

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
藤原実	環境課長
中村寧	農政課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
下村治	教育委員会教育長
高橋喜代美	教育委員会教育総務課長
馬橋透	教育委員会生涯学習課長

---

◎開議の宣告

○狛守勝義委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時28分)

---

◎諸般の報告

○狛守勝義委員長 ここで報告をいたします。

初めに、本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、渋谷登美子委員より一般会計予算案について修正案が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○狛守勝義委員長 議案第16号 令和6年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了しております。本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、7名の方から届出がございました。初めに川口浩史委員、次に渋谷登美子委員、次に畠山美幸委員、次に小林智委員、次に藤野和美委員、次に青柳賢治委員、最後に吉本秀二委員の順で行います。

それでは、川口浩史委員からどうぞ。

○川口浩史委員 総括質疑の第1点目に、教育委員会への質問をさせていただきたいと思います。

(1) につきましては、昨日お聞きしましたので、これは取り下げたいと思います。

(2) から。協働的学びはこれから始まるのか、伺いたいと思います。

(3)、デジタル教育での目の健康への配慮はされているのでしょうか。

(4)、給食を食べた子どもが喉に詰まらせ死亡した事例がありました。このような場合の対応はできているのか、伺いたいと思います。

2番目、観光協会への補助金は、これくらいの額がこれからも続くのか、伺いたいと思います。

(2) として、観光客が増えるメリットは何かを伺いたいと思います。

3番目、避難所での水の重要性が言われております。特に能登半島地震において言われました。そうした中、なぜ菅谷小学校のプールの水を飲料にしないのか、伺いたいと思います。

(2)、災害発生時、役場来庁者の安全はどう図るのか、伺います。

(3)、平沢の調整池、池は木が生い茂っておりますが、問題はないのか、伺いたいと思います。

そして最後に、温暖化防止事業は時限事業なのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

初めに、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、質問事項1の(2)につきましてお答えさせていただきます。協働的な学びは、既に実施しております。

続きまして、(3)につきましてお答えします。デジタル教材を使用する際は、長時間しないよう配慮しております。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。このような場合に適切な対応ができるよう、教職員は異物除去、心肺蘇生法、AEDの使用法等の救命講習を受けております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 次に、小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

観光協会への補助金の内訳につきましては、事務局職員の人件費の半分、河川使用料、ラベンダー園の賃借料、嵐なび販売職員の人件費の半分、ラベンダー園の維持管理費に係る経費となっております。

補助金を町が支出している理由でございますが、観光協会の事業が単に収益を目的にした事業のみならず、地域経済の活性化や嵐山町の知名度向上による町民のシビックプライドの醸成を図るなど、広域的な事業を実施していることにあると考えております。現時点におきましては、今年度と同程度の補助金は必要ではないかと考えております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。観光客が増加することによる主なメリットとしては、地域経済の活性化と町の知名度向上による町民のシビックプライドの醸成が図られることが考えられます。地域経済の活性化につきましては、観光客が町内で飲食をしたり、お土産品等を購入したりすることにより、町内事業者の収益向上が図られ、新たな設備投資が発生するなどにより経済活性化が図られるものと考えております。町の知名度向上による町民のシビックプライドの醸成につきましては、町を訪れた観光客が町の自然、歴史等に触れて、嵐山町は素晴らしいという認識を持ち、SNS等に掲載したり、知人に勧めたりし、さらに観光客が増えていけば、町民の嵐山町を誇りに思うという意識が高まることにつながることを考えております。これらは、町にとって大きなメリットであると考えております。

以上、答弁いたします。

○狛守勝義委員長 次に、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えさせていただきます。

町及び比企広域消防本部では、菅谷小学校と志賀小学校のプールを消防水利と位置づけております。大きな地震の発生時には、消防水利として使用した後に、残った水はトイレで使いたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 次に、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 3の(2)についてお答えします。

役場では、全職員と来庁者を対象に自衛消防訓練を実施しており、それに基づきまして避難誘導いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、(3)につきましてお答えさせていただきます。

平沢土地区画整理地内の調整池につきましては、平成8年度に設計をいたしまして、平成9年度から12年度にかけて整備をして行ったところでございます。当時はビオトープの考え方が主流でございましたので、島を造ったり、樹木を植えたりということをさせていただきました。今現在樹木が繁茂しているということですが、それによる影響はないかなと考えているところでございます。ただし、今後状況を見ながら、支障がある場合は対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 最後に、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、質問項目4につきましてお答えいたします。

今回町として令和4年3月にゼロカーボンシティ宣言を表明したことに基づき、地球温暖化が想定を超えるスピードで進んでいることに鑑み、太陽光発電システム設置に対する補助及び電気自動車等充電システム、V2Hでございますけれども、こちらの設置に対する補助を併せて行い、二酸化炭素排出削減への取組をさらに加速させるものでございます。新規事業として、政策等の維持管理を含めた財源計画の視点からは、令和6年度から令和8年度までの時限事業として予算計上させていただきました。しかしながら、町民からの当該補助金に対する申請状況等を踏まえ、その後の事業継続性については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 協働的学びは、もう実施をしているということで、そうなのかというふうに思いました。協働的学びと個別最適な学び、これが一体のものだということは教育長がこの前私の一般質問にお答えいただいて、そうするとこちらも一緒にもうやっているということなのですか。

先日、先日とは9日の土曜日なのですけれども、デジタル教科書についてのメリット、デメリット

トについてちょっと集まりがありまして、東京なのですけれども、私も参加したのです。2人講演者がいまして、1人の方はデジタル教科書を作っている教科書会社の担当の人だったのです。もう一人が現職の教員、中学校で英語を教えている先生だったということで、教科書会社のほうの言っていることはかなり高度でしたので、私にはよく分からなかったのですけれども、現職の先生のほうがまだ分かりやすかったという状況がありました。

ただ、教育長が個別最適な学びをあえて言っていないのは、こういうことからなのかなと思って、現実にできていないということから言っていないのではないかなと。個別最適な学びと協働的学びは相反するわけです。一人一人の特性や学習進度、到達度に応じて指導するのが個別最適な学びだと。一方集団でやるのが、グループでやるのが協働ですから、一緒にはできないわけです。これ相反するわけですから。先生のほうも人数があまりいたら、個別なんていうのはこれはできないと。どうしても協働的になってしまうのだというふうに思いました。だから、教育長も個別のほうはあえて外して、協働的学びだけをおっしゃったのだらうなと思うのです。私も、だからあえてそこは書かなかったのですけれども、やっぱりそういうことが言えるわけなのですか。ちょっとそれは1点伺いたいと思うのです。

文科省がどういう狙いで言っているか、私は分かりませんが、これは言っていること自体をそのまま受ければ、私は大変いいものだなというふうに受けました。講演した先生の話も聞きまして受けましたので。ただ個別のほうはしっかりないと、基本的なところは学ばないと、分かっていないのにグループで参加してしまっても、幾らいい話がほかの人から出たって、これは自分に受け入れられませんので、やっぱり個別はかなり大事ではないかなと思うのです。そこはやっぱり難しいのか、現実にやっているのか、ちょっと伺いたいと思うのです。どっちでもいいですけれども。

目の健康なのですけれども、その講演した先生は、紙とデジタルとをバランスを見て私はやっている。一方的というか、デジタル一辺にならないようにしているということなのです。必ず20分以内にしているのだということでその先生はおっしゃっていました。町ではどうしているのか、ちょっと伺いたいと思うのです。何か配慮しているというのは、この配慮だけではよく分かりませんので。やっぱりある程度の時間を区切ってやるようにということで指導しているのか、伺いたいと思うのです。

ちょっと言い忘れてしまった。協働的学びは、全員にタブレットを渡してしまうと、先ほども勉強のよく分かっていない子どももいるから、ほかののを見てしまうと。ゲームとは言わなかったのですけれども、ほかののを見てしまうから、リーダーだけに渡して、そのほうが話はまとまるような感じがしているというふうにおっしゃっていました。そうしているのかもちょっと伺えればと思います。

給食を食べた子どもが喉を詰まらせて、これは本当に痛ましい事故があつて、こういう対応を例えここで誰か倒れても本当にすぐできるかと。私ができるかと言われてもなかなか難しいです。

あのときも先生は本当に焦ったと思うのです。落ち着いていれば何でもない、何でもないというか、きっと対応できたかもしれないけれども、やっぱり焦りというのが出てきてしまいますので。やっぱりこれは日頃の訓練しかないかなと思いますので、年に1度やっていますぐらいではとてもこれは対応できないのではないかなと思うのですけれども、いかがなのでしょう。どの程度の訓練をしているのか。今の訓練の回数で間に合っているのかをちょっと伺いたいと思います。

観光の関係なのですが、このくらいの額がこれからも続くだろうということでありました。それで、私ちょっと近隣の観光協会への補助金、どのくらい支給しているのだろうかとちょっと調べてみました。小川町は54万円です。基本会費でやっているということで、何に使っているのですかとちょっと聞いてみましたら、パンフレットを作るなどしたお金だということでありました。ときがわ町が一番高く、町の中では、600万円ということ。ハナショウブのイベントやレンタサイクル、案内板などの設置などに、この金額は令和5年度と6年度と、6年度はまだ議決していないので、ちょっと教えられないのですということがありましたので、ちょっとそこはばらばらなのですけれども、ときがわ町は600万円ということでした。滑川町は201万9,000円、イベントや祭りに使うと。吉見町は150万円。吉見町と川島町は観光協会がないのです。私は知らなかったのですけれども。観光事業に使っているということで。何に使っているかという、お寺のライトアップなどということでした。川島町は271万3,000円、消耗品やPR費、イベント代などありますということでした。東松山はさすがに高く、3,783万2,000円でしたので、嵐山からすると2.5倍ぐらいになるのかな、ちょっと計算していないのですけれども。ただ、人口からするとやっぱりここも少ないと思うのです。嵐山が1,474万、5万でしたか。ですから、やっぱり異常に高いということが言えると思うのです。公益的事業ということでこれだけのお金をこれからも使うというのは、私はどうなのでしょう。何回も前から言っていますけれども、稼ぐ力で始めた事業が、やはり補助金を出さなければ続けられないというのは、補助金返還の義務を終えた後、私はやめていくことが必要だというふうに思います。他自治体と同じようなレベルまで下げていくべきだというふうに思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

観光客のメリットなのですから、1番、2番、逆にすればよかったのですけれども。確かにメリットでおっしゃるような効果はあると思うのです。経済効果が発生したのか、するのか。そこをしっかりと見ないと、私はいけないと思うのです。ラベンダーで補助金をずっと続けるようなことをしてもいいというのが町のお考えなのでしょう。これでは経済活性化と言えないのではないですか。どこかで私は見切りをつけるということを求めたいと思いますが、お考えを伺いたいたしません。

避難所の関係でプールの水ですけれども、消防水利に使うと。なるほど、そういうことなのですかと思うのですけれども、そうすると飲み水に対しての考えというのはここではもうなくなってしまうわけです。確かに火が発生した場合の、そのときは使わなければいけないでしょうけれども。

残った水はトイレだということで、そこは大変大事なのですけれども、飲み水については一切考えていないということのわけです。水をこして飲む機械が全く無駄になるということで、ある面無計画な機械導入だったのだなというのを一方で感じるのですけれども、やはりあの機械も生かしていく必要があるのではないかなと思います。飲み水が結構来るといふふうに踏んでいるのでしょけれども、どのくらいの期間で来るのかな。

この前段ボールなどがどんどん国から送られてくるということでおっしゃっていましたが、段ボールベッドが、国は今保管している数が5,500だということです。大規模災害時には、嵐山だけではなく、ほかの市町村も被害を受けることが予想されますので、5,500では足りないわけです。熊本地震のときには2万人くらいが避難したのかな。能登は今も1万人以上かな、避難しているわけなのですけれども。それから見てもたった5,500。あとは製造している会社に委託して作ってくれということでやるらしいのですけれども、これ先日国会の質疑を聞いていてそういうことが分かったのですけれども、あまり国は持っていないのです。ですから、安心はできないわけなのです。

水だってどうかなと。やはり自分たちで確保できるものを確保していくということが私は大事だと思うのです。せっかく購入した機械をあのまま使わないというのはいかなものかだと思いますので、もう一度伺いたいと思います。

役場庁舎にきた来庁者への訓練というのはされているわけなのですか。東日本大震災のときには何の指示もなかったわけです。我々も、私なんかむしろあの地震で家が倒れるのではないかなと思って、3階へ行って志賀2区のほうを見ていたのですけれども、何も言いませんでしたから。何の案内もありませんでしたから。きちんとそれができるのか。いつ頃これが決まったのかを伺いたいと思います。

調整池、今後の状況を見て、場合によったら切りますよということでおっしゃったので、それでいいのですけれども、あれだけ入ると、一番ヤオコーの前に近いあそこは本当にすごいですね、木が生えていて。あれだけ生えていると、私は受け入れる水の量も少なくなってくるのではないかなと思うのです。ビオトープでという考え方も大事ですけれども、時間差をつけないと川があふれたりするわけですから、そこをしっかりと見た木の生え状況かな、それはやっておくべきだと思うのです。現状で大丈夫だというような意見を言っていましたね、答えを。何か根拠があるのですか、現状で大丈夫だというのは。私はやっぱり少なくともあそこだけは切らないといけないのではないかなと思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

最後に、ゼロカーボンの温暖化の関係なのですが、令和6年度から8年度までの時限事業だということで。課長がゼロカーボンということで、私もこの視点で、これは2年や3年とか、そういう視点でゼロカーボンはやめるものではないわけです。気候変動が続く限り、この視点は保っていかなければならないわけですから、それをわずか3年でやめてしまうというのは、私はちょっと。このゼロカーボンから太陽光なんかを補助するという考えを出したわけですから、ちょっと違うので

はないかなど。やはり必要性というか、要望がなくなったらやめるということで私はやるべきだと思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 それでは、答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 では、お答え申し上げます。

まず、1点目に協働的な学びについてでございます。質問は3点だったと思います。1点目といたしまして、個別最適な学びと協働的な学びの関係でございますが、この2つは相反するものではないかと考えております。双方向的なものでございます。しかし、委員ご指摘のように、同時に2つを行うことはできませんので、授業の中で個別最適な学びを行う場面、協働的な学びを行う場面ということは分けて進めるものでございます。

2点目でございます。個別最適な学びは難しいけれども、進めるのかということでございましたが、既に個別最適な学びは進めてございます。また、これから難しいことがあっても充実させなければいけないことと捉えております。

3点目でございます。タブレットのパソコンを個別に渡すのではなくて、リーダーに渡したほうがいいので、このようなことをやっているかという質問ですが、タブレットパソコンにつきましては個別で使うのが効果的な場面、またはグループで使うのが効果的な場面、こういう場面、場面に応じて活用してございます。

次に、デジタル教育の観点で、目の健康のことでございます。20分という例をご提示いただきましたが、このような基準を町でつくっているのかということですが、町では何分という時間の明確な基準はつくってございません。教員が、教職の専門職として子どもの健康管理を配慮しながら事業を行うように指導しているところでございます。

次に、給食の窒息事故のことでございますが、このような研修が年1回で十分なのかという質問でございましたが、これは年1回の研修で十分かどうかということは明言できません。ただ、学校のほうも今世の中で働き方改革が進められておりますし、今回の総括質問でも働き方改革が出てございますが、このような観点から研修を非常に多くすることは難しいと思っております。そのため年1回の研修であっても、学校においてはこのような事故防止についての啓発を行い、教員が常にこのような危機意識を持って子どもたちの指導に当たらせることによって、こういった事態の未然防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 次に、小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、(1)、(2)併せてお答えをさせていただければと思います。

先ほど川口委員さんから、近隣市町を含めて観光協会の補助金の金額のお話をいただきました。この金額を見て、確かに金額だけ見ればほかの近隣の町に比べたら、金額だけ見れば確かに高いの

かもしれません。ただ、行っている事業内容によって、一概に嵐山が高いということにはならないのかなと思うのです。ラベンダーまつりを切り取って申しますと、観光協会自体もラベンダーまつりにおきましては入場料を頂いたりですとか、摘み取り体験で体験料を頂いたりですとか、観光協会自体が稼ぐという、お金を頂くという事業もありますけれども、出店者が1,186万円の売上げをしていただいております。これは大きな経済効果かなと思っております。また、町のPRという部分におきましても、テレビ、ラジオ、ウェブ等で紹介をしていただいております。広告換算値で申しますと1億3,000万円以上のPR効果があったと試算されておりますので、しっかりとした効果を生み出していただいているというふうに考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、私より避難所の水等につきましてお答えさせていただきます。

まず、3つに分けてお答えさせていただきます。まず、プールの水を消防水利として活用するというところでございますが、今回の能登半島地震でも地震があつてすぐ火災がありました。断水があつて、なかなか消火栓から水が出ず、輪島等ではあれくらい燃えてしまったのですが、怖いのは地震直後の停電と復電火災といひまして、電気が戻ったときにもう一回火が出るのです。ですので、恐らく電気の復旧のほうが早いですから、電気が復旧するまではこの水はもう消防水利として、トイレとかで使うかもしれませんが、大切に持つておくと。これがまず第一で、復電火災というのが一つ大きな怖い火災になります。

続きまして、飲み水になります。上下水道課長も一般質問等でお答えさせていただきましたが、震度5弱の地震が発生しますと、平沢にあるタンクと七小のところにあるタンク、緊急遮断弁が閉じますので、あのタンクが2つ、大きな水がめというような形になります。そちらの水を使って基本的には給水車がいろいろ各地から送られてきて、現実的には菅小も多分臨時の給水所になるでしょうから、飲み水は水道タンクが水がめになりますから給水車を使って。あとは、国から当然来るからというのは別として、それは置いておいて、実際に町は水がそれこそ6,000トンとか5,000トンという水がありますので、水がめとしてありますので、そちらを使って給水を行うと、そのような形になろうかなと思います。

最後に、ろ水機の活用になります。ろ水機に関しましては、浄水をした後、当然洗濯、手洗い、顔を洗ったり、掃除といった、飲み水としては使えませんが、トイレに使うには、トイレはある程度浄化しなくても使える可能性が多いですから、口に入れない程度、それではかなり役に立てるかなと思っておりますので、切り分けて考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 避難誘導についてでございます。

今年度につきましては、令和5年12月に自衛消防訓練を久しぶりに実施しました。久しぶりというのは、令和元年から4年まではコロナということでやっていなかったのですが、公共施設につきましては毎年1回行うことが義務づけられていますので、今後も定期的に自衛消防訓練のほうを実施していきたいと思っています。

川口委員さんから、東日本のときは避難しなかったねというお話でした。私もそういうふうな指示を受けた記憶はまずございません。まず、この役場建物ですが、耐震の建物になっていますので、こちらの建物は避難所にも最終的になる予定になっています。また、地震起きてすぐというのは、今のが震度幾つだとかというのはもちろん分からないので、後で報道等で分かるものなので、その大きさによっては避難すべきもの、その後に役場のほうに避難場所とするものとかありますが、まず地震の大きさによって、これはと思うときは建物の担当課の総務課であったり、担当の地域支援のほうで、これは1回フィットネスパークに避難しよう、そして状況を見て役場の中で二次避難という形で戻ってこようというのを判断したいと思います。取りあえず消防訓練をしていますので、その避難訓練と同じです。毎年しっかり訓練を行って、もし地震等があったときも対応できるようにしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○狛守勝義委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

平沢土地区画整理事業地内の254に近い、これは第1調整池というふうのうちの方では言っているのですけれども、それにつきましては当時の雨水量設計の県の基準が変わってしまっていて、今現在は厳しくなって、変わる前に設計しました関係で、必要調整量に対してちょっと大きな調整池となっているところがございます。必要が3,600強なのですけれども、できている調整池の容量が5,470というふうに1,000幾つ、2,000弱は多いという貯水量を持った調整池でございますので、今木が生えています。ただ、木の幹等を考えても2,000を超えるような木ではないかなと考えていますので、今現在いかないと思いますし、現に台風19号、令和元年台風のときも当然いかなかったと考えています。ただ、先ほども言いましたとおり、支障がある場合については対応を考えたいと考えてございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、委員さんの再質問の内容としては、今回の地球温暖化防止事業が3か年の時限事業というのは、ゼロカーボンシティ宣言に対して不十分ではないかと、その点についてお答えいたします。

私ども、この事業を3年でもう全て打ち切るのだと、そのように現時点で考えているわけではございません。こちらの令和6年度の予算を認めていただいた後、それぞれ申請をしていただく中で

申請者のニーズなんかも十分にこちらのほうで把握をし、その中でもし例えば補助対象なんかもこの太陽光発電システムでいいのか、電動車の充電設備でいいのか、ほかの補助対象がないのか、その辺もまた十分見極めて、今後事業の継続性も含めて検討してまいる、そういった考えであります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 個別最適な学びと協働的学習なのですけれども、これはうまくやっているという答弁でしたけれども、どうなのだろうなと思って。

大体一人一人にやる指導と、ある程度のグループをつくってやる指導ですから、当然これはお答えにありましたように、一緒にはできませんので、どっちかが、どっちかというか、かなり時間を個別のほうは取られてしまいますので、学習到達度、学習進度、その子どもによって違うわけですから。なかなか難しいのが実態ではないかなと、教育長としてはそこはおっしゃりにくいのかもしれませんけれども。難しいだろうなというふうに思います。どうしても協働的のほうにいつてしまうのだろうなと。でも、大事なのは個別ではないかなと、私は講演を聞いていて思ったのです。そこはいかがなのか、ちょっと伺いたいと思います。

観光のほうなのですけれども、いつもこういう効果があったと、出店業者が潤ったと、それはただそれだけで収めてしまったら、私はまずいと思うのです。あそこの出店業界だけではなくて、周辺にも影響を及ぼすような地域経済のことを課長はおっしゃっているわけですから、そこが私は大事なのだと思うのです。これ出店業者だけであれば、嵐山町が補助金を出して出店業者を潤わせているという形にしかならないわけですから。周りに広がっていけるのかどうかは私は大事だというふうに思います。

新聞、テレビ、確かに取り上げられていますけれども、その取り上げられた効果が形として現れるのが来場者数になるし、売上げになってくるのだと思うのです。そこで赤字を抱えてしまっている状況はしっかり見ておかなければいけないのではないかと思います。もう一回伺いたいと思います。

それから、プールの水の関係で、なるほど、復電火災の発生、そうですね。答弁を聞いて、そのとおりだなと、そこまでは確かに大事だなと。そうすると、新潟の中越地震のときに川口町に行ったのですけれども、視察で。電気は大体1週間で通じたと。能登は特別遅いのだ。あそこは1か月、もっとかかっているのかな。3週間のときに和倉温泉の社長が、どこかのホテルの社長が、まだ電気が来ていないのですと言っていましたから。和倉温泉あたりでそうですから、どうしてそんなに遅いのかなと思うくらいなのですけれども。中越地震のときに1週間くらいでもう電気は来ることになりましたと。だから、多分この辺もそうなのかなと当時は思っていたのですけれども。いずれにしても復電火災というのは、そこまでは水は大事だなというふうには確かに思いました。そうす

ると、その後は水が送られてくるか、使わなくても大丈夫なのかなと。無駄だったのだね、そうするとろ過する機械は。ちょっと課長の率直な意見を伺えればと思うのです。あれは無駄だったのかどうか。

では、結構です。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 お答え申し上げます。

個別最適な学びと協働的な学びの関係でございますが、個別最適の学びのほうが難しくて重要ではないかというご質問だったと思うのですが、こちらにつきましてはどちらが大事で、どちらが難しいというのは比較ができるものではないと思ってございます。今両方とも効果を上げるためには非常に難しいことだと思っております。形だけに入るのではなく、真に子どもたちに力をつけるためには、教師一人一人が不易の部分と時代に即した指導力というものをしっかり身につけた教員の資質向上を図っていくことが必要だと捉えてございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

もっともっと川口委員さん、経済効果をもっと広げていかなくてはいけないのだよと。全くそのとおりだと思います。こちらの観光協会でもいろいろ考えてございまして、なかなか結果として数字としては持っていないのですけれども、1度嵐山町のほうに訪れていただいた観光客の皆さんに、ぜひ嵐山町でお昼御飯、晩御飯でもいいのですけれども、食べていただきたいということで、昨年も飲食店マップ、簡易的なものをお祭りの会場に置いて、皆さんにお持ちいただいたのですけれども、さらに見やすい、充実したものを今準備しておりますので、さらに、さらに経済効果を広げていくということは頭に置きながら取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、停電につきまして、七尾市に職員2人派遣しました。私も電気がいつ回復したのか、聞いてみたのです。その日のうちだと聞いていました。七尾まではやっぱり停電はそれほど。七尾から奥、輪島、珠洲のほうに高圧線が、俗に私たちは行ったきりというのですか、1本の線で行ってしまうとそこで電気が途絶えてしまいますけれども、ある程度市街地でしたら電気は回ってきますので、それほど停電というのは長くはないかなというふうに、楽観的にはという意味で思っています。ただ、当然何日かは停電はすると思えますし、熊本地震ですと5日で大体電気が復旧していると思っておりますので、そのくらいかなというふうに思っております。

ろ水機につきましては、恐らく平成28年度にプールを改築したとき、いろいろ補助の要件ですと

か、いろんなことがあった。備えあれば憂いなしですので、あつて無駄ということは全くございません。電気が早めに復旧すれば、当然これはろ水機として飲み水と飲み水以外というのは切り分けて使うことは当然できますので、それなりに十分役立てるものというふうに私は考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 では、1番目から。

障害者差別解消法の改正がこの4月1日から施行されます。このところ、改正と入れてください。行政は、障害のある方に対して、合理的配慮が義務づけられます。現状で公共施設への合理的配慮として、車椅子利用の方、手足の不自由な方、聴覚障害の方、視覚障害の方などに対して施設改修することで差別解消の可能性があるのですが、予算化できていない課題の把握を伺います。

2番目です。これは、中山間地の男女共同参画をどのように進めていくかということで伺うのですが、各課において男女共同参画を実践するための業務、関係職員、町民、事業者への配慮について伺います。若い世代の女性が転出する理由等についての分析を伺います。

3番目です。令和6年度の会計年度任用職員の総数、再任用の職員、期末手当、勤勉手当支給職員数、その男女比を伺います。そして、正職員との時間給の格差について伺います。

会計年度任用職員のうち、専門性が必要な職員、看護師、保育士、社会福祉士、ケアマネジャー、図書館司書、幼稚園の教員もそうです、として配置されている部門、人数を伺います。

4番目です。学校再編に係る課題について、立地適正化計画を含め、町民、子ども、議会との関係において必要な説明、意見交換の6年度のスケジュールを伺います。

5番目です。2023年12月21日に第33次地方制度調査会は、ポストコロナの経済社会に対応する地方制度の在り方に関する答申を出しました。そして、その後地方自治法の改正が閣議決定されたという報道がありました。緊急時に国は市町村に対して指示を出すことができるというものです。これについて、都道府県知事会、指定都市長会は、十分に地方の意見を聞くことという意見を出していますが、町村町会で意見書を出している様子がちょっと見受けられなかったのですが、本町を含め、現場の意見を尊重することは大切なことと考えますが、考え方を伺います。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

初めに、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから質問事項1につきましてお答えいたします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称障害者差別解消法でございますが、本年4月1日より改正施行となります。これまで行政機関のみに義務づけられておりました合理的配慮につきまして、この改正に伴いまして民間事業所についても同様に義務づけられます。法の施行当初から合理的配慮については、その実施に伴う負担が過重でないものとされており、改正後もそのように示されております。なお、町におきましては、例えばこの法律の施行前から埼玉県福祉ま

ちづくり条例等を基準に、庁舎入り口の車椅子用の通路や点字ブロックの配置は行っているところ  
でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、質問項目2につきましてお答えさせていただきます。

町では、誰もが性別にかかわらず、お互いの人権を尊重し、自分らしく活躍できる社会の実現に  
向け、令和4年2月に第4次嵐山町男女共同参画プランを策定しました。プランの中で4つの目標  
を掲げ、町が取り組むべき施策とその担当課及び16の数値目標を設定し、毎年検証しています。ま  
た、町民と事業者には、プランの推進に向けた地道な啓発活動に努めています。

続きまして、若い女性が転出する理由です。分析とまではいかないかもしれませんが、令和3年  
3月から8月までの6か月間、町民課の窓口において転入転出される方へアンケートを実施しまし  
た。20代から30代の女性で転出される理由の第1位は仕事の都合、第2位は結婚のため、第3位は  
家族からの独立でした。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 3番についてお答えします。

正規職員の人事配置がまだ決まっていないため、会計年度任用職員の人数も決定しておりませ  
んが、現在雇用を予定している会計年度任用職員の総数は116人、再任用職員の職員数は4人、期末勤  
勉手当支給職員は116人のうち44人、再任用職員については4人全員を予定しております。男女比は、  
会計年度任用職員の男性35人、女性81人となり、再任用職員の男性3人、女性1人となります。正  
規職員との時間給の格差については、正職員の初任給の格付については高卒が1級9号給、短大卒  
が1級19号給、大学卒が1級29号給に格付されており、会計年度任用職員は1級11号給から格付を  
することとなっておりますので、正規職員と会計年度任用職員の時間給の格差は少ないものと思  
っております。

会計年度任用職員のうち、専門性が必要な職員として配置される部門、人数ですが、全員で29人  
になり、内訳は福祉課に5人、健康いきいき課に3人、長寿生きがい課に3人、幼稚園に12人、小  
中学校に6人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、4につきましてお答えさせていただきます。

立地適正化計画でございますが、立地適正化計画は市街化区域の都市計画をどうするかという計  
画でございますので、直接的に学校再編という計画ではございませんので、あらかじめご了承願  
いと思います。立地適正化計画につきましては、令和5年度から都市計画協議を始めておりまし

て、1回都市計画審議会を開催させていただいております。令和6年度も審議会を4回させていただいて、説明会を8月に開催、パブリックコメントを10月に行う計画で進んでいるところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、質問事項4の教育委員会部分につきましてお答えさせていただきます。

学校再編についての様々な課題につきましては統合準備委員会で協議し、その事項によって町民、子ども、議会など関係者への説明を随時行っていく予定としております。令和6年度については、課題の洗い出しや相互に関係する課題の整理などを行っていくことを想定しておりまして、その中で関係者への説明を含めた具体的なスケジュールも決まってくるものと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 最後に、佐久間町長。

○佐久間孝光町長 5番についてお答えをさせていただきます。

その前に、ちょっとこの総括質問に関して、この委員会は令和6年度嵐山町の予算特別委員会ということで、6年度の予算の審査をしていただく場だというふうに捉えております。そういう中で、この内容の総括質疑がどうなのかというような疑問も少しあるのですが、特別な取決め等がないようでありますので、お答えをさせていただきます。

渋谷委員のご心配のとおりだと考えております。緊急時には国が市町村に対し指示を出すことができるということは、その内容や運用によっては地方自治の本旨をないがしろにされる可能性があるからであります。そういうようなことがないように、事前に適切な協議、調整を行う運用の明確化などが図れるように、国に求めていくことは当然なことと思っております。

町村会で意見を出すべきではないかという問いでありますけれども、全国町村会会長の吉田隆行広島県坂町長が、昨年9月に開催された第33次地方制度調査会の第19回専門小委員会に出席をいたしまして、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応について、先ほど述べた点を念頭に置いた発言を国に対して直接行っていただいておりますので、その中に嵐山町の意向も含め十分伝えていただいているものと認識をいたしておりますので、現時点で意見書の提出までは必要ないかというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 会議の途中でございますが、暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時28分

---

再 開 午前10時40分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷委員の再質疑からです。どうぞ。

○渋谷登美子委員 では、まず一番最初に障害者差別解消法の改正に関わる問題ですけれども、例えば今は公共施設の合理的配慮として全部なされているということを考えていいのですか。私は、それぞれに学校にもまだ課題は残っているし、交流センターにも課題も残っていると考えていますし、道路に関しても大きな課題が残っていて、特に郵便局の前なんかは難しいです。そういった課題が把握されているかどうかということをお聞きしているのであって、予算が必要であるかどうかということも含めて、町道に関してもそうですけれども、駅は何とかなるのかなというふうに考えているのですけれども、その課題の把握について伺っているのです、その点について伺いたいと思います。

2番目ですけれども、各課において男女共同参画を実現するために配慮について伺うということでは、第4次男女共同参画計画について配慮しているということですが、どうなのでしょう。私が見ている感じでそういうふうには、今さらっと見てみましたけれども、嵐山町の個別の課題は中山間地としてどのようにしていくかという個別の課題というのは把握されていないのではないかなと思うのですけれども。例えば農林水産省だったら、農業女子プロジェクトというのがあるのですけれども、そういったものについての照会とか、今考えているのは、ちょっと問題が多いなと思ったのは、学校統合の再生審議会なんかですけれども、女性が少ないです。私は、統合準備会の女性比率は50%にはしないといけないなと思っていますし、菅谷小コミュニティスクール、玉中コミュニティスクールなんかでも多分女性の比率が少ないと思うのです。これ女性が関わっていないということで大きな損失があると思うのです。

例えばそれを言いますと、町立幼稚園の建設のときなのですけれども、教育長と、それから幼稚園の教員も若い方だったのです。私が一番最初に見てびっくりしたのは、園庭に行く階段があるのですけれども、そこを上から下まで教員が見ることができない。これに驚いたのです。子どもさんが小さいのに、教員がいて、下を見るということができないというのは危険であるなというふう感じて、それで円形の球形の鏡を、建設が終わった段階でそれをつけていただいたというふうなことがあって、こういった問題が実際には配慮されていないために配慮できないのだなというふうなことをすごく感じたのですけれども、こういったことに関して女性が入っていくということが規格の中に入っていないのか。30%が普通なのですけれども、子どもに関わることに限っては、それから介護に関わることに限っては半数ぐらいまでが女性でなければいけないなと思っているのは、トイレの問題もそうですし、そういったことが全然施策に生かされていないので、今年度に関してそういった問題についてどのように関わっていかれるのか、伺いたいと思います。

次に、会計年度任用職員のことですけれども、時間給としてはILOの男女比の問題では正規職員と、それからパート職員の問題では、時間給が同額になる必要があるわけなのですけれども、時

間給についてどのように考えているのか。今は勤務手当と、それから期末手当が加わったので、大分改善していると思うのですけれども、その点にどうなのか、伺いたいと思います。特に女性の非正規雇用の職員の人たちが非常に生活も今もできない。200万円以下の賃金で、専門職であっても仕事をせざるを得ない状況というのがあるわけで、そこを嵐山町ではどのように考えているのか、伺いたいと思います。

それと、学校再編についてのスケジュールですけれども、私がすごく気がかりなのは、まず最初に先日の町長の答弁でもありましたけれども、自治基本条例はつくらない。そして、町長、それから議員、町民との少なくとも協議会みたいなものがあつたほうがいいのではないかというふうに言ったときに驚いた答弁がありました。これは、少数派の人が、少数の意見を実現するために町民の方を持ってきて、そこのところで議論するからやる必要はないという感じのご答弁だったのをすごく覚えているのです。これはないなと思ってまして、まちづくりに関して駅東側のところから学校がなくなっていくわけです。それは、まちづくりに関して言えばすごくマイナスな問題があると考えているのです。それについて、町民も、それから議員もそうですけれども、議論する場がないのです。子どももそうですけれども、議論する場がない。なので、ここで議論していくと、結果がどうなることがあつたとしても、議論していく場がないということが非常に大きい問題であつて、立地適正化計画はこの補助金を取るために必要だったわけです、国の補助金を取るために。立地適正化計画の中でそういったことも話合いができずにここまま進んでいくということは、町の分断を生むと考えています。これがどういうふうな結果に、協議をするということ自体をされていない。説明会も個別の問題として、それぞれそのことに関して、説明したことに関して質疑応答という形で協議する場がないのです、住民の方にとっては。そこのところが問題なので、それで意見交換の場のスケジュールがないといけないなと考えて、そこのところをお話ししているのですけれども。

今まででもあつたのは、合併のときなんかやはり説明会、町長も来ていました。大きな問題ですから。これは、このことに関して言えば、町長不在で説明会がされています。協議会もされています。こんな場というのは今までないです。こんなに大きなまちづくりの変更をしようとしているときに、学校だけの問題としてやっていくということに私は大きな問題を考えているのです。これは、まちづくり、町が変わっていくことに関して、変わっていくのですよ、実際の形として。これをこのまま進めていって、協議もしないで、それぞれの方が自分の意見を議論もすることができないで、スルーするという形でしかできないというのは非常に大きな問題があると考えていますので、この点を挙げています。それについてのお答えを伺います。

それから、5番目ですけれども、第33次地方制度調査会は、今度の国会に上げてあります。閣議決定で上げてあります。この問題を出してきているというのは、大きなコロナの問題があつたわけです。今もコロナの予算に入っていますけれども、コロナの副反応の被害の審査会が科目設定ですけれども、出ていますけれども、国全体で見ますとコロナの予防接種による副反応の被害が、死亡

報告が2,171例あるのですけれども、それが全部因果関係、全部ではないのですけれども、99.何%か、因果関係が評価されないとしています。そして、ワクチンの健康被害の予算が、当初の予算が3億6,000万円だったのです。ですけれども、それが追加予算として394億1,000万円、国が出ているのです。コロナによるワクチン被害の件数ですけれども、過去45年の被害数を今のコロナの副反応の被害数が超えてしまったのです。このくらい大きな問題なのです。コロナというか、これからの感染症に関してはこういった事態が起きてくると思うのです。ですから、どのようにして地方自治体が、国がやりなさいというふうなことに、ある程度自分たちの立場を出すことができるかということがとても重要なので、この考え方を伺っています。

もう一つ言いますと、2016年の熊本地震の際なのですけれども、これは防衛大臣ですか、防災担当大臣が、報道で体育館の中で車中生活を送っている方の窮状がずっとテレビ報道されたのです。ですから、それを体育館の中に入れるようにというふうに指示したのです。ところが、熊本県知事が今の現場の環境が分かっている、そして体育館に入れるということをお断りしたのです。そうしたら、その数日後で、体育館が実際に地震で潰れてしまったということがあって、こういった問題があって、実際に現場の問題を知っていないと、ここのことで今の状況で国会に提出されているわけですから、ここのところでどういうふうな形でやっていくかというのは非常に大きな問題があると思ひまして、私は今回あえて意見書として提出するようにしているのですけれども、その点もあってどのような考え方であるのか伺おうと思ひました。

実際には、町村会の会長さんのほうが10月の段階で提出されているということで、それは一つ方向としていいのかなということがありますので、あれなのですけれども、やっぱりコロナのこと、これからの感染症のことに関しては、日本は6回まで予防接種ですか、実際にやっているのですけれども、韓国、3回ぐらいで止めているのです、被害者の副反応が大きいということで。その点もあるので、感染症のことはこれからも出てきますので、その点について自分たちというか、ある程度町村でもあったり、都道府県というか、地方自治体としてどう考えていくか、国とは違う立場で住民の安全を守るという形で考えていただきたいので、その点再度伺います。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 1番の関係でございますが、まず課題の把握という部分でございます。

施設の改修という部分なので、それぞれが所管する担当課のほうがまず課題の把握という部分かと思ひますが、その前に平成28年の4月から差別解消法が施行されています。同じ28年の4月に嵐山町では、この障害者差別解消法に基づく職員対応要領というものを策定してございます。全国の自治体が全て策定しているわけではないのですけれども、その中で職員研修というのがございまして、これは総務課と福祉課のほうで毎年実施しているのですが、合理的配慮だとか障害を理由とし

た差別についての県が作ったDVDがあるのですけれども、そういったものを管理職も含めて全職員に毎年研修という形で実施しています。コロナ禍におきましても、役場のオンラインの中で確認してくださいということで見ている中で、そういった中で合理的配慮とは何ぞやということは一程度周知をさせていただいているかと思います。

その中で渋谷委員おっしゃるとおり、施設の改修部分というところになるのですけれども、それは先ほど申し上げたとおり、各課のほうで所管する施設のほうの対応ということなのでもありますが、合理的配慮というのは施設の改修のみならず、そういったもの以外でも合理的な配慮をしていくということが示されていますので、ソフト面というところではいきますと、ソフトというか、施設を改修するという意味ではなくいきますと、例えばうちの福祉課でいけば、聴覚障害の方に関して、聴覚障害というか、耳の聞こえの悪い方に関しましては卓上型の対話支援機器、これはコロナの関係で令和3年度に導入していますが、町民課、長寿生きがい課、税務課、福祉課、この4課は特に高齢の方で耳の聞こえが悪い方に関しましてはこの対話型支援機を通じて配慮させていただいているとか、ヒアリンググループにつきましても福祉課のほうで設置をしておりますが、こちらは利用の実績がないのですが、配慮としてはそういったものを設置しております。

また、昨年の10月以降、埼玉県の方でももともと実施をしていました障害者駐車場の適正利用ということが県のほうで周知されたかと思いますが、これも毎年12月ないし1月の広報紙に掲載していく中で、昨年の10月には障害者用駐車場だけでなく、妊産婦さんだとか、障害手帳を持っていないけれども、配慮が必要な方に対しての思いやり駐車場ということで、公共施設に関しては自治体のほうで実施してくださいということで福祉課のほうで予算を取りまして、12か所ですか、後で御覧いただくとお分かりなのですが、役場の前の駐車場と増進センターの駐車場、それから交流センター等々に配置させていただいたりとか、いわゆる施設の改修のみならずというところでは実施しているところではございますが、この解消法の中の実際の指針の中でも先ほど申し上げましたが、過重な負担をせずに実施をすること、過重な負担というのは、お金をかけなくてもいいですよという意味ではなくて、最小限の範囲でやっていただく。ただ、逆に最小限の範囲でできないものについては大がかりな予算を取って実施をせざるを得ないということもありますので、過重な負担がされないものというのは、あくまでその範囲でできるものはやってくださいねということだと思いますので、福祉課のほうとしては先ほどの職員対応要領の中の研修の中で各課の職員に周知を図っているところでございます。個別の施設の関係については各課のほうで確認していただければと思いますけれども。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、学校関係につきまして障害者差別解消法についての課題ということでございますが、施設につきましては障害者対応のトイレにつきまして、菅谷小

学校に男子用が1つ、女子用が1つ、そして七郷小学校の体育館に身障用のトイレが1つ、菅谷中学校にも体育館に身障用のトイレが1つ、現在のところはこの数だけとなっておりますので、従前よりご指摘いただいております洋式化も含めまして、トイレの問題につきましては大変大きな課題があると思っております。こちらにつきましては、予算をどの程度かけられるかということにもよってきますので、順次この課題につきまして取り組んでいきたいと思っております。障害のある子どもの受入れにつきまして、そういったお子さんがいる場合に現在のところは介助等で対応しているような状況でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 それでは、私のほうから交流センターと生涯学習課で所管している施設の課題の把握についてお答えいたします。

ふれあい交流センターにつきましては、1階と2階に障害者用のトイレがございます。北部交流センターに関しても障害者用のトイレを設置しているところなのですが、南部交流センターにつきましては残念ながら対応できておりませんので、可能な範囲で対応できればなというふうに担当課では考えております。それから、図書館につきましても1階と2階のほうに障害者用のトイレ、設置しております。エレベーターもついておりますので、対応可能かと考えております。B&G海洋センターにつきましては、障害者用のトイレが外にしか今現在のところございません。室内の体育館のほうには障害者用のトイレがない状態ですので、こちらのほうも折を見て設置できればというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 道路の関係につきましてお答えさせていただきます。

渋谷委員ご指摘のとおり、道路については歩道がない道路も多くて課題があるというのは十分認識しているところでございます。県道においても歩道がないところもございまして、県等にも相談させていただいているところでございます。ただ、県の要望につきましても優先順位がございますので、何から何まで全部要望しても決して通るものではございませんので、県の事業の面に沿って要望して、町の順位も含めて順次要望しているところでございます。

町においても、確かに歩道が少なくてご迷惑をかけているところがあると思います。基本的には、幹線道路には歩道ができるというのが一番だと思いますが、とてもその予算もございませんし、国の歩道整備のメニューが本当に厳しくて、なかなか採択がされないところでございますし、県においては補助金すらございません。やっぱり財源確保が難しいという状況でございます。よって、今現在はできるところについては、整備するところについてはそういう対応をさせていただきながら整備しますし、応急的に必要なところについてはその都度応急的な対応をさせていただいていると

ころでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、企業支援課のほうで所管しております施設の課題の把握という部分でお答えしたいと思います。

企業支援課で所管しております施設につきましては、主に観光トイレが多くて、あとは嵐なび、あとは花見台の管理センター等がございますが、全て障害者の方がお使いいただく多目的トイレ、備えております。あとは、一般の男性用トイレ、女性用トイレにつきましても手すりをつけてあったりですか、一般の範囲の合理的配慮につきましては完全にできておるかなと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、質問項目2につきましてお答えさせていただきます。

まず、委員さんおっしゃるように、介護ですとか子ども関係に関する委員さん等、半数以上あつてよろしいのではないかということです。ちょうどこれから改選期を迎えますので、担当課としましては各課のそのような形でお願いをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 同じく2について、男女共同参画の視点でございます。

コミュニティスクールの今後の設置を予定している玉ノ岡中学校、七郷小学校、志賀小学校、設置の要綱の中に確かに女性の割合等を明確に定めているわけではございません。しかし、コミュニティスクールの学校運営委員につきましては、校長の推薦に基づいて教育委員会のほうで決めることになってございますので、そういった推薦の中で男女共同参画の視点を持った形でしっかりと人を推薦していただき、教育委員会の中でそのことも配慮しながら、任命者ということを考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続いて、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 3番についてお答えします。

渋谷委員さんのほうから給与について、男女比の格差、あと正職員と会計年度任用職員さんの時間給の格差ということで質問があったかと思います。給与につきましては、一般職給料表の表がありまして、それに基づいて支給しております。男女関係なくその給料表を使っておりますので、まず男女格差はございません。先ほど申しました高卒の初任給ですが、1級の9号給を使っております。こちらは時間で割り返しますと、1時間当たり1,050円が高卒の職員の給料でございます。そして、短大卒、1級の19号給を支給しておりますので、時間給にしますと1,134円。大学卒は1級の29号

給ですので、時間給にしますと1,243円となります。会計年度任用職員につきましては、一般職の方につきましては1級の11号給を支給していますので、こちらの1時間当たりの単価は1,066円となります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続いて、下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 4についてお答え申し上げます。

今まで学校の再編について十分な議論や、それから説明、そういった場面がなかったということでご指摘がございます。私のほうといたしましては、学校審議会の中、それから学校再編の案の説明会の中でご意見をいただいたり、ご議論されてきたと捉えているところでございますが、しかしながら学校再編についてなかなか分からないであったり、意見がなかなか言えないであったりという声を聞いているところも事実でございます。今後ご理解をいただいた上で、子どもたちにも保護者にも町民の皆様にも夢と希望を持って学校再編に臨んでいただけるように、学校再編の説明会、それからその中でご意見をいただくところというのが積極的に設けてまいりたいと思います。

まず、6年度といたしましては、まず初めに各学校において、保護者を対象としてこの再編の計画について説明をする予定でございます。そこを皮切りに、これから統合準備委員会であったり、そういった進捗であったり、それから学校の基本設計等もスタートしていくことになると思います。こういった進捗につきましては機会を見つけて、できるだけ定期的に情報発信、これがどんな発信の仕方が一番町の皆様に伝わるかということは十分これから検討していかなければいけないところもあるのですけれども、そういったことは十分に踏まえて、できるだけ丁寧な説明と、その説明を行う中でご意見をいただくところというのをつくってまいりたいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 立地適正化計画は、何回も言うとおりの、市街化区域内の契約でございますので、計画区域はどうするかという計画でございます。加えて都市計画の一つでございますので、都市計画運用指針等に基づいた進め方もございますし、それに基づいて手引きというのが国から定められていると思いますので、それに基づいて作成しようと考えているところでございます。また、住民説明会も行う予定でございますが、立地適正化計画の説明会といってもなかなか集まることのないかな、難しいかなと思いますので、もうちょっと動画を使ったりするようなことを考えて、分かりやすいような説明会をしようかなと考えているところであります。ただ、何回も言うとおりの、学校再編等ではなくて、市街化区域をどうするかという計画でございますので、絞った計画策定のご意見をいただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 5番目は佐久間町長でいいですか。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

自治基本条例の話もちよっと出ましたけれども、あのときに私が申し上げたのは、私が読んだ文献の中にそういった手法として使われる可能性もありますので、注意をなさいというようなことであって、それをもって町民の意見を聞いていないというような論法は非常に乱暴な論法かなというふうに思っております。先ほど教育長のほうからもありましたけれども、学校再編のことに関しても、あれだけ丁寧に、あれだけ多くの場を使って、時間を使って、多くの方々のご意見をいただく中で進めているわけでありますので、そういった言は当てはまらないかなというふうに思っております。

それから、あとは説明会に町長が出ない云々というのもありましたけれども、元の教育長が検討委員会のときに毎回出席して、それでその中で発言をしたと。これは、多分渋谷委員のほうからのご指摘があったと思いますけれども、議論の誘導ではないかというような、すみません。川口委員のほうでしたか。誘導ではないかというようなご心配もあったかなと思います。もちろんそういうことがあっては当然いけませんので、私のほうはあくまでも諮問をして、よろしくお願ひしますとお願ひしている立場ですから。だから、例えば逆に言うと、私がそこにいるだけでもある一定の心理的な負担を与える可能性もありますので、私はあえて出席をしないということのほうが公明正大な議論につながるというふうに思っております。

それから、あと熊本県知事の話もありました。現場の意見をと。現場の意見を聞くのは当然大切なことでありまして、ただやっぱり緊急性のあるもの、それから異常事態下の状態、そのときの意見の集約現場の情報の取り方、あるいは平時の中の現場の意見の吸い上げ方、捉え方、これは当然変わってくると思います。それから、現場の意見というのはAもあり、Bもあり、Cもあり、Dもあり、Eもある、いっぱいあるわけです。この中で何を優先して、何を取っていくのか。そして、このところはこういうDもあるけれども、まずはこのところをBをやって、その後こういった段階になったらこうしましょうと、やっぱり優先順位も当然ありますので、そういった面においては今まで嵐山町政においてもしっかりとそういった町民の意見を聞きながら進めているものと認識をいたしております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 では、1番目の問題です。障害者差別解消法の改正の問題ですけれども、これはいろいろところでやっただいてということが分かっている、そして予算をつくるということが一番難しいのです。予算を取るときに、それを優先順位を上げるということではできないのかもしれませんが、これが災害時の問題とか関わってきますので、やはりある程度の優先順位というのは、一番上にはならないとしても、2番目、3番目程度くらいにはなっていくべきで

はないかと考えているのですが、その点を伺います。

いろいろな問題があるのですけれども、例えばこれはソフトな面になるので、話をする予定はなかったのですけれども、例えば視覚障害の方ですとソフトな面になりますから、広報なんかは音訳というのですか、CDなんかを配布する。これは議会でもできていないのですけれども、ということや、それから聴覚障害の方のためではまだ手話通訳の方に関しては嵐山町で直接に手話通訳の方を依頼することができずに、県のほうに依頼する形になっています。そういった部分のソフト面でのもう少し優しいというか、割と楽にできるような方法というのがあってもいいのかなというふうに考えておりますので、その点を伺います。

それから、男女共同参画を実現するためにということで、これは各課でこれから考えていただくということで、特に事業関係に関してはいろいろな国のプロジェクトもあるので、それも併せて考えていただきたいと思いますので、今見ているのでは、私は農政が結構農業女子プロジェクトというのをつくっていて、ここをお願いしていないのですけれども、そういった形が農業に女性が入っていくというのはとても大切なことなので、その点についても併せて質疑という形ではなく、やっていただくことをお願いしたいと思いますが、これは併せてでお願いしたいと思います。

それから、3番目です。時間給のことなのですけれども、高卒の方だと1級が時間給1,050円になると、これは国の最低賃金より低いということになりますか。嵐山町の場合は時間給が1,066円で、1,066円が国の最低基準より上がっているのか、どっちだったかなと今考えているのですけれども、1,052円だったか、ちょっとそこところは覚えていないのですが、そのところはどうなのでしょう。専門職の方は1,200円だったかなと思うのですけれども、そこについても専門職の方は1級29号給に値しなくてはいけないと思うのですが、それが1,243円だと、1,200円だったと思うのですけれども、若干下がっているのか、低いのかなと考えますが、その点についてはいかがなのかと思います。

それと、学校再編に係る問題なのですけれども、学校再編ということだけがメインになってきていますけれども、私が気がかりなのは北部と、特に七郷地区と、それから菅谷周辺地区とでは全く意見の相違があって、七郷地区の議員の方なんかと話をしていますと、元議員の方なんかと話して、もう僕らの出る幕ではないから言わないけれどもというふうな形のことをおっしゃることがあるのです。そういうことも含めますと、やっぱりこれから七郷地区が衰退していくという思いが、過疎化していくという思いがすごくあると思うのです。

なぜここに役場庁舎を持ってきたかという、役場庁舎は真ん中に位置するから持ってきたわけです。けれども、学校が一番駅西の中心地になってきますと、それがなくなってくるわけですから、その点の部分も含めて説明会というか、協議をする場を持っていくということが、学校説明会という形だけでなく、まちづくり全体についてやっていかないと、分断というか、特に私が思うのは、七郷小の子どもたちは各クラスに1人か2人の配置になりますね、全体になると。そうす

ると、そここのところでスクールバスで通う子どもたちの分断というのですか、そしていじめというふうなこととか、不登校という問題も出てくると思うのです。

今不登校、国全体で人口30万人で、嵐山町の場合はその2倍ぐらいになっているというふうに、計算していないのですけれども、言われています。そのくらいの問題があるので、やっぱり負担感が大きいのかなと思うのです。そのことについてしっかり話し合うことが必要で、そのことについて協議していく場が必要だと思うのですが、意見交換の場でもそういったことについて十分話し合っていられないと問題点が深くなっていくかなと思うので、その点について再度伺いたいと思います。

それと、町長の答弁なのですけれども、私はやっぱり感染症の問題がこれからとても大きいと思うのです。今のお答えは、それでいいのですけれども、感染症のときにそれぞれの立場で考えていくということが必要であって、感染症のときはどこの県でしたか、1度お断りになった県がありましたね、これはできないというふうに。そして、そういったことはこれからもパンデミック条約というのが出てくると思うのです、感染症に関して。それが一概にいきますと、日本国はワクチン業界は割と受け入れているものですから、こういった問題に関してしっかり調査していくということが必要で、その点についてやはり考えていかななくてはいけないと思いますので、これから感染症は災害とともに大きな問題になってくると思いますので、その点についてお考えを伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 1番につきましてお答えいたします。

優先順位ということでございます。先ほど施設を所管する各課長のほうからご答弁いただきましたが、町の総体的な予算の中でどの程度反映できるかというのは、そのときの実情という部分もあるかと思えます。ただ、そんな中で例えば先ほど生涯学習課長が答弁しましたが、南部のほうでその辺のトイレがということもありますので、そこは担当課のほうで必要最低限、これは設置しなくてほか、改修しなくてという予算は要望として上げると思いますので、その後はどういう判断かというのは私の立場では言えないのですが、いずれにしましてもそれぞれの所管する課のほうで必要な部分については、工事名とか改修名に障害者にとかという言葉は出ないですけれども、要は共生社会なので、障害を持っている方、持っていない方を含めて利便性の高いものということで、そこは順次改修等々を実施していくのではないかと考えております。

また、ソフト面ということでございますが、福祉課の所管でいきますと、視覚の障害の方、あるいは聴覚の障害の方、日常生活用具という品目で障害を補う機器の交付等をしてございます。そういう中で、日常生活における機能が不足する部分を補うというところでは、随時提供しているところがございます。ただ、例えば視覚障害の方であっても、点字ができない方もいらっしゃいます。

あるいは、聴覚の障害の方でも手話ができない方がいらっしゃったりとか、それぞれの障害の部位によって必要なものが異なってくると思います。日常生活用具につきましては、市町村の実施事業という形になってございますので、その品目につきましても各自治体に任されている部分がございます。ですので、県のほうからも毎年こういうものが新たに日常生活用具として認められていますよという情報なんかもありますので、そういったものも参考にしながら、品目の追加等は考えていきたいと思っております。また、ちょうど今障害者計画等の策定見直しの期間で、この3月で策定という形になりますが、渋谷委員おっしゃるとおり、障害者計画の中でも細かい部分は記載してございませんが、そういった配慮をしていきますということが記載してございますので、その計画に基づいて福祉課としてのソフト面等々は実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 では、4番についてお答え申し上げます。

まず、南部と北部の地域のことについては今ここでお答えできる立場ではございませんので、委員のご指摘の中にあつた不登校というところを中心にご答弁させていただけたらと思っております。説明会を行った際に、やはり地域によって、特に北部地域とそれ以外のところで、私には保護者から、それから参加者からの質問の内容は異なっていたと感じてございます。北部地域では、やはりクラス分けがどうなるか心配だ、登下校の安全が心配だ、登下校の負担が心配だ、スクールバスはどこまで出してくれるのだというような、そういった不安の声というのは特に北部地域のほうからはたくさん聞かれているところでございます。こういったところは、やはり委員ご心配のように、不登校につながる要因になってはいけないと思っております。仮にスクールバスを出したといたしましても、例えば学校生活の時間的な帰る時間の制約であったり、いろんなことで子どもの中には様々なストレスが発生することがあるかと思っております。こういったことを一つ一つ解消できるような策を講じながら、そしてこのことにつきましてはあくまで大人が目線で見ていると、子どもは本当に子どもの社会の中でどんなことが心配になっているのか、どんなことが不安になっているのか、見落としてしまうこともあるかもしれません。ですから、こういったことに関しても子どもたちから、ではどんなことが不安なのか、心配なことはどうなのかという実際の子どもの声も聞いた上で、その解決を図れるような策を講じながら、再編によって不登校が増える。もちろん不登校は現実には大きな課題ですので、減らすことに関して様々な取組をしているところではございますが、統合に関わって不登校が増えるというようなことが決してないように、しっかりと子どもの声も踏まえて、こういった不安感を解消していくようにしたいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、質問項目2につきましてお答えさせていただきます。

町の男女共同参画プランに審議会等への女性の参画推進というのがございます。事業にこだわらず、一人でも多くの女性の方に委員になっていただくよう、担当課としてはお願いしていこうと思っております。また、農業女子のプロジェクトのほうのお話をいただきました。男女共同参画社会というのは性別にかかわらず、誰もがやりたいことを選択し、実現できる社会ですので、恐らく農業女子というのは多分男女共同参画社会の、私の偏見だったらあれなのですけれども、一つかなどというふうに考えておりますので、そういう社会であるということを皆さんにお話しして、事業を推進していただければと思っております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 3番についてお答えします。

渋谷委員さんから最低賃金との関係と、あと専門職の給与についてでございます。まず、最低賃金ですが、埼玉県最低賃金は1,028円でございます。嵐山町の高卒の単価が1,050円と言いましたが、1,028円より高卒の単価のほうが高い状況で、同じく会計年度さんは1,066円ですので、もちろん埼玉県最低賃金より多く支給しております。続いて、専門性がある職員についてということでしたが、1級11号給、会計年度任用職員は1級11号給から支給していますと私答弁させていただきました。1級11号給というのは一般事務の方の最低の賃金でございます。専門職を持っている方、一番多いのが幼稚園教諭かと思っておりますので、幼稚園教諭についてお話ししますと、幼稚園教諭の会計年度任用職員の単価は1級18号給を基に時間計算して支給していますので、資格がある人は資格があるなりの時給で支払っている状況でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 では、5番のところでは佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

コロナに代表される感染症は、特にコロナの副反応の関係が身近なところで国に認定をされたという方も出ております。私も本当、そういうのは聞いていましたけれども、本当に身近なところでそういう方が出たというのは、改めて認識をさせていただいたところであります。渋谷委員ご指摘のとおり、そういったところは大変重要なことであります。ただ、私専門的なことは分かりませんので、担当課と密に連携を取りながら、適切に対応していきたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 次に、畠山美幸委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、今回の総括質疑は2問でございます。

教員不足について、公立小中高校、特別支援学校の教員について、昨年4月の始業日時時点で2,558人が計画どおり配置されていなかったことが、31日というのは、これ1月31日だと思うのですが、文部科学省が初めて実施した教員不足の全国実態調査で分かった。全体の5.8%の1,897校が該当。小

中学校では、多忙化への敬遠などから教員志望者が減少傾向にあるといい、産育休取得者や病気休職者を補う人材が不足する現状が浮かんだと埼玉新聞の記事にございました。嵐山町の状況をお聞きます。また、働き方、「方」が抜けていました。働き方改革についてもお伺いします。

2番目、学校で実施されている健康診断についてです。学校においては、児童生徒が学校生活を送るのに支障がないか、疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するため、学校保健安全法第13条により義務づけられております。健康診断を毎年4月から6月に実施していると思います。文部科学省は、正確な診察に支障のない範囲で、原則上半身裸ではなく、体操服等で体を覆うなど、子どもたちのプライバシーや心情に配慮した環境整備を行うよう、令和6年1月22日付で全国の学校に具体的な取組などを通知したとお聞きました。今年度の取組についてお伺いします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 それでは、まず1点目の教員不足につきましてご答弁申し上げます。

まず、教員不足についてですが、全国的に問題になっていること、このことは嵐山町でもやはり影響は出てございます。令和5年度当初の、本年度当初ですが、教員の配置につきましては、本町では全ての学校の基礎定数に当たる部分の教員はしっかりと配置できましたので、年度初めに担任がない、このような状況はございませんでした。しかし、加配教員として後から配置された定数1ございますが、そこにつきましては年度当初にはそこに充てる教員を見つけることができず、遅れて配置をしたという例はございます。また、年度の途中で育児休業の代理につきましては、配置には苦慮いたしました。教員が見つからない間におきましては、校内の教員で補充をしたり、または町単独で教員を雇用して対応して、その後県費の教員の配置をしたという状況でございます。

次に、働き方改革でございます。町内の小学校では、児童の登校時間を遅らせたり、また中学校では本年度から朝練習を原則中止にしておりますので、このような形を取りながら、教員の長時間勤務の解消に努めております。また、会議の効率化を図るためにペーパーレス化を図ったり、校務支援システムの活用によって業務の効率化を図っているところでございます。教員の心身の健康の保持のためには、有給休暇の計画的な取得を進めたり、それから長期休業中、本町では夏も冬も行っておりますが、学校閉庁の期間を設けてございまして、こういったところを効果的に活用しながら、ワーク・ライフ・バランスのほうを図っているところでございます。以上、1点目の答弁でございます。

2点目の健康診断についてでございます。委員ご承知の本年の1月22日に文部科学省から発出された児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について、この通知でございますが、これは全ての学校に通知したものでございます。現状でございますが、各学校本年度取組について確認いたしましたところ、どの学校も医師による健康診断時にはパーティションを設置いたしまして、その中で健診を受けるなど、これはプライバシー配慮を行っているところで

ございます。また、着衣についてですが、基本的には児童生徒が体育着を着用したまま、医師の指示で着衣を少しずらすなどして診断を受けているところでございます。特に中学校では、女子生徒は体育着だけでは不安なこともあるかと思しますので、その上にジャージを着る等の指示をしてございますが、ただ一方で男子については医師からの依頼もあり、パーティションの中に入ってから体育着を脱ぐということも行っているものでございます。

健康診断の目的は、児童生徒の健康管理をしっかりとすることでございますが、この目的を十分に踏まえた上でさきの通知のような配慮を行うとともに、学校医の皆様方にもこういった理解を図っていきながら、健康診断のほうを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、1番のほうの再質問を行います。

当初は基礎定数にはちゃんと配置はできたということで安心しましたが、年度途中で育休とかでお休みのときに本当に見つけることが大変だったというお話で、今非常勤講師は各学校に配置というのはあるのでしょうか。そして、あとは授業以外の業務として、今先生方は生徒指導や事務作業、また部活動、さっき教育長もおっしゃいましたけれども、部活動は朝なくしてとかいろいろ配慮が見られると。この間テレビ番組でやはりそれが問題だというのがございまして、小学校の先生においては生徒との時間を取りたいために宿題をなくしたという、そういう学校が取り上げられていて、でも親として見ればやはり宿題ぐらい出してもらって、家でちょっと勉強してもらわなくてはなと思うのですが、今そういう対策というか、小学校において宿題をなくしているような学校とかクラスとかはあるのか、お聞きしたいと思います。

そして、次の2番目のほうですけれども、1月22日に私も手元のほうに脱衣を伴う検査における留意点ということで、別紙文部科学省から出たものをパソコンから出してきたわけですけれども、今現在教育長から聞いた限り、配慮しているというお話を伺ったので、あれなのですが、トランスジェンダーのお子さんは、今嵐山町において認識されているのか。そういうお子さんにとっては、やはり男性の場合、気持ちは女性というお子さんがいた場合に、果たして脱ぐときにちょっと嫌だなと思うのか、分からないのですが、そういう気持ちを表示した方には、それなりの配慮が必要なのかなと思うのですが、トランスジェンダーのそういう承知をしているのか、またそういうお子さんがいた場合、児童生徒がいた場合の配慮についてお伺いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 お答え申し上げます。

まず、一番初めに非常勤講師の配置があるのかというご質問だったと思うのですが、現在は非常勤講師につきましては免許外教科担任解消の非常勤講師と申しまして、学校の規模が小さく

なっておりまして、実は定数配置上、全部の教科の先生がもう既に中学校で置けないのです。そのために非常勤講師というものを配置しているところでございます。来年度につきましては、今度はこれ次年度のことになりますが、そこと併せまして、小学校のほうにこれからいよいよ教科担任制ということを国も進めてございますので、その教科専科を進める上での非常勤講師というものを配置する計画でございます。

2点目の宿題でございますが、まずこちらのほうで明確に宿題を全て全廃したというような形の学校があるということは承知はしてございません。ただ、各学校において、子どもの負担ですとか、そういったことを考慮した上で宿題は出さなければいけないという方針の下で進めてございますので、委員ご質問の中の承知しているかということにつきましては承知はしてございません。ただ、そのような形で過度な負担にならないような配慮はさせているところでございます。

3点目でございます。トランスジェンダーの把握ということでございますが、今きちんとした形でトランスジェンダーがこの子という形で把握している児童生徒についてはございません。しかし、先ほど男子の生徒のパーティション内で上着を、上半身を脱いでということがございましたが、こういったことについてもこれからお医者さんと相談をしながら考えていかなければいけないと思っておりますし、先ほどのような個別にトランスジェンダーも含めて、そういったことで配慮を要する子どもの相談があったり出てきた場合には、個々にきちんとそういったプライバシーに配慮した診断の形というものを講じてまいりたいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 島山美幸委員、どうぞ。

○島山美幸委員 1番のほうだけです。

先ほど非常勤講師がいて、宿題はあっても大丈夫なのだけれども、今タブレットを使つての宿題が大分多くなっているのかなと思うのですけれども、今までみたいに紙ベースで先生が一個一個丸付けたり何かというところすごく業務が増えるのかなと思うのですけれども、今宿題の形式というのは紙ベースなのか、タブレットベースなのか。これ昨日聞けばよかったかなと思うのですけれども、確認したいと思います。

それと、共同化、事務の共同化というのが始まったではないですか、何年か前に。それによって大分教職員の事務的な部分は、仕事量は減っているのかなと思うのですけれども、その分お子さんとの触れ合いとか、お話を聞くとか、そういうことができているのか。また、部活が今回施政方針にもございましたけれども、地域の方を入れての、令和5年度から部活の地域移行につきましては、学校や地域と連携を図り、部活動の在り方について引き続き協議を進めてまいりますということで施政方針にございましたので、部活もだんだん地域の方々への移行が進んでいくのかなと思うのですけれども、どのくらい進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 お答え申し上げます。

まず、宿題の形でございますが、タブレットが中心になっているかということでございますが、これも申し訳ございません。明確な調査はございませんが、今の私の認識といたしましては、まだまだタブレットが宿題の全てになっているというふうには捉えてございません。宿題はやはり教科書であったり、それから自主学習のような形であったり、そういったものが中心にあつて、さらにタブレットを持ち帰って、タブレットは自宅でWi-Fiで学校の宿題というよりは、ドリル形式の勉強ができますので、そういった形で活用しているところでございますので、まだそういった従前の紙ベースであったり、教科書というものがほぼ中心になっているかは捉えてございます。

2点目が、事務の共同実施についてだったと思います。事務の共同実施につきましては、学校の教員が行っていた事務処理の一部を、例えば会計処理であったり、そういったものを共同事務室のほうで嵐山町では事務さんが多くの部分をやっていただいております。そういった中で、教員の事務作業に要する時間というものが軽減されておりますので、その分は子どもたちの教育指導に生かされていると捉えているところでございます。

最後に、部活動の地域移行かと思いますが、現状につきましては部活動につきましては今中学校では外部指導者という形で、外部指導の方を部活動指導に、学校のほうに入らせていただいているところでございます。今後国のほうも進めている部活動の地域連携という中では、これからその方向に向けて進めていかなければいけないのですが、現状では今町の中でどんな競技で、どんな団体が子どもたちを受け入れることができるかということで、部活動の在り方検討委員会というものを組織しまして、今年度まず第1回の会議を開いて、その中で有識者から部活動の地域移行の考え方というのをみんなで学習して、その考え方を共有するとともに、保護者であったり、それから少年団であったり、地域クラブ活動の代表者からこんなところが行おうとすると課題である等の意見交換をしたところでございます。今後国や県の動向を見ながら、より子どもたちを部活動、今まで学校で受け入れていた部分を、どう地域のクラブ活動に移していくかということは検討が必要などころだと思っているところでございます。

○狛守勝義委員長 次に、小林智委員、どうぞ。

○小林 智委員 私からは2点でございます。

まず、1つ目、自治体での事業の立ち上げ、推進においては、一般に計画書の策定が行われている。当町においても、総合振興計画から各課所管の中長期事業計画、個別プランに至るまで、多くのケースで計画が策定されており、本年度予算案においても小中学校建設基本設計、第3期子ども・子育て支援事業計画、橋りょう長寿命化修繕計画等の策定に当たり、業務委託による予算化がなされている。一方、健康いきいきプランのように外部委託を行わずに計画された事業もある。大規模事業などの計画策定に外部の知見、技能などが要求されることも多いと思われるけれども、この

次の点についてお伺いします。

外部委託の、外部委託というのは計画策定の外部委託です。の必要性、判断、業者選定、外部委託とのすり合わせ、協議、情報共有、会議の頻度、プロジェクトへの職員の関与、成果物の評価等どのように行われているか。また、それらの手順はマニュアル化されているか。

2つ目が、計画策定におけるコンサルテーション、外部委託活用のメリット、デメリットについて伺います。

2つ目として、こちらは給食無償化について、一般財源で第1子半額まで予算化されている。完全無償化の場合の必要な措置、あるいは予算額についてお伺いします。

以上、2点お伺いします。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問事項1番についてお答えします。

町では、総合振興計画をはじめとした教育、子育て、福祉、環境、都市計画、防災など分野別の計画を作成しております。外部委託の必要性や支援の範囲、協議、会議の頻度等、業務の進め方については計画の専門性や内容によってそれぞれの計画ごとに判断をしております。また、業者の選定につきましては、業者の過去の同種業務の履行実績等を考慮し、請負業者等審査検討委員会において入札等の参加業者を選定し、入札等により決定しております。成果物等の評価については、各担当課において成果物の確認を行っております。これらの一連の手順については、業者選定の方法については契約事務においてマニュアル化はされておりますが、それ以外についてはマニュアル化はされておられません。外部委託のメリットにつきましては、計画の策定において専門的な知識や国の最新の情報や他市町村の状況など、外部的な視点を入れ込むことができることが挙げられます。一方、デメリットにつきましては、業者任せにしてしまうと嵐山らしさのない画一的な計画となってしまうおそれがあります。この部分については、計画策定において担当課の関わりが重要になると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 次に、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、私からは質問事項2の給食費の無償化につきましてお答えさせていただきます。

給食費の完全無償化に必要な措置は、やはり安定した財源の確保であると考えております。予算額は、準要保護等を考慮せず積算すると約5,000万円となります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 まず、1番目の件ですけれども、こちら特にメリット、デメリットについてお伺い

しましたけれども、専門知識の知見、要するに外部知見、これの導入というのは非常に大きなことだろうと思います。もちろん最初からそれは想定されていることなのではないかと思うのですけれども、巷間言われていることに、特に地方創生に係るこういった計画の策定、これが国の方針もあってかなり画一的なことが全国で行われたと。それにやはりコンサル、こういった業者のことが、悪い言葉で言えば使い回しされたような形でおおむね金太郎あめのような計画ができたというような批判的な意見も見受けます。外部の知見を活用するというのは大変重要なことだと思うのですけれども、その辺のところ例えば名前を変えて嵐山町の特徴を書き換えてすれば何でもできるみたいなもので本当にいいのかというところはあるのだろうと思います。先ほど該当の中でも、業者任せになったとしたら、そういった部分が嵐山町らしさという部分でお答えいただいたと思うのですが、この辺が一番大事なのではないかなと思います。

ここで、私の気になっているのはプロジェクトへの職員の関与です。要は業者任せにすると、この辺が薄くなっているのではないかなという気がします。その辺について、まずお伺いしたいと思います。プロジェクトへの職員の関与です。それから、当然成果物への評価についてもですけれども、この辺の関与。要は外部に委託するのだけれども、恐らく始める前には必ずキックオフする前にどういうことをやりたいのか、どういう形を望むのかというすり合わせ会をやっているわけです。このときが、やっぱり委託する側の意思の表示なのだろうと思うのです。このところが大事にされていなければ、いいものにならないと思います。この辺の関与度合いです。

それから、策定がスタートした後には会議の頻度を聞いたのは、どういうタイミングでどこまで行っているのか、こちらの思いどおりに進んでいるのかというチェックが非常に大事だと思うのです。その辺がちゃんときちんに行われているのか。その辺についてお伺いします。

それと、これの外部育成のところ、一つマニュアル化についてお聞きしたのは、こういった外部の知見を使うときの職員側のスキルだとか、そういったものが要求されると思うのです。その辺の人材育成であるとか、得意な方は非常に得意なのだけれども、なかなか不得手な方もいらっしゃるのか、そうすると各課でばらばらなものに、要するに温度が大分違ってきてしまう。そういったものもあるのではないかなと思うので、その辺の私は標準化までとは言いませんけれども、基本注意する事項がこうだと。恐らく国なり県なりから、こういった外部委託をする場合の注意事項であるとか、そういったものの指導はあるのではないかなと思うのですけれども、そういったことで要は最低限の完成度を求めるための標準化なりがあるのではないかと思いますので、人材育成の観点からその点についてもお伺いしたいと思います。

それから、あともう一つ、こちらでは今回の個別の質疑の中で健康いきいきプラン、これ外部委託を使わずにやりましたというのはあえて答弁いただきました。恐らくこれ担当課のほうとしては、非常にこれ自分たちでよくやったのだという意見の表れだと思うのですけれども、大変よろしいことだと聞いていて思うのですけれども、こういったことはほかの部門でも当然あると思うのです。

当然長期にわたって大規模なプロジェクトというのは、知見だけでなく、いろいろなものの関わりがあるので、外部のリソースを使うというのは当然のことだと思うのです。でも、やっぱり自分たちでできることまで外出ししてしまっていないかというのは、予算編成上いかなものかなというふうに私も感じたものですから、今回そういった行政側から自分たちでやりましたということも出たので、大変これはいいことかなと思います。この辺についての、これ全体のこういうものの取りまとめは恐らく総務課さんなのでしょうから、その辺についての考え方がいいますか。話がいろいろになってしまっていてあれなのですけれども、外部委託といえますか、これの予算が恐らく相当肥大化しているのではないかなと見ています。ちょっと数字的に私はチェックしていないのですけれども。今年だけでこういうものもあるし、前年もあるし、成果物も議会に報告いただきましたので、大変立派な冊子が出来上がってきて、分厚いものが出て上がっています。これ相当、当初の予算も当然議会を通過しているのですけれども、この費用というのは今後肥大化していくのだろうなということも想定されますので、その辺の考え方も含めて再質問をさせていただきます。

それから、2つ目です。給食無償化なのですけれども、町長のほうでも大分力が入っている仕事だろうとお見受けします。大変なお考えの下、立派なお考えの下に無償化に向けて着々と手を打っていらっしゃるのかなというふうにかがえるのですけれども、最終的な目標は恐らく完全無償化のところ、これを目指すかどうかは別にした場合に、あとどのくらいの課題があるのかというところで、1番は安定した予算、これはもちろん一番大事なのです。では、そのためにどのくらいの費用がかかるのかといったら、今の答弁ですとおおよそ5,000万円ぐらいです。これ毎年のことですから、当然かかってくるわけです。こういったものが確保できるのであれば、そこまでにいけるのかなと。やっぱり世の中の流れというか、全国的にも給食費の無償化というのは各自治体も取り組んでいるし、国もそういった意識もあるようですので、今後そういう形に進んでいくのかなと思われましたので、これまで進めるまでにどんなお考えがあるのか、どなたかでも結構ですが、ちょっとお答えいただければと思います。

それから、無償化については、これは関連で、そもそも給食費というのが今回の予算書の中でも学校給食運営管理事業として9,447万1,000円の予算総額で、約1億円が毎年かかっているのです。この費用を町は負担して給食事業を運営しているわけです。当然受益者といえますか、児童生徒が食べる給食費というのは食材費といえますか、実費といえますか、調達費用というのですか、そういう部分に限っているというのは、これは法の制限もあるのでしょうかけれども、それを負担していただくというのが給食費と。ただ、一般的に給食費が高い安いという議論の中では、全体を給食費で払っているのだから、その部分を少し何とかならないかというような受け止め方も多いです。そもその時点で嵐山町でも1億近くをずっとかけ続けて給食事業を維持しているということの町民の理解というのがなかなか進んでいないのではないかと。給食費というのはあくまで食材だけの負担だったのですよ。これだけでも相当町政の事業として大きくやっているわけですから、その辺の理

解がもうちょっと宣伝していてもいいのではないかなという気がします。もちろん給食費無償化というのは私はどんどん進めていくべきだと思うのですが、この辺も踏まえて完全無償化への筋道といいますか、その辺のお考えをお聞かせいただけたらなど。

以上、2点お願いします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 令和6年度につきましては、健康いきいきプランを職員自前で作成するという  
ことで、アンケート調査の送付に係る料金等については予算化しましたが、作成についての外部発  
注の予算というのは取っておりません。過去の実績を申しますと、この健康いきいきプラン、4年  
前とか、5年前も職員でつくっています。そのまた5年前も職員でつくってありましたので、  
いきいきプランについては職員でできるということで今回も自前でつくるという方向をさせていた  
だきました。

あと、嵐山町空家等対策計画、令和5年度につくったものですが、こちらも職員で作成させてい  
ただいております。そのほかに嵐山町男女共同参画プランであったり、都市計画マスタープラン、  
こちらは令和3年につくっておりますけれども、こちらも職員での自前となっております。

考え方として、職員でできるものはもちろん職員でやると。職員でできないもの、全部任せるの  
ではなくて、そのうちのここの部分は業者をお願いしようとかという形で委託できればいいのかな  
と思っています。全部お任せしてしまうと、もう職員ノータッチという、ただできてきたのを見  
ると、ああ、どこの市町村とも同じだよねというのだったら、それはどこの市町村かのを参考に職  
員でつくればいい、お金をかけなくてもできるものなので、しっかり自分も業者の一人というか、  
業者とよく打合せをして、嵐山町はこうなので、こういうふうな考え方をに入れてほしいとか、途中、  
途中での業者との打合せで嵐山町らしい計画をつくっていただければと思っています。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 給食費の部分ですが、委員ご指摘のように、給食費は食材費だけとい  
うことで、それ以外に給食運営にかかっては多額の予算を生じているということは、一般にはあま  
り認知されていないかと私も思います。こういったところというのは、機会があるごとに保護者や、  
それから地域の方にも給食食材以外にも町はこんなに負担しているのだということは周知が図れる  
ように取り組んでまいりたいと思います。

○狛守勝義委員長 小林智委員、どうぞ。

○小林 智委員 ありがとうございます。再々質問はする予定はなかったのですが、1番目につ  
きましては、もうこれ大変よく考えていただいてやっているようですので、ありがとうございます。  
この中でちょっと言葉が出たので、あれなのですけれども、アンケートの対応が私も懸念して

いる材料ですけれども、こちらは今回質問はそこまではいたしませんので、結構です。1番については結構です。予算審議の中でやることではないなと思ったので、そこは後でやりたいと思います。

2番につきましては、予算額が先ほど言った5,000万程度あればできるのではないかというのです。そうすると、今2,000万ですか、今回の支援のほうでやっているのが。給食費補助事業では今年度2,000万ですね、1,470万増加して。あと5,000万程度必要だということで、ただすぐにできる話ではないと思いますので、そういう話ではないと。総額でということなのですか。そうですか。分かりました。全体で総額で5,000万程度あれば完全無償化になるということであると、今2,000万もかけているからあと3,000万円の一般財源の調達、財源はともかくとして、そういったものを恒常的に調達しなければいけないということになりますから、その辺の課題というのは教育委員会だけではなかなか難しいことだろうと思うのですけれども、この辺あと最後にお考えがどなたかからお聞きできればと思います。

○狛守勝義委員長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

この給食費に関しては、これは医療費もそうなのですけれども、私は基本的には国が責任を持ってやっていただきたいなというふうに考えております。国のほうはこども家庭庁までつくったわけですから、異次元の子育てですから、それをメッセージとして発しているにもかかわらず、なかなか、うん、どこまでやってくれるのかなというのが本当に歯がゆい状態にいるというのが今の現状であります。法律的にも給食費はこうですよという定義があって、そういうのですけれども、ただその内容が現代の我々の子育て世代の生活実態に適合しているかどうかというのもう一度考え直さなければいけない時期にも来ているかなというふうに思います。それはなぜかというと、やっぱり若い方たちの貧困というのがかなり深刻化している。昔はそんなに特別勉強ができるとか何とかというのではなくても、真面目に一生懸命やればある程度一生涯の生計が成り立つような、そういった仕事を受けることができましたけれども、今は一生懸命やってもそうではない実態が社会として現状にあるわけです。そしてまた、子育て世代も社会として取り組んでいくのだという方向性で国もやっているわけですから、ぜひそういったことにしたいと。ただ、待っていてももうそういうことはできませんので、ですから町としてもこのくらいであるならば、今のところは最大限できるだけだろうという判断の下に今回も一歩踏み込ませていただいております。そういう基本的な認識の下に給食費に関しても、あるいはほかの子育て支援に関しても判断をしてまいりたいと思っています。

以上です。

○狛守勝義委員長 ここで暫時休憩といたします。

休 憩 午後 零時05分

---

再 開 午後 1時25分

○狛守勝義委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、主に参考資料の13ページ、14ページが中心になりますけれども、最初に基金の状況と運用及び今後の見通しについてお聞きいたします。

具体的な数字はこの中に出ておりますけれども、主に今回の予算編成をした基本的な考え方、それから今後の見通しについてお聞かせいただければと思います。

2番目なのですが、この施策的の事業費、その子育て支援のところ、前年に対してはこれは約1,157万減額になっておりますけれども、その辺の大まかな理由と、これは質疑の中で人数そのものが減っていることが大きいということでお聞きもしておりますので、それは結構なのですが、大まかなところでその辺のところ、前年対比と、それから来年度、要するに令和6年度の子育て支援についての重点的な取組、これも基本的な考え方を教えていただきたいと思います。

それから、3番目が同じく施策別事業費、持続可能な循環型社会の項目がございます。これが前年比1,987万1,000円増額になっております。この辺のところを踏まえて、来年度の重点的な取組をどのように考えているか、その考え方をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

初めに、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問事項1についてお答えします。

積立て基金の令和6年度末残高の見込みにつきましては、全体で13億1,181万2,000円となっております。内訳につきましては、財政調整基金が5億5,307万9,000円、減債基金が1億3,189万1,000円、ふるさとづくり基金が1億9,020万8,000円、公共公益施設建設基金が4億979万8,000円、福祉基金が546万6,000円、地域福祉人材育成基金が1,620万2,000円、スポーツ振興基金が516万8,000円となっております。活用の状況につきましては、令和6年度当初予算において財政調整基金を財政不足額の補てんとして2億円、減債基金を臨時財政対策債の償還分として1,610万円、ふるさとづくり基金を21事業に9,411万4,000円、地域福祉人材育成基金を2事業、94万8,000円、スポーツ振興基金を61万2,000円取崩しを行っております。

今後の見通しにつきましては、財政調整基金は今後見込まれる令和5年度の決算の余剰金等を活用し、令和6年度当初に取り崩した分は積み戻しをしていきたいと考えております。また、ふるさとづくり基金においては、ふるさと納税を積極的に活用し、寄附金の増加に努めて残額を増やしていきたいと考えております。公共公益施設建設基金につきましては、新学校建設に向け積立てを継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 次に、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうからは質問事項2の子育て支援の関係につきましてお答えいたします。

藤野委員が先ほどおっしゃっていただいたとおり、本年度の予算額が前年度対比でマイナス1.5ということでございます。まず一つ、マイナスの要因としましては、先ほどお話がございましたが、目として児童措置費がございしますが、ここでいわゆる児童数の減少が大きくありまして、保育所の委託料ですとか児童手当の給付費が減少しているものでございますが、一方でこども医療費の現物化に伴った、ちょうど4年10月から1年以上が経過して、丸々1年以上の医療費の推移が出てきますので、そういった点では増加が見込めるというところで、あるいは6年度は5年度、6年度でこども計画の策定準備等々の費用もありますので、児童福祉総務費としては増額をしているところでございますが、児童措置費、それから保育所費の部分では減額をしていると。そういうことで、総体的にはマイナス1.5%という状況にはなっております。

あとは、当初予算はまだ計上できていませんが、今後児童手当の制度が6年度中に変わりますので、そういった意味では児童措置費は逆にプラスのほうに転換していく見込みになってきます。この後の来年度の重点的な取組ということでございますが、先ほど申し上げましたこども計画の策定が控えてございます。こども施策に関する基本的な事項、これで国のほうから示されるガイドライン等々を加味し、かつ埼玉県が策定するこども計画との調整もしながら、嵐山町として具体的な施策がどういう形で展開していくかということも記載をしていくものと考えております。

その中で、一つ予算的に大きく出てきませんが、6年の4月1日からはこども家庭センターが設置されます。これは、従来からお話をさせていただいております福祉課と健康いきいき課、2課で設置をしていくということでございますが、そういった意味では既存の事業が1つになっておりますが、1つになる中でも改正母子保健法、改正福祉法の中で市町村が取り組むべき事項が列記されてございますので、それをまずは具体的に実施していくということになってくるかと思っております。重点的な取組といったところでは今のところになるかと思っております。

以上でございます。

○狩守勝義委員長 次に、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 私のほうから質問項目3につきましてお答えいたします。

持続可能な循環型社会の事業費全体の令和6年度に対する令和5年度対比では、委員おっしゃるとおり、1,987万1,000円の増額でございます。増額した事業で主な事業として、また令和6年度当初予算の重点的取組として地球温暖化防止事業とごみ減量化事業の一環としてのごみ資源収集運搬事業があります。地球温暖化防止事業は、太陽光発電システムと電動自動車等充電設備、V2Hでございますけれども、に対する補助金を支給するものです。太陽光発電システムは予定件数20件の住宅に導入をすることによって、再生可能エネルギーを生み出すこと。電動自動車等充電設備では予定件数20件のご家庭に導入することにより、太陽光発電システムによりつくられた電気を自

家消費や、その余剰分を電動車を用いて移手段に活用できるなど、再生可能エネルギーを効率的に運用できるものとなり、地球温暖化防止につながるものと考えております。

ごみ減量化事業では、ごみ資源収集運搬処理事業で作業員を1名増員することにより、ごみ集積所における分別の徹底を図ることにより、バイオマス処理施設への発酵不適物混入の防止と分別の徹底による資源循環を適正に運用できることにより、ごみ減量化に寄与することができると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 まず、基金のところでございます。

いずれにしても、令和5年度決算がその中で財政調整基金をまた充当していくというお考えが出ました。一つ、財政調整基金のいわゆる基金比率はどういう形で、現在の比率について教えてください。

それと、昨年度を見ますと、公共公益施設建設基金が前年度に対して2億増えているわけです。それと、財政調整基金が令和4年度末は8億3,000万だったのです。そうすると、この辺の令和5年度末のところは7億5,000ということで、令和4年度末と令和5年度末で8,000万ぐらい、これが減額されているわけです。そうしますと、取崩し額が今回2億ですので、その辺等々考えて、公共公益がもし2億というものが予定されているのであれば、その財政調整基金と公共公益、その辺のバランス、考え方をどのように考えているのか。先ほどは財政調整基金をということで令和5年度の決算、これを充当していくというお考えが出ました。その辺の関係をちょっとお聞かせください。

それと、子育て支援のほうでございます。子育て支援、大きく考えますと学校給食費の無償化というのが大きなくりの中では当然入ってきていると思うのです。ですから、経済的支援のところが一歩進んだと、大きく考えますと。そういうふうに評価できると思うのです。それから、もう一つ仕組みのところ、こども家庭センターがということで、これが一時保育の体制がこれまで民間の保育所さんがやっていたと。その体制が、いろんなご苦労が民間保育園さんもあったと思うのですけれども、それを町のほうで直接やっていくということの意味です。これも個別の中でご答弁あったかと思うのですけれども、その辺の一つの考え方について、また改めてお聞かせ願いたいと思います。

もう一つは、子育て支援の中でゼロから2歳までの、いわゆる3歳児保育以降は無償化ということで進んで、いろんな経済的支援は進んできているわけですが、ゼロから2歳までのところ、これが伴走型ということで経済的支援も含めてこれが始まってきているわけですが、相変わらずゼロから2歳の問題というのはやはり大きな問題としてあるわけです。ほかの自治体では、ゼロから2歳までの保育料を無償化する、支援するという自治体が出始めました。ですから、来年度の予算に入ってはおりませんが、ゼロから2歳の子育て支援を今後どのように考えていくの

か。その方向について、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

それから、環境のほうですね、持続可能な循環型社会。今地球温暖化については20件ということが出てまいりました。これは、一つの大きな一歩だと思うのですが、ただ地球温暖化からの要請から見ますと、まだ当然これは第一歩、ある意味モデル事業的なところかなと思うのです。この方向を踏まえて、今後の取組、中長期的な取組を含めて、お考えをもう一度お聞かせ願えればと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

まず、財政調整基金比率についての質問だったかと思います。財政調整基金比率につきましては、おおむね10から15が望ましいと言われております。嵐山町の令和5年度末見込みでございます。15.8%でございます。令和6年の当初予算、11.6%でございます。おおむね望ましい10から15%の中に入っております。5年度末は15%を超えていますが、当初予算では望ましい率に入っております。

そして、次に財政調整基金と公共公益施設建設基金のバランスというか、考え方について申し上げます。現在、今年度2億円、公共公益施設建設基金に積立て、昨年度も積み立てておりますので、学校用ということでも4億円積み立てております。初めの答弁でも申し上げましたが、5年度の決算のとき、余剰金をというお話をしたかと思います。まず考え方としては、今回予算をつくるのに財政調整基金2億円を取り崩して予算をつくらせていただきました。ということで、まずこの取り崩した2億円を維持できるように、5年度決算のときの余剰金は財政調整基金に、減った分には先に考えたいと思います。それでまだ余剰金があるようでしたら、学校建設の建設基金のほうに順次引き続き貯金というか、ためていきたいというふうに考えています。

以上です。

○狛守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、お答えいたします。

まず、こども家庭センターでございますが、この3月末までは健康いきいき課、増進センターのほうにございます子育て世代包括センターと福祉課所管の菅谷小学校内にある子ども家庭支援センター、この2つの機能が1つになったものでございますので、一時預かり機能とはまた別のものがございますが、藤野委員おっしゃるとおり、一時預かり事業が子ども・子育て支援事業の中で広場レピの保育士の人件費が一時預かり事業で火曜日、水曜日を実施するということで、当然人件費が上がっているという部分で前年度対比では増額になってございますが、この一時預かりをしていく意義でございますが、条例の際のお話にも戻りますが、本来であれば週5日の保育所等でお預か

りをさせていただくことが望ましいと考えておりますが、やはりこの一時預かりの事業自体がなくなってしまうということは、子育てをする保護者の方にとっては大変厳しいものと考えてございます。

その一つの理由といたしましては、この一時預かり事業、お母様のレスパイト的な要素も含めて使える事業となつてございますので、そういった意味では冠婚葬祭とか医療機関受診だとか、それぞれの理由がございまして、一時的に専門家に保育をさせていただくことで、お母様の心と、それから体の、子どもさんを保育していく力をまた取り戻していただくというか、変な表現ですけども、そういった意味合いでレスパイトという意味合いも含めてございますので、これは絶対なくしてはならないという観点で、苦渋の決断としてレピの2日間を何とか確保しようということでございます。

町の直接の実施はレピでございまして、指定管理で嵐丸ひろば、駅舎のほうへ嵐丸ひろばをやつてございますが、そちらでも同じように2日間実施しますので、2か所で実習するというので、これについては先ほども申し上げましたが、苦肉の策でございますので、これがずっと続くことは当然好ましい状況ではございませんので、今後保育所の運営状況等も見ながら一時預かり事業が実施できる保育所が出てくるようであれば、そういった保育所のほうにこの事業を委ねたいとは考えてございます。

それと、保育料の無償化の関係でございます。今の時点でその部分の考えは持ってございませんが、今年4月1日の入所の見込みでいきますと、ゼロ、1、2のお子さんが88名いらっしゃいます。この後、全体的な数値は子どもの数が減っているとは言いつつも、同様の数値が、年度ごとに出産の数が多い年とちょっと少ない年とということがあるかと思いますが、平均的に見ていきますと急激に下がるというよりは、徐々に下がっていくという部分だと思います。ただ、例えば平沢土地区画整理地内の金平地区でしたか、造成した場所ですとか、いわゆる子育て環境がいい場所に嵐山町にすみかを求めてこられる方も今後増えてくる可能性もありますので、その点では議員おっしゃるところの部分は一程度研究をしていく必要があるのかと思いますが、現時点で無償化というところの考えはまだ持っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

地球温暖化対策に関する温室効果ガス、代表的なものでございますけれども、こちらのほうは二酸化炭素、CO<sub>2</sub>、こちらのほうがやはりクローズアップされているところでございます。国が発表しております自治体排出カルテによりますと、2020年度に関してはかなりざっくりでございますけれども、これは町の部分でございますけれども、産業部門におきましては68%、運輸部門では18%、家庭部門では14%、合計100%ということでCO<sub>2</sub>の排出量の割合がそのようになっておりますけれども、産業部門につきましては国及び県においてCO<sub>2</sub>排出削減について計画的に行うように求め

ておりまして、国では主な企業に排出量の報告を求めたり、県においては地球温暖化対策計画制度を定めておりまして、一定規模以上の事業者に対し削減計画の提出です。

それには、削減目標というものがあまして、今3期まで進んでおります。第1期は8%、第2期が15%、第3期が22%の削減を求めています。これは、義務づけをしておるものでございます。それと、その結果報告も求めているところでございます。それによって着実に削減が進んでいるという状況が見られるところでございます。運輸部門につきましても、産業部門と同様でございます。

一方、家庭部門におきましては削減のほうかと思うように進んでいないというところが実情でございます。てこ入れが必要であると考えております。今回町の地球温暖化対策事業もそれ自体が大きな成果をすぐに生む、得られるものではないとは考えておりますけれども、家庭部門における人々の地球温暖化問題がとても大事であること、その認知を高めて、それと同時に微々たる成果ではございますけれども、CO<sub>2</sub>排出量の削減に寄与できると、それにつきまして川口委員のときにもお答えさせていただきましたけれども、3か年の事業継続の間でそれぞれまた効果を見極め、また住民の方のニーズを把握して、事業計画全体のまた継続も含めて進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 まず、基金のほうです。

財政全般のことを考えますと、今回町債の減額、それは公債費も減額ということも含めて、今回基金の金額、取組です。いつときにかなり財政調整基金が減額というか、減った状態というのが指摘もされて、いろんな形で取組があつて、コロナの国からの特例交付金等もいろんなことがあつて、現在の基金の状況、それから全般的な財政、この今の状態というものを財政担当として今の段階をどのような形で評価をしているのか、これをお聞きしておきたいと思ひます。

それから、子育ての分野ですけれども、一時預かりの問題、非常に大きな問題で、以前のいわゆる子育てモデル、古典的な子育てモデルといいますともっと大家族的な形で、例えば逆におじいちゃん、おばあちゃんが面倒を見てくれたりということでもちょっと時間が取れるとかという形が、以前はそういうモデルがイメージできたと思うのですが、今現実には例えば保育所に預けることができるのであれば、預けて仕事に行く。ところが、家庭で、要するに無園児です。要するに保育をされるようになってきますと、もう24時間で大変なストレス。近所に相談できる人とか、親御さんがいれば相談できますけれども、そうではなくて1人で子育てする。ましてや初めてだったりとかといったら大変なプレッシャーとストレスの中で子育てをするというのは、これは大変なことだと思ひます。そのために今回伴走型のいろんな支援というのが始まっていると思うのですが、そういう意味では一時保育があるということが、これ介護でもそうなのですが、やはりその状況から一回離れるというのは大変必要なことだと思ひます。今の体制、これは民間さんのご苦

労の中で、町が一旦引き受けて継続するというのは大変大きな意義があると思うのです。ただ、まだ必要とされている方は大勢いらっしゃるのではないかなと思うのです。このことがあること自体を知らない人もいらっしゃるのではないかと、この仕組みを。それから、受け入れる量も需要と供給のバランスを考えますと、ちょっとまだまだ考えなくてはならないことが多いかなと思うのです。ですから、ちょっとその方向、今後方向についてももう少し教えていただければと思います。

地球温暖化につきましては、これは家庭が14%、これが進んでいかないということであるわけです。この家庭の問題というのは非常に大きな問題で、なかなか一遍にはいかない。ごみの収集一つとってみても、この年数たつてもなかなかトラブルが解消できていないという等々を考えますと、ただ特に太陽光に関してはパネル自体の技術進歩によって、かなり薄くなったりとかということで、ちょっといろんな使われるシーンが変わってきているということがあるわけです。当然屋根もそうでしょう。あと、壁等にもということで、これはちょっと私も詳しいところまでは追い切れてはいませんが、そっちをやっている業者の方からお聞きした中では、その業者さんはこれからは山林を、山を崩して木を切って太陽光パネルを設置する時代はもう終わったと。これからは住宅の屋根、それから壁等の、それから自動車のとか、そっちの事業に進んでいきますと。もう2年か3年前ですけれども、今年度でこの業者さんは山を削って木を切ってというというのは今年度で終了するというふうにおっしゃっていた人がいました。

ですから、技術が進歩した中で太陽光のパネル自体も大きく変わってくると思うのです。ですから、これ環境課のほうでまた次年度研究していくということだと思えるのですけれども、ちょっとその辺も含めて推進する方法、家庭の中でできる方法というのがもう少し研究してみる必要が、自分たちの家庭の中でできることの意味が前とはかなり変わってきていると思うのです、使えるものが。その辺についての研究もやっていっていただきたいと思うのですけれども、それについてちょっとお考えだけお聞きしておきます。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 財政担当として、現在の財政運営の評価についてという質問だったかと思いません。

先ほど申しましたが、令和6年度当初予算で財政調整基金比率が11.6%、10%から15%が望ましいという中で、取り崩した後、10から15の間に入っているということがまず1点でございます。そして、昨年度から学校建設のために公共公益施設建設基金への積立てを行って、今現在4億979万8,000円積立てがあるということがまず2つ目でございます。そして、起債の残高でございます。令和6年度末の起債の残高は55億462万5,000円となる予定でございます。過去から見ると大分起債の額が減ったというふうに思われます。これらを総合的に見て、ここ健全な財政運営ができていますの

ではないかと担当課では評価しています。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 一時預かりの関係でございます。

まず、伴走型支援に関しましては、所管としましては今健康いきいき課保健師部局になってございます。委員おっしゃるとおり、その昔でいけば祖父母同居、生まれた際にもそういった祖父母がいらっしゃって、一緒に子育てができた時代だったと思います。現在はそういう状況ではないという中で、言うなれば国のほうでも伴走型と言っていますが、その昔は保健師が回っていたりとかということもあったと思うのです。現状もそうですけれども。それをさらに強化していきましょうということが一つあるかと思えます。したがって、伴走型に関しましては健康いきいき課のほうで赤ちゃん訪問等を含めて、相談というところではまず不安を抱えているお母様たちが、まず一番最初に相談するところは保健師さんなのだと思います。そして、保健師さんを通じて、子育てのいろんな問題、課題を一緒に解決していくというところが伴走型の根幹にあると思います。その上で、例えばどうしてもお母様が病的な何かを、精神的な病気を持っていてしまっているとか、そういった場合には児童福祉のほうの担当も、保護者のほうと当事者の了承を得ながら一緒に関わっていく等々の支援はこれまでもやってきています。そういった意味では、こども家庭センターという形の名称が変わって、2課がさらに連携ができるかなというところは見えてきています。

一方で、一時預かりの問題でございますが、もともと一時預かりに関しましては平成28年当時は待機児童が多かったので、国のほうでも待機児童解消で一時預かりを使ってもらってもということもありました。現在は、嵐山町については待機の児童はいないという前提で、前提というか、いきますと、待機児童というところよりは、先ほど申し上げたレスパイトですとか、そういったもので使っていただくと。ただ、対象の児童は保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていないお子さんなので、そういった意味では嵐山幼稚園が3年保育を実施していく中で、3歳以上のお子さんは幼稚園のほうに行っていただくというところが出てきますし、その点でいくと0、1、2のお子さんが一番預かる率としては高くなるのかなと考えています。

レピに関しましては3名の会計年度任用職員は全て保育士資格を持ってございますので、加えて嵐丸ひろばにつきましても保育士資格を持っている者が兼務で実施すると。4月には、一時預かり用に嵐丸ひろばのほうでも1名の保育士を雇い上げられそうだということが聞いてございますので、体制的には問題はないかと思っています。ただ、おっしゃるとおり、開催の日時だとか、そういった部分が現行よりも短くなってしまいう点では改善をできるところはしていきたいというところがあるのですが、実際この話が出たときに、今一時保育をやっている保育所に聞きますと、やはり保育士の確保がなかなか難しいと。一つの方法としては、人材派遣会社に派遣登録をして、保育士を確保する方法もあるのだが、それについては実際に確保できても半年の実績でその分を委託し

た保育所が人材派遣会社に謝礼金的なもので何十万というお金を払わなければいけないということになりますと、本人の派遣費用プラス、そういった費用がかかってしまうので、本当であれば正規な、あるいは臨時的な雇用で、直接雇用ができるのが一番望ましいという話がございました。そういった点も踏まえますと、この保育所に限らずなのですが、福祉的な人材不足というのはこの先も続く形が見込まれますので、何とかその辺の確保も今後視野に入れながら。一つは、レピ自体を週5日、例えば一時預かり事業という形に変える方法も考えたのですが、そうしますと先ほどの子育てをしていくお母様たちと、それからお子さんの居場所がなくなってしまうということもあります。

実は、3月広報でこの一時預かり変更になりますよということは周知をさせていただきました。加えて今実施をしている保育所のほうでも、4月以降変わりますよということは周知いただく中で、ちょっと実数は持っていないのですが、私が回覧で判こを押す限り、かなりの数で町のほうに登録をしてきています。もともと嵐丸ひろば、あるいはレピに関しては、保育士さんの対応がとても上手なので、広場に来られているお母様方が、ここで一時預かりをしていただければなおいいのだけれどもなというお声がいっぱいありまして、そういった意味では始まる前から保育士さんに対する信頼の部分が強くなっていますので、その部分はありがたい話かなと思っております。

いずれにいたしましても、改善できるところはしていきたい部分は十分にありますが、人的なものですとなかなか改善ができないということもありますので、今後どういった方法があるのか、模索をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

委員さんご紹介いただきましたとおり、太陽光パネルに関しましてもそのような技術が進んでいる、そういった製品が開発されているという情報は私も触れております。太陽光パネルに関しましては、高气密、高性能化、超薄型のが開発され、下敷きのようにぺらぺらするように形状等もすごく柔軟性を持つ、そのようなものが開発されているというのも聞いております。また、そのような高性能薄型によって、一部の自動車メーカーではございますけれども、車の屋根に太陽光パネルを積んでいる、そういった一部車種もあると、そのようにお伺いしているところでございます。

なかなか新商品、新規に開発されたものは、広く一般に普及するには少し時間がかかるようで、そちらの車の屋根に関してもなかなかまだ広がりを見せていないところではございますけれども、そういった新技術等によってすごく再生可能エネルギーの発電効率がいいとか、そういった情報の提供は私どもも広報等を通じてご紹介、周知を図っていくとともに、今回計上させていただいたような地球温暖化防止事業における補助対象におきましても、そういった新しい技術に触れて、それが広がりを見せるような状況になれば、またその辺の補助対象を加えとか、柔軟に考えさせていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 次に、青柳賢治委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 昨日の午後からの質疑もあったところでありますけれども、1点目につきましてお願いいたします。

嵐山町立の小中学校再編事業として、嵐山町立小中学校建設事業基本設計業務委託、さらに嵐山町立小中学校統合準備委員会の運営に要する経費が計上されました。この嵐山町の子どもたちの成長と多くの町民に喜ばれる予算にすることが求められます。町内プロジェクトチームとの綿密な連携を取りながら、まちづくりの視点を持って取り組むことと思いますが、町の考え方をお聞きしておきます。

2点目ですけれども、元日に発生した能登半島地震は、正月もお盆も災害の発生には関係がないということをごまごまご見せつけてくれました。本年度予算の災害対策と町ができる準備についてお聞きしておきます。

3点目でございますが、人が宝のまちづくりを進める佐久間町長のお考えでございますが、これは本年度予算にどのように、この「繁栄」はちょっと間違っておりました。反するに映像の映でございます。反映されているのか。その予算は、町民一人一人の幸福や町民力の向上につながる郷土愛を育むこととなる予算でなくてはならないと思います。考え方をお聞きいたします。

○狛守勝義委員長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 それでは、お答え申し上げます。

令和6年度当初予算に、学校再編に係る基本設計業務委託、統合準備委員会運営経費を計上させていただきました。大きな、そして大事な予算を要しますので、委員のご提言のとおり、学校再編が嵐山の子どもたちの成長と多くの町民の方に喜んでもらえるものでなくてはならないと強く思っております。そのためにも保護者、地域、そして何より子どもたちのこんな学校にしたい、こんな学校だったら楽しいなといった声を十分に聞いて、基本設計に活かしてまいりたいと考えております。統合準備委員会や基本設計の進捗につきましては、定期的な情報発信に努めてまいります。このことにより統合の不安を払拭し、期待につながることを考えております。

次に、プロジェクトチームとの連携についてでございます。学校再編の目的は、まず第一に子どもたちの教育環境の改善です。この目標達成に向けて取り組んでまいります。また、学校再編は町を挙げての一大事業でもあります。関係各課やプロジェクトチームとの連携もしっかり取りながら、まちづくりの視点も持って取り組むべきと考えております。

以上、答弁いたします。

○狛守勝義委員長 次に、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、質問項目2につきましてお答えさせていただきます。

6年度の災害対策の予算ですが、前年度並みでございます。新たな取組として、防災キャンプを開催するとともに、予算額の大きい消耗品費は備蓄食料の更新に支出します。町ができる準備についてですが、能登半島地震で自助、共助及び自治体の初動体制の大切さを改めて認識しましたので、石川県七尾市に派遣した2名の職員が被災地で何を見て、何を感じたのか、よく聞いて、災害対策に取り入れたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 次に、佐久間町長。

○佐久間孝光町長 それでは、質問項目3についてお答えさせていただきます。

人が宝のまちづくりを予算にどう反映をしたかという問いでございますが、単純に申し上げますと、全ての予算にその思いを込めさせていただきました。この予算を通じて、元気になっていただきたい、希望を持っていただきたい、もっと強くなってもらいたい、さらにすばらしい嵐山町民になってもらいたい。また、自分をかえって駄目にしてしまうような限度を超えた甘える気持ちは排除していただきたいと、願いと厳しさを持って毎回予算編成に取り組んでおります。当然のことながら、財政担当課は各課と厳しい議論をし、私も厳しく査定すべきは厳しく査定し、逆にこれだけはぜひお願いしたいと思うことは粘り強く各課とやり合ったこともあります。なぜならば、予算の数字の裏には全て人がいるわけでありますので、そのことは常に念頭に置いて判断をさせていただいております。今後ともその方向性をもって予算編成を行ってまいります。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 1点目ですけれども、昨日もかなりこれについては質疑がございました。

その質疑の答弁の中で、プロジェクトチーム、このことがあまり質疑の中で出てこなかったものですから、今回佐久間町長の施政方針の中にも令和11年開校、そしていわゆるプロジェクトチームの中でもんでやっていくというようなこともここに載っております。そういう意味ではまちづくりの視点といってもいろいろ多岐にわたるわけです。そういったところの教育委員会の範囲を超えるようなプロジェクトチーム、これについてそこに当たる責任者というのは誰になるのか、庁内プロジェクトチームの責任者は誰なのか。そして、それが今検討をまさにこの令和6年度から統合準備委員会を含めてやっていくのだということで町長の施政方針に載っております。その辺のところをお聞きしておきたいなと思うのです。

それと、2点目ですけれども、これ今課長からいい、七尾市に行った2人の方の話を聞き取りして、十分にそれを生かしていくということ。これは非常に大切なことだと思います。できれば今回の質疑の中でも、そういった体験型のテントでやっていくのだという中に、それをできるだけ、本当にいつ起こるか分からないというのが災害ですけれども、地震が一番怖いのかなと思います。皆さんの町民の頭の中には、募金をしたり、そういうことも大事ですけれども、とにかく自分のまず

自助というか、身を守るということがかなりの意思で強く持っていらっしやると思います。この機はしっかりと捉えて、そして私が申し上げたいのは、今七尾市に行った方たち、その方たちの体験談みたいなものをできるだけテントの説明会みたいな形で、河原でやるような話をしていました。そんな中にぜひ呼び込みながら、そしてやっぱりそれを共有していくということは非常に大事なことでと思うので、2人の方が行っていらっしやるので、そういったことをもう少し生かしていくということが大事かと思いますが、お考えをお聞きいたします。

それと、町長から答弁いただきました。非常に熱い、いろんな予算の裏には人があるというようなことで予算編成したということに敬意を表したいと思います。それで、今回確かに小林委員も学校給食費の無償化というようなことの中で、町長頑張ってくられたなど。第1子まで、2分の1まで持ってきました。やっぱり今は先ほどの町長の答弁の中でもあったのが、非常に若い方の貧困といえますか、そういったところにも目を向けていかなければならないとなりますと、非常に我々も財源厳しい中でどういうふうに予算のいわゆる弱い方への配分というのはどの程度までが適切なのかどうかというようなことについて、我々も議員も考えさせられます。そういったことについて、今後考えられるようなことがあるのかなと思いますが、その辺のお考えについて町長にお尋ねしておきます。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育委員会教育長 お答え申し上げます。

プロジェクトチームの関係でございます。現在プロジェクトチームにつきましては、副町長を中心に教育委員会、それから関係各課の職員で構成されて、学校再編に伴い解決をしなければならない様々な問題について協議を進めているものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

今回能登半島の被災地に行った職員の1名は、地域支援課の職員でございます。来年度、防災会等の訓練などでもしお時間をいただければ、自分の体験談というのを話をさせていただければと思っています。彼ら2人が見てきたものが、これからの町の本当に財産になりますので、可能な限り皆さんの前でお話をさせていただく機会等を設けさせていただいて、災害対策に取り入れたいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 今後若い世代に対してどのような形で支援をしていったらということでありませうけれども、まだまだ私はもう十分な支援をしているとは思っておりません。今回も、毎回そうです

けれども、一般質問を通じて、またこの予算委員会を通じて、この総括質疑を通じて、様々な提案もいただいたり、それから聞いていて確かにそうだなと、そういうところもぜひ今後はやってあげることができれば、さらにいいなということがありますので、具体的には申し上げませんが、やることはまだまだあると、たくさんあるというふうな認識を持っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 副町長を中心にとということまで教育長から答弁いただいたのですが、やっぱり今の予算の質疑の中でも庁内プロジェクトチームというのはどういうことをやるのというのがあまり説明がされていないのです。予算にないと言えばそれまでなのかもしれませんが。その辺は、副町長いらっしゃるので、できればいわゆるどういったことを、教育委員会をサポートするような形になるのか。昨日の話だと、どうも担当課同士で連携をやっていくというような答弁が主だったものですから、その私ちょっと心配します。そういう意味では、それを後押しする庁内プロジェクトチームというのは一番大事な根っこというか、根底になるわけです。そこがしっかりして、町の全体のところの部分、足らない部分、いろいろなことが出ています。やっぱりそれを今度不安から解消させていくとか、そういったところに持って行って、不登校が出るだとかではなくて、それをプラスのほうに向けていくというような、そういうことが求められる庁内プロジェクトチームでもあるのではないかと私は思うのです。その辺のところ副町長のほうからでも結構ですから、答弁いただけるようであれば、このような課題が今あってこうだというような形でお話しできることがあれば、ここで答弁いただきたいと思います。

それと、2点目は、ぜひこれは機会を熟いうちにやるのが大事だと思います。年度替わりになりますけれども、できるだけ地域支援課の担当課の方がいてくださるのだから、お願いしたいと思いますけれども。ただ、地域支援課では各区にそれぞれ回覧板だとか何か持っていく担当課がいます。そういった方にもうまく上手に通じて、この災害を生き延びるといふか、乗り越えるといふか、そういった町民力にもつなげていってもらいたいと思いますが、その辺についての考えがないかどうか、聞いておきます。

さっきも町長が答弁いただきましたけれども、この辺のまだまだあるのだということなのですから、やっぱりさっきの藤野委員の話なんかも聞いていますと、非常に子育ての中で支援で預けていかなければならないだとか、そういったところの中がなかなか保育園の中でできなくなって、担当課に来るといふようなこと。これは非常に豊かになった時代であっても、そういうことがやはりおろそかでは、なかなか子どもが産めないといふのも事実だと思います。そういうところにも少し目を向けていただいて、いわゆる嵐山町で子どもを産んでよかった、子どもを育ててよかったといふようなところにこの子育て支援を最重要課題として佐久間町長挙げているわけですので、その辺についての考えを聞いておきたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、お答え申し上げます。

今青柳委員ご指摘のとおり、この事業はここ数年で最大の事業かなというふうに思っております。いずれにしても、プロジェクトリーダーとしてメンバーのいろんな知恵をお借りしながら、そしてまた町民の人たちのいろんな意見を聞きながら、決して悔いの残らないような事業にしていきたいと思っておりますので、いろいろご指摘等ございましたら今後よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

派遣された2名の職員は、日記と申しますか、毎日今日はこういうことがありましたと日報を書いています。私は2人のを読ませていただきました。1人は、まだおととい帰ってきたばかりだったので、もう毎日毎日メールで、2日に一遍ぐらいですか、メールで届けてくれるような形です。この日報を可能であれば職員みんなと共有して、それをまた区に、区長さん等にお話しするような形で、少なくとも区長さんや職員で共有できればというふうに考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

いろんな予算ですとか、そういうことももちろんあります。全体の予算の財政の財政規律もしっかりと保つ中でやらなくてはいけない。しかし、何と申しても今難しいのは人員の確保なのです。そういったサポートをしようとしても、これは資格者が当然いなければいけませんので、その人員の確保が何と申しても今一番の私の中で頭を痛めている状況でありますので、そういったことがしっかりとめどが立ってきた段階においては、そういった面からもしっかりとサポートしてまいりたいと思ひます。

以上です。

○狛守勝義委員長 会議の途中でございますが、ここで休憩を取りたいと思ひます。

休 憩 午後 2時27分

---

再 開 午後 2時37分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、吉本秀二委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、私のほうから都市公園管理事業についてと森林環境譲与税について、2点お伺ひしていきたいと思ひます。

まず、1点目の都市公園管理業務についてです。令和5年の第4回定例会で橋本議員から公園が荒れているという質問があり、課長さんから年2回、シルバー人材派遣にお願いをし、足りないところは職員も入っての対応もあると、今後の管理についても検討していきますとの答弁がありました。今回の定例会においても、宮本議員から一般質問で公園の管理について質問がされております。ご答弁では、通年除草、植木管理をシルバー人材センターに委託、公園内トイレは福祉作業所に清掃委託をしていると、管理しているのは都市公園等19か所、フィットネスパーク21、それから平沢区画整理内公園及び緑地等12か所の計32か所ということでした。

当初の一般予算を見ますと、都市公園管理事業として956万6,000円が計上されています。実際には、公園管理事業は清掃委託585万5,000円、植木委託料69万円、遊具点検委託料22万4,000円の計676万9,000円であります。宮本議員の事業内容の質疑では、除草31か所とトイレ清掃4か所という答弁でしたけれども、これは昨年度と比較しますと59万6,000円増加しているわけですので、植木委託料、遊具点検料は前年と同様ですので、清掃委託料として増額になっているものと承知しています。これはどのような強化内容になっているのかということと、またこの事業が通年で年2回程度除草作業が行われているということなのですけれども、公園の大きさや草の生え具合とか、公園によってそれぞれみんな違うと思うのですけれども、そういった31か所の公園の一つ一つに何人の作業員で何日かかるといったような、それで何月と何月には何か所入るとか、そういった大まかでもいいのですけれども、そういう計画があるのか。あるいは、シルバーに委託するのであれば、委託先に計画を求めているのか、そういった点をお伺いしたいと思います。

もう一点は、本年から森林環境税が国内に住所を有する納税者一人一人から年間1,000円の課税がされます。この税は、令和元年から森林環境譲与税として県、市町村に交付されてきております。また、この税は使い道は公表することになっておりますので、何に使ったかということは分かりませんし、今回の予算を見ても風倒被害予防委託費とふるさとづくり基金に積んでいると思われま。そこで、風倒被害予防委託費については予算審議で質問もあり、私も関連で質問させていただきましたけれども、この税の目的が日本の国土を覆う森林の保護、保全、活用に必要な財源を確保して、これが地球の温暖化防止、国土の保全、それから水源の涵養につながるとされております。

嵐山町は緑と清流と里地、里山の景観の持つ歴史のある町であります。こうした観点に立って、この森林環境譲与税を使えたらいいという観点からお伺いをするわけですけれども、まずこの事業名が風倒被害予防ということなのですけれども、これは範囲を選定して、倒れそうな木だけを伐採しているのか、あるいは範囲を全体的に整備しているのか、この辺についてお伺いしたいと思うのですけれども、もしそういった整備がつくような事業であれば、この名前を変えられたほうがいいのかと、もう少し森林を整備するというような事業名にされたほうがいいのかと私は思っているのですけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

また、もう一つ、新校における壁の木質化のための基金の積立てですけれども、やはり緑と清流

と歴史の町で特徴があるわけですから、校舎の木質化も大変理解はできるわけであります。しかし、もう既に積み立ててあるわけですから、ある程度の概算というのですか、大きな数字をつかまれているのか。木質にすることでどのくらい高額になるのか。こういったことが気になるわけです。私は、県のほうにちょっと確認しましたところ、これは後々借財として残っても、それを返済するものにも充てていけるということで、ずっと返済にも充てると、この木質化のために森林環境譲与税を使い続けるということにもなろうかと思うので、その辺の考えについてお伺いをしたいと思います。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

初めに、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、都市公園等管理事業の清掃業務委託料の除草の内容についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほど吉本委員さんから言われたうちの31か所の都市公園と緑地等の除草を行っております。ご質問のとおり、年2回の回数でさせていただいているところでございます。内容については、除草面積と除草の内容、除草の方法、機械でやるのかとか、集草するとかというのを綿密に積み上げて行っているところでございます。基本的に年2回ということでございますので、2回については委託先のシルバー人材センターのほうで人員の確保と時期等もでございます。草の生え具合も年によって違ってきますので、そういうのを確認しながら現場代理人と打合せしながらやっていただくというふうになっているところでございます。

増加につきましては、特別委員会のほうでも答弁させていただきましたけれども、一部の公園につきまして年1回しか取っていなかったものもございますので、全てを年2回に変えたというものでございますので、その分の増額ということでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 次に、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、森林環境譲与税について2点お答えいたします。

まず、風倒被害予防委託費でございます。こちらは委員ご説明のとおり、譲与税につきましては令和元年度より嵐山町のほうにも交付されております。この風倒木の事業につきましては、令和2年度から事業を開始しております。2年から5年まではこちらの風倒被害の委託を行っております。どのような事業内容と申しますと、まず下草刈り、それと枯損木を中心とした伐採を行っております。整備と申しますとある程度の範囲を所有者の1筆ですとか、そういった山単位で、里山単位でやるのが整備と考えておまして、道路等に面している一部をやってございますので、この点は事業名のとおり、そういった委託と引き続き考えております。範囲の設定については以上でございます。

また、ふるさと基金の積立てでございます。こちらのほうは、令和元年から継続してやっており

ます。議員ご承知のとおり、毎年毎年ホームページで使途を公表しております。それと全く同じでございますが、まず令和元年は107万円ほど入っております。2年度につきましては227万6,000円、3年度につきましては226万4,000円、4年度は205万6,000円となっております、合計が811万6,000円となっております。このうち委託で執行した、こちら合計ですが、4年度末までが258万1,000円執行しております。この残額が積立てになるわけなのですが、5年度につきましてはまだ途中でありますので、4年度までの総積立額につきましては553万3,000円でございます。こちらは、計算すると端数のほうがちょっと違うのですが、財政に確認しましたところ、今の残額は553万3,000円となっております。また、木質化に伴ってどのくらい校舎の木質化に予算がかかるというのは未定でございます、今のところ統廃合による校舎の改築、かなりの予算がかかりますので、木質化のこの基金を少しでも積み立てて、子どもたちに木のぬくもりを感じていただこうと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、公園の管理のほうからですけれども、私ちょっといろいろ近隣のも調べてみたのですけれども、小川町は管理している公園は都市公園が44、近隣公園というのが3、その他で街区公園というのが11で計58か所管理しているということなのです。それで、予算のほうは2,800万円、除草と植木の剪定です。それと、管理運営は年1回、シルバー人材センターをお願いしているということです。ボランティアは、町としては募集してないけれども、令和5年度から東小川で自主ボランティアの申出があって、15人程度でみんなで清掃してもらっていると。苦情、要望があれば、職員が自前でやっていることもあるということです。

小川町の場合、都市公園44ということなのですけれども、嵐山町は23でしたか。それで、面積というか、町民1人当たりの公園に対する面積、これを見ますと小川町は44か所あっても、嵐山町よりもその1人当たり分の面積は3.52平方メートルということで、嵐山町は6.59ということで、半分の公園で面積は小川の倍ですから、小川は小さい公園がたくさんあるのだらうなということが言えるわけです。小さい公園がたくさんあったほうが管理しやすいのか、広い大きい公園が少ないほうが管理しやすいのか、ちょっとその辺は管理方法は分かりませんが、いずれにしても予算は2,800万円を、令和5年度の予算で見させていただいているのですけれども。

それで、川島町は管理している公園が、都市公園が10か所、予算は2,800万円、除草、樹木剪定、それと管理方法はシルバー人材センターに回数ではなくて、年間を通じて草が生えたらやっていただくというようなことで、年間を通じて、回数ではなくて年間を通じてやっていただいていると。しかし、年度末によると別予算で発注せざるを得ないような状態もシルバーから手が回らないという苦情もあったりして、別予算を組むということもあるということです。ボランティアは個人的な申出はあるけれども、町としては募っていないと、こういう状況でした。

鳩山町は、管理している公園は都市公園が33か所、予算は2,000万円、除草、やっぱり樹木の剪定、それから方法としてはシルバー人材センターと今宿造園に年2回お願いしていると。それと、美化清掃とは別にクリーン鳩山を春と秋に2回、33か所の公園に公園の清掃をこれは産業観光課を通じて地域住民にお願いしてやってもらっている、管理してもらっているというような状況でした。

滑川町は、管理している公園は都市公園は1か所しかないのです。大きな国の公園はあるのですけれども、都市公園は1か所で、しかも運動公園的な機能しかないということです。それで、街区公園というのは31か所ありまして、そのうちの遊具がついているのは13公園ということでした。予算は、令和5年のを見ますと847万円、管理方法は年2回から3回、シルバー人材センターにお願いしていると、調べてみたらこういうような状況でした。

予算は、嵐山町も鳩山の2分の1、鳩山並みの予算をかければ年4回はできる。小川、川島町の3分の1ですので、年6回清掃できると。とてもシルバー人材センターの余力というものはそこまでできるわけがないのです。ですから、当然そういったシルバー人材センターでできる処理能力というものも考えれば、そうは予算を増やしてどうのこうのということはできないとは思っています。しかし、近隣に比較してももう少し予算をかけてもいいのかなという気もしているのですけれども、その辺の町の考えについてお尋ねしたいと思います。

それと、風倒の関係なのですけれども、予算審議の中でお聞きしたところ、民地の木についてはまちづくりでやっていると。剪定とかそれは農政課のほうでやっているということなのですけれども、これは予算の出どころはそれぞれ別かもしれませんけれども、お願いする、実施するというのは、これは農政課の担当で一本化できるのかなと思うのですけれども、この点についていかがか、お伺いいたします。

それと、学校の木質化ですけれども、町はこれまで昭和61年に雑木林1.7ヘクタールを整備してオオムラサキの森に、平成9年には嵐山溪谷周辺樹林地の13.5ヘクタールをさいたま緑のトラスト3号地、平成19年には里地里山づくり条例を策定して、管理、保全の仕組みづくりを定めています。そして、平成20年には、同条例により小千代山の3.7ヘクタールを里地里山づくり保全地帯に指定して、嵐山モウモウ緑の少年団の活動の拠点として位置づけられております。大平山を含むこれらの地形や杉山城址、菅谷館周辺も保健機能の維持増進を図るための森林施業として推進すべき森林に指定されておりまして、観光も含めまして整備されてきているわけですけれども、森林環境譲与税をもう少し活用して、嵐山町の魅力をさらにグレードアップすべきではないかと思うのですけれども、この辺の関係についてどのようなお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

近隣との比較をさせていただきましたけれども、嵐山町の都市公園管理事業につきましてはちょ

っとほかのところと違うかもしれませんが、ほかにも公園費にはオオムラサキの自然緑地管理事業とかオオムラサキの森管理事業とかというのがありまして、都市公園でもオオムラサキの森は担当課も違っていきまして、一概に都市公園には全部入っていないところもございますので、比較がなかなか難しいかなと思います。ただ、それにしても2,800万までは多分かかっていないかなというふうに思います。

シルバー人材センターにもっと委託して刈ってもらえばどうかというご意見でございますけれども、以前はシルバー人材センターも人がたくさんおってできたときもありましたが、今現在人がどうしても少なく、なかなか一番草が繁茂する夏に町のほうに、あとは加えて道路清掃の除草もやっていたいておりますので、そういうのを含めると、予算があるからやってくださいと言っても、なかなか手が回っていないというのが実情というふうに聞いておりますので、これ以上予算を上げても、シルバー人材センターには難しいかなと考えてございます。ただ、民間にそういったことで、かなり高額な委託料になりますので、今現在はそのような形で当面の間は考えたいと思います。先ほど来いろいろ公園の管理について言われてはいますが、機械化についてやったり、そういうのを考えながら対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、2点お答えいたします。

まず、風倒被害の予防委託の剪定と事業の実施を1つの課でできないかということでございます。それにつきましては、剪定と発注を今まちづくり整備課のほうで一括してやっております。そういったことで、まれに民有林ですか、山林から道路に少しばかり出たという場合はまちづくり整備課で必要だけを切らせていただいておりますが、今回のように学校の通学路となっています杉山の1-7号につきましてはかなり奥まったところからも出ております。そういった中で森林の指導ということで、適正管理ということで、盛んに農政課から必要があった場合は森林の所有者に整備のお願いをしているところでございます。そういった観点から、やはり農政課とまちづくりのほうで連携し合って、こちらの事業を実施する場合であれば継続してやっていきたいと思っております。

また、2点目でございます。委員おっしゃるとおり、オオムラサキの森や小千代山、嵐山溪谷周辺樹林地、トラスト地でございます。それに杉山城、町が管理、整備をしている里山が非常に多うございます。こちら近隣を見ても、嵐山町は断トツに整備が整っていると感じております。もう少し森林環境譲与税のほうをそういった整備に回せないかということでございますが、実はかつて国と県の事業なのですが、里山平地林事業というのを平成20年から令和2年まではやっておりました。かなり嵐山町は積極的にやっております、古里から將軍沢、かなりの面積、131ヘクタールほど下草刈りや、そういったいわゆる枯損木、竹林、そういったものの伐採でかなり整備をしておりました。整備費用をかなり、その中で県が発注元でやっている事業もありましたが、町が発注元でやっ

ている事業もありました。これは10分の10で町の持ち出し分ゼロでしたので、積極的にやったというのはそういうこともあるのですが、この森林整備にかかる費用というのがかなり莫大なものであります。

例を挙げて申しますと、平成27年に実は小千代山、こちらのほうを里山平地林事業で0.81ヘクタールやっております。そのときにかかった費用が約300万でございます。場所によりますと、一番かかった事業で古里、広野、何地区も特に広範囲で6.07ヘクタールを整備したところ、1,600万円でございます。こうしたことから、里山の整備はかなり費用がかかります。今物価高騰ですので、これからさらに上がっております。そうした費用面を考えますと、ちょっと今の段階では森林環境譲与税の投入は難しいかなと考えられます。先日も答弁いたしました、今の金額でありましたら人的被害を防止するものに最優先で使っていきたいと、このように思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 公園の関係です。よく分かりました。

それで、私が思うのには、これからこどもまんなか社会ということで、お母さん方の子育て支援もしなくてはならない。やはり公園が整備されているということは、かなり重要なことかなと思っております。それで、予算的に足りないものがあれば、私はボランティアがいいのではないかと考えているのです。それで、議員の有志でボランティアもお助け隊に入って公園をやるのではないかなというような話も出ているのですけれども、私はそれもすばらしいと思うのですけれども、やはり町のほうで公園ボランティアをやらしてもらえませんかというような声を上げていただければ、私も手を挙げます。それで、職員の方もそういうボランティアに手を挙げていただいて、少しでも知人、友人なりに声をかけて、輪を広げて、小さいながらもボランティアの団体をつくって、公園ボランティアという冠をつけたボランティアでないともあまり意味がないのですけれども、これは結構日本中に探すところがあるのです。埼玉県内にもかなりありまして、新座市なんかは公園管理といっても公園のトイレだけのボランティア、公園の何々ボランティアというのでいっぱいボランティアがあって、結構活動しているのです。やり方としては、老人大学か何かつくって、その中でそういうボランティアの根を生やさせたというのですか、それが発展的になって、そういうふうになったのだということを聞いておりますけれども、町だけにお金だけ使ってしまうことは決して申し上げませんが、そういったボランティア、町民と協働してやっていくことがいいのではないかなと思っておりますので、その辺の考えについて最後にお尋ねしたいと思います。

それと、森林環境譲与税の関係なのですけれども、この税金は森林のあるところと森林のないところにも当然下りてくるわけなのです。それで、都会なんかでも森林環境譲与税が結構支払われてくると。支払われてくるという言い方はおかしいけれども。それで、そのお金というのは大体が公共施設の木質化ということでみんな積み立てているのです。ですから、森林を持っているところよ

りも、そういう都会のほうが木質化になりやすいのです、公共施設の。ここがこの税の、国でやっていることですから、あまりここで言うてもしょうがないのですけれども、この辺をちょっと変えなくてはならないと私は思っているのですけれども。

いずれにしても何か方法はないものかなと思うのですけれども、埼玉県は山とまちをつなぐサポートセンターというのを県で持っているのですけれども、それは都会の人たちが森林のあるところに遊びに行くというのですか、活用して、その代わりに森林譲与税をそのところに幾らか納めるといようなつながりを推奨しているわけなのです。それで、去年の12月でしたか、越谷と小鹿野町がこれで協定して、越谷の人たちが小鹿野に行って山で遊べると。越谷の人は小鹿野に対して森林環境譲与税、幾らかお手伝いできると、こういうようなあれを結んでいるらしいのです。嵐山町なんかは小千代山でも遊べますし、本当に森林の、議員の中にも緑と清流と歴史の町にほれて来たという人が2人もいるわけですから、ぜひそういった研究もしてみただいて、都市部と嵐山町をつないで、嵐山町に来ていただいて、嵐山町のよさを知っていただくと、こうしてお互いに環境譲与税なんかも少しはお手伝いしてもらえるとというようなことでやっていけば、一つの手かなと私は思うのです。

そういった里山を売りに、整備にクラウドファンディングですか、これを使って寄附していただくというような方法もあるかと思うのです。県に要望して、10分の10の補助金をもらって整備していくというのも、それも大事なことでしょうけれども、令和元年でしたか、800万、県から頂いて、竹林の整備もしたことがあったように思うのです。あれもやり方の方法が雑であれば、800万をどぶに捨てるようなものではないかということで議員で質問していた方もいらっしゃいましたけれども、そういうようなことでいろんな活用があると思いますので、ちょっとその辺の考えについてお伺いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

嵐山町は、既に平成27年から嵐山まもり隊という制度を策定しまして、予算にも計上されているかなと思います。嵐山まもり隊は、公園に限らず、道路全てを応援します。自ら活用しようという区域について、自分の意思でやっていただくという、まさにボランティアを応援するという制度でございます。もう既にありますし、活動を特に武蔵台地区なんかはかなり頻繁に活動していただいて、通年を通して除草管理をしていただいて、大変きれいな公園が維持されていると考えているところでございます。

議員さんもそのまもり隊に入っただいて活動していただくということになりましたら、もう一度まもり隊のほうを広報しながらさせていただければかなと思います。なお、県にも道路サポートとか、川の応援団とか、ボランティアを応募するのは既に制度としてはしっかりありますので、そ

ういうのを知らない方がいるのかなと思いますので、そういうような広報をしっかりと、そういう制度がありますよというのを改めて広報させていただきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

税の使途につきましては、委員おっしゃるとおり、いわゆる都市との交流にも使えるということで承知はしております。少し注意が必要なのが、交流できる自治体が指定されておりまして、ちょっと細かく埼玉県内で何市と資料がないのですが、幾つか限られたところとの交流が許されているというのを把握しております。こちらにつきましては大変魅力的でございますので、今後税の使途の方法につきましては一つの案として研究してまいりたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結いたします。

---

#### ◎修正案の提出

○狛守勝義委員長 議案第16号 令和6年度嵐山町一般会計予算議定についての件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子委員から本職宛てに修正案が出されています。よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 予算に関する修正案なのですが、最初に予算に関する1枚目のものではなくて、説明書の2ページから始めていきますけれども、これは歳出の総務費の人権対策費の部落解放同盟補助金40万円を削減します。そして、40万円の部分を11課にわたってズームのライセンスを入れるというものです。議会事務局、総務課、福祉課、長寿生きがい課、健康いきいき課、環境課、企業支援課、農政課、まちづくり支援課、教育総務課、生涯学習課にそれぞれ4万円ずつのライセンスを入れます。これは、コロナ禍で一番、私もそうですけれども、住民の人というか、国民にとって一番プラスになったというのは、オンラインでいろんなことができるようになったということであるのにもかかわらず、嵐山町ではそのことができてないという形で、これに回します。

そして、次ですけれども、2番目です。嵐山町公立小中学校再編事業委託費を1,000円の科目設定にしました。これはなぜかといいますと、今の段階では北部の方たちが、学校が北部地区から駅東側からなくなるということに決して納得されていないこと。それは、今の段階で債務負担行為には出ていますけれども、債務負担行為で出しておいて科目設定であれば、6月補正でも9月補正でも十分に間に合うわけですし、先ほどの説明などでは今年度の上半期で予約金を出せばいいということでしたので、十分間に合うと思いますので。いろんな形で子どもの目線でも考えて、そしてある

程度のところで協議された段階で契約をするべきであると考えていますので、これは全部カットしました。そして、その部分を学校トイレの問題に回していきたいと思います。

学校トイレの問題ですけれども、学校トイレの問題は単に和式のトイレを洋式化するという形にしております。排水管の問題というのは、排水管自体を外づけに、排水管というのですか、下水管になりますか。下水管は外側につけなくてはいけないだろうという話を聞いていますので、その部分は難しいだろうという感じで考えております。それで、1つの学校に男性用と女性用に1つずつ1階、2階、3階に、人数に合わせて菅谷小は1階に男の子、女の子という感じで計算して、1,100万円になったのかな。これは体育館も含めてです。そして、小学校に関しては七郷小学校に人数があるので、1階と2階にそれぞれ1基ずつで体育館は要らないだろうというふうに考えています。それで4基、400万円。玉ノ岡中学校に関しても、やはり男性と女性にそれぞれ洋式トイレを、和式トイレを1基ずつ。これは、和式トイレ2つが洋式トイレ1つに変わるというふうな感じで計算しています。玉ノ岡中学校は、体育館も変えなくてはいけないというふうな形で計算しています。玉ノ岡中学校が800万円、全部で8基、菅谷小学校が11基、それで七郷小が4基です。菅谷中学校に関しては割ときれいなのです。それで、各階に1つずつ洋式トイレがあるのです。一番上のところに、一番上というのですか、支援学級のところは全部男性のところも女性のところも和式トイレはなくて、洋式トイレになっています。ですから、数としては本当はあったほうがいいのかもしれませんが、休憩時間に上の階まで行ってもらえれば、取りあえず今の形でいけるのかなというふうな思いがあって、菅谷中に関しては入れていません。それと、志賀小に関しても十分和式トイレが洋式トイレに変わっているので、ここも必要ないかなと思って計算に入れていません。

いきますと、2ページになりますけれども、2ページは議会費からいきますと、議会費はズームのライセンス料が4万円プラスになっています。それから、総務費ですけれども、総務費は地域支援課にズームが入っていますので、それはなしにして総務課に1基と、それから部落解放同盟の補助金を40万円削減して36万円をマイナスにしています。

3ページですけれども、これは民生費になりますけれども、民生費は福祉課と長寿生きがい課になるかと思うのですけれども、それぞれに4万円ずつ、ズームのライセンスを入れています。

それから、次は4ページになりますけれども、4ページは健康いきいき課と、それから環境課にそれぞれズームのライセンスを入れました。

そして、5ページですけれども、5ページは農業振興費のほうで農政課に4万円のズームのライセンスを入れました。それから、5ページ、その下のほうです。5ページ、6ページにかけては企業支援課に4万円のズームのライセンスを入れました。

その次の6ページですけれども、6ページはまちづくり整備課にズームのライセンスを入れました。これ特に必要だなと思ったのは、これからも都市計画に関わる問題で地元の人とか町民の方と話し合いをするのに、これがなしで現場だけで対面だけでやっていくというのはマイナスが多いかな

と思っています。

それと、あと教育委員会です。教育委員会も学務課と生涯学習課にそれぞれズームのライセンスを入れています。これで8万円です。そして、学務課は先ほどお話ししましたように、小学校費の改修費に七小のトイレが400万円、菅谷小のトイレの洋式化が1,100万円で、1,500万円を加えています。同じく8ページですけれども、中学校のほうで施設改修費として、トイレの改修費に玉ノ岡中学校に800万円を加えています。それで、本来ならば学校統合のところの再編のところ減額した部分でやりたいと思ったのですけれども、これが予備費を崩さないと、予備費から持っていけないと間に合わないので、予備費が245万1,000円減額して、ここで予備費を1,560万6,000円にして、この予算の修正案を作っています。そして、1枚目の一番上の修正案になっています。ですから、議会費が8,830万が8,834万3,000円、総務費が9億5,925万5,000円が9億5,889万5,000円、民生費が22億8,376万4,000円が22億8,384万4,000円、衛生費が6億5,886万7,000円を6億5,894万7,000円、農林水産費が1億2,117万9,000円を1億2,121万9,000円、商工費が1億4,696万円を1億4,700万円、土木費が5億850万円を5億854万円、教育費が5億9,451万7,000円を5億9,700万8,000円にして、予備費が1,805万7,000円を1,560万6,000円として、歳出合計が64億円としています。歳入はできるだけ入れたくないという思いがありまして、予備費でなるだけ対応したいと思って、このようにしています。

以上です。

○狛守勝義委員長 修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子委員から提出された修正案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第16号 令和6年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子委員から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○狛守勝義委員長 挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

次に、議案第16号 令和6年度嵐山町一般会計予算議定についての件の原案を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○狹守勝義委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決定しました。

---

◎散会の宣告

○狹守勝義委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時27分)

## 予算特別委員会

3月14日（木）午前9時30分開議

- 議題1 「議案第17号 令和6年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について」の審査について
- 2 「議案第18号 令和6年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について」の審査について
- 3 「議案第19号 令和6年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について」の審査について
- 4 「議案第20号 令和6年度嵐山町水道事業会計予算議定について」の審査について
- 5 「議案第21号 令和6年度嵐山町下水道事業会計予算議定について」の審査について

○出席委員（12名）

1番	佐藤弘美	委員	2番	竹内隆哲	委員
3番	橋本将	委員	4番	宮本大裕	委員
5番	小林智	委員	6番	藤野和美	委員
7番	吉本秀二	委員	8番	青柳賢治	委員
9番	畠山美幸	委員	10番	川口浩史	委員
11番	渋谷登美子	委員	12番	狩守勝義	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

---

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
岡野富春	税務課長
内田富恵	税務課課税担当副課長
都築葉子	税務課収納対策室主席主査
贄田秀男	町民課長
吉田信子	町民課保険・年金担当副課長
近藤久代	長寿生きがい課長
簾藤久史	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
川上力	長寿生きがい課包括支援担当副課長
清水延昭	上下水道課長
片岡範行	上下水道課水道管理担当副課長
永嶋稔	上下水道課水道施設担当副課長
清水聡行	上下水道課下水道担当副課長

---

◎開議の宣告

○狛守勝義委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時33分)

---

◎諸般の報告

○狛守勝義委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○狛守勝義委員長 議案第17号 令和6年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私のほうから、まずは予算書の242ページ、国民健康保険税についてでございます。これは来年度から値上げが予定されているわけでございます。その被保険者は減少傾向ということであるわけでございますけれども、これは念のためですが、その値上げ等が反映した結果、全体の状況をちょっと教えていただければなと思います。

それから次に、予算書の246ページ、これは国民健康保険財政調整基金繰入金についてでございます。今回繰り入れている9,000万繰り入れると、一般会計の中に入っているわけでございますが、ではない、基金から出しているわけですが、基金がどのくらいの金額になるのだろうかということをお教えください。

それから、258ページ、特定健康診査等の事業費、これが減額されております。その減額されている理由について教えていただきたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 それでは、答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私のほうから、1つ目のお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、国民健康保険税についてということで、令和6年度には新税率で変わっていくということになっておりますけれども、人数は減少していますが、今回の税率を改正する予定の結果、予算的にも昨年と同じぐらいの金額が見込めるような形になっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 2問目の財政調整基金につきましてお答えいたします。

令和4年度決算で4,000万円ほど積戻しいたしまして、その時点での基金残高が約1億9,800万円で、令和5年度当初に9,150万円ほど取り崩す予定でございましたが、令和5年度の3月補正の時点で約8,000万円ほどに若干低くなりましたので、令和5年度末は約1億1,700万円を予定しております。令和6年度当初取崩し予定が9,000万円でございますので、差引き後の残高は約2,700万円となっております。

続きまして、3問目の特定健診の減額についての理由ということですが、前年度から減額になった主な理由といたしましては、令和5年度当初予算計上時では業者委託を考えておりましたけれども、事業実施する担当課の健康いきいき課のほうで業者委託ではなく、町独自で令和5年度実施しましたため、令和6年度も同様に実施していくということで減額になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 基金のほうなのですが、税率が上がって、それから被保険者が減少するということになりまして、財政的には安定してくるということが一般的には予想されるわけなのですが、そうしますと、その基金の見通し、これが今2,700万、9,000万取り崩したことによって2,700ということでもかなり減額というか、なるわけですが、その辺の見通し、値上げ等があった、それが被保険者が減少するとしますと、その基金の見通しについてお聞かせください。

○狛守勝義委員長 1点でいいですか。

○藤野和美委員 1点で。

○狛守勝義委員長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

6年度末の段階で県や国からの負担金等の増減がもしなければ、残高は2,760万円になってしまいますが、さらに7年度、被保険者の減少が見込まれておりますので、7年度予算につきましては町内でよく検討し、県と相談させてもらいながら運営協議会に諮ってまいりたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そういう意味では、基金については今のところ見通しがつかないけれども、ちょっと増減、増える減るのも含めて、ちょっと今のところは見通しがつかないというふうな理解でいい

のでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 見通しとしましては、2,760万円というもうその現実の金額をよく考えまして、ではどうしたらいいかということで対応をしていくしかないのかなと。税率も今年度上げさせていただきましてけれども、それ以上に被保険者が極端に減少したということで、ほぼ同額のような感じですが。段階的に上げさせていただくということを申し上げているのですが、そこら辺も入れて県とどのような方法で納付金の関係をしていければいいかということを検討していきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 243ページが国民健康保険税の収入です。これ前年比200万減額です。そして、250ページから251ページにかけてのその保険給付費、これが極端に5,500万ほど増額になっているわけなのです。単純にこれを見るだけでも、今藤野委員のところにも通じますけれども、運営に不安はないのかということでお尋ねしておきたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 お答えいたします。

令和6年度から国保税の税率均等割の改定をお願いしたところなのですが、被保険者の減少が上回りまして、税収は前年度より200万のマイナスとなっております。保険給付費につきましては、保険者である県の試算によるところが大きいのですが、ここ数年コロナの影響からの反動で、3月の定例会で増額の補正をお願いしているところでございます。保険給付費の支払いにつきましては、県の支払いになりますが、それだけ医療費がかかれば納付金の額の算定に関わってきますので、6年度当初では基金から9,000万円を取崩しの予定を策定し、残った基金で令和7年度をどう対応するか庁内でよく検討し、対応していきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 分かりました。被保険者の減少というのがかなり大きく響いているのだと今理解しますけれども、今この前の質疑で2,700万ぐらいの基金になっているということです。それで、その給付費が上がっていたときに、嵐山町の納付金が増えるわけです。その今基金が2,700万という中で、前にも過去に一回大きな国保の納付金が発生して、一時借入れのような形のものがあったような気もするのですが、そのようなことも発生してくるということがある程度予定しておかなくてはならないといえますか、考えておかなくてはならないというようなどころに入るのかどうか、

お尋ねしておきます。

○狛守勝義委員長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

どうしてもその基金に頼ってしまうというところがございます。今の状況ですと、もし何もなければ2,700万、これですともう7年度予算が立ちませんので、7年度中にどういうふうにしていけばいいか。積戻しとかそういうこともあるかと思うのですが、それは考えずによく検討してまいりたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、よろしいですか。

○青柳賢治委員 はい、いいです。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、参考資料の26ページの上段になりますが、一般の医療費が令和6年度は昨年度より6,000万円減額の見込み理由につきましてお聞きしたいと思います。

もう一つが259ページ、予算書です。特定健診健康診査等事業費の減額見込みは、先ほど藤野委員がお聞きになりましたが、再質問ということで、業者委託だったものを職員でやるということでお話を伺いましたが、内容的にはどういうことを職員の方が特定健診のどの部分に関わることをされるのか、内容を伺いたいと思います。

そして、特定健診は補正予算のときに28%だったという令和5年度はお聞きしておりますが、6年度の目標は何%を目標にしていращやるのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、26ページの予算参考資料のほうですけれども、令和5年度の14億1,360万2,000円につきましては、今回の補正の1億円が含まれておりますので、予算額で比較していただきますと、13億1,360万2,000円から令和6年度13億5,140万6,000円となりますので、約4,000万円ほど増額と見込んでございます。

続きまして、特定健診の件ですけれども、職員のほうでどういった内容をやるのかということですが、今年度も受診勧奨に関しまして、今まで業者のほうで何種類かその人の過去の受診歴とかを見てタイプ別に細かく受診の通知ですとか、そういったのをお願いしていたところを、やはり職員でやったために、そういった細かなところまでの受診勧奨ができなかったのが、令和5年度に関しましては受診勧奨はがきが2回、電話勧奨1回というふうな形で、その業者委託の内容など細やかな勧奨ができなかったのが主な理由だと考えておまして、先ほど委員さんのほうがおっしゃいましたけれども、令和2年度現在では28%、昨年度の同じ時期と比べてマイナス10%になってござい

ます。そういったところの落ち込みというのは、やはりそういった細やかな通知ですとか、勸奨ができなかったのが原因ではないかとは思っておりますので、その点の結果も踏まえ、実施担当課では改善点を見つけていく方向で協議しておりますし、具体的には受診者の利便性を考えて、来年度につきましては特定健診とがん検診を同時期から開始を考えておりますので、そのほかの点についても調整をしていきたいと考えております。

目標値につきましては、今年度実施担当課のほうで策定しましたヘルスアップ計画に記載してあるのですけれども、令和6年度45%を見込んでおりまして、一応県からの数値目標が60%というのを令和11年度に達成するよう各年度受診率を3%アップずつを見込んで予定はしてございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 118番の件につきましては分かりました。

119番のほうですけれども、本当に勸奨していただいて率を上げていくしかないのかなと思うのですが、はがきが2回、電話が1回ということですが、今電話対応ですとやはり嵐山町もいろいろ考えてくれて、電話機が新しいものになった町民の方が多いと思うのですけれども、出てくれない方とか、相手が出たところで何か職員の方が嫌なことを言われたりとか、そういうこともあるのかなと思うのですけれども、やっぱり電話対応も今後ずっとやっていくのか。やるのでしょうかけれども、それだったらはがきを3回にしたほうがいいのかも思ったりするのですが、このはがきのタイミングですけれども、先ほどがん検診も同じ同時期にやっていただくということで、私も去年特定健診に行ったときに、がん検診と一緒に受けられなかったので、おかしいなと思って一般質問させていただいたのですが、来年度はよかったなと思っておりますが、少しはそれと併せて受ける方がいるのかなと思うのですが、病院の窓口でも私の行っているところはこれとこれやったほうがいいですよと言っただけなのです。なので、医療機関にがん検診に来た方がいたら、併せてこちらもやりませんかというような勸奨、医療機関にも勸奨していただけたらどうなのかなと思いますけれども、その辺電話対応が大変だろうということと、あと窓口での勸奨ができないか、お聞きしたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

実際に実施していただいている健康いきいき課のほうでは、一応その電話の内容のところまではちょっと詳しくは聞いていないのですけれども、やはりそういったところもあるのかとは思いますが、そういったところも含めて、やはり今後委員さんがおっしゃったように、今まで種類が多くはがきをしていたものが、やはり少なくなってしまったのであれば、はがきのほうの種類をやはりその人の過去の受診歴から見てタイプ別に分けて、やはりその人に合ったはがきの勸奨をして

いったほうがいいのであれば、また委託とかも考えていかななくてはいけないのかとは思いますが、その辺も含めて健康いきいき課とともに一緒に考えていければと思っております。

また、医療機関のほうですけれども、その辺は健康いきいき課のほうにまた依頼をして、そういったふうにはできないかということで、またお願いのほうもしていけたらと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 委託料が今まで幾らかかっていたか分からないのですが、職員でできることはやっていただいて大変だと思っておりますけれども、頑張っていたいただきたいと思っておりますが、今まで委託料は幾らぐらいかかったのか、お分かりであれば教えていただきたいと思っております。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 今回一応前年度の令和5年度のときに上げさせていただいた内容で見ますと、約400万円ほどでございます。それにつきましては、一応県のほうの申請に基づいて10分の10もらえるものでございますので、内容を精査していただいて、選ぶ業者のほうとかも担当課のほうで検討していただいて、今後検討していけたらと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続いて、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 昨年の収納率が新年度予算では93%ということでありました。今度の令和6年度、新年度は負担が増えるわけですけれども、1%上がり、94%という見立てであります。負担が増えるのにどうして収納率が上がるのか、伺いたいと思っております。

療養給付費5,500万円の増額ということで、これは答弁がありまして、コロナの影響ということでお答えがあったわけでありまして、前に私が質問したときに、コロナは大したことはないということで、保険税に影響するのではないかとということで、引上げの影響になるのではないかとということでお聞きしたときに、コロナは大したことはありませんよということだったのでしたけれども、やっぱり影響はそんなに小さくはないということなのではないでしょうか。ちょっとそこを再質問という形で伺いたいと思っております。

それから、高額療養費が減となると見た理由を伺いたいと思っております。

特定健診なのですが、なるほど、これからは今度は職員でやるということであったということですよ。今度の目標が46%だと、健診目標が、かなり高くなるなというふうに思うのです。前の水準からしたら決して高くはないのですけれども、今から見ますと、目標ですから、ある程度高めに持つというのは仕方ないことだと思うのですけれども、実際いくのかと考えたら、なかなか難しいかなというふうに見てしまいますよね。それで、近隣では無償で特定健診をやっている自治体ありますよね。そういった方向は検討されているのか、伺いたいと思っております。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

都築収納対策室主席主査。

○都築葉子税務課収納対策室主席主査 お答えいたします。

前年度の収納率が93%で、令和6年度は負担が増えるのに1%上がり、94%とはどういうことかというご質問でございますが、過去5年間遡りますと、平成31年度から令和4年度まで94%の収納見込みで積算しておりましたが、川口委員のおっしゃるとおり、令和5年度は93%と1ポイント減でございました。こちらについては、令和5年度予算積算時点における国民健康保険税の収納率が例年より若干低めであったために、見込みになってしまいました。令和6年度の予算積算時点では、令和4年度以前の収納見込率に近い数字となりましたので、94%で積算し、例年どおりの見込みに戻った結果となりました。

また、令和6年度負担が増えるとは、税率が上がるのに収納率が1ポイント上がるのかという趣旨でのご質問かと思われませんが、前回平成30年度に税率の改正がございまして、所得割、均等割の税率が上がりました。今回の税率よりも大きな改正でありましたが、収納率は改正前の前年度より高くなっております。現年度課税分につきましては、納期限内に納付される納税者はたとえ税率が上がる改正がなされても、納付いただける傾向にあると認識しておりますので、収納見込率が1ポイント上がり、94%に戻る形になって問題ないと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 療養給付の件につきましてですけれども、委員さんがおっしゃったように、コロナの医療費のほうは大したことはないというのは、公費で払われたものですから、町負担がなかったもので、町分としては持ち出し分がなかったのですけれども、かかる医療費、それをコロナが収束して、皆さんがやっぱり受診控えがなくなってきたものですから、そういった意味ではやはり入院ですとか、そういったのも増えてきてございますので、医療費のほうも徐々に増額が見込まれると考えてございます。

続きまして、高額な医療費が減となる理由ですけれども、昨年度予算当初見込みのときに、毎月の現金支払い分のほうを見込みのときにちょっと重複して見てございましたので、予算より多くちょっと見ていたために、その分昨年度とかも不用額がちょっと多く残ってしまいましたので、その分今回それにちょっと気づきまして、重複分を減という形になりましたので、今回の過去の実績の平均の割合から算出させていただきました。

特定健診につきましてですけれども、無償のことは考えていないのかということですが、やはり受診の40代、50代の若い世代の方に無料で受けられる年代の方があるのですが、そのところもやはりたとえ無料でも受診率が低い部分がございます。ですから、やはりそのところをもう少し受診率を上げるにはということで、無償にしても、ただだと言っても受けてもらえないのであれば、その辺はやはり無償にしてあげたほうが受けるほうにとってはよろしいのかと思いますが、ただ無料

にしたからといって受ける人が上がるというわけではないのであれば、その辺はやはり今後実施担当課と一緒に考えていく必要があるのかと考えてございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 収納率の関係なのですが、答弁に対しての反論というか、その前に値上げをしてでも昨年より税収が下がるわけですよね。そうすると、数年先にはまた値上げということになるのですか。来年と言った。どの時点で値上げをするのかをちょっと伺いたいと、分かっていれば伺いたいと思います。

それで、平成30年に所得割と均等割を値上げして、それでも収納率が変わらなかったよという答弁だったわけですが、嵐山町の町民は真面目というか、本当に協力しているなという感じはします。ただ、今回は物価高騰の中ですから、本当にそのとおりにいくかなというところは見ていけないといけないと思うのですよね。そこを考えても、大体今までと同じような見方ができるよということなのですか。ちょっとそこは伺いたいと思います。やはり上げるのはまずいなと思っている人もいると思うのですけれども。

それから、療養給付費のコロナの関係で、私が伺ったのは、あ那时的質問として出したのは、公費の分というのがやがてなくなると。それが当然医療費に跳ね返ってくるのではないかと。どうコロナの医療費を削減していくか、そこをやっぱり研究していかなくてはいけないのではないかとという質問をした中で、課長からコロナの医療費は大したことありませんよと、全体から占める医療費の中では大した額ではないというふうな答弁があったのです。ですから、町負担がなくなった時点での私は質問をしたわけですので、でも実際にこれでもうなくなるわけですから、負担はやっぱり影響しそうだという見方なのか、ちょっと伺いたいと思います。

高額療養費、分かりました。重複していたわけね。いろいろ大変でしょうから、こういう積算してしまうのかなと思って、分かりました、これは。

特定健診、そうなのですか。無料でもあんまり上がっていないというのが実情なのですか。それだと無料にしても上がらないのでは難しいなというのをまた考えますね。分かりました。これは結構です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

税額を引き上げて収納率がそのままというか、引き上げて94%ということで、それでよろしいのかということですが、実績で見ますと、大体95%を超えている年度が多くて、あとは町民の方が税に対して真面目にご納付いただけるということですが、それ以外の方も当然いらっしゃるわけですが、そういった方については、収税担当のほうで日々収納率向上に向けて取り

組んでおりますので、税率を改正して収納率が下がってしまうと、本来その辺がどうなのかなというところもございますので、税込確保に努めて業務のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

先ほど副課長のほうから答えさせていただきましたコロナ自体の医療費につきましては、そんなにかかると申し上げたということなのですが、今かかっているのはコロナ以外の方たちがコロナによって診察するのを控えていたという方たちが、コロナが収まって今度は入院する、診察するというので医療費が増えているという意味で言ったかと思うのですけれども、コロナ自体の診療費というか、医療費はかかると、町に影響はそんなにないということだと思っておりますけれども、以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ちょっとよく分からないのですけれども、コロナの影響も大きいから、コロナ全部ではないでしょうけれども、医療費が5,500万円上がるという説明ですよね。でも、今の課長の答弁ですと、コロナはあまり影響しないというふうに聞こえるのですけれども、どっちなのですか。影響するから5,500万円上がるというのが正しいのか、本当はあまり影響しないのだということなのか、ちょっとどっちなのか伺いたしたいと思います。

○狛守勝義委員長 その1点でいいですか。

○川口浩史委員 はい。

○狛守勝義委員長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

コロナで診察する方はもういないと。当時もコロナでかかった人はお金はかからなかったわけですが、今は増えるというのは、その反動ですか、コロナではない方たちが医者にかかるということで医療費が増えているということだと思っておりますけれども、以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 何か非常に苦しい答弁をしていらっしゃるというのがよく分かるのですけれども、一緒にいきます。

参考資料の25ページです。世帯数57減、被保険者数164人の減は、後期高齢への移行で社会保険への移行の見込みがあるのかどうか伺いたしたいと思います。

それから、同じ場所で、ページですけれども、世帯主65歳以下、65歳から75歳未満世帯の世帯数と被保険者、これは前回45%というふうに伺っていたと思っておりますけれども、その点も併せて伺い

ます。

そして、28ページです。医療費は県平均よりも高額ですが、これを基に療養給付費算出かということですが。

それから、予算書の245ページ、税軽減分4,233万5,000円、保険基盤安定分繰入金2,687万5,000円の対象者数を伺います。

財政調整基金の残高は2,760万円になるということで、これも来年度は国保破綻ですよ、実際には。そういうふうに考えていいと思うのですけれども、その点についての考え方を伺います。

それから、253ページです。高額療養被保険者負担金分の1億8,581万1,000円の件数予測を伺います。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、世帯数と被保険者数につきましてお答えいたします。今までの傾向と割合から算出したものでございまして、社会保険への移行分については予測できませんので、特に今回も見込んでございません。

続きまして、世帯主65歳以下と65歳から75歳未満の世帯数と被保険者数ということなのですが、令和6年2月末時点で申し上げます。65歳未満の世帯数755世帯で、65から75歳未満の世帯数1,124世帯で、被保険者数でございますけれども、65歳未満につきましては1,586人、65歳から75歳未満につきましては1,888人でございます。トータル3,474人となっております。

続きまして、参考資料28ページの医療費につきましてですけれども、県平均よりも高額になっておりまして、これは保険給付費から算出かということですが、そのとおり、こちらを過去の実績等、あと令和5年度等の直近の実績を見まして算出はしてございますけれども、県から示された数値も前年度よりも増額になっておりましたので、それも参考にこの傾向等から算出をさせていただきました。

続きまして、税軽減分の対象者数でございますけれども、令和6年度医療分と後期支援分につきまして、7割軽減の方が683人、5割軽減の方が507人、2割軽減の方が394人、介護分につきましては7割軽減の方が275人、5割軽減の方が148人、2割軽減の方が83人となっております。

続きまして、高額療養費の件数ということですが、ここ数年見ましても、件数も支払額も増加傾向にございます。令和5年度の現段階では、件数は令和4年ほど伸びてはいないのですが、支払額のほうは増加傾向にあると予測できますので、令和6年度も若干ではございますが、やはり令和5年よりは増加していく傾向ではないかと考えてございます。参考にですけれども、令和4年度の件数ですが、3,506、令和3年度が3,406件となっております。

以上です。

〔「財政調整基金の残高」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

2,700万円という金額につきましては当然不安で、7年度どのようにやっていくかということはずっと考えなければならないことなのですけれども、ではどうするかということで、前にも申し上げましたが、一般会計から繰り入れるか、県のほうに基金の貸出しを申し出るか、そういうところかと思うのですけれども、どのような方法が一番いいか県に相談し、また運営協議会のほうでも諮って検討していただきたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 この保険給付費の予測でいくと、65歳以下の保険給付費と、それから65歳から75歳未満の給付費がどのくらいの予測をしていらっしゃるかということを伺いたいと思います。

それと、保険税の軽減されていない方たちというのはどのぐらい、逆に言えばどのくらいを予測されているのか伺いたいと思います。

件数で来るのかな、これ。どういうふうに計算したらいいか分からないのですけれども、軽減されていない方はどのくらいかという形でわかりますか。

それともう一つ、財政調整基金の残高が2,760万円ぐらいになって、そして県と相談するか、一般会計から繰り入れするかなのですけれども、一般会計からの繰り入れというのはもうできないわけですよ、今現在。それで嵐山町の議会は残念なことに国への補助金を出してくださいという意見書が否決されたのですけれども、今後も嵐山町としてはそういうふうな方向性に持っていかざるを得ないと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

65歳以下の保険給付費ということでございますか。年齢で区切ったの保険給付費をお医者さんにかかった給付の合計ということでよろしいのでしょうか。ちょっとその辺の内訳のところは調べていないので、申し訳ございません。

高額についてですけれども、こちらのほうはやはり1人の方が1回該当すれば1回で、また翌月もとなると、ダブルでカウントされている部分もございまして、1人へその件数の中にダブルで含まれている部分もありますので、件数的なものでいうとあまり比較的には件数が伸びたから、では金額が多くなるのかとなると、安い該当しても何百円という方でも高額になる場合もございまして、件数があるからでは金額も伸びるかという、そういったところでの比例はないので、全体的にいうと件数とその給付のほうは比例で伸びていくかというものではないので、その辺はご理解

いただければと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私のほうから軽減されていない人数ということなのですけれども、すみません、詳細の数字はちょっと持ってきていなくて申し訳ないのですが、把握していますのは、均等割の人数の大体医療分、後期分、介護分を含めまして約50%ぐらいの方が軽減をされているということで把握をしております。

以上です。

○狛守勝義委員長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

一般会計からの繰入れにつきましてはできないということですが、実際は県内半分、まだ現在でも半分ぐらいの市町村が繰入れを行っております。嵐山町はその努力支援等のペナルティーがあるということで、令和3年にやめたのですが、納付金を支払うに当たってなければどういう方法がいいか。一般会計のほうの財政のほうの問題もありますから、基金がいいか、繰入れがいいかはよく検討していかななくてはならないのですけれども、やれなくはないということですね。ペナルティーが来てしまうと、努力支援で入ってくるお金が減ってしまうというようなこととなります。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 今ざっと計算できていないのですけれども、65歳から75歳のほうが圧倒的に人数でもうあれですよ、何%ぐらいなのか、60%ぐらい65歳から75歳未満の人が多いという、60%ぐらいになるということですよ、これ。ちょっとすみません、計算できていないので、その点確認したいと思います。

そうすると、国保というのは本当は自営業の方とか、農業の方とかだったのだけれども、既に退職された方が中心になっているという形で非常に給付というか、保険料もそれほど多くはもう見込めないけれども、今後これをやっていくに当たっては、経営していくに当たっては、これまた来年度も保険料の値上がりは確実にだというふうに考えているのですけれども、一般会計から繰り出しをしたとしても、1億円、6,000万ぐらいは繰り入れないと、今回はもったとしても、令和7年度は繰入れをするということでしたけれども、でも原則としても一般会計から繰入れをしてはいけないというふうに聞いて、それを嵐山町は守っているのだけれども、ほかの市町村は半分以上は一般会計からまだ繰り入れているということで考えていいのですか。それだと、それは非常に難しい状況になってきていると思うのですけれども、そのために埼玉県はどうか分かりませんが、町村会と、それから県知事会は国に補助金を出してくださいというふうに言っていて、残念なことに嵐山町議会はその意見書が出せなかったということなのですが、その点について改めて伺います。

○狹守勝義委員長 1点でいいですか。

○渋谷登美子委員 はい。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 お答えいたします。

どうしても県が窓口になりますので、国のほうへということなのですが、今までやめていたが、納付金を支払うに当たってお金がない場合にどのようにするかということで、それを県内同じような状況かと思うのですよね。それは一般会計のほうの財政状況にもよると思いますし、嵐山町としてはどんなふうになればいいか、やはり県とこれから相談していくしかないのかなど。何が一番、どういうやり方が一番いいのかということで運営協議会でも検討いたしますし、税率につきましては段階的にお願いすると。9年に準統一があつて、12年に完全統一ということですので、このままですと今年、先ほど税務課長が申し上げましたが、2,700万円ぐらい上がるのではないかとということで税率を上げさせていただきました。ちょうど偶然ではないですけども、基金が2,700万円残っておりますので、もし上げなければもう基金はないような状態だったのかなと思います。これではもう足りませんので、また税率改正もお願いしなくてはならないかと思いますが、それでも足りないような状況なのかなと考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより議案第17号 令和6年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○狹守勝義委員長 挙手多数。

よつて、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩といたします。

休 憩 午前10時25分

---

再 開 午前10時35分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○狛守勝義委員長 議案第18号 令和6年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 予算書の276ページ、後期高齢者医療保険料のところ、今回特別徴収が減額されて、普通徴収が増額ということになっているわけなのです。ですから、その辺の関係、この理由についてお聞かせください。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

今まで県報告資料の年度末時点での納付方法者数調べに基づいて予算のほうを計算していたのですが、やはり予算額と決算額に差がちょっと出ておりますので、より決算額に近い数値が出ております調定額調査を基に年間平均の割合を算出させていただきまして、出させていただきましたので、特別徴収のほう約8割から7割へ下がって前年比マイナス、普通徴収は2割から3割に上がったために前年比からプラスになってございます。ちなみにもし令和5年度、その調定額調査に基づいた割合で見ますと、特別徴収のほう1億6,830万5,000円、普通徴収のほう7,553万2,000円となりますので、比較しますと特別徴収のほう885万8,000円の増加、普通徴収が1,147万9,000円の増加というふうな形になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、ほかの実態に近づけたということで、特別に大きな問題がここで発生することはないということですね。一応確認で。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 委員さんのおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 参考資料書の33ページ、後期高齢者被保険者見込み人数が3,459人です。1割、2割、3割負担の人数は。また、令和7年9月30日までの間、2割負担を抑える配慮措置がありますが、どのような状況なのでしょう、教えていただきたいと思っております。

あと、(2)として、特別徴収の割合は今分かりましたから大丈夫です。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、人数の内訳ですけれども、県が見込んだ数値になってございまして、内訳のほうは示されてはいないのですけれども、直近の嵐山の令和6年2月時点での割合で計算してみますと、3割の方が218名、2割の方が754名、1割が2,487名で、合計して3,459名となっております。県のほうでもおおよそ大体3割が1割、2割の方が2割、1割の方が7割というふうな形で全体的には見ているということでした。

また、続きまして2割を抑える配慮措置の内容はということですが、令和4年の10月から令和7年の9月の3年間にわたりまして、1か月の外来の医療機関の窓口での自己負担の増加額が3,000円までで抑えられるという内容なのですけれども、1か月の外来の医療費の合計が例えば5万円だとした場合、窓口の自己負担額が1割の方は5,000円になります。2割になりますと、それが1万円になるのですけれども、そうするとそこで5,000円増加するのですけれども、その上限が3,000円に抑えられるということになりますので、窓口の負担額が8,000円で済むというふうな形でございます。もしその自己負担額を超えて支払った場合には、高額療養費として戻ってくるような形になってございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 先日の介護保険の所得に応じて13段階の表が示されたときに、65歳以上の方が支払う段階が出たときに、13段階、720万円以上の方が83人だか、63人とかってちょっとそこを聞き損なってしまったのですけれども、720万未満の方が16人とか、割と所得の高い方が多かったものだから、この3割、2割、1割を確認させていただきました。大体それとリンク、介護の所得とリンクしているのでしょうか。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

ちょっと介護のほうと比べたことがございませぬので、その辺リンクしているかどうかということころまではちょっと申し訳ないのですけれども、調べてございませぬので、申し訳ございませぬ。

○狹守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 保険料が新たに増えるわけでありませぬ。この増えることによって収入別でどのくらいの負担になるのかを具体的に伺いたいと思ひます。モデルケースがあると思ひますので、それを伺いたいと思ひます。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

単身世帯で年金収入のみの場合としてお答えいたします。それぞれ均等割が7割、5割、2割軽減と軽減なしの4パターンで申し上げます。まず、年金収入が153万円の場合は、均等割が7割軽減のみとなりまして、1万3,700円、前年比500円の増額となります。

2つ目、年金収入197万円で均等割5割軽減プラス所得割の場合ですけれども、年間6万円となりまして、前年比1,100円の増額。

3つ目、年金収入が221万円で均等割2割軽減と所得割の場合ですけれども、金額年間で9万8,100円、前年比5,800円の増額。

最後、年金収入240万円、均等割軽減なしプラス所得割の場合は12万4,400円、前年比7,400円の増額となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 いや、いいです。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 参考資料の35ページなのですが、1人当たりの医療費は町医療費よりも県医療費のほうが多いのですけれども、この結果についての考え方と政策予測について伺います。

それから、予算書の273ページ、1人当たりの保険料は7万6,373円と計算できますが、県下1人当たりの保険料との差はどのくらいになりますか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

県平均よりも低いということは、医者にかかる人が少なかった、医療費が抑制されたということが考えられますけれども、その反面、かかるべき人がかかっていなかったという可能性も考えられます。そのような方が少しでも少なく減少していけるように、一体的な取組のほうを通じまして健康状態を把握して健康的な生活が維持できるようにサポートしながら、また新たに歯科口腔事業におきましても逆にお医者様からそういった事業に参加するように推奨するようなことを来年度考えておりますので、そういった意味でもさらなる健康寿命の延伸という形で取り組んでいく必要があるのかなと考えております。

続きまして、1人当たりの保険料が7万6,373円で、県下1人当たりの保険料との差ということですが、埼玉県は1人当たりの保険料額が8万4,998円となりますので、差が8,625円となります。

以上です。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 後期医療に関しては、保険料は県よりも低くて、そして医療費も県よりも低いというふうに考えていいということですよ。伺います。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

委員さんのおっしゃるとおりで、医療費のほうもやはり県下で見ますと下のほうの順位でございますので、委員さんのおっしゃるとおりとなっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより議案第18号 令和6年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○狹守勝義委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前10時47分

---

再 開 午前10時50分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 議案第19号 令和6年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私のほう、まず300ページの基金繰入金のところでございます。介護保険介護給付費支払準備基金繰入金が今回800万ということで、前年比に対して3,400万減っているわけございま

す。この減っている理由、これは保険料が今回増額されるわけですがけれども、いわゆるそれとの関係でこの繰入金が減っているのかと、その考えも含めてお聞かせください。

そうしますと、この基金の残額というか、金額を併せてお聞かせください。

それから、308ページの地域密着型介護サービス給付費、これが減額になっている理由です。

それから、同じく308ページ、施設介護サービス給付費も減額されております。この理由を。

それから、310ページ、居宅介護福祉用具購入費、これも減額されております。この理由です。

それから、同じく310ページ、居宅介護住宅改修費、これも減額されておりますので、その理由です。

それから、316ページ、特定入所者介護サービス費、これも減額されております。この理由です。

それから、318ページの第1号通所事業について、これも減額されております。その理由でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

まず、ナンバー80の準備基金の減額の件でございますが、来年度から第9期の計画が始まりますので、その計画に基づきまして基金の取崩し額のほうの設定をしております。保険料のほうは先日議案で第7号で課長よりご説明させていただきましたが、3年間で7,500万円を取り崩す予定にしております。その初年度として800万円の取崩しを行う予定でございます。介護給付額も上がっておりますので、保険料のほうは見直しのほうさせていただきまして、初年度ですので、取崩しのほうは令和5年度が最終年、3年目ですので、どうしても給付費が上がっていきますので、3年目はどうしても取崩しが多くなります。来年度は初年度になりますので、取崩しは800万円と少ない状況になっております。

ナンバー81から、すみません、残額につきましては来年度の800万円取崩しで、今年度末が1億5,500万円の予定となっております。800万円の取崩しで、来年度末は1億4,700万円になります。この金額につきましては、令和6年度に積立てをしなかった場合の金額になります。

ナンバー81からナンバー86までにつきましては、全て予算減の説明ということでご質問いただいておりますので、一括してお答えさせていただきます。先ほど申し上げましたが、来年度から第9期の計画が始まりますので、それに基づきまして国の見える化システムというシステムを用いまして試算を行っております。そこで3年間の介護サービスをどのくらい使うかということで見通しを立てました。そうしますと、コロナ等の影響もございまして、ここ数年間は介護サービスのほうが利用が少ないものがあつたりしてございましたので、その関係で来年度からの3年間は今年度の当初予算に比べてサービスの利用が少ないという形になっておりますので、全て予算減で計上のほうを

させていただいております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、私のほうからナンバー86、第1号通所事業についての件でお答えいたします。

こちらは、まず減額の理由なのですが、今年度の実績、令和5年度の実績を基に算出させていただきました。基準型通所介護負担金では令和5年度予算額396万3,000円に対して、今年度の実績が約235万円前後を見込んでおります。そうしますと、約160万円の残額になります。それから、通所型サービス事業負担金では、当初予算額797万1,000円に対して650万ぐらいを見込んでいます。そうしますと、148万円ほど残額になる見込みでございます。それを踏まえて令和6年度の予算に対しても要支援、それから事業対象者の方々がそれほど増加しなければ十分に足りる予算と考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 基金については分かりました。考え方が分かりました。

それから、81番から85番については、介護サービスの利用が少ないという試算が出ていると。今回の9期の考え方が当然介護サービス、要するに該当者が当然増加するという大きな理由で算定があったと思うのですが、ただ実際には国のシステムも使ってやると、その利用が少なくなるということで、これ予算を減額しているわけです。そうしますと、全体の考え方がその矛盾というか、しているのではないかなと思うのです。ただ、これ実際にその介護サービスが本当に減っていくのか。人数的には増加が当然予想はされていると思うのです。ですから、逆にこの減額予算を組んでおくとなると、実際にその辺が非常にバランスがちょっと壊れてくると。それについての基本的な考え方についてお聞きしておきます。

1号通所については、これは実績に基づいてということであると思うのですが、これも同じく年度の中で当然増加ということがあり得るわけですね。それに対してまた補正対応等を含めて考えがあるか、それだけお聞きしておきます。

○狛守勝義委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えさせていただきます。

すみません。説明が不足で申し訳ございません。増えているサービスもございます。減っているサービスだけではなくて。ご質問いただいたものが全て減っているという形でしたので、例えば居宅介護、ヘルパーさんをお呼び、おうちに来ていただいて利用しているサービスがかなり増えております。そういったものを勘案していきますと、全体的には増える傾向になっております。たまたまご質問いただいたものがサービスの、どうしてもコロナがありましたので、施設サービスとい

うのは利用を控える方もいらっしゃいましたので、サービスのほうが少ない状況がございました。

ちょっと繰り返しになりますが、居宅介護サービスのほうはかなりの割合で伸びておりますので、全体としては伸びております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、通所事業についてお答えさせていただきます。

まず、実績ということで考慮しまして、来年度にその辺のものを参考にして計上させていただきました。恐らく人数的には増えるだろうというようなことも考えられますが、先ほども申し上げたように、それほど増えなければ十分足りる予算というふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 昨年実績を踏まえてということなのですが、答弁の中にもありましたけれども、コロナで大きな変化というか、環境変化、その利用の形態も含めて大きな変化が当然あったと思うのです。ただ、これは収束というか、だんだん平常時に戻ってくるわけですので、そうしますと、令和5年度、4、5の実績で計算しておりますと、その平常時に戻るといふか、当然変わってくると思うのです。施設利用というのも増えてくる、これは当然だと思えます。その辺のを念頭に置いて、来年度執行に当たるのか。要するに変化に対応した形の予算、補正等含めて、そういう考え方があるかどうか、念のためお聞きしておきます。

○狛守勝義委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

まず、給付費で下がったサービスがございますが、こちらにつきましては、8期の計画値に比較して実績が大きく下回っているものでございます。第9期に向けて計算をしましたところ、確かに第8期の計画値を下回っていますので、予算額も前年度を下回っておりますが、実績値で考えると6年度以降も利用は増えていくと見込んでおります。

それで、確かに国のフォーマットに合わせて計算したものですから、どうしてもコロナの影響というのは大きく出ていると思われまますので、事業を実施していく中で不足してくる場合には、当然補正を取らせていただいて対応していく考えでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 説明書、こちらの40ページの介護認定者の状況、ここからなのですが、要介護1、要介護2が増えております。担当課としてこの予算編成上、留意したような点はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 大変失礼いたしました。それでは、お答えさせていただきます。

要介護、要支援認定者のうち要介護1、要介護2は45%を占めています。特に要介護1は令和3年3月から急上昇していることから、コロナ禍で外出や活動の機会が減り、機能低下を来しているということが考えられます。令和5年度より縮小していた介護予防事業を従来の規模に戻すとともに、嵐山カントリーウオーキング講習会、それから介護予防生活支援サービスに口腔機能の向上を図る訪問型サービスなどの新しい事業を取り入れて、できるだけ多くの方に参加してもらえるように創意工夫しているところでございます。

また、要支援や事業対象者となった方が利用する訪問型サービスや通所型サービスの担い手となる生活支援サポーターを委託先の社会福祉協議会と協力し合って養成をしております。担い手不足は、生活支援サポーター養成にも大きな影響がありますが、ますます高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように生活支援の体制整備を進めているところでございます。令和6年度予算は、前年度と大きく変わったところはあまりございませんが、今まで積み上げてきた事業を盛り上げて地域の方たちと一体となって第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本方針であります健康で互いに支え合う生き生きとしたまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 要介護1、要介護2というのが増えている一番考えられることは、コロナの影響がやっぱり大きく影響していたということになってくるのかなと思います。それでやっぱり介護保険の考え方も、いわゆるその現状維持、その患者さんの現状維持か、それとそこの例えば要介護2の人たちが要介護1にいくとか、さらには要支援の2の人が要支援の1にいくとか、そういったことに関してのいわゆる担当課としては対策的なもの、要するに現状維持のままいくのは普通でしょう。それより悪くなっていくのが、だんだん年齢を重ねるわけですから、通常考えられるわけですが、やはりこれだけの今この6年の1月で5,963人というのが第1号被保険者の人数の中、このうちの996人が、全部ではないでしょうけれども、サービスを使っているということになります。そういう意味では、そういう視点も介護保険の中でどんどん、どんどんできて、国の金も15兆円ぐらいですか、いつてきているという中で、何か少しその辺をプラスになっていくようなところに、国も考えておかななくてはならないのでしょうかけれども、その辺の何か対策的なものというのは、今言いたいいろいろなものやっていくというウオーキングのほかに、その改善していく、上に上がっていくようなものというのは担当課としては何か考えていることありますか。

○狛守勝義委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

まず、要介護認定を受けた方が介護度を下げていくというか、軽いほうに持っていくという部分の対策なのですけれども、これ従来から実施をしております通所型サービスCというもので、町が主催でやっています、運動機能が低下している方を短期間集中で毎週1回3か月間教室に来ていただきまして、運動機能の向上を目指すという事業をやっておりますので、こちらのほうも利用者、そんなに増えているとかという状況ではないのですけれども、やはりケアマネジャーさんによく周知しながら積極的にご利用いただけるようにしていきたいと考えております。

また、それ以外の方でも地域で実施している介護予防事業、ぷらっと嵐トレとか、あとらんらんフィットとか、そういうのもございます。こちらのほうは介護認定を受けている方でも参加できるものですので、そちらのほうも活動を盛り上げて、多くの方に利用していただけるように努めてまいります。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 行われているということがよく分かりました。それで、この今230人が要介護1、それから要介護2は224人ということで、本当に40何%を占めるわけですけれども、今その通所介護のCというような形ですか、参加されているその率というのはどのくらいの方が参加なさっているのでしょうか。できる限りこういうところへ呼びかけていっていただきたいと思っておりますけれども、どのくらいの皆さんが出かけているものですか。

○狛守勝義委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

通所サービスCになるのですけれども、こちらのほうは年間2クールやっております。1回の定員が14名でございます。大体平均すると12~13名の方が参加していただいているような状況でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、私は108、109ページの先ほど藤野委員が質問された内容と同じなのですが、まずイロハのイなのですけれども、居宅介護サービスの居宅介護サービス内容を伺いたしたいと思います。そして、あと地域密着型サービスのサービス内容を伺いたしたいと思います。

○狛守勝義委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

まず、居宅介護サービスですが、訪問介護、ヘルパーさんですね、それと訪問看護、看護師さんが訪問するもの、それと通所サービス、デイサービスになります。それと、短期入所、ショートステイとか、そういったものになります。

地域密着のサービスなのですが、地域密着サービスは住み慣れた地域を離れないで生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスで、具体的には定員が18名以下の人数でより顔が見える関係でサービスを提供するもので、例えば認知症の方のグループホーム、それと小規模なデイサービス、そういったものがございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 居宅介護サービスのほうが今回の予算は増やしてありまして、地域密着型のほうは金額が減っている。これを見ますと、やはり今認知症も大分増えてきてはいるのだけれども、やはり自分のうちで家族に見守られながら、ヘルパーさんやデイサービスを使いながら生活をしていくというこの数字を見るだけだと、そっちのほうを望んでいる方が多くて、やはりグループホームとか、そういうところに入所されるという方は、嵐山町においては少ないという見込みの予算でよろしいのでしょうか。

○狛守勝義委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

確かに畠山委員さんおっしゃるように、認知症の方は大分増えておりまして、相談も多くなっております。今回9期の計画を作成するにいたしまして、いろいろ分析を行いました。アンケートも取ったのですが、その中のご意見として、やはりご自宅で生活をしたい、介護している方は見られる範囲で自宅で介護を続けたいと、一緒に生活をしたいという方がいらっしゃいます。そういった方は、例えば訪問介護、ヘルパーさんに来ていただいて、必要な方はおむつ交換とか、入浴の介助をしていただいて、食事面は家族の方が見るとか、そういった方もいらっしゃいます。その方で毎日毎日24時間介護で疲れてしまいますので、家族がお休みするためにも在宅でふだんは生活していて、ショートステイを利用して何泊か施設にお世話になることによって、家族でしている介護を休むような体制を取るという方も結構いらっしゃるといふうに伺っております。

それと、入所に際してなのですが、若干空室はありますが、やはり今現在アンケートの結果を見ますと、嵐山町は在宅での生活を最後まで望む方が多いように感じております。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 家族としてみれば、やはり住み慣れたところで父や母を見るのが、そうしてあげたいというのはやまやまなのだけれども、やはり老老介護でやっている場合には、地域密着型のほうになってしまう場合もあるのかなど。今ちょっとご相談のある方も老老介護でいらっしゃる方がいて、もう入所を考えているのだけれども、金額面のことを心配されているのですよね。やはり地域密着型になると、金銭面がかかってしまうことを気にされていらっしゃるのだけれども、大体年金暮らしの方でお幾らぐらいで入所できるものなのか、確認しておきたいと思います。

通常の国民年金、でも社会年金だったかな、生活費は30ぐらいいはあるかもしれないのですけれども、そのくらいの方で、あとは本当に国民年金の方と厚生年金をもらっていた方、また金額が違いますけれども、大体その辺りでどのくらい払うようになるのか、分かりますか。

○狛守勝義委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 ちょっとはっきりした金額というのは把握していないのですけれども、いろんなケースを通して幾らぐらいという大まかなところなのですけれども、大体特別養護老人ホームに入所する場合ですと、介護保険の給付費のほかにお部屋代だとか、食費とかを含めて大体14～15万ぐらいだと思います。

認知症のグループホームになりますと、もうちょっと金額が上がって、17～18万ぐらいになるかなと思いますので、確かにグループホームのほうだと、国民年金だった方とちょっとご家族の支援をいただかないと厳しいところもあるのかなとは考えられます。

以上です。

○狛守勝義委員長 もう3回ですよ。

○畠山美幸委員 3回目だけ。

○狛守勝義委員長 ええ、そうです。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 保険料を13段階にしたわけですが、低所得者を減額、高所得者を増加にした理由について伺いたと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 生きがい担当副課長 お答えいたします。

現在の8期計画は9段階が標準になっております。嵐山町は標準の9段階を採用しております。来年からの9期計画は、13段階が標準となります。国のほうから13段階以上に分けなさいということで指示されておまして、嵐山町は標準の13段階を採用させていただきました。9段階から13段階に4段階増えましたが、この増えた4段階というのは、高所得者を細分化しているのみです。低所得者とかのほうには影響ございません。高所得者を細分化したものです。

この高所得者を細分化することによって、高所得の方の率を上げます。その率を上げたものを低所得者の軽減分として充てる制度、そういったものになっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 なるほど。そうですか。13段階以上ということで国からは来ているという答弁でしたよね。それでこの前伺ったら、13段階目が83人と、その下より人数が多かったわけですよ。そうすると、もう少し段階を増やしてもいいのではないかなと思ったのですけれども、この増やさな

かったのは何か理由があつてのことなのですか、ちょっとそれを伺いたと思います。

○狛守勝義委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

今までも国の標準の段階で実施していたというのが1つと、それからまた近隣の状況も見て、近隣も同じように13段階でやっているところが多いということで、第9期は13段階、国の標準に合わせて設定させていただきました。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 295ページですけれども、保険給付費は前年度より3,750万8,000円減、地域支援事業60万4,000円の減の予算ですけれども、これは第8期のほうが多かったということですが、実際にそのような見込みでいいということで伺います。

それから、低所得者介護保険料軽減繰入金1,392万9,000円の詳細を伺います。

支払準備基金繰入金の残高は1億4,700万円で、これ繰入金に対して逆に本年度は支払準備基金に歳入として入れるということはないのか伺います。

次ですけれども、居宅介護サービス給付費6億5,607万6,000円の予算ですけれども、介護を担う人は町内全域での不足について伺いたしたいと思います。

それから、地域密着型サービスの7,166万7,000円の減の理由ですけれども、これも実際には待っていらっしゃる方とか、それから先ほどのように、金額的に無理があるからという方がいらっしゃるのかどうか伺いたしたいと思います。

施設介護サービス給付費3,710万3,000円の減ですけれども、これに関しても要介護3以上でないと、今入所できないですね。その点について要介護2、要介護1が増えたということも併せて考えていきたいと思うのですが、それについて伺います。

それから、地域密着型介護予防サービスが科目設定になっている理由を伺います。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 まず、1点目のナンバー236につきましてお答えいたします。

保険給付費が前年よりか3,750万8,000円減となっております。こちらは先ほど来ご説明申し上げておりますが、国のシステムを用いまして各種の介護サービスを積み上げた結果、この金額が減額になったものでございます。

保険給付費の令和5年度、今年度の予算ですが、令和6年度と同様に計画値でやはり積算をしております。8期計画は、前回の計画、8期計画は令和3、4、5なので、前年の令和2年度に策定

をしておりますので、新型コロナの影響をほとんど受けていないような状況で見込みを立てたものでございます。実際としては実績のほうは介護サービスを控える方がいたために、見込みより少なくなっているサービスもございましたので、なりました。9期計画につきましては、新型コロナの影響を加味したものとなっておりますので、令和5年度予算と比較して減額となっております。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、私のほうから地域支援事業費60万4,000円の減になった理由をお答えさせていただきます。

こちらは、地域支援事業60万4,000円の減ということでございますが、先ほど藤野委員のところでも申し上げたとおり、通所事業は318ページから320ページなのですけれども、そのうちの負担金補助及び交付金の負担金がかかなり減額したために、そのほかにも増額している予算は多々あるのですが、133万8,000円の減になったことによって、結果的に60万4,000円の減になったと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 続きまして、ナンバー237につきましてお答えをいたします。

予算書301ページの低所得者介護保険料軽減繰入金1,392万9,000円の詳細につきましてはですが、予算書の112ページ、113ページを御覧ください。112ページの一番左、目の(3)番になります。介護保険特別会計操出事業、この介護保険特別会計操出事業、この右の113ページを見ていただきますと、2億2,469万8,000円になっております。こちらの中に、すみません、ここ一般会計なのですが、この一般会計の2億2,469万8,000円、この中に先ほどの301ページの低所得者介護保険料軽減繰出金、こちらが含まれております。一般会計から繰り出したものを介護保険特別会計で繰り入れるものという形になっております。

続きまして、ナンバー238につきましてお答えいたします。準備基金の残高につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、令和6年度末で1億4,700万円の見込みになっております。歳入に積む予定はあるかということでございますが、今年度、令和5年度の決算の状況を見まして、剰余金が発生するようであれば積立ても考えていきたいと思っております。こちらはまた来年度になりましたら検討させていただきます。

続きまして、ナンバー239の介護を担う人の町内全域での不足についてお答えをさせていただきます。町内で実際に職員を募集している介護事業所がございますが、なかなか決まらないというふうになっております。全国的に介護人材不足というふうに言われておりますが、嵐山町においては今のところ介護人材不足のためにサービスの提供に影響が出ているという話は聞いておりません。

続きまして、ナンバー240の地域密着型サービスの減の理由を説明申し上げます。地域密着型サービスにつきましては、すみません、少々お待ちください。すみません、失礼しました。先ほど小規

模な通所とか、認知症のグループホームというふうにご説明申し上げたのですが、小規模な通所介護、デイサービスですね、デイサービスに関しまして、令和元年度と比較して令和4年度は約30%減っております。かなりデイサービスを控える方がいらっしゃったように、恐らくコロナの影響だと思うのですが、そういった状況がございます。グループホームにつきましては、町内1か所なのですが、そちらは今年度、令和5年度は若干退所した方がいらっしゃって、何か月間か空くような状況があったのですが、今現在はいっぱいになっております。

それと、あと待っている人はいるかという状況でございますが、なかなか金銭的に厳しいということで、待ちたいのだけれども、待てない状況ということは何件か聞いたことはございます。そういった方に関しましては、特別養護老人ホームのほうが、先ほど課長より申し上げましたが、特養のほうが費用面としては若干安いものがございますので、そういったところをどうですかということでご案内するようなこともございます。

続きまして、ナンバー241の施設介護サービスにつきましてお答えをいたします。渋谷委員さんおっしゃるように、特別養護老人ホームは申込みできるのが原則要介護3以上の方になっております。ただ、原則要介護3以上ではあるのですが、特例で要介護2とか、そういった方も認められるような場合もございますので、特例というのは例えば家族から虐待のおそれがあるとか、金銭的に搾取とか、そういったおそれがある場合には、介護度が低いような場合には特例で入所ということも行ったりしたことも実際例としてございますので、要介護3未満だからといって全てが駄目と、そういう判断はしておりません。

続きまして、ナンバー242にお答えをさせていただきます。地域密着介護予防サービスが科目設定になった理由ですが、まず現在の令和5年度につきましては、8期計画の計画値に基づき予算計上をさせていただきました。ただし、少なくともここ5年間は実績がございませんでした。そこで9期計画ではゼロになりました。ただ、もし利用する方が急に出てきた場合に対応するために、科目設定として1,000円を計上しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。これ何番になるのだ。237番で低所得者介護保険料軽減繰入金の詳細って、こちらのお答えではなくて、繰入金でどのような形、どんな人数に配分になったかということをおおうと思ったのですが、軽減繰入金ですよ。繰り入れたのは、それ当然入っていくわけですね、軽減されたから。ということをおうたいと思いました。

居宅介護サービス給付金のことなのですが、ホームヘルパーの手数料が減額になったと聞いているのですが、それで町内の居宅介護の介護施設が非常に厳しい経営状況になっていると聞いています。その点についての把握というのはどうなのかなど。これはぶっ潰せ、介護保険というふうなグループがあったのですけれども、そこで本当にヘルパー料金が低額になって、これだけたくさん介

護の居宅の介護サービスが求められているのに、実際にはヘルパー料金が減額になっていて、それで交通費なども全然出るところがないので、厳しいというふうな話を聞いているのですが、それについては町では把握できていないということなののでしょうか。

あとは、特養とそれから地域介護サービスというのは同じものだと思うのですが、特養のほうにいくというほうが金額的には多少安いという金額が分からないのです。という理由が分からないのですが、施設介護サービスですよね、特養も。だから、施設介護の中にも幾つかランクがあって、特養が金額的には一番安いのかなというのは分かるのですが、介護保険施設とかのほうは金額的には高いとかいろいろあると思うのですが、特養の中でもいろいろな形の施設の料金がばらついているということで考えていいということですか。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

答弁を求めます。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 すみません。大変お待ち遠さまでした。

237の低所得者介護保険料軽減繰入金の人数についてご説明を申し上げます。3段階……すみません、失礼しました。軽減率、繰入金としてパーセントで0.275の方が759人、調整率0.48の方が441人、調整率が0.685の方が361人になっております。

続きまして、ナンバー239につきましてお答えをいたします。居宅介護のほうですが、なかなか厳しいというような声も直接はお聞きしてはいないのですが、募集しても採用にならないとか、人が集まらないとか、そういった声は聞いております。その辺も経営って厳しい、電気代とか、ガソリン代、そういったものも高騰しておりますので、町のほうとしては少しでも介護事業所のほうを応援したいという考えをもちまして、12月議会で地方創生ではない、すみません、光熱水費の助成金のほうを全ての介護事業所のほうに支援という形で支給させていただきました。

続きまして、ナンバー241の施設サービスになりますが、特養の中でもいろいろあるのかというご質問でございましたが、特別養護老人ホームにも何種類か施設の部屋の造りですね、ございます。嵐山にある特別養護老人ホームは大部屋という形なのですが、ここ最近できたものは、ユニット型とか、個室というような形で、ユニット型というのは基本は個室になっておりまして、真ん中にリビングみたいなスペースを設けて皆さんが過ごして、8人とか10人ぐらいのそのリビングの周りに8人から10人ぐらいの個室を配置をして、そこで生活をしていくというような形になっております。若干どうしても大部屋より個室、ユニットのほうは金額のほうが高くなります。

それと、料金面に関してなのですが、施設利用に関しましては、軽減制度がございますので、特別養護老人ホームのほうに入所された方に関しましては、所得が低い方は居住費と食費の軽減措置がございますので、低い方はそちらのほうは適用になりますので、特養のほうは安くなる形になります。有料老人ホームとか、そういったところはそういった負担軽減の制度がございませんので、

どうしても高くなる形になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 居宅介護サービスの施設の問題なのですが、施設に補助金が出ていたとして、ホームヘルプサービスの単価が下がっているの、全体的に非常に苦しい状況になっていると聞いていますが、それはヘルパーさんの給与には響いているというか、時間給に響いているのではないかなということが考えられるのですけれども、その点についての把握というのはされているかどうか、伺いたい。そのためになかなか人も集まってこないし、逆に介護のヘルパーさんが辞めていく現状があるということが言われているのですけれども、嵐山町では少なくともその町からの助成金で何とかやっけていけるので、ヘルパーさんの給与にまではいっていないというふうに考えていいのか。ほかのところでは抑えているということを考えていいのか、伺いたいと思います。

それから、施設介護サービスなのですから、私は特養だけだったのかな。全部老健というのでしたっけ、老健なんかもある程度の差があったのだと思いますけれども、その点でもう難しいというふうに思われる方も結構いらして、そして施設介護のほうが家族としてはもうどうしようもないからと思っけていても、居宅介護をするという形も多くて、居宅介護の人も居宅介護でもヘルパーさんが難しいということで非常にメニューを減らしているという話を聞いているのですけれども、その点についてはいかがなのでしょう。

○狛守勝義委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

まず、訪問介護の報酬が減になったというところで、事業所からそういう声があるかということなのですけれども、確かに6年度からはちょっと報酬が減になっているので、経営がちょっと厳しくなるかなというような話は耳に入ってきております。それで、今年度もそうなのですけれども、そのヘルパーさんのお給料を上げるために、国のほうで補助金という形で今出しております、来年度は6月以降からはその処遇改善加算ということで上乗せをする方向でおりますので、ヘルパーさん自身のお給料は上がると考えております。ただ、人件費のほうに回るものですので、その事業所の経営が改善されるのかどうかというのは、ちょっと今のところこちらのほうでは予測がつかないような状況でございます。

それから、施設のほう、確かに特別養護老人ホームよりも老健、老健のほうが医療的な要素が高いので、報酬、給付の費用自体も高くなっております。また、認知症のグループホームもグループホームですので、共同で生活するという場所ですので、やはり少し報酬自体も高くなっております。やはり居宅で何とか頑張っていて入所をしたいのだけれども、なかなか金額的にその辺厳しいなという方も実際にはいらっしゃるのですけれども、その辺につきましては、やはりショートステイを上手に使っていただいたりとかということでも何とかやっけていただいているのが現状です。

町として何かできるかという、なかなかその辺がやはり金額が大きくなっていくものから、ちょっと厳しいかなというところは感じているところです。

以上です。

○狛守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより議案第19号 令和6年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○狛守勝義委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時30分で行います。

休 憩 午前11時50分

---

再 開 午後 1時28分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○狛守勝義委員長 議案第20号 令和6年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、竹内委員、質疑をどうぞ。

○竹内隆哲委員 すみません。337ページの項目についてお伺いします。

施設の浸水対策工事の予算について、その内容についてご説明をお願いします。

○狛守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 答えいたします。

参考資料の47ページを御覧ください。2の浄水場施設費、こちらに第1・2・3水源浸水対策工事と記載させていただきまして、嵐山町に3つある水源のうち、第1水源につきましては高さ2.7メートルの浸水タワーを建設いたしまして、そちらに電子制御盤等設置しまして、浸水が来た場合に耐え得るような工事になります。第2水源につきましては、高さ3.1メートルのタワーを建設いたし

まして、同様な機器を上を上げて浸水に対応する形になります。第3水源につきましては、水源の周りを止水壁という壁で囲って、こちらが1.3メートルになるのですが、囲う形で浸水の対策をする工事となります。こちらにつきましては、継続費で令和6年度、7年度の2か年にわたって工事を進めまして、6年度につきましては2億1,600万、7年度につきましては2億3,170万を見込んでおります。

以上です。

○狛守勝義委員長 竹内委員、どうぞ。

○竹内隆哲委員 こちらの工事で浸水対策工事なのですけれども、耐震工事になるのでしょうか、この内容というのは。

○狛守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

こちらの水源工事でございますけれども、令和元年度に台風19号によりまして都幾川の水が増水してかなり越水した事例がございました。その際に第1水源及び第2水源が浸水いたしまして、第3水源につきましては浸水はなかったのですが、かなり危ないところまで。護岸が崩壊して、第3水源の井戸についてもかなり影響が及びました。その結果、第3水源から取水しております第2浄水場系の水が取水できなくなった事例がございました。それがかなり3か月間、水が取水できない状況に陥りまして、そこから今回国の補助金を防災安全、その浸水対策の補助金を受けながら、その3つの水源井戸の浸水を防ぐために、その井戸ごと現状から高くして水が浸水しないような工事でございます。

耐震というより、その浸水防止のための防護工事という位置づけになっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 竹内委員、どうぞ。

○竹内隆哲委員 水害対策ですね。震災とはまた別かと思うのですけれども、耐震化の工事の進捗率だとかは、この予算の中には入っていないということでもいいでしょうか。

○狛守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 耐震化対策の工事とは別の工事でございます、こちらにつきましては委員おっしゃるとおり、水害対策の防護工事という位置づけになっております。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは予算書の337ページにありますが、業務の予定量のところで給水戸数が前年比に対してプラス300、ただ年間総配水量がマイナスになっております。当然1日平均配水量もマイナスということになっているわけなのです。ところが、昨年度は逆に戸数がマイナスの220、しかしその年間総配水量はプラスになっているのです。当然1日平均配水量もプラスになっています。ですから、今年は給水戸数が増えて、配水量が減っている。前年度は給水戸数が減っている。しか

し、配水量は増えているという形になっております。その辺の事情をお聞かせください。

それから、361ページ、この中で配水本管の施設費が前年比に対して3億1,460万減額になっております。かなり大幅な減になっております。この辺について配水本管の一つのめどというか、つuitaのかどうかも含めて、この辺の状態をお聞かせください。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、私のほうからは業務の予定量につきましてお答えいたします。

こちらのほうは、委員さんおっしゃるとおり、予算書337ページ、予算書の第2条の業務の予定量に記載しております給水戸数、年間配水量、1日平均配水量、給水戸数につきましては前年比300戸プラスの8,400戸、年間配水量、前年比6万2,000立米減の279万立米、1日平均配水量、前年比170立米減の7,645立米となっておりますのですけれども、給水戸数につきましては、令和6年度予算を策定するに当たりまして、令和3年度から4年度の決算での伸び率を勘案して算出して、プラス300戸という形になったのですけれども、年間配水量のほうにつきましては、1日平均配水量と関連しているのすけれども、こちらは令和4年度の決算値の1日平均配水量が7,645立米となっております、こちらを単純に365日掛けましたものが年間配水量として279万立米とさせていただきます。

令和5年度の当初予算と比べますと、こちらの年間配水量、1日平均配水量ともに、令和6年度よりも多かった予算で組ませていただいているのすけれども、実際令和5年度の予算を策定するに当たりましては、令和2年度から3年度の伸び率とかを勘案して、あと決算値も含めてなのすけれども、勘案して1日平均配水量を求めていたのすけれども、今回はこれが比べまして1日平均配水量令和4年度決算値のほうが令和3年度の頃よりも下がっているというところで、令和6年度の当初予算として計上しているものとなります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 配水本管施設費のほうが昨年度との比較ということでお答え申し上げます。

昨年度といいますか、令和5年度と6年度の当初予算の比較ですが、令和5年度におきましては、新浄配水場へ水源から水を運ぶ導・送水管、こちらの工事が予算上は2億8,700万円、そのほかの配水本管はおよそ2億1,000万円になります。今年度におきましては、その導・送水管は計上も着手しておりますので、それ以外の老朽管を更新するために予算計上をしております。

以上です。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、予定量は前年というか、決算の数年のものをベースにしてやっているということなのですが、給水戸数についてはプラス300というのは、単に住宅が増える、当然住民の方が増えるというのから当然見て算定できるわけですね。その人口というか、世帯数というか、ちょっとその辺が年度ごとにちょっと給水戸数が増えたり減ったりというか、総配水量もちょっとバランスが、普通考えると戸数が増えれば、当然配水量も増えるということ、減れば減るという相関関係にあるかなと思うのですけれども、その辺どういう算定の仕方がちょっとお聞きする限りでは不安定かなという予測がという気がちょっとするのです。その点について再度ちょっとお聞きしたいと思います。その1点です。

○狹守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、給水戸数が増えているのに、年間配水量につきましては減っているという理由なのですけれども、水道の給水戸数というのは必ずしも住民登録の世帯とは一致しておりませんで、こちらには8,400戸というふうに記載はしているのですけれども、実際は事業所ですとか、そういった水道の利用者の方もいらっしゃいますし、住民登録のないアパートに居住されている方につきましても水道の給水戸数のほうには入ってくるかなと思うのですけれども、実際町内アパート毎年数件増えておるような状況でございますし、実際給水戸数につきましてはそういった決算値の伸び率で単純に計上しているわけなのですけれども、配水量につきましては確かに委員さんおっしゃるとおり、戸数が増えれば配水量というのも増えていくのかなとは思っているのですけれども、嵐山町は花見台工業団地ですとか、事業所での事業所向けの配水量も結構多くなっているのですけれども、実際今年度で申し上げますと、4年度と比べまして配水量自体は3万立米ぐらい全体で減る予測になっております。その中で実際家庭用の水量というのも減ってはいるのですけれども、それよりも一番大きいのは工業用の用途につきまして、この3万立米の中のうちの2万7,000立米ぐらい減っているような状況でございますし、こういったところも勘案しまして配水量のほうを令和5年度よりも減というふうにさせていただきました。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

今の説明にちょっと補足をさせていただきたいと思います。今戸数につきましては新しい年度で増えていくというところでございますけれども、配水量につきましては、後ほどの川口委員の県水のお話とちょっと関連するものでございまして、総配水量の中に県水の受水量、それが入っております。その県水の受水量につきましては、先ほど申し上げたとおり、花見台工業団地の需要の予測によりまして毎年変化しております。5年度につきましては、その県水の受水量が渇水によりまして井戸の水位がかなり激減いたしました。そのため、その井戸の水位の負担を減らすために、花見

台工業団地に行きます県水の受水量を例年より3万立方ぐらい多く申請しておりました。そのため、その令和5年度につきましては、先ほど申しあげました花見台工業団地の使用量が3万、それと受水量も3万減らしておりますので、合わせて6年度につきましては6万立米総配水量が減るというような形になっております。それで、全体の総配水量につきましては、同じく5年度から6年度につきましては合わせて6万立米の減少となっている見込みでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 47ページですけれども、今までの説明で2番の浄水場施設費、それから3番の配水本管施設費、これの内容は分かりましたので、結構でございます。

1番の(1)のこの第1浄配水場の業務委託、この内容、それとそれぞれの工事がかなり多岐にわたりますけれども、工期的にはどのような予定がされているのかということですね、それについてお尋ねしておきます。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 答えいたします。

参考資料47ページの1、事務費につきましては、(1)、第1浄配水場建設工事積算支援業務委託、こちらにつきましては、今度建設する新浄配水場の建設に係ります実施設計書、こちらにつきましては、設計したのが令和3年度なのですが、ここ数年の物価高等を考慮し、かなり設計単価、積算単価、歩掛かり等が大分変更になっております。こちらのほうの積算技術業務になります。また、新浄配水場の資材倉庫を建築するのですが、そちらの建築確認の申請業務も併せてこの業務の中で行っていきます。

あと、2番目の第1・2・3水源浸水対策工事施工管理業務委託、こちらにつきましては、先ほど申しあげた浸水対策工事、こちらの土木、建築、機械、電気等の進捗や施工の管理を委託するものでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、この(1)の件ですけれども、単価がこの物価高になっていろいろと変更になってきているという中で、この委託の仕事はどのくらいまで及ぶのでしょうか。それで新しい新浄配水場の実際にその工事に取りかかるというような時期というのは、いつ頃が予定されるのでしょうか。そして、3の配水本管施設のこの工事の工期みたいなものは、もう随時やっっていくような形になっていくのか、その辺が今ちょっと予定がどういうふうになっているのか、お尋ねしておきます。

○狛守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 答えいたします。

まず、先に配水本管の工期につきましては、できるだけ早期発注を行いまして、来年2月末、令和7年2月末を工期として進めてまいりたいと思っております。

続きまして、新浄配水場、第1浄配水場、こちらにつきましては、令和7年度を予定しております、3か年で今は計画をしております。

以上です。

○狛守勝義委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そのいわゆる業務委託が3か年ということではないのでしょうか。業務委託はある程度一定の期間でやって、そしてそれにどこまでかかるのか分からないけれども、それが済み次第、工事に入って行くのだというふうに理解しておいていいのかどうか、答弁をお願いします。

○狛守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 すみません。失礼しました。お答えします。

委託業務自体は単年度を予定しております、その結果に基づきまして工事の発注を行うようになります。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 総配水量が6万立方メートル余り減になる、先ほどもお話がありましたけれども、そうしますと県水も減になるのか伺いたいと思います。

それと、企業誘致条例加入金減額還付金、これの内容とどこの会社なのか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

私のほうからは、県水の受水率についてお答え申し上げます。例年この県水の受水に関しましては、町から県に対して翌年度の受水量を申込み制になっております。こちらにつきましては、先月、2月の頭に来年度の県水受水量の見込みを申請したところでございます。その量でございますけれども、年間で約66万3,000立米、66万3,000トン、月平均5万5,250トンでございます。こちらにつきましては、5年度の申請量が約70万500立方メートル、70万500トン、こちら月平均にいたしますと約5万3,400でございます。比較いたしますと、6年度の申請量は5年度に比べまして3万7,500トン、月平均で約3,100トン少なく、減量申請を行っております。こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、5年度につきましては渇水によりまして水源井戸の水位が低下したために、例年より多く申請をしておりました。そちらの水位の減少が解消されておりますので、来年度、6年度につきましては通常どおりの量としてお願いをしているところでございます。

当然年間総配水量に県水の受水量も含まれておりますので、年間総配水量が279万立方でございます。申請した予定受水量が66万3,000立方ですので、その受水率は23.8%の予定となっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、私のほうからは企業誘致条例加入金減額還付金、内容とどこの会社かというところのほうにつきましてお答えいたします。

こちらの予算は、嵐山町の給水規程第30条の2に定めております嵐山町企業誘致条例第2条第3号に定める指定企業が申請により当該申請の給水装置の新設工事または改造工事を行う場合の加入金の額に2分の1の割合を乗じて得た額を減額すると定めておりますその水道加入金の減額分となっております。この水道加入金につきましては、通常一旦、通常といいますか、この還付を実施するに当たりまして、一旦全額納付いただいた後にその半額を還付という方法で返還してございます。

令和6年度の先ほどの企業誘致条例の申請期限なのですけれども、条例改正によりまして花見台拡張地区に限って延長をされたと思います。そこで予算の範囲内で計上しているものでございまして、どこの会社を予定しているというものではございません。花見台の拡張地区のところに進出があった場合に備えて計上しているものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。総配水量と県水との関係というのは、県水も今回減っていると。23.8%と。25%というふうに前から聞いているのですけれども、その範囲内であるということで分かりました。これを、では結構です。

企業誘致条例の関係ですけれども、新年度に工事着工になる見通しなのですか。見通しがあるからこういう形で還付をしようということなのですか。そうではないのかな。まあ、いいや。ちょっとそれ聞いてからにします。

○狛守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 新年度中に工事の着工があるかどうかというところまでは、すみません、私のほうでは把握できていないのですけれども、今造成とかを進めている段階かなと思うのですけれども、引渡しがあった後に実際に工事、拡張地区の中に3区画あると思うのですが、そちらに進出する企業のほうで工事が着工する段階でもう水は、水道のほうは必要になると思います。その中で水道を使用させていただく前にメーターを出庫するに当たりまして、水道加入金のほうは一旦納めていただくのですけれども、そちらのほうの還付なのですが、それが事業所が稼働した段階で企業誘致条例の優遇措置指定が受けられてから、うちのほうは還付、水道事業のほうとしては還付になるのですが、正直6年度そこが執行されるかどうかまでは、ちょっとぎりぎりな

のかなと思ひまして、そういった進出に備えて当初予算で計上しているものでございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。では、着工しない場合も考えられるということなのですよ、そうすると。来年に持ち越しということなのですか。

それで、この金額幾つだっけかな、ちょっと今開いていないので、3社分がこの還付されるという理解でよろしいのか、ちょっと伺いたいのと、条例が花見台はずっとまだ残るわけですよ。ですから、どうなのでしょうね。新年度予算でなくても補正でも十分大丈夫なのではないかなと思うのですけれども、あえて新年度にしなくても、私はよかったのではないかと思うのですけれども、新年度にした理由というのは何かあるのですか、ちょっと伺いたいと思うのですが。

○狛守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

花見台工業拡張地域の関係でございますけれども、今年度その造成が完了して企業に引渡しという予定で今事業が進められていると思うところでございますけれども、その関係で今年度引渡しになって、来年度からそれぞれの企業が工事着工になった場合に備えて、工事をするに当たっては必ず水道、建設するには水道が必要でございますので、その6年度中に出る可能性がありますので、当初予算でその加入金の部分のその減免分を予算措置させていただいているところでございます。

また、その進出企業につきましては、県の企業局のほうのホームページのほうに掲載はされているというところでございますけれども、どの企業さんが6年度にぱっと建設に入られるかどうかは、今のところは分かりかねますけれども、一応当初予算でその申請があった場合に対して対応できるように当初で予算化をしているところでございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○清水延昭上下水道課長 そうですね、失礼しました。3社分と言わず、科目設定ではないのですけれども、予算の枠で取っているものですから、6年度中に3社が来た場合は、川口委員おっしゃるとおり、補正で対応させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 参考資料の46ページですけれども、企業債の令和6年度末の金額を伺います。

それから、参考資料の47ページで浄水場施設費2億1,600万円の工事なのです。これ3つ工事をやる感じになるのですけれども、3か所ですよ。同時進行になるのかなと思ったのですけれども、いかがなのでしょう。

次のは要らない、結構です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、私のほうからは企業債令和6年度末の残高でよろしかったでしょうか、そちらのほうをお答えしたいと思います。

令和6年度末の企業債の残高見込みといたしましては、財政融資資金、国のほうの今現在返済中のもので利率2.8%のものが427万5,676円、同じく利率2.1%のものが585万2,493円、それと地方公共団体金融機構で今返済中のもので利率2.1%のものが207万67円、それと今年度借入れの実施をさせていただいたものが1.0%のもので、こちらが1億2,750万7,661円、これに加えまして今年度もう一つ、つい先日借入れの申込みを進めているものが民間資金といたしまして利率が0.661%のもので残高が7,913万4,000円となる予定です。これに加えまして、令和6年度の6年度中に借り入れる予定でありますものが、令和5年度起債同意分からの起債予定額が約1億6,000万円、当初予算に計上しております予算書337ページ、338ページの第6条、企業債でございます令和6年度当初予算計上額が3億5,810万円となりますので、これらを合計いたしますと、7億3,693万9,897円となる見込みです。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 私のほうからは、浸水対策工事、こちらにつきまして各水源が同時進行されるかどうかということに対してお答え申し上げます。

こちらにつきましては、発注自体は一度に行います。ただ、浸水タワー、こちらにつきましては、発注後生産という、既製品があるわけではなくて、製作日数がかかります。その間にほかの水源、第3水源が止水壁だけですので、そちらを順次進めながら、そういった製品が出来上がるのを待つて、順次第1、第2水源を行っていく形を取る予定になっております。

また、3水源を一度に止めてしまうことはできませんので、やはりその辺を調整しながら進めていくところであります。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。浄水場施設費の同時進行かというのは、最初の第1水源のほうをやって、その間に第2水源を用意しておいていって、第3水源がそれと同時に、1と2が終わった段階で第3水源と一緒に合わせるという感じでいいのですか。よく分からなくて。

○狛守勝義委員長 1点でいいですか。

○渋谷登美子委員 はい、いいです。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 お答えいたします。

6年度におきましては、まず第3水源、こちらのほうから取りかかります。その間に、先ほど申し上げました必要な部材、浸水タワーまたは制御盤等の製作、そういったものを同時進行ですが、実際に井戸のほうで作業をするのは第3水源から始まって、第2水源に移りまして、第1水源というような順序になっております。こちらを2か年にわたって行う予定になっております。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 では、補足させていただきます。

こちら浸水対策工事でございますけれども、6年度と7年度の継続費で計上させていただいております。まず、6年度には、先ほど申し上げたとおり、第3水源と第2水源を主に工事を行います。そして、7年度には、残りの第1水源を主にやっていく予定でございます。

それで、それぞれ6年度、7年度事業費を分けまして、6年度は2億1,600万、こちらに対して国庫補助が3,700万入ってきます。残り1億7,900万を企業債で充当して事業を進めていく予定でございます。7年度につきましては、事業費が2億3,170万、国庫補助金が約2,900万、残りの2億円を企業債で充当して事業を進めてまいる予定でございます。事業費総額といたしましては、2年合わせまして約4億5,000万円の事業費を予定しております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより議案第20号 令和6年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狛守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

---

#### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○狛守勝義委員長 議案第21号 令和6年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を議題いたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 予算書の391ページ、資本的収入及び支出のところでございます。この中で企業債が1億2,730万と、それから次の企業債償還金、これが1億8,697万円というふうになっております。借りるより返すほうが多いという状態の状況でございます。そういう意味で現在の財務状況をどのように評価というか、捉えているのか、それと今後の見通しについてをお聞かせください。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

こちらは企業債でございます。令和6年度末の予定でございますけれども、約17億6,900万円が来年度末の未償還元金の予定となっております。6年度中に起こす企業債と償還額の割合が、償還するほうが多いというのが下水道事業が平成4年から始まって現在30年ほど経過するところでございます。その当時、平成4年から8年度ぐらいまでに起債した企業債につきましては、とても高い金利のものでございました。元金には直接は関係いたしませんけれども、その高い金利の企業債については、全て公共下水道事業債につきましては30年の償還で起債しております。ですので、4年度から8年度に借り入れた企業債が、30年たってだんだん償還が終わってきておりますので、年々償還額が減少傾向にあるというところは、まだ高いですけれども、だんだん減少傾向になっているところがございます。その高金利の企業債が5年度、今年度末終了するものが5本ございます。こちらで償還額が約1,900万円今年度末で減る予定になっております。また、来年度、6年度末にはその高金利の企業債が6本、約3,400万円の償還額が減る予定でございます。さらに、7年度末につきましても、やはり5本、それで8年度末につきましても5本というように、毎年5本ずつぐらい償還金が減ってまいります。今後も借入れは年々借り入れる額もありますけれども、償還が済んでいく、残金も減って償還額も減ってまいりますので、だんだん借入れより償還が増えるということは、この先それが逆転していくと見込まれているところがございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 下水道のカメラ調査はどこを調査するのか、伺いたいと思います。

2点目に、市野川流域負担金ですけれども、これが増になるというふうに見ているわけですね。理由を伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 お答え申し上げます。

まず、下水道カメラ調査はどこを行うかということでございますけれども、公共下水道嵐山第4汚水幹線でございます。花見台工業団地、セブンイレブンがございますけれども、その交差点か

ら県道、主に歩道部分になるかと思えますけれども、を菅谷方面に向かっていただきまして、関越をくぐった先の玉ノ岡中学校北入り口交差点というのがございますけれども、そこまでの約1,600メートルの調査を予定しております。

続きまして、市野川流域の維持管理負担金の増となると見た理由ということでございますけれども、基本的には令和4年度の実績から積算をさせていただいております。令和4年度実績の有収水量を基準とさせていただいて、令和4年度、5年度の4から11月までの比較をさせていただいております。その伸び率を乗じて積算を行っているわけですが、なお積算に当たっては、水道の検針を基に賦課する水道検針分と呼ばさせていただきますけれども、水道の使用量に応じてそのまま賦課させていただくものと、排水事業所が自ら申告をする申告事業所分とがございます。これにつきましては、製造の過程で多くの水を使ったり、要は排水として流さない分を差し引いた量に賦課するという事業者側から水量を申告していただくものがございます。それが4社ございます。おのおの伸び率等を計算をさせていただきますと、先ほど申し上げました水道検針分につきましては、令和4年度と令和5年度を比較しますと、0.2%ぐらい減っております。ただし、申告事業所分につきましては、令和4年度と令和5年度を比較しますと、7.1%ぐらい排水量が増えております。そういったことから、今回市野川流域の維持管理負担金につきましてもそれを基に計算させていただいた上で負担金額を積算させていただいていると。理由といたしましては、先ほど申し上げました申告事業所分が排水量が増える見込みであるということから、増額とさせていただいております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 花見台の、カメラの関係なのですが、ちょっとどういう具合なのですか。まだ特別壊れているわけではないのだけれども、もう壊れる時期だからカメラで調査して、いつ頃工事をしようかというそれを見たいのか。もう壊れてしまっているのか、どこか。その壊れたところを見るのにカメラを入れるのか、ちょっとその内容を伺いたいと思います。

それから、市野川の関係なのですが、これは不明水だけではないですけれども、負担金を出すのは、でも、不明水というのも結構大きいのではなかったかな、前は。大分少なくなってきたのかな。分かります。不明水がかなり少なくなっているのかどうかというのは分かるかな。ちょっとその点と、申告事業所が増えるから、検針を受けるということで説明があったので、どうなのですか。全体の水の量から考えると、検針のほうが多いのではないかなと思うのですが、僅か4社ですから、そうではないのかな。検針は一般家庭、ほかのところも会社もそういう状況ですよ。検針でやるわけですから、そっちのほうが多いのではないかなと思うのです。そこが減っていると。先ほどの水道の使用量も6万立米も減るという予定ですから、そうであればちょっとなかなかイコールにはならないなど。減るのにこっちを増みたい、不明水しかちょっと理由はないのではないかなと思うのですが、ちょっと伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、お答え申し上げます。

まず初めに、カメラ調査の件でございます。公共下水道嵐山第4、第5幹線につきましては、以前陥没事故等ございまして、そういったことをきっかけにストックマネジメント計画というものが策定されております。その計画に基づいて今調査を行っております。3年から7年までの計画で、調査につきましては来年度までの調査期間ということで行っております。状況につきましては、基本的には陥没事故が起きたりということもございまして、来年度調査する部分についても、圧送ポンプが2か所設置されております。圧送ポンプがあるところが非常に硫化水素等の発生でヒューム管、コンクリート管ですけれども、そういったものに悪さをして腐食をしていくという傾向がございまして、落差がある部分についてもそういった傾向が出ておりますので、いずれにしろカメラを入れてみないと何とも言いえないのですけれども、そういったことで特殊環境下と言わせていただいているのですけれども、そういった圧送ポンプがあったり、落差の大きいところについては、非常に硫化水素等が原因によって腐食が進むということが分かっておりますので、優先して行うということになっております。調査した結果によって必要であれば、今後更新を行っていくということになるかと思っております。

それと、すみません、市野川の維持管理負担金の不明水の傾向ということでございまして、来年度につきましては、令和4年度の不明水実績ということで計算上はさせていただいております。減っているかということでございまして、令和元年度から見ると、令和元年度が20万7,000立方、令和2年度につきましては18万6,000立方、令和3年度につきましては15万5,000立方、令和4年度につきましては16万7,000立方というような形で、元年から年々減ってはいたのですけれども、令和4年度につきましては若干増えているというような状況でございまして。

以前から申し上げているかと思っておりますけれども、降雨量によって大きく影響するのではないかなと思っております。あと、今現在カメラ調査を行った部分で緊急時並びに2の判定が出たものにつきましては、順次更新工事等も行っております。そういったところでカメラ調査をする中で差し水というのも現状捉えておりますので、そういった更新工事をすることによって、そういう不明水についても減っていくのかなとは思っております。

それと、4社よりか検針分のほうが割合多いかなというようなお話かなと思っておりますけれども、当然検針部分のほうが全体としては大きいですが、おおむね水量でいうと2対1ほどでもないのですけれども、そういったぐらいの割合で、その4社なのですけれども、排水事業所は非常に大きな排水量を排水していただいておりますので、そこでの7%というのは非常に大きな数字にはなってくるのかなと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 最初の流域下水道の管理費負担金の1億6,102万2,000円はいいです。

そして、次、浄化槽転換促進奨励補助金1,200万円の予定件数とその地域。

それから、生活排水処理施設整備構想見直し業務委託728万5,000円と公共下水道全体計画等策定業務委託918万8,000円、下水道事業経営戦略等支援業務委託625万3,000円の内容を伺います。

それと、企業債の6年度末償還は金額的には分かったのですが、今後なのですが、川島地区があと企業債を続けるのでは、残っていると思うのですが、これ金額的にいうとどうなのかな、あとキロ数で聞くほうがいいのか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、まず浄化槽の転換促進奨励補助金の予定件数と地域ということでございます。

件数につきましては、来年度24件を見込んでおります。対象地域につきましては、公共下水道区域以外ということになります。

続きまして、生活排水処理整備構想等のところでございます。昨年も公共下水道全体計画経営戦略につきましては、昨年度からの債務負担行為で行っている事業になりますので、昨年もご質問いただいたかなと思いますけれども、全体計画につきましては、東京湾の水質環境基準の達成のために、今東京湾流域別下水道整備総合計画という上位計画がございます。その計画を受けて荒川流域別下水道整備総合計画及び市野川流域下水道全体計画等がございます。それらの計画の見直しにおきまして、令和5年度から町の全体計画の見直しを行っているものでございます。内容といたしましては、流域下水道汚水計画、計画面積の見直しを行い、令和6年度にその全体計画に属する事業計画等々を見直しを図るものでございます。事業計画の中身といたしましては、事業期間及び計画汚水量等の変更、下水道法事業計画変更図書の作成などを予定しております。

続きまして、経営戦略につきましては、町の将来人口等を予測いたしまして、下水道整備や水洗化状況の推移を考慮し、将来の使用料収入の予測を行います。また、事業に対する投資はどのくらい必要なのか、その財源をどうするのか、経営の目的や経営の目標を示した総合戦略を策定するものでございます。今回につきましては、花見台の拡張がございます。また、川島の区画整理事業など整備計画が具体化してきております。また、川島の区画整理事業に伴う川島の未普及地区対策工事並びに先ほども川口委員のご質問ございましたカメラ調査を行っておりますその結果に基づく公共下水道の更新工事、また耐用年数を迎えました志賀2区地内の管路更新の手法の検討等を経営戦略に反映させていくものでございます。

また、生活排水処理施設整備基本構想につきましては、これにつきましては、先ほど申し上げました全体計画と経営戦略につきましては町管理型の浄化槽も含まれておりますけれども、基本構想

につきましては全ての生活排水が対象になります。下水道だけではなくて、個人設置の浄化槽なども含まれた中での汚水処理施設の早期整備と長期的かつ効率的な運営管理について適切な役割分担の下、計画的に実施していくための計画を策定するものでございます。内容といたしましては、事業実施区域の見直し、下水道区域が変わったりすることによって浄化槽等も変わってきますので、そういったところの見直し、整備手法の検討、事業手法の検討、生活排水処理基本計画の策定などとなります。

○狛守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 私のほうからは、企業債の今後の見込みについてお話しさせていただきます。ご説明させていただきます。

先ほど申し上げたとおり、6年度末の企業債の未償還残高は約17億6,900万でございます。今後の予定でございますけれども、先ほど申し上げました30年前のものが毎年毎年5本ずつ減少していくのに加えて、今現在行っております浄化槽の整備企業債と流域下水道の建設費負担金の企業債につきましては、毎年のその額に応じて起債をしていく予定でございます。それで川島地区につきましては、部分につきましては、26ヘクタールほどございますけれども、あの部分に関しましては、公共下水道事業の中では未整備対象地区と位置づけられております。そちらにつきまして基本計画、整備に関しましての基本計画は、令和4年度に基本計画を策定させていただきました。その実施設計につきましては、事業開始の前年度に行う予定でございますので、あそこ川島地区の産業団地の整備事業は実施になる見込みになりましたら、それに合わせて下水道の整備も併せて行っていきたいと考えているところでございます。

距離にいたしましては、面積は26ヘクタールでございますけれども、距離にいたしますと、約2.2キロメートルほどを考えております。事業費につきましては、まだ算出しておりませんので、それに対する企業債というのもまだ予定しておりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 志賀2区の老朽管ですか、そのことに関しては、この排水処理整備構想の見直し業務には入っていないのですか。

○狛守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

先ほど申し上げました経営戦略、それと公共下水道の事業計画、そちら両方に志賀2区地内の老朽管の更新についての事業計画は入っております。それと、来年度表します生活排水処理施設整備構想の見直し、こちらにつきましては、5年ごとに県の見直しに合わせまして町も5年ごとに見直しをかけているものですが、そちらにつきましては、公共下水道地区と浄化槽地区合わせた整備計画となっております。そちらにつきまして、公共下水道エリアの中に同じく志賀2区の老朽

管の更新の計画も入っております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより議案第21号 令和6年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狛守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○狛守勝義委員長 以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました予算議案6件の審査は全て終了いたしました。

4日間にわたりまして慎重審議をされ、大変ご苦労さまでございました。また、佐久間町長、高橋副町長、下村教育長をはじめとする説明員の皆様には、大変ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

ここでお諮りいたします。予算特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思っております。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 2時38分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

委員長